INS/M00－39

平成１２年度

主要４か国の原子力関連法令収集等に関する報告書

平成１３年３月

（財）原子力発電技術機構
原子力安全解析所

本事業は、経済産業省資源エネルギー庁原子力安全・保安員からの委託事業〔実用原子力発電施設安全性実証解析（安全性実証解析）〕で実施したものである。

INS/M00-39

平成 13 年 3 月

主要４か国の原子力関連法令収集等

要　旨

我が国及び海外主要４か国（アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ）における原子力関連法令を体系的に収集・整備し、各国の法令を比較することにより、主要な規制項目に関する内容が各国でどのようになっているか迅速かつ簡便に把握できる自動検索システムを構築した。

自動検索システムの構築に当たって、以下を考慮した。

(1) 対象国は我が国及び海外主要４か国（アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ）の５か国とし、収集する法令は法律、政令、省令、指針類のほか主要な民間基準も含めた。

収集に当たっては、各国の代表的な原子力関連法令集又は国際機関がまとめた各国の規制に関する資料を参照した。

(2) 整備した法令を検索するためのキーワードの選定に当たっては、キーワード全体が原子力利用全般をカバーするようにした。

(3) 規制の全体的な枠組みを理解し、法令の扱いを判断する情報として、各国における法令体系、行政組織、許認可プロセス等の概要を作成し、自動検索システム上で参照できるようにした。

(4) 自動検索システムはデータ（法令、キーワードなど）の追加、削除、修正及びメンテナンスが容易に行えるようにした。

平成１２年度　主要４か国の原子力関連法令収集等

目　次

添付資料

別添資料

表及び図の件名一覧

１．　序論

１．１　目的

我が国及び海外主要国（アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ）の原子力法令を統一的な体系に基づいて収集・整備し、我が国を含めた各国の法規制を比較することにより、主要な規制項目に関する内容が各国でどのようになっているか迅速かつ簡便に把握できる自動検索システムを構築する。

１．２　実施内容

１．２．１　原子力法令の収集

我が国及び海外主要国（アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ）における原子力利用全般に係る法令を、参考文献に示す代表的な原子力関連法令集又は国際機関がまとめた各国の規制に関する資料を参照し収集した。ただし、国防（軍事）施設、医療用施設、核融合開発、加速器等の研究目的施設及び放射性同位元素（ＲＩ）の利用に関するものは対象外とした。

また、フランス、ドイツについては原語による条文以外にできるだけ日本語又は英語訳されたものを収集するように努めた。

１．２．２　原子力法令の統一的整備

収集した法令の整備は以下の手順で行った。

(1) 法令分類用キーワードの選定

自動検索システムにおいて使用する法令分類用キーワードの選定に当っての基本的な考え方国は以下のとおりである。

①　キーワード全体が、原子力利用全般をカバーするよう留意した。ただし、前述のとおり、国防（軍事）施設、医療用施設、核融合開発、加速器等の研究目的の施設及び放射性同位元素（ＲＩ）の利用に関するものは除いた。

②　キーワードの選定は我が国と海外主要国（アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ）の法令内容の比較が適切に行えるように、我が国の実情を考慮しながら行った。

③　最近の我が国の実情として、特に考慮したものとしてはＪＣＯ臨界事故後の法令の改正により導入された制度に関連するもの（例えば、原子力保安検査官、防災管理者・専門官

等）をキーワードに含めた。

④　キーワードは大中小分類の３階層構成とした。

なお、中分類及び小分類キーワードには「その他」というキーワードを設け、関連法令を漏れなく検索できるようにした。

(2) 法令目次の作成

収集した法令の概要を把握するために、条文目次（日本語）を作成した。さらに、主要な法令については、検索した条文の内容が分かるように条文の要約も作成した。

(3) 法令目次へのキーワードの付与

選定したキーワードを、上記１．２．２（2）で作成した法令目次に付与した。

(4) 法令キーワード表の作成

キーワードを付与した法令目次に基づいて、キーワードと法令の対応一覧表を各国ごとに作成した。添付２「法令キーワード表」参照。

１．２．３　自動検索システムの構築

(1) 自動検索システム機能の作成

指定したキーワードに該当する法令のリスト、対応する条文目次及び条文の要約を簡便に検索するとともに、必要に応じて原文を表示する自動検索システム機能を作成した。

なお、運用段階においてデータの追加、修正などのメンテナンスに対応できる機能を付加している。

(2) データの整備

添付１「日本及び諸外国の原子力に係る法令体系表」に記載された法令のうち、法律、政令、省令（告示、技術規準、指針は除く）を対象に、上記１．２．２で整備されたキーワードを付与した法令目次及び条文の要約をデータベース化し、上記１．２．３（1）の自動検索システム機能上で利用できるようにした。データベース化にはアクロバット等を用いた。

なお、データベースは運用段階においてデータのメンテナンスが行えるものとした。

２．　原子力法令の収集

２．１　対象とする法令

原子力法令の収集に当たっては、参考文献に示す各国の代表的な原子力関連法令集又は国際的な原子力規制機関の解説資料等を基に収集した。

２．２　収集法令の概要

収集した法令は添付１「日本及び諸外国の原子力に係る法令体系」に示すように「法律」、「政令」、「省令」、「告示・技術規準・指針類」、「民間基準」の５階層に分け、それを大分類キーワード（１７語）に振り分け分類・整理した。フランス及びドイツの法令については、可能な限り英語又は日本語訳も収集した。

なお、添付1「日本及び諸外国の原子力に係る法令体系」は、検索システムの中で、「法令一覧表」として参照している。

収集した法令の原文ページ数及び検索システムの中での取り扱いの可否をまとめたものを添付４「各国の収集法令リスト」に示す。

各国の法令体系を添付3「各国の規制のまとめ」に示すが、この中の各国の法令体系図から分かるように、各国とも原子力（基本）法を頂点とした階層構造を構成しているのが共通点である（ただし、フランスは原子力法がないがそれに代わるものとして、「危険、非衛生、不快施設に関する１９１７年１２月１９日の法律」及び「大気汚染及び悪臭の防止並びに１９１７年9月１９日の法律に関する１９６１年の法律６１－８４２号」がある。)。

３．　原子力法令の統一的整備

３．１　キーワードの選定

収集した法令を体系的に分類・整理し、自動検索システムにおいて関連法令を検索するために使用するキーワードを選定した。

キーワードは大中小分類の３階層構成とし、大分類キーワード（１７語)、中分類キーワード（４３語)、小分類キーワード（２７語）の合計８７語を選定した。

キーワード選定の結果を表３－１「検索用キーワード一覧」に示す。

なお、自動検索システム上でキーワードの追加・削除は容易に行えるようにした。

３．２　キーワードによる分類

収集した法令の条文目次に、キーワードを付与した結果を添付２「法令キーワード表」に示す。

なお、キーワード付与に当たってはキーワードを各法令について付与するだけでなく、個々の条文レベルでも付与した。

３．３　法令体系、原子力行政組織、原子力許認可プロセス等の概要

各国の法令体系、原子力行政組織、原子力許認可プロセス等の全体的な枠組みを容易に理解できるように以下を記載した各国の規制のまとめを作成した。添付３「各国の規制のまとめ」参照。

(1) 法令体系

各国の原子力関連法令体系を法律、規則／政令、指針／省令、民間基準に分類し、関連する法令を体系図としてまとめた。

(2) 原子力行政組織

各国の原子力行政関連組織をブロック図形式にまとめた。

なお、日本については２００１年１月より施行される新しい行政組織を基に作成した。

(3) 原子力許認可プロセス

各国の原子力施設の許認可プロセスをフロー図形式に取りまとめた。

なお、日本については２００１年１月より施行される新しい行政組織を基に作成した。

(4) 各国の規制のまとめ

日本を除く対象各国について工事認可（設計審査)、使用前検査、溶接検査、燃料検査、定期検査についての規制要件及びその実施面を取りまとめた。

表３－１　検索用キーワード一覧（１／２）

大分類	中分類	小分類
１．全般	－	－
２．研究開発	－	－
３．組織	－	－
４．原子炉施設	立地	－
	公聴会	－
	設計	自然現象（外部事象）
		炉心
		燃料
		工学的安全設備(ECCS、C/V)
		原子炉冷却材圧力バウンダリ
		耐震
		事故評価
		その他
	建設	設置許可（建設許可）
		工事認可
		使用前検査
		溶接検査（建設）
		その他
	運転	運転許可（認可）
		保安規定
		運転責任者（運転員）
		定期検査
		溶接検査（運転）
		燃料検査
		輸入燃料体検査
		改造
		定期安全レビュー
		その他
	事故・故障	報告
		立入検査
	監査(Oversight)	－
	シビアアクシデント（SA）	－
	火災防護	－
	原子力保安検査官	－
	申告制度	－
	ヒューマンファクタ	－
	その他	－

表３－１　検索用キーワード一覧（２／２）

大分類	中分類	小分類
５．核燃料サイクル施設（特有の規制）	精錬	―
	転換	―
	濃縮	―
	成型加工	―
	再処理	―
	使用済燃料中間貯蔵	コンクリートキャスク
		金属キャスク
	その他	―
６．放射線防護	線量当量限度（公衆、従事者）	―
	表面密度限度	―
	通知	―
	その他	―
７．廃棄物処分	高レベル廃棄物	―
	低レベル廃棄物	―
	使用済燃料	―
	その他	―
８．廃止措置	―	―
９．輸送	陸上輸送	―
	海上輸送	―
	航空機輸送	―
	輸送容器	―
	その他	―
１０．品質保証	―	―
１１．安全防護(Safeguard)	計量管理	―
	物的防護（PP）	―
	サボタージュ	―
	その他	―
１２．テロリズム	―	―
１３．防災	防災管理者・専門官	―
	組織	―
	非常事態宣言	―
	立入検査（防災）	―
	緊急時計画	―
	その他	―
１４．賠償	―	―
１５．電源開発	―	―
１６．環境保護	―	―
１７．情報公開	―	―

４．　自動検索システムの構築

指定したキーワードに該当する海外法令のリスト及び条文目次を簡便に表示でき、必要に応じて法令又は条文の原文を表示できるものとした。

なお、運用段階において法令の追加・削除、キーワードの追加・削除のメンテナンス機能を容易に操作できるシステムとした。

４．１　自動検索システムの概要

自動検索システムの機能は次のとおりであり、図４－１にその概要を示す。

(1) 法令データベースのキーワードによる検索

(2) 法令一覧表表示

(3) 法体系説明図表示

(4) 規制組織図及び許認可手続き手順の表示

４．２　自動検索システムの構成

自動検索システムのネットワーク構成は次のとおりであり、図４－２にその概要を示す。

また、動作環境は以下のとおりである。

(1) サーバマシン

OS:Windows NT Server 4.0

DBMS:SQL Server 7.0

周辺機器:CD、DAT、FD、UPS

(2) クライアントマシン

OS:WindowsNT、Windows98、Windows95

Internet Explorer4.0 以上

Adobe Acrobat Reader4.0 以上

４．３　検索の手順

検索の手順は次のとおりである

（詳細は別添資料１「海外法令データベース検索システム取扱説明書」を参照。）

(1) メインメニュー画面

(2) キーワード設定及び検索結果表示画面

(3) 法令目次表示

(4) 法令原文表示

４．４　自動検索システムのデータ更新

本システムは次のメンテナンス機能を有する。

(1) 対象国の追加・削除

(2) 対象国の追加・削除

(3) 法令ファイルの追加・削除

(4) キーワードの追加・削除

(5) ユーザ情報の追加・削除

（詳細は別添資料１「海外法令データベース検索システム取扱説明書」を参照。）

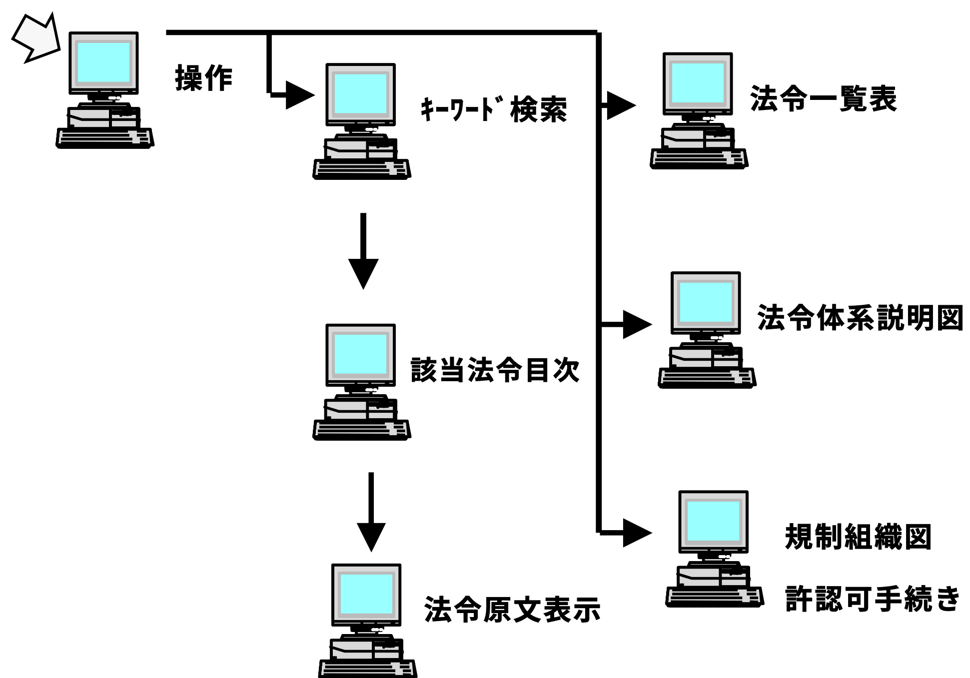


図４－１　自動検索システム機能概略図

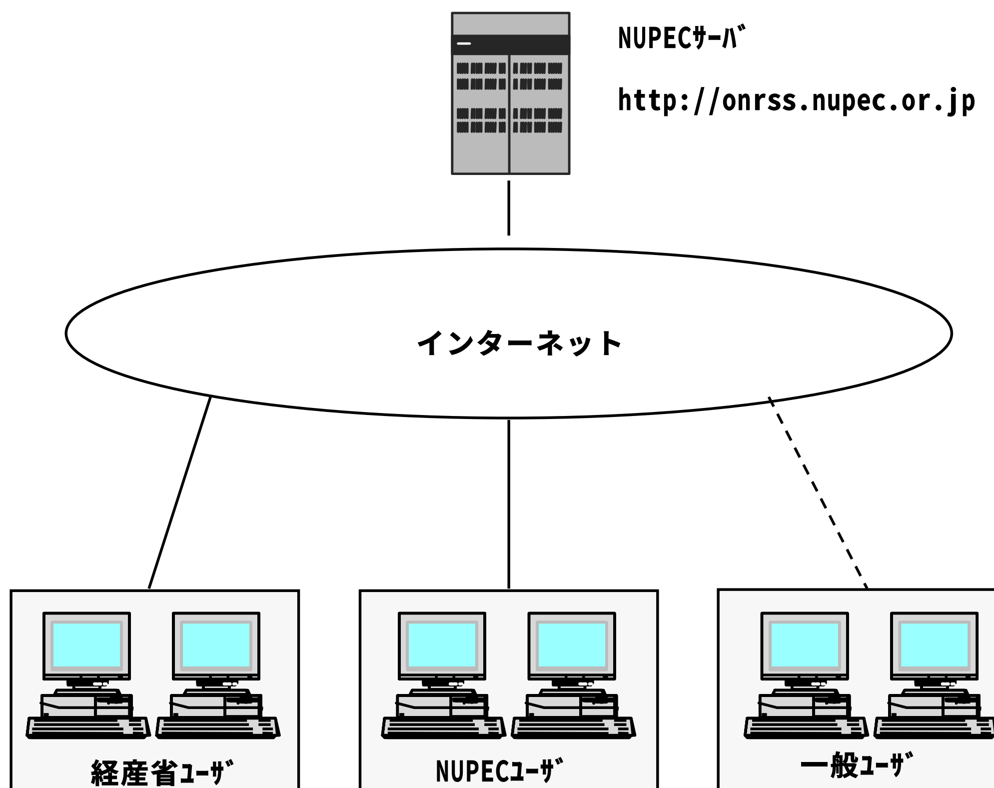


図４－２　自動検索システムネットワーク概要図

５．　まとめ

本作業の成果をまとめると以下のとおりである。

(1) 我が国及び海外主要４か国（アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ）における原子力利用全般に係る法令を収集・整備した。フランス、ドイツについてはできるだけ日本語訳、英語訳も収集するようにした。さらに、収集対象には主要な民間基準も含めた。

(2) 自動検索システムにおいて使用する検索キーワードは、キーワード全体が原子力利用全般をカバーするよう、また、我が国との比較が適切に行えるよう留意した。キーワードは合計８７語を選定した。

(3) 各国の規制の全体的な枠組みを理解し法令の扱いを判断する情報として、各国における原子力法令の体系及び許認可手続の概要説明を作成した。

(4) 本自動検索システムにより各国の原子力関係法令の簡便な検索が可能となり、各国の法令体系、規制の組織及び規制プロセスを引用できるようにした。

参考文献

１． 日本

（１） 資源エネルギー庁編、平成 12 年度「電力小六法」、電力新報社

（２） 資源エネルギー庁編、'99 年版「原子力実務六法」、電力新報社

（３） 科学技術庁監修、「原子力関係法規集」、大成出版社

２． アメリカ

（１）OECD/NEA, "Nuclear Legislation - Analytical Study: Regulatory and Institutional Framework for Nuclear Activities", 1995 Edition

（２） "Nuclear Regulation Reporter", Commerce Clearing House, Inc., 随時発行

３． イギリス

（１） OECD/NEA, "Nuclear Legislation - Analytical Study: Regulatory and Institutional Framework for Nuclear Activities", 1995 Edition

（２） Her Majesty's Stationary Office, http://www.legislation.hmso.gov.uk/

（３） S.Tromans and J.Fitzgerald, "The Law of Nuclear Installations and Radioactive Substances", Sweet & Maxwell, 1997

４． フランス

（１） "Sûrété des installations nucléaires en France : Législation et réglementation-Recueil de textes publié par la direction de la sûreté des installations nucléaires",3e édition, Janvier 1995 (英訳 : "Safety of nuclear installations in France : Legislation and regulation - Compilation of texts published by the direction of the safety of nuclear installations", 3rd edition, January 1995)

（２） "Sûrété des installations nucléaires en France : Législation et réglementation-Recueil de textes publié par la direction de la sûreté des installations nucléaires",3e édition, Janvier 1995 (英訳 : "Safety of nuclear installations in France : Legislation and regulation Compilation of texts published by the direction of the safety of nuclear installations", 4th edition, May 1999)

（３） CEA, "Recueil de legislation et de reglementation des activites nucleaires", Tome I/II, 1994(英訳 : "Compilation of legislation and regulation of nuclear activities", Vol. I/II)

５．ドイツ

（１） BMU, "Handbuch Reaktorsicherheit und Strahlenschutz",Band 1/2, December 1998 (英訳 : "Handbook reactor safety and radiation protection", Vol.1/2)

（２） Shiwy, "Strahlenschutz vorsorge gesetz(StrVG)", Band 1-3,Verlag R.S. Schulz, 1 May 2000(英訳 : "Precautionary radiation protection act", Vol.I-III)

略語集

ACNW	Advisory Committee on Reactor Safeguards	放射性廃棄物諮問委員会（米）
ACRS	Advisory Committee on Reactor Safeguards	原子炉安全諮問委員会（米）
AFCEN	Association Francaise pour les Regles de Conception et de Construction des Chaudieres Electro-Nucleaires	原子力発電所の設計･建設基準に関するフランス協会（仏）
APAVE	Associations de Proprietaires d'Appareils a Vapeur et Electriques	加圧蒸気設備所有者協会（仏）
BAnz	Bundesanzeiger	連邦官報（独）
BCCN	Bureau de Controle de la Construction Nucleaire	原子力設備製造検査局（仏）
BfS	Bundesamt für Strahlenschutz	連邦放射線防護局（独）
BMFT	Bundesministerium für Forschung und Technologie	連邦研究技術省（独）
BMI	Bundesministerium des Innern	連邦内務省（独）
BMU	Bundesministerium für Umwelt,Naturschutz und Reaktorisicherheit	連邦環境・自然保護・原子炉安全省（独）
BNFL	British Nuclear Fuel Ltd.	英国燃料会社（英）
BNI	Basic Nuclear Installation	基礎原子力施設（仏）
CCAP	Commission Centrale des Appareiles a Pression	圧力容器中央委員会（仏）
CEA	Commissariat a l'Energie Atomique	フランス原子力庁（仏）
CFR	Code of Federal Regulation	連邦規制コード（米）
CIINB	Commission Interministerielle des Installations Nucleaires de Base	基礎原子力施設省間委員会（仏）
CSSIN	Conseil Superieur de la Surete et de l'Information Nucleaires	原子力安全情報会議（仏）
COGEMA	―	仏核燃料公社（仏）
CTC	Centre Technique de Crise de l'IPSN	IPSN の技術支援センター（仏）
DES	Departement d'Evaluation de Surete	原子力安全防護研究所(IPSN)の安全評価部(仏)
DETR	Department of Environment, Transportation and Regions	環境運輸地域省（英）
DGS	Directorate General for Health	保健省（仏）
DIGEC	Directorate for Gas,Electricity and Coal	ガス、電力及び石炭局（仏）
DIN	Division des Installations Nucleaires	DRIRE の原子力部（仏）
DRIRE	Direction Regionale de I'Industrie,de la Recherche et l'Environnement	産業・研究・環境地方局（仏）
DSIN	Direction de la Surete des Installations Nucleaires	原子力施設安全局（仏）
DTI	Department of Trade and Industry	貿易産業省（英）
EA	Environment Agency	環境庁（英）
EDF	Electricite de France	フランス電力公社（仏）

EDO	Executive Director for Operations	運営総局長（米）
EPR	European Pressurized Water Reactor	ヨーロッパ型加圧水炉（仏独）
FSAR	Final Safety Analysis Report	最終安全解析書
GMBl	Gemeinsamministerialblatt	大臣通達集（独）
GRS	Gesellschaft für Anlagen- und Reaktorsicherheit	原子炉安全協会（独）
HSC	Health and Safety Commission	保健安全委員会（英）
HSE	Health and Safety Executive	保健安全執行部（英）
ICPE	Installation Classee pour la Protection de l'Environnenment	BNI と見なされない施設であって環境保護の見地から定義される施設
IPSN	Institut de Protection etSurete Nucleaire	原子力安全防護研究所（仏）
KTA	Kerntechnisher Ausschuss	原子力技術基準委員会（独）
NII	Nuclear Installations Inspectorate	原子力施設検査局（英）
NMSS	Office of Nuclear Material Safety and Safeguards	核物質安全・保障措置局（英）
NRPB	National Radiological Protection Board	国立放射線防護庁（英）
NRR	Office of Nuclear Reactor Regulation	原子炉規制局（米）
NSD	Nuclear Safety Directorate	原子力安全局（英）
NSSS	Nuclear Steam Supply System	原子炉蒸気供給系
NuSAC	Nuclear Safety Advisory Committee	原子力安全諮問委員会（英）
OE	Office of Enforcement	強制措置局（米）
OPECST	Office Parlamentaire d'Evaluation des Choix Scientifiques et Technologiques	議会科学技術選択評価局（仏）
OPRI	Office de Protection contre les Rayyonnements Ionisants	電離放射線防護局（仏）
PPI	Plan Particulier d'Intervention	所外緊急時計画（仏）
PUI	Plan d'Urgence Interne	所内緊急時計画（仏）
RCC	Regles de Conception et Construction	設計・建設基準（仏）
RES	Office of Nuclear Regulatory Research	原子力規制研究局（米）
RFS	Regles Fondamentales de Surete	安全基本規則（仏）
RSEM	Regles de Surveillance en Exploitation des materiels Mechaniques	EDF の機器の検査に関する基準（仏）
RSK	Reaktorsicherheitkommission	原子炉安全委員会（独）
SAP	Safety Assessment Principles	原子力施設安全評価原則（英）
SAR	Safety Analysis Report	安全解析書（米）
ISAR	Intermediate Safety Analysis Report	中間安全解析書（米）
FSAR	Final Safety Analysis Report	最終安全解析書（米）
PSAR	Preliminary Safety Analysis Report	予備安全解析書（米）
SCPRI	Service Central de Protection contre les Rayonnements Ionisants	電離放射線防護本部（OPRI の前身）（仏）
SER	Safety Evaluation Report	安全評価報告書の意味で安全解析書の NRC 評価結果（米）

SP	Office of State and Tribal Programs	州・部族問題担当局（米）
SPN－CCAP	Section Permanente Nucleaire de la CCAP	圧力容器中央委員会の常設原子力部門（仏）
SRP	Standards Review Plan	標準審査指針(NUREG-0800)（米）
SSK	Strahlenschutzkommission	放射線防護委員会（独）
TOR	The Tolerlability of Risk from Nuclear Power Stations	原子力発電所からのリスク容認性（英）
TÜV	Technische Überwachungsvereine	技術検査協会（独）
UKAEA	United Kingdom Atomic Energy Authority	英国原子力公社（英）
VDEW	Vereinigung Deutscher Elektrizitätswerke e.v.	ドイツ電気事業者連合会（独）

日本及び諸外国の原子力に係る法令体系

法律（１／２）　　添付１（１／１０）

キーワード(大)	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	備　考
全般	◎原子力基本法	◎原子力法（１９５４）	◎原子力法（１９４６） ○労働保健安全法（１９７４） ○都市地方計画法（ＴＣＰＡ）（１９９０）	◎大気汚染及び悪臭の防止及び１９１７年9月１９日の法律の修正に関する法律１９６１年の第６１－８４２ △危険・非衛生・不快施設に関する１９１７年１２月１９日の法律	◎原子力法（ＡｔＧ）	ドイツの制度 法（Ｇｅｓｅｔｚ：両院の承認で成立） 令（Ｖｅｒｏｒｄｎｕｎｇ：官庁が参議院の同意を得て発行）
研究開発	◎日本原子力研究所法 ◎核燃料サイクル開発機構法	○ウエストバーレイデモプロジェクト法（１９８０） ○核廃棄物政策法（１９８２、１９８７）	○原子力公社法（１９５４）	◎放射性廃棄物管理の研究に関する１９９１年１２月３０日の法律第９１‐１３８１号	◎原子力法1条1項	
組織	◎原子力委員会及び原子力安全委員会設置法 ◎通商産業省設置法 ◎科学技術庁設置法	○エネルギー再編法（１９７４） ○エネルギー省組織化法（１９７７） ○ＮＲＣ歳出授権法（１９８０）	○原子力公社法（１９５４、１９７１、１９９５） ○労働保健安全法（１９７４） ○放射線防護法（１９７０）	△法律８３－６０９号（国会：議会科学技術選択評議会） ◎放射性廃棄物管理の研究に関する１９９１年１２月３０日の法律第９１‐１３８１号	◎原子力法第３章行政官署第２２条～２４条 △連邦放射線防護所轄官庁設立法	
原子炉施設	◎電気事業法 ◎ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	◎ 原子力法第１０３、１８２、１８４、１８５、１９２条 省令（１０ＣＦＲ５０）で規定	○原子力施設法（１９６５） ○放射性物質法（１９９３） ○電力法（１９８９） 指針（原子力施設安全評価原則、原子力施設リスク容認性、敷地許可の標準条件（敷地許可申請者用ガイド））で規定	◎政令６３－１２２８号（基礎原子力施設）で規定 ◎政令９５‐５４０号(基礎原子力施設の液体及び気体廃棄物の放出及び取水）で規定 ◎アンケートの民主化、環境保護に関する１９８３年7月１２日の法律第８３－６３０号 ◎環境保護強化に関する１９９５年2月2日の法律第９５‐１０１号	◎原子力法	
核燃料サイクル施設	◎ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 ◎ 核燃料物質の加工の請負に伴う外国人等の責任の免除に等に関する法律	◎原子力法第１９３条 省令（１０ＣＦＲ４０、５０、５０Ａｐｐ．Ｆ、７０、７６）で規定	○原子力施設法（１９６５） ○放射性物質法（１９９３） 指針（原子力施設安全評価原則）で規定	◎政令６３－１２２８号で規定（サイクル施設のみで特に規定せず、原子炉施設全般について本政令で規定）	◎原子力法	
放射線防護	◎実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 ◎労働安全衛生法 ◎放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 ◎放射線障害防止上の技術基準に関する法律	省令（１０ＣＦＲ２０）で規定	○放射線防護法（１９７０） 省令（電離放射線規則など）、指針（原子力施設安全評価原則）で規定	◎政令第６６‐４５０で規定	◎原子力法 ◎放射線防護予防法（ＳｔｒｌＶＧ）	
廃棄物処分	◎ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	○核廃棄物政策法（１９８２、１９８７） ○ウラン精錬廃棄物放射線管理法（１９７８） ○低レベル放射性廃棄物政策法（１９８０、１９８５） 省令（１０ＣＦＲ６０、６１）で規定	○放射性物質法（１９９３） 指針（原子力施設安全評価原則、放射性廃棄物管理政策の検討）で規定	◎ 物質の除去及び回収に関する１９７５年7月１５日の法律第７５‐６３３号 ◎ 放射性廃棄物管理の研究に関する１９９１年１２月３０日の法律第９１‐１３８１号	◎原子力法９ａ～９ｃ条	
廃止措置	◎ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	省令（１０ＣＦＲ５０．５４、５０．５９、５０．７５、５０．８２、１０ＣＦＲ２０）で規定	省令（原子炉廃止措置環境影響評価規則）、指針（原子力施設安全評価原則）で規定	◎政令６３－１２２８号で規定	◎原子力法2章（監視規定）7条（３）	
輸送	◎ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 ◎船舶安全法 ◎航空法	◎原子力法第１３３条 ○核廃棄物政策法 省令（１０ＣＦＲ７１他）で規定	○ 放射性物質（道路輸送）法（１９９１） 省令（放射性物質道路輸送規則など）、指針（原子力施設安全評価原則）で規定 （ＥＵＲＡＴＯＭ規則９２／３（放射性　廃棄物輸送）を放射性廃棄物国際輸送規則（ＳＩ１９９３／３０３１）に取り込み） （ＥＵＲＡＴＯＭ規則９３／１４９３（放射性物質輸送）に準拠）	△危険物の輸送・管理に関する１９４２年2月5日の法律第４２－２６３号 ◎ 核物質防護・管理に関する１９８０年7月２５日の法律第８０－５７２号	◎原子力法第4条（核燃料の運送） ○ＩＡＥＡ Ｓａｆｅｔｙ Ｓｅｒｉｅｓ ＳＴ－１“Ｒｅｇｕｌａｔｉｏｎｓ ｆｏｒ ｔｈｅ Ｔｒａｎｓｐｏｒｔ ｏｆ Ｒａｄｉｏａｃｔｉｖｅ Ｍａｔｅｒｉａｌ”１９９６に準拠	
品質保証	民間指針「ＪＥＡＧ４１０１　原子力発電所の品質保証指針」で規定	省令で規定（１０ＣＦＲ５０Ａｐｐ．Ｂ）	指針（原子力施設安全評価原則）で規定	◎政令６３－１２２８号で規定（１０条2）	◎原子力法7条2項（詳細はＫＴＡ１４０１で規定）	
安全防護（Ｓａｆｅｇｕａｒｄ）	核物質の防護に関する条約で規定	◎原子力法第１３２、１３３、２３６条 省令（１０ＣＦＲ５０．３４、５０．３３、５０．３４、５０．５４、５０．７２、７３、７４．５）で規定 ◎ＮＰＴ法（１９７８）	（ＩＡＥＡ－ＩＮＦＣＩＲＣ／２２５／Ｒｅｖ．４に準拠）	◎ 核物質防護・管理に関する１９８０年7月２５日の法律第８０－５７２号	◎原子力法2章4、5、6条、１２ｂ条 ◎ＩＮＦＣＩＲＣ２２５（ＩＡＥＡの核物質及び原子力施設に対する防護）に準拠	
テロリズム	無し	◎原子力法第１４７、１４９条 ○総括外交安全保障・反テロリズム法（１９８６）	○核物質（攻撃）法（１９８３）	無し	○ＲＳＫのＰＷＲ指針１９．４節［第三者の攻撃］で規定	

◎：入手済（日本語訳）　○：入手済（英語又は英語訳）　△：入手済（仏語又は独語の原文）　×：未入手

キーワード(大)	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	備　考
防災	◎災害対策基本法 ◎大規模地震対策特別措置法 ◎原子力災害特別措置法	省令（１０ＣＦＲ５０．４７、ＡｐｐＥ他）で規定	○原子力施設法（１９６５） ○放射性物質法（１９９３） 指針（原子力施設安全評価原則）で規定	◎公衆安全組織、森林防火及び大規模災害予防に関する１９８７年7月２２日の法律第８７－５６５号（サイト外緊急時プラン）	△災害防止推進法 △民間防衛法（ＺＳＧ）	
賠償	◎原子力損害の賠償に関する法律 ◎原子力損害賠償補償契約に関する法律	◎原子力法第１７０条 ◎プライスアンダーソン法（１９５７、１９８８）	○原子力施設法（１９６５）	◎原子力エネルギー分野の民事責任に関する１９６８年１０月３０日の法律６８－９４３号 ◎法律第６８－９４３号を修正する法律１９９０年6月１６日の法律第９０－４８８号	◎原子力法第４章（責任規定）第２５条～第４０条	
電源開発	◎電源開発促進法 ◎発電用施設周辺地域整備法 ◎電源開発促進税法 ◎電源開発促進対策特別会計法	無し	○電力法（１９８９）	無し	◎原子力法第1条1項	
環境保護	◎環境基本法 ◎環境影響評価法	○国家環境政策法（１９６９） 省令（１０ＣＦＲ５１）で規定	○環境保護法（１９９１） ○都市地方計画法（１９９０） 省令（都市地方計画環境影響評価規則）で規定	◎公のアンケート調査の民主化及び環境の保護に関する１９８３年7月１２日の法律第８３－６３０号 △環境保護のために公害規制適用施設に関する１９７６年7月１９日の法律第７６－６６３号 △自然保護に関する１９７６年7月１０日の法律第７６－６２９号 ◎環境保護強化に関する１９９５年2月２日の法律第９５－１０１号	◎原子力法2章7条、８条 △環境協調性監査法（ＵＶＰＧ）	
情報公開	◎情報公開法	◎情報公開法（１９８６） 省令（１０ＣＦＲ９．１０）で規定	無し	△政令７７－１２３３で規定	無し	
その他	無し	無し	○公益開示法（１９９８）	無し	△刑法１３、１４、２３、２５、２６、２７、１３８、３２３ｃ条	

◎：入手済（日本語訳）　○：入手済（英語又は英語訳）　△：入手済（仏語又は独語の原文）　×：未入手

キーワード(大)	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	備　考
全般	◎核原料物質、核燃料物質及び原子炉及び放射線の定義に関する政令	無し	無し	△危険・非衛生・不快施設に関する１９１７年１２月１９日付法律の第５並びに７条を適用するのため行政規則に関する１９５３年５月２０日の政令第５３－５７８号 ◎原子力施設に関する１９６３年１２月１１日の政令第６３－１２２８号	◎原子力法手続令（ＡｔＶｆＶ） ◎原子力法費用令（ＡｔＫｏｓｔＶ）	
研究開発	◎日本原子力研究所法施行令 ◎動力炉核燃料開発事業団法施行令	無し	無し	◎国立放射性物質管理局に関する１９９２年１２月３０日の政令第９２－１３９１号 ◎法律９１－１３８１の適用及び地下研究所の設置許可に関する１９９３年７月１６日の政令第９３－９４０号 △原子力委員会及びコジェマの鉱物等の取扱許可に関する１９８１年３月３１日の政令第８１－３００号	無し	
組織	◎原子力委員会及び原子力安全委員会設置法施行令	無し	無し	◎ 工業及び科学開発省に原子力の安全に関する上級評議会及び原子力施設安全本部を設置することに関する１９７３年３月１３日の政令第７３－２７８号 △原子力庁を設置する１９４５年１０月１８日の政府命令第４５－２５６３号 ◎ 原子力安全省間委員会を設置する１９７５年８月４日の政令第７５－７１３号（大統領命令） △原子力庁に関する１９７０年９月２９日の政令第７０－８７８号 △同上政令（原子力庁に関する１９７０年９月２９日の政令第７０－８７８号）適用のための１９７２年１２月１４日の政令第７２－１１５８号 △上記政令を改正する１９９４年６月３日の政令第９４－４５１号 △工業及び科学開発大臣の役割に関する１９６９年７月１８日の政令６９－７２４号 △工業及び科学開発省の組織に関する１９７０年５月１２日の政令７０－３９４号 ◎ 産業及び国土開発省の中央行政府の組織に関する１９９１年の政令９１－４３１号 ×原子力庁の業務を明確にする１９９４年６月３日の政令第９４－４５１号 △原子力発電の情報会議の設立に関する１９７７年１１月１０日の政令第７７－１２３３号 ×工学的な危険度を防止する会議を設立する１９８９年２月８日の政令第８９－８５号 ◎ 経済、大蔵、工業省の権限に関する１９９７年６月１１日の政令第９７－７１０号 ◎国土整備・環境大臣の権限に関する１９９７年６月１１日のデクレ第９７－７１５号 ◎産業閣外大臣に委託される権限に関する１９９７年６月１８日のデクレ第９７－７２８号 ◎基礎原子力施設に関する１９６３年１２月１１日の政令第６３－１２２８号 ◎安全及び情報上級評議会と原子力施設安全本部設置に関する１９７３年３月２７日の政令第７３－２７８号 ◎国立放射性物質管理局に関する１９９２年１２月３０日の政令第９２－１３９１号 ◎電離放射線防護局の設置に関する１９９４年７月１９日の政令第９４－６０４号 ◎危険物質輸送省間委員会に関する１９９５年９月１３日の政令第９５－１０２９号	◎ 原子炉安全委員会設置に関する公告 ◎ 放射線防護委員会の設置に関する公告 △連邦環境・自然保護・原子炉安全省（ＢＭＵ）設置公告	
原子炉施設	◎電気事業法施行令 ◎核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令	無し	無し	◎ 原子力施設に関する１９６３年１２月１１日の政令第６３－１２２８号 ◎ 基礎原子力施設の液体及び気体廃棄物の放出及び取水に関する１９９５年５月４日の政令第９５－５４０号 △基礎原子力施設の手数料に関する１９７６年５月２４日の政令第７６－４８０号 △表面水の汚染度合の含有量を決定する１９６９年１月１０日の政令第６９－５０号 ◎ 法律８３－６３０号（アンケートの民主化、環境保護）の適用政令に関する１９８５年４月２３日の政令第８５－４５３ ◎法律９５－１０１号の政令に関する１９９５年２月２日の政令第９６－３８８号 ◎法律７６－６６３号の適用政令に関する１９９６年５月１０日の政令第７７－１１３３号 ◎公害規制適用施設のリストに関する１９７７年９月２１日の政令第６７－９６４号 △公益認定、収用決定に関する１９５９年６月６日の政令第５９－７０１号 政令５９－７０１号の改定に関する１９７６年５月１４日の政令第７６－４３２号	○安全受任者・事故報告令（ＡｔＳＭＶ）	
核燃料サイクル施設	◎核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令 ◎核燃料物質の加工の請負に伴う外国人等の責任の免除に等に関する法律施行令	無し	無し	政令第６３－１２２８号（基礎原子力施設）で規定 △基礎原子炉施設の手数料に関する１９７６年５月２４日の政令第７６－４８０号	◎原子力法手続き令	
放射線防護	◎ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令	無し	無し	◎電離放射線に対する保護の一般的原理に関する１９６６年６月２０日の政令第６６－４５０号 ◎ 基礎原子力施設における電離放射線防護の危険に対する作業者の防護に関する１９７５年４月２８日付け政令第７５－３０６号 ◎ 電離放射線防護局の設置についての１９９４年７月１９日の政令第９４－６０４号 △職業病の表を見直し補う１９８４年６月２２日の政令第８４－４９２号	◎ 電離放射線による災害の防護に関する命令（ＳｔｒｌＳｃｈＶ） ○レントゲン照射傷害防護令（RöV）	
廃棄物処分	◎核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令	無し	無し	◎ 国立放射性廃棄物管理局（ANDRA）に関する１９９２年１２月３０日の政令第９２－１３９１号 ◎ 放射性廃棄物の管理に関する１９９１年１２月３０日の法律第９１－１３８１号の適用を目的としかつ地下研究所の設置許可に関する１９９３年７月１６日の政令第９３－９４０号 ×１９７２年のロンドン条約の添付書類Ⅰ、Ⅱの修正を公布する１９８２年５月１９日の政令第８２－４２６号	◎電離放射線による災害の防護に関する命令（ＳｔｒｌＳｃｈＶ）	
廃止措置	無し	無し	無し	◎政令第６３－１２２８号（基礎原子力施設）で規定	△最終貯蔵所設置前払令（ＥｎｄｌａｇｅｒＶＩＶ）	

◎：入手済（日本語訳）　○：入手済（英語又は英語訳）　△：入手済（仏語又は独語の原文）　×：未入手

キーワード（大）	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	備　考
輸送	◎核燃料物質の運搬に届出等に関する総理府令	無し	無し	×加盟各国間の放射性廃棄物の輸入、輸出、通過に関する１９９４年9月２２日の政令第９４－８５３号 △鉄道による危険物の輸送に関する国際規則を公布する１９６７年9月２０日の政令第６７－８８０号 △鉄道による危険物の国際輸送に関するヨーロッパ協定の付録A、Bを公布する１９６８年１１月８日の政令第６８－１０２３号 ◎危険物輸送の省間委員会に関する１９９５年9月１３日の政令９５－１０２９号 △核物質防護・管理に関する１９８１年5月１２日の政令第８１－５１２号	◎電離放射線による災害の防護に関する命令（ＳｔｒｌＳｃｈV）２章	
品質保証	無し	無し	無し	◎政令第６３－１２２８号（基礎原子力施設）（１０条2）で規定	無し	
安全防護（Ｓａｆｅｇｕａｒｄ）	無し	無し	無し	△核物質防護・管理に関する１９８１年5月１２日の政令第８１－５１２号	無し	
テロリズム	無し	無し	無し	無し	無し	
防災	◎ 災害対策基本法施行令 ◎ 大規模地震対策特別措置法施行令	無し	無し	△法律８７‐５６５の適用（緊急時計画）に関する１９８８年5月6日の政令第８８‐６２２号（サイト外緊急時プラン） ◎ １９８６年9月２６日にウィーンで採択された原子力事故あるいは放射線の緊急事態の際の支援に関する条約の公表に関する１９８９年6月2日の政令第８９‐３６０号 ◎ １９８６年9月２６日にウィーンで採択された、原子力事故の迅速な通報に関する条約の発表に関する１９８９年6月2日の政令第８９‐３６１号	○原子力技術安全受任者及び事故報告に関する令（ＡｔSMV）	
賠償	◎ 原子力損害の賠償に関する法律施行令 ◎ 原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令	無し	無し	△原子力エネルギー分野の民事責任に関する１９６０年7月２９日付協定書（パリ条約）並びに１９６４年1月２８日付同協定書追加議定書（ブリュセル条約）の公布に関する１９６９年2月１１日付政令第６９－１５４号 △再保険中央金庫が行う例外的なリスク及び原子力のリスクの保険・再保険業務に関する１９７３年3月１５日の政令第７３－３２２号 △ＮＥＡの運営委員会の結論に基づく二項目の決定（民事訴訟に関する協定の適用範囲から少量の核物質を除外する決定）に関する１９７９年7月１３日の政令第７９－６２３号 △改正された１９６８年１０月３０日の法律第６８－９４３号の第４条に基づき危険性の低い施設の財政的な保証に関する１９９１年4月１２日の政令第９１－３５５号	◎原子力法財務補填令（ＡｔＤｅｃｋV） ◎原子力法費用令（ＡｔＫｏｓｔV） △最終貯蔵所設置前払令（ＥｎｄｌａｇｅｒVIV）	
電源開発	無し	無し	無し	無し	無し	
環境保護	無し	無し	無し	◎ 公のアンケート調査の民主化及び環境の保護に関する１９８３年7月１２日の法律第８３－６３０号の適用のために用いられる１９８５年4月２３日の政令第８５－４５３号 ◎ 環境保護のために公害規制適用施設に関する１９７６年7月１９日の法律第７６‐６６３号の適用法規１９７７年9月２１日の政令７７‐１１３３号 △公益認定、収用区画の決定及び収用許容決定に先立つ開示手続きに関する行政規則を定める１９５９年6月6日の政令第５９－７０１号 △同上政令を修正する１９７６年の政令政令第７６－４３２号 △自然保護に関する１９７６年7月１０日の法律第７５－６２９号の第２条適用のために定められた１９７７年１０月１２日の政令第７７－１１４１号 ◎ 環境保護強化に関する１９９５年2月2日付け法律第９５－１０１号の第２条の施行のために採択された整備決議、それに先立つ世論及び団体に関する１９９６年5月１０日の政令第９６－３８８号 ◎１９６７年１０月２４日の政令第６７－９６４号（環境保護のための公害規制適用施設リスト（抜粋））	無し	
情報公開法	無し	無し	無し	△原子力発電の情報会議の設立に関する１９７７年１１月１０日の政令第７７－１２３３号	無し	
その他	無し	無し	無し	無し	無し	

◎：入手済（日本語訳）　　○：入手済（英語又は英語訳）　　△：入手済（仏語又は独語の原文）　　×：未入手

キーワード(大)	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	備　考
全般	無し	○連邦規則（10CFR0～199） ［原子力法に定められた任務遂行のため作成し法令化した］（主な項目） 10CFR2（許認可手続き） 10CFR21（欠陥と不適合の報告） 10CFR26（職務適性要件） など	無し	◎放射性物質の貯蔵保管あるいは利用のための施設が基礎原子力施設と見なされる限界を定める1967年1月25日の省令 ◎放射性物質の調整、製造、あるいは加工の工場が基礎原子力施設に関する1963年12月6日の政令第63－1228号の適用区域の外に設置されるケースを定めている1966年12月6日の省令 ◎所定の限度を超えた場合、放射性物質の調整・製造又は加工工場や廃棄物を含む放射性物質の貯蔵、保管又は使用に供されている諸施設が基礎原子力施設と見なされる限度を定める1996年3月11日の省令	△原子力法の行政手続きにおける専門機関による監視の形態に関する方針骨子（GMBL．1984、S．21／RSH3．34） ○原子力安全クライテリア（BAnz1977、No．206／RSH3．1）	
研究開発	◎日本原子力研究所法施行規則 ◎動力炉核燃料開発事業団法施行規則	無し	無し	◎国立放射性物質管理局の設立に関する1979年11月7日の省令	無し	
組織	◎原子力委員会議事運営規則	無し	無し	◎原子力庁における原子力防護及び安全研究所の創設に関する1976年11月2日の省令 ◎1996年12月30日の圧力容器中央委員会の内部規則 ◎原子力安全に関する県際工業局（1）の活動に関する1982年5月6日のCAB通達第730MZ号 （工業大臣から県際工業局長へ） ◎基礎原子力施設の安全に関する工業及び研究地方局の活動のための地方局の検査に関する1984年11月15日の命令（産業再編成及び国外貿易大臣の命令） ◎原子力の安全の分野における工業及び研究地方局の活動に関する1985年7月30日のSIN通達第3531／85号900及び1300級RFP（加圧水炉）ユニットの停止の追跡調査 （原子力施設安全本部長から工業及び研究地方局諸局長宛） ◎1977年6月27日の一般協定（行政府と原子力庁の取り決め） ◎原子力施設の安全の技術的側面を調査する常設グループに関する1973年3月27日の決定（原子力施設安全本部の下に常設） ◎国立放射性物質管理局の設立に関する1979年11月7日の省令	△専門審査組織基本指針（GMBl1984、S．21／RSH3．34）	
原子炉施設	◎実用発電原子炉の設置、運転等に関する規則 ◎実用発電原子炉以外の発電の用に供する原子炉の運転計画に関する規則 ◎核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則 ◎核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則 ◎試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 ◎電気事業法施行規則 ◎電気関係報告規則 ◎電気事業法関係手数料規則	○10CFR50（生産利用施設の許認可） （主な項目） 50．4　文書による連絡 50．23　建設許可 50．33　申請書の内容：一般情報 50．34　申請書の内容：技術情報 50．35　建設許可の発行 50．36　技術仕様 50．46　ECCS基準 50．47　緊急時計画 50．48　火災防護 50．50　認可／建設許可の発行 50．54　認可の条件 50．55　建設許可の条件 50．55a　規格と基準 50．57　運転認可の発行 50．58　公聴会 50．59　変更・検査・試験 50．61　原子炉破壊靱性要件 50．62　ATWS規則 50．63　全交流電源規則 50．64　保守有効性監視要件 50．70　検査 50．71　記録保持 50．72　即時通報要件	○原子力施設（危険事象）規則　（SI1965／1824） ○原子力施設(敷地の許認可と規制）規則（SI1971／381） ○原子力施設（指定施設）規則（SI1983／919） ○都市地方計画(照会手続き）規則（SI1997／796） ○電離放射線規則（SI1999／3232） ○労働保健安全管理規則（SI1999／3242） ○都市地方計画（公聴会手続き）規則（SI2000／1626）	◎PWRの主1／2次系の運転監視に関する1999年11月10日の省令 ◎高圧容器関連規則の原子炉への適用に関する1974年2月26日の省令 ◎高圧容器関連規則の原子炉への適用に関する1974年2月26日の回状 ◎原子力の安全に直接かかわる圧力装置に関する1992年3月31日の決定SIN第11302／92号 ◎工業及び科学開発省に原子力の安全に関する上級評議会と原子力施設安全本部を設置することに関する1973年3月13日の政令第73－278号の適用に関する1973年3月27日の命令 ◎原子力基本施設の液体及び気体廃棄物の放出及び取水に関する1995年5月4日の政令第95－540号の適用についての1995年11月6日の通達 ◎原子力基本施設の液体及び気体廃棄物の放出及び取水に関する1995年5月4日のデクレ第95－540号の枠内における認可申請の審理についての1998年5月20日の通達 ◎原子力施設からの気体状放射性廃棄物の放出許可申請を目指した予備研究が行われるべき条件に関する1976年8月10日の省令 ◎原子力施設からの気体状放射性廃棄物の放出並びに1974年11月6日の政令第74‐945号の第5条に定められている公のアンケート調査の条件に関する1976年8月10日の省令 ◎原子力施設からの気体状放射性廃棄物の放出の限度及び様態の決定、原子力施設の環境の監視措置の選択及び電離放射線防護本部による原子力施設の検査の方法に対して適用される一般規則に関する1976年8月10日の省令	△原子力発電所職員の専門知識についての立証に関する方針（GMBL．1993、No．20／RSH3．2） ○原子力発電所の安全仕様書の要求事項に関する方針（GMBL、1976、S199／RSH3．4） ○原子力発電所標準安全報告書の構成に対するチェックリスト（GMBL．S．418／RSH3．5） ○化学反応による圧力波に対する原子力発電所の防御についての方針（Banz．1976、No179／RSH3．6） ○原子力発電所の原子力法による許可及び監視手続きにおいて検査に必要となる情報の一覧構成（BAnz．1983．No．6a／RSH3．7．1） △原子力施設の建築監視検査に必要となるデータの一覧（GMBL．1981、S．518／RSH3．7．2） ○専門機関による下請け発注の基本原則　（GMBL．1981、S．517／RSH3．8） 原子力発電所の建設、運転及び停止における申請者／許可取得者からの技術術資料文書の基本原則（BAnz．1988、No．56／RSH3．9．1） ○原子力発電所の文書に対する要求事項（GMBL．1982、No．546／RSH3．9．2） △事象通報基準（GMBL　1982、No．4／RSH3．10） ○原子力発電所サイト評価データ（環境1975、No．43／RSH3．12） ○よう素フィルタ設計指針（GMBl　1976、S．168／RSH3．14　） ○エミッション・イミッション指針（GMBL1993、No．29／RSH3．23） △バックエンド指針（BAnz1980、No．58／RSH3．25） ○原子力発電所の運転において常時携わっている者が必要な知識を有することの保証に関する方針（GMBL．1980、S．652／RSH3．27） ○インシデントガイドライン（BAnz1983、No．245a／RSH3．33） △専門審査組織基本指針（GMBl1984、S．21／RSH3．34） ○放射性物質放出規則に関する勧告（GMBL1984、S．327／RSH3．37．1）	

◎：入手済（日本語訳）　○：入手済（英語又は英語訳）　△：入手済（仏語又は独語の原文）　×：未入手

キーワード（大）	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	備　考
原子炉施設	無し	５０．７３　設置者事象報告システム（LER） ５０．７４　運転員変更通知 ５０．７５　廃止措置計画 ５０．８２　認可終了 ５０．９０　認可・許可の修正申請 ５０．１００　認可・許可の取消など ５０．１０９　バックフィット規則 ５０．１１０　違反 ５０．１２０　運転員の訓練と資格 App．A　一般設計指針 App．B　品質保証基準 App．E　緊急時計画 App．F　再処理工場立地指針 App．G　破壊靭性要件 App．H　炉容器材料監視計画 App．I　放射性物質放出に係る設計目標と運転制限条件の数値目標 App．J　格納容器漏洩試験 App．K　ECCS評価モデル App．Q　立地適性事前審査 App．R　火災防護計画 App．S　耐震基準 ○１０CFR５２（早期サイト許可・標準設計証明・複合認可） ○１０CFR５４（運転認可更新） ○１０CFR１００（立地基準）	無し	◎１９７４年１１月６日の政令第７４－９４５号の１４条の適用による軽水炉原子力発電所に固有の規則に関し、該発電所の気体状放射性廃棄物の放出の限度と方法、電離放射線防護本部による該発電所の環境の監視検査の方法に対して適用される１９７６年８月１０日の省令 ◎原子力施設からの液体状放射性廃棄物の放出許可申請のための予備研究が行われるべき条件に関する１９７６年８月１０日の省令 ◎１９７４年１２月２１日の政令第７４－１１８１号第１６条の適用に基づく、原子力施設に由来する液体状放射性廃棄物の放出の限度及び様態の決定、原子力施設の環境の監視の方法の選択及び電離放射線防護本部による原子力施設の検査の方法に対して適用される一般規則に関する１９７６年８月１０日の省令 ◎軽水炉原子力発電所に固有の規則に関し、該発電所の液体状放射性廃棄物の放出の限度と方法、電離放射線防護本部による該発電所の環境の監視検査の方法に対して適用される１９７６年８月１０日の省令 ◎政令８５－４５３（アンケートの民主化、環境保護）他の１９８５年９月２７日付回状 ◎基礎原子力施設の設計・建設・運転の品質に関する１９８４年８月１０日の省令 ◎基礎原子炉施設の設計・建設・運転の品質に関する１９８４年８月１０日の回状	○原子力発電所における責任あるシフト職員の専門知識の保持プログラムにする方針（GMBL．１９９３、No．３６／RSH３．３８） ○原子力発電所の責任あるシフト職員の専門知識試験の内容に関する方針（GMBL．１９９６、No．２６／RSH３．３９） ○放射線防護専門知識指針（GMBL１９８２、S５９２／RSH３．４０） ○原子力発電所の保守及び改造作業における準備と実施要領のための方針（GMBL．１９７８、S３４２／RSH３．４１） ○原子力発電所安全クライテリアの解釈：単一故障の概念及び単一故障クライテリアの適用の基本概念（GMBL．１９８４、S．２０８／RSH３．４９） ○原子力発電所安全クライテリアの解釈（GMBL．１９７９、S．１６１／RSH３．５０）： ２．６：外部からの影響 ８．５：格納施設からの熱除去原子力発電所安全クライテリア（BMBI．１９７７、No．２０６） ○原子力発電所安全クライテリアの解釈（GMBL．１９８０、S．９０／RSH３．５１）： ２．２：試験可能性 ２．３：周囲環境の放射線の影響 ２．６：外部からの影響 ２．７：火災及び爆発防護 補完解釈４．３：冷却手段喪失後の熱除去 △核燃料分裂施設における通報対象事象の通報（Rsi５－１４００９／１３、１９９３．５／RSH３．５２．２） ○原子力発電所の遠隔監視に関する勧告骨子（GMBL．１９８０、S５７７／RSH３．５４） ○原子力施設において核燃料物質及び大線源の輸送と使用に携わる職員の信頼性についての監視に関する方針（GMBL．１９９６、No．２９／RSH３．５７．１） △原子力発電所及び核燃料物質分裂のための他の施設の放射線防護受任者の専門知識に対する方針（GMBL．１９９１、S．５６／RSH３．６１） △原子力発電所の責任あるシフトメンバーの原子力に関する基礎知識の伝達のための教習に関する要求事項（未公開／RSH３．６５） △原子力発電所の定期的安全レビューに実施のための手引き（BAnz．１９９７、No．２３２a／RSH３．７４．１）	
核燃料サイクル施設	◎核原料物質、核燃料物質の精錬の事業に関する規則 ◎核燃料物質の加工の事業に関する規則 ◎使用済燃料の再処理の事業に関する規則 ◎核燃料物質の使用に関する規則 ◎核原料物質の使用に関する規則	○１０CFR４０（原料物質取扱認可） ○１０CFR７０（特殊核物質所有認可） ◎１０CFR７６（ガス拡散濃縮施設運転認可）	○原子力施設（敷地の許認可と規制）規則（SI１９７１／３８１）	◎原子炉の安全上級評議会と原子炉施設安全本部に関する１９７３年３月２７日の命令 ◎上級評議会と原子力施設安全本部に関する１９７３年３月２７日の命令 ◎基礎原子炉施設の設計・建設・運転の品質に関する１９８４年８月１０日の省令 ◎基礎原子炉施設の設計・建設・運転の品質に関する１９８４年８月１０日の回状	△UF_6形減損、天然、濃縮ウランの中間貯蔵に関する許認可（GMBL　１９７９、S．９１／RSH３．１８） ○再処理施設サイト予備選定基準（GMBL１９８１、S５６／RSH３．２８） △核燃料物質の分裂に使用しない施設の通報対象事象の通報に関する解説（RSH３．５２．３） △燃料サイクル施設通報基準（GMBL１９８８、S４１４／RSH３．６０） △燃料製造施設専門知識指針（GMBL１９９６、No．２／RSH３．７１）	
放射線防護	◎電離放射線障害防止法規則 ◎放射性同位元素による放射線障害の防止に関する法律施行規則	○１０CFR２０（放射線防護基準）	○電離放射線規則（SI１９９９／３２３２） ○放射線緊急時公衆情報規則（SI１９９２／２９９７）	無し	○安全クライテリア（BAnz１９７７、No．２０６／RSH３．１） ○放射線防護における専門知識についての方針（GMBL．１９８２、S、５９２／RSH３．４０） ○身体被曝量算出のための物理的放射線防護監視に対する方針（GMBL．１９９４、No．７／RSH３．４２） ○放射線防護令６３、６３a上に従った放射線内部被曝の身体被曝量の算出のための方針（BAnz．１９９７、No．１２２a／RSH３．４２．１） ○軽水炉原子力発電所における保守実施時の職員の放射線防護のための方針 Ⅰ部：施設計画時に予め配慮すべき事柄（GMBL．１９７８、S．４１８／RSH３．４３） Ⅱ部：施設の運転投入時及び運転時における放射線防護措置（GMBL．１９８１、S．３６３／RSH３．４３．１）	

◎：入手済（日本語訳）　○：入手済（英語又は英語訳）　△：入手済（仏語又は独語の原文）　×：未入手

キーワード（大）	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	備　考
					○ 原子力発電所からの放射能の自己管理に関する検査（GMBL　１９９６　、Ｎｏ．９／１０／ＲＳＨ３．４４） △放射線防護令§２０に基づく認可（基本認可）（GMBL１９９０、Ｓ８４８／ＲＳＨ３．４７） △安全クライテリアの解釈（GMBl１９８０、Ｓ．９０／ＲＳＨ３．５１） ○原子力発電所の遠隔監視に関する勧告骨子（GMBL　１９８０、Ｓ５７７／ＲＳＨ３．５４） △原子力発電所の遠隔監視原子力費用令（ＡｔＫｏｓｔＶ）§５による手数料の評価に関する勧告（GMBL　１９８３、Ｓ１４６／ＲＳＨ３．５４．１） △放射線防護令及びレントゲン令に従った職員被曝量測定場所に関する要求の方針（GMBL．１９９４、Ｎｏ．３３／ＲＳＨ３．６７） △環境放射能監視指針（GMBL１９９４、Ｎｏ．３２／ＲＳＨ３．６９） △環境放射能監視指針（GMBL１９９５、Ｎｏ．１４／ＲＳＨ３．６９．２） △放射線発生施設のための所定施設の監視のための基準検査報告（GMBL１９９５、　Ｎｏ．２１　／ＲＳＨ３．７０） △合同計測場に関する要件指針（GMBL１９９６、Ｎｏ．４６?ＲＳＨ３．７２）	
廃棄物処分	◎ 核原料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物埋設の事業に関する規則 ◎ 核原料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	○１０ＣＦＲ６０（HLW地層処分） ○１０ＣＦＲ６１（LLW地中処分） ○１０ＣＦＲ７２（ＳＦ中間貯蔵施設）	無し	◎ 原子力庁内部における国立放射性廃棄物管理局の創設に関する１９７９年１１月７日の省令	○鉱山における放射性廃棄物の最終貯蔵の安全基準（GMBL　１９８３、Ｓ．２２０／ＲＳＨ３．１３） △バックエンド指針（ＢＡｎｚ１９８０、Ｎｏ．５８／ＲＳＨ３．２５） ○軽水炉原子力発電所からの放射性物質の発生に関する通達の規則内容の勧告（GMBL．１９８４、Ｓ．３２７／ＲＳＨ３．３７．１） ○放射性廃棄物の州集積所の基準利用令（GMBL　１９８１、Ｓ１６３／ＲＳＨ３．５５） △放射性廃棄物の州集積所の増設原則（GMBL　１９８１、Ｓ５１１／ＲＳＨ３．５５．１） △州の集積所に集められていない熱発生の無視できる放射性廃棄物の監視に関する方針（ＢＡｎｚ．１９８４、Ｎｏ．６３ａ、ＢＡｎｚ．１９９４、Ｎｏ．１９／ＲＳＨ３．５９）	
廃止措置	無し	○１０ＣＦＲ２０ＳｕｂＥ（残留放射能基準） ○１０ＣＦＲ５０．５４（認可条件） ○１０ＣＦＲ５０．５９（変更、検査、試験） ○１０ＣＦＲ５０．７５（廃止措置計画の報告） ○　１０ＣＦＲ５０．８２（認可終了）	○ 原子炉（廃止措置環境影響）規則　（１９９９／２８９２）	無し	△原子力法７条に従った施設の閉鎖のための手引き （ＢＡｎｚ．１９９６、Ｎｏ．２１１ａ／ＲＳＨ３．７３）	
輸送	◎ 核燃料物質等車両運搬規則 ◎ 核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則 ◎危険物船舶輸送及び貯蔵規則 ◎航空法施行規則	○１０ＣＦＲ７１（放射性物質輸送） ○４９ＣＦＲ１７３（放射性物質輸送） ○４９ＣＦＲ１７４（鉄道輸送） ○４９ＣＦＲ１７５（航空輸送） ○４９ＣＦＲ１７６（海上輸送） ○４９ＣＦＲ１７７（道路輸送）	○ 放射性物質道路輸送規（ＳＩ１９９６／１３５０） ○ 放射性物質の梱包・標識・鉄道輸送規則（ＳＩ１９９６／２０９０） ○ 放射性廃棄物国際輸送（ＳＩ１９９３／３０３１） ○ 航空（危険物質）規則（ＳＩ１９８５／１９３９） ○ 危険物質の運搬（修正）規則（ＳＩ１９９９／３０３） ○ 放射性物質道路輸送行動規範（１９７５）	◎ 危険物品の道路輸送に関する１９９６年１２月５日の省令（通称「ＡＤＲ省令」）（危険物質第１号） ◎ 危険物品の鉄道輸送に関する１９９６年１２月６日の省令（通称「ＲＩＤ省令」）（危険物質第２号） △危険物の海上輸送の安全規則を規定する１９８０年3月１２日の省令 ◎ 船舶の安全に関する１９８７年１１月２３日の省令 ◎船舶の安全に関する１９８７年１１月２３日の省令の改正を目的とする１９９６年1月８日の省令 △鉄道輸送における使用済燃料と核物質の防護と管理に関する１９８６年6月１２日の省令 △海上輸送による核物質の防護と管理に関する１９８８年１１月１７日の省令 △航空輸送における核物質の防護と管理に関する１９８７年7月３１日の省令 △輸送中の核物質の防護と管理に関する１９８２年3月２６日の省令	○ ＩＡＥＡ Ｓａｆｅｔｙ Ｓｅｒｉｅｓ ＳＴ−１“Ｒｅｇｕｌａｔｉｏｎｓ ｆｏｒ ｔｈｅ Ｔｒａｎｓｐｏｒｔ ｏｆ Ｒａｄｉｏａｃｔｉｖｅ Ｍａｔｅｒｉａｌ”１９９６ ○原子力法第４条（核燃料の運送） ○放射線防護令（ＳｔｒｌＳｃｈＶ）第８条（許可を要する運送） ○ 核燃料物質の道路輸送における安全防護 （GMBL１９９６、Ｎｏ．２９+３３／ＲＳＨ３．６４）	
品質保証	無し	○１０ＣＦＲ５０Ａｐｐ．Ｂ（品質保証基準）	無し	◎ 基礎原子炉施設の設計、建設、運転の品質に関する１９８４年8月１０日の省令 ◎ 基礎原子炉施設の設計、建設、運転の品質に関する１９８４年8月１０日の回状	○安全クライテリア（ＢＡｎｚ１９７７、Ｎｏ．２０６／ＲＳＨ３．１）	

◎：入手済（日本語訳）　　○：入手済（英語又は英語訳）　　△：入手済（仏語又は独語の原文）　　×：未入手

キーワード（大）	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	備　考
安全防護（Ｓａｆｅｇｕａｒｄ）	無し	○１０ＣＦＲ７３（核物質の物的防護） ○１０ＣＦＲ７４（核物質の物的管理と計量） ○１０ＣＦＲ７５（核物質の保障措置）	○引渡し（核物質の保護）命令（ＳＩ１９９７／１７６５）	△核物質の追跡調査と計量管理の技術条件を定める１９９４年5月１６日の省令 △輸送中の核物質の防護と管理に関する１９８２年3月２６日の命令 △鉄道輸送されるカテゴリIIIの核物質及び照射済燃料の防護と管理に関する１９８６年6月１２日付省令 △航空輸送される核物質の防護と管理に関する１９８７年7月３１日の省令 △海上輸送される核物質の防護と管理に関する１９８８年１１月１７日の省令 △申告を要する核物質に適用する追跡調査、格納、監視及び物理的防護措置に関する１９８４年3月１４日の命令	○セキュリティーカテゴリーⅠの原子力施設における警備保証業務及び警備保証受任者に対する要求（GMBL．１９８６、S．２４２／RSH3．５７） ○原子力施設において核燃料物質及び大線源の輸送と使用に携わる職員の信頼性についての監視に関する方針（GMBL．１９９６、No．２９／RSH３．５７．１） △第３者の攪乱工作又はその他の影響行為に対する軽水炉原子力発電所の防護に関する方針（GMBL．１９９６、No．２／RSH3．５７．３非公開） △安全確保措置に分野でのＥＵＲＡＴＯＭ条約に従った加盟国の官庁への報告（BAnz．１９９１、No．１５８／RSH3．６６） △核燃料サイクル施設及びその他の原子力施設の妨害行動やその他の立入有資格者の行為に対する対策の指針（GMBL１９９１、S２２８／RSH3．６２） △放射性物質輸送時の安全要員の要件（GMBL１９９６、　No．２９＋３３／RSH3．６４） △ＥＵＲＡＴＯＭ条約７９条２項に基づく防護措置分野での加盟国規制機関への通知（BAnz１９９１、No．１５８／RSH3．６６） △ＰＳＲ実施指針：安全防護解析（BAnz１９９８、No．１５３／RSH３．７４．２）	
テロリズム	無し	○１０ＣＦＲ５０．１３（合衆国の敵による攻撃と破壊活動） ○１０ＣＦＲ５０．３４（申請書の内容） ○１０ＣＦＲ５０．７３（核物質の物的防護）	○引渡し（核物質の保護）命令（ＳＩ１９９７／１７６５）	無し	無し	
防災	無し	○１０ＣＦＲ５０．３３（申請書の内容：一般情報） ○１０ＣＦＲ５０．３４（申請書の内容：技術情報） ○１０ＣＦＲ５０．４７（緊急時計画） ○１０ＣＦＲ５０．５４（認可条件） ○１０ＣＦＲ５０．７２（即時通報） ○１０ＣＦＲ５０Ａｐｐ．Ｅ（緊急時計画と対策） ＮＵＲＥＧ－０６５４／ＦＥＭＡ－ＲＦＰ－１Ｒｅｖ．１（緊急時計画準備の対策の準備と評価の基準）	○電離放射線規則（ＳＩ１９９９／３２３２）	無し	○原子力施設周辺の災害防止に対する勧告骨子（GMBL１９８９、S７１／RSH3．１５（1）） △事故時の放射性物質の放出に際して住民を防護する措置に関する決定の放射線学上の基礎（GMBL．１９８９、S．７１／RSH3．１５（2）） ○原子力発電所運転者の非常時防護措置の計画に関する勧告（GMBL、１９７７、S．４８／RSH3．３１） △同上の変更（GMBL．１９７７、S．６６４／RSH3．３２） ○放射線防護令（ＳｔｒｌＳｃｈV）２８条3項の意味における異常時に対してPWRの設計評価の方針（BAnz．１９８３、No．２４５a／RSH３．３３） ○原子力施設の周辺における災害防止計画に関する公開告示の指導原則（UmweltNo．６１、１９７８／RSH3．３６）	
賠償	◎原子力損害の賠償に関する法律施行規則	無し	○原子炉施設（指定施設）規則（ＳＩ１９８３／９１９）	無し	△Ｃｈｅｒｎｏｂｙｌ事故後原子力法に基づく補償請求の処理に関する指針（BAnz１９８６、　No．９５、　No．１０５、No．１４０／RSH3．５８．1～3．５８．3）	
電源開発	無し	無し	無し	無し	無し	
環境保護	無し	○１０ＣＦＲ５１（環境防護基準）	○都市地方計画（環境影響評価）規則（ＳＩ１９９９／２９３）	◎一般の人々の情報及び公のアンケート調査に関する１９７６年5月１４日の指示（ディレクティブ） ◎１９８５年4月２３日の政令第８５－４４８、８５－４４９、８５－４５０、８５－４５２及び８５－４５３号並びに公のアンケート調査と民主化と環境の保護に関する１９８３年7月１２日の法律適用のために定められた１９８５年7月５日の政令第８５－６９３号に関する１９８５年9月２７日の回状 ◎伝統的な火力発電所あるいは原子力発電所の公益宣言に先立つ教育手順の整備に関する１９７６年8月２４日の回状 ◎影響調査及び公のアンケート調査の手続きの公告に対してもたらされる改善に関する１９８２年7月３１日の回状 ◎基礎原子力施設の設備及び基礎原子力施設の区域内に設置されている環境の保護のための公害規制施設（Ｉ．Ｃ．Ｐ．Ｅ）に対して適用される手続きに関する１９８４年4月１９日の通達ＳＩＮ第２１４１／８４号１９８３年１０月4日のコンセイユ・デタの通告	○原子力発電所のエミッション／イミッション監視のガイドライン（GMBL．１９９３、No．２９／RSH3．２３）	
情報公開	無し	○１０ＣＦＲ９　（公開記録） ○１０ＣＦＲ１０（機密データへのアクセス）	○政府情報へのアクセスに関する行動規範（１９９４）	◎原子力事故時の情報公開及びメディアに対する情報の提供に関する１９８７年7月３０日の省際ガイドラインＳＧＳＮ第５４０１号 ◎民間原子力施設事故時の当局の組織に関する１９９１年7月１日の省際ガイドラインＳＧＳＮ第１４４４	無し	
その他	◎原子力発電施設解体引当金に関する省令	無し	無し	無し	△原子力発電所の遠隔監視に対するＡｔＫｏｓｔＶ　５条に従った手数料の計算に関する勧告（GMBL．１９８３、S．１４６／RSH3．５４．１）	

◎：入手済（日本語訳）　○：入手済（英語又は英語訳）　△：入手済（仏語又は独語の原文）　×：未入手

キーワード(大)	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	備　考
全般	◎ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき国際規制物資を定める件 ◎ 核原料物質、核燃料物質の精錬の事業に関する規則第１条第二号及び第三号の規定に基づく管理区域に係る線量当量等 ◎ 核原料物質、核燃料物質の精錬の事業に関する規則第６条第五項の規定に基づく放射線業務従事者に係る放射線管理記録の引渡し機関 ◎ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第６１条の十の規定に基づく指定情報処理機関 ◎ 運転責任者の認定を行う者の指定の手続き等に関する規定 ◎ 運転責任者の認定を行う者の指定の手続きに関する規定第２条の規定に基づく運転責任者の認定を行う者 ◎ 実用発電原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量当量限度を定める告示 ◎ 工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に関する措置に係る技術的細目等を定める告示 ◎ 実用発電原子炉以外の発電の用に供する原子炉の運転計画に関する規則第７条五項の規定に基づく放射線業務従事者に係る放射線管理記録の引渡し機関 ◎ 核燃料物質の工場又は事業所の外における廃棄に関する措置等に係る技術的細目を定める告示 ◎ 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第３条の規定に基づく核燃料物質等の工場又は事業所の外における技術上の規準に係る細目等 ◎ 核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示 ◎ 核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を告示 ◎ 放射性廃棄物の埋設施設の安全審査の基本的考え方について ◎ 廃棄物埋設施設の安全性の評価の考え方について ◎ 発電用原子力設備に関する技術規準を定める省令 ◎ 発電用核燃料物質に関する技術基準を定める省令 ◎ 電気工作物の溶接に関する技術規準を定める省令 ◎ 発電用原子力設備に関する放射線による線量当量等の技術規準 ◎ 発電用原子力設備に関する構造等の技術規準 ◎ コンクリート製格納容器に関する構造等の技術規準 ◎安全審査指針類（参考に目次を添付１（１０／１０）に記載） 〔立地・耐震関係〕 〔安全設計関係〕 〔安全設計評価関係〕 〔放射線計測・被曝評価関係〕	○Ｒｅｇｕｌａｔｏｒｙ Ｇｕｉｄｅ ［規制指針；NRCの審査・規制］ ・Ｄｉｖ１：Ｐｏｗｅｒ Ｒｅａｃｔｏｒ ・Ｄｉｖ３：Ｆｕｅｌｓ ａｎｄ Ｍａｔｅｒｉａｌｓ Ｆａｃｉｌｉｔｉｅｓ ・Ｄｉｖ４：Ｅｎｖｉｒｏｎｍｅｎｔａｌ ａｎｄ Ｓｉｔｉｎｇ ・Ｄｉｖ８：Ｏｃｃｕｐａｔｉｏｎａｌ Ｈｅａｌｔｈ ・Ｄｉｖ１０：Ｇｅｎｅｒａｌ ○ＳＲＰ ［NRCスタッフの標準審査手引き］ （NRCの通達類） ○ＳＥＣＹペーパズ ○一般問題レター（ＧＬ） ○Ｂｕｌｌｅｔｉｎｓ ○情報通知（ＩＮ）他	○原子力施設安全評価原則（１９９２） ○原子力施設リスク容認性（１９９２） ○敷地許可の標準条件（敷地許可申請者用ガイド）（１９９４） ○放射性廃棄物管理政策の検討（１９９５）	◎工業大臣からのＥＤＦ総裁指導書簡 ・PWRの安全基本方針に関する１９７７年7月１１日付指導書簡ＳＩＮ１０７６／７７ ・PWRの安全基本方針に関する１９７８年3月１６日付指導書簡ＳＩＮ５７６／７８（同上指導書簡ＳＩＮ１０７６／７７の補足） ・１３００MWe‐PWRの安全義務及び安全特性に関する１９７９年9月3日付指導書簡CAB９００Mz ・１４００MWe‐PWRの安全義務及び安全特性に関する１９８３年１０月６日付指導書簡　ＣＡＢ１１２１MZ ・照射済み燃料の管理に関する１９８３年3月１８日の指導書簡CAB第４４３－MZ号 ○安全基本規則（ＲＦＳ規準）（一部日本語） Ⅰ．設計及び建築の一般原則 Ⅱ．基本構築物・系統の設計　スプレイ系の設計 Ⅲ．インターフェイス規準 Ⅳ．運転条件及び解析 分類規準、加圧流体を内蔵する安全関連機器の設計上の要求事項他 Ⅴ．様々な構築物、系統、機器に対する一般法則機器構造に関する一般規則等	○原子力発電所安全基準 （連邦内務省） ○△BMU基準類＊ △原子力発電所職員の証明に関する指針（GMBL．１９９３、No２０／RSH３．６８） ○原子力発電所安全仕様書に関する要求事項についての指針GMBL．１９７６、S．１９９／RSH３．４） ○PWR、BWR原子力発電所に関する標準安全仕様書のチェックリスト（GMBL．１９７６、Ｓ４１８／RSH３．５） ・他約７０件 ○ＲＳK指針 PWRへのＲＳK指針 ×ＳＳK指針 ○△ＫＴＡ規則集 ×ＢＲＳ基準	＊変更改訂多
防災	◎ 災害対策基本法第２条第三号の規定により内閣総理大臣が指定する指定行政機関 ◎ 原子力発電所等に係る防災対策上当面取るべき措置について ◎ 原子力発電所等周辺防災対策について ◎ 緊急時環境放射線モニタリング指針 ◎ 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画	無し	無し	◎ 原子力の安全に関する突発事故（ｅｖｅｎｔ）あるいは事故（ａｃｃｉｄｅｎｔ）の際の情報の公開及びメディアに対する情報の提供に関する１９８７年7月３０日の省間ガイドラインＳＧＳN第５４０１号 ◎ 核の安全に関する偶発事故あるいは事故の際の当局の行動の調整に関する１９８９年6月１３日の省間ガイドラインＳＧＳN第２２０２号 ◎ 民間の原子力施設に係る事故の際の当局の組織に関する省間ガイドライン１９９１年7月1日ＳＧＳN第１４４４／ＪＡ／ND号	無し	

◎：入手済（日本語訳）　　○：入手済（英語又は英語訳）　　△：入手済（仏語又は独語の原文）　　×：未入手

国名		日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	備　考
民間指針		◎日本電気協会指針及び規程（ＪＥＡＧ、ＪＥＡＣ）	○ASME規格（Ｓｅｃｔｉｏｎ　ＩＩＩ、Ｘ1） ×ＩＥＥＥ基準 ×ＡＮＳＩ基準 ×ＡＮＳ基準	×ＢＳ規格	○原子炉施設の設計及び建設に関する民間規準（ＲＣＣ規準） ×ＡＦＣＥＮ（ＥＤＦ、Ｆｒａｍａｔｏｍｅ、Ｎｏｖａｔｏｍｅの規準作成組織）が作成中の民間規準（米国ＡＳＭＥ、Ｒｅｇ．Ｇｕｉｄｅ、ＱＡプログラムまで含む広範なもの） ・ＲＣＣ－Ｐ：プロセス ・ＲＣＣ－Ｍ：機械機器 ・ＲＣＣ－Ｅ：電気機器 ・ＲＣＣ－Ｃ：核燃料 ・ＲＣＣ－Ｇ：土木構築物 ・ＲＣＣ－Ｉ：火災防護 ・ＲＣＣ－ＭＲ：ＦＢＲ関係	△ＴÜＶ基準（リストはＨａｎｄｂｏｏｋ ｒｅａｃｔｏｒ ｓａｆｅｔｙ ａｎｄ ｒａｄｉａｔｉｏｎ ｐｒｏｔｅｃｔｉｏｎ、Ｖｏｌ．２にあり） ×ＶＤＥドイツ電気技術者連合基準 ×ＶＤＩドイツ技術者基準 ×ＡＤ圧力容器作業共同体基準	

◎：入手済（日本語訳）　○：入手済（英語又は英語訳）　△：入手済（仏語又は独語の原文）　×：未入手

参考

安全審査指針類目次

〔立地・耐震関係〕

- 原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて
- 発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針について
- 原子力発電所の地質、地盤に関する安全審査の手引

〔安全設計関係〕

- 発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査について
- 原子力施設安全評価基準
- 発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針について
- 発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針について
- 発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する関する審査指針について
- 「放射性液体廃棄物処理施設の安全審査に当たり考慮すべき事項ないしは基本的な考え方」について
- 「我が国の安全確保対策に反映されるべき事項」について（審査、設計及び運転管理に関する事項）《規準関係の反映事項は除く》
- 配管の破断に伴う「内部発生飛来物に対する設計上の考慮」について
- 原子力発電所内の使用済燃料の乾式キャスク貯蔵について

〔安全設計評価関係〕

- 発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針について
- 発電用軽水型原子炉施設の反応度投入事象に関する評価指針について
- 軽水型動力炉の非常用炉心冷却系の性能評価指針について
- 軽水型動力炉の非常用炉心冷却系の性能評価指針について
- 軽水型動力炉の非常用炉心冷却系の性能評価に用いる崩壊熱データについて
- ＢＷＲ・ＭＡＲＫＩ型格納容器圧力制御系に加わる動荷重の評価指針について
- ＢＷＲ・ＭＡＲＫⅡ型格納容器圧力制御系に加わる動荷重の評価指針について
- 発電用加圧水型原子炉の炉心設計評価指針について
- 発電軽水型原子炉の燃料設計手法について
- 発電用軽水型原子炉施設に用いられる混合酸化物燃料について
- 「燃料被覆管は機械的に破損しないこと」の解釈の明確化について
- 沸騰水型原子炉に用いられる８行８列型の燃料の集合体について
- 沸騰水型原子炉に用いられる９行９列型の燃料の集合体について
- 加圧水型原子炉に用いられる１７行１７列型の燃料の集合体について
- 沸騰水型原子炉の炉心熱設計手法及び熱的運転制限値決定手法について
- 沸騰水型原子炉の炉心熱設計手法及び熱的運転制限値決定手法の適用について
- 取替炉心検討会報告書
- 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第２４条第２項の運用について

〔放射線計測・被曝評価関係〕

- 発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針について
- 発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針について
- 発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針について
- 発電用軽水型原子炉施における放出放射性物質の測定に関する指針について
- 発電用軽水型原子炉施の安全審査における一般公衆の線量当量評価について
- 被曝計算に用いる放射線エネルギー等について

日本の法令キーワード表（１／３）

大分類	中分類	小分類	該当法令
1.全般	ー	ー	原子力基本法 核原料物質、核燃料物質及び原子炉及び放射線の定義に関する政令
2.研究開発	ー	ー	日本原子力研究所法 核燃料サイクル開発機構法 日本原子力研究所法施行令 核燃料サイクル開発機構法施行令 日本原子力研究所法施行規則
3.組織	ー	ー	原子力委員会及び原子力安全委員会設置法 通商産業省設置法 科技庁設置法 原子力委員会及び原子力安全委員会設置法施行令 原子力委員会議事運営規則
4.原子炉施設	立地	ー	規制法 23 条（設置の許可） 実用炉則 2 条（原子炉の設置の許可の申請） 立地審査指針
	公聴会	ー	原子力発電所の立地に係わる公開ヒアリングの実施（通産省議決定）
	設計	自然現象（外部事象）	規制法 23 条（設置の許可） 実用炉則 2 条（原子炉の設置の許可の申請） 安全設計審査指針２（自然現象に対する設計上の考慮） 同指針 3（外部人為事象に対する設計上の考慮）
		炉心	規制法 23 条（設置の許可） 実用炉則 2 条（原子炉の設置の許可の申請） 安全設計審査指針 11（炉心設計）
		燃料	規制法 23 条（設置の許可） 実用炉則 2 条（原子炉の設置の許可の申請） 核燃料物質技術基準 安全設計審査指針 12（燃料設計）
		工学的安全設備 (ECCS、C/V)	規制法 23 条（設置の許可） 実用炉則 2 条（原子炉の設置の許可の申請） 安全設計審査指針 25（非常用炉心冷却系） 同指針 28～33（原子炉格納容器）
		原子炉冷却材圧力バウンダリ	規制法 23 条（設置の許可） 実用炉則 2 条（原子炉の設置の許可の申請） 安全設計審査指針 19～22（原子炉冷却系）
		耐震	規制法 23 条（設置の許可） 実用炉則 2 条（原子炉の設置の許可の申請） 耐震設計審査指針
		事故評価	規制法 23 条（設置の許可） 実用炉則２条（原子炉の設置の許可の申請） 安全評価審査指針
		その他	規制法 23 条（設置の許可） 実用炉則２条（原子炉の設置の許可の申請） 安全設計審査指針 安全評価審査指針
	建設	設置許可（建設許可）	規制法 23 条（設置の許可） 同 24 条（許可の基準） 同 25 条（許可の欠格条項）
		工事認可	電事法第 47～48 条（工事計画）
		使用前検査	電事法 49 条（使用前検査）
		溶接検査（建設）	電事法 52 条（溶接検査）
		その他	ー
	運転	運転許可（認可）	規制法 30 条（運転計画）
		保安規定	規制法 37 条（保安規定）
		運転責任者（運転員）	実用炉則７条（記録）記録事項ニ、リ（運転責任者及び運転員の氏名） 運転責任者の認定を行う者の指定の手続き等に関する規定
		定期検査	電事法 54 条（定期検査）
		溶接検査（運転）	電事法 52 条（溶接検査）
		燃料検査	電事法 51 条（燃料体検査）
		輸入燃料体検査	電事法 51 条３項（輸入燃料体検査）
		改造	電事法 47 条（工事計画）
		定期安全レビュー	[1992 年 6 月 22 日通産省通知「定期安全レビューの導入について」（非公開）]
		その他	ー
	事故・故障	報告	規制法 67 条（報告徴収） 電事法 106 条（報告の徴収） 実用炉則 24 条２項（報告の徴収）
		立入検査	電事法 107 条（立入検査） 規制法 68 条（立入検査等）
	監査（Oversight）	ー	ー
	シビアアクシデント（SA）	ー	SA 対策としての AM（ｱｸｼﾃﾞﾝﾄﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ）（原子炉安全基準専門部会）、平成 4 年 3 月 5 日 発電用軽水型原子炉施設における SA 対策としての AM について（原子力安全委員会）、平成 4 年 5 月 28 日
	火災防護	ー	規制法 23 条（設置の許可） 実用炉則２条（原子炉の設置の許可の申請） 安全設計審査指針 5（火災に対する設計上の考慮） 火災防護審査指針

日本の法令キーワード表（２／３）

大分類	中分類	小分類	該当法令
4.原子炉施設（続き）	原子力保安検査官	－	規制法 67 条の 2（原子力施設検査官）
	申告制度	－	規制法 67 条（報告徴収）
	ヒューマンファクタ	－	安全設計審査指針 8（運転員操作に対する設計上の考慮）
	その他	－	電気事業法施行令 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令 実用発電用原子炉以外の発電の用に供する原子炉の運転計画に関する規則 核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 電気事業法施行規則 電気関係報告規則 電気事業法関係手数料規則
5.核燃料サイクル施設（特有の規制）	精錬	－	規制法 3 条～12 条（精錬の事業に関する規制） 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則
	転換	－	規制法 13 条～22 条の 7（加工の事業に関する規制）
	濃縮	－	規制法 13 条～22 条の 7（加工の事業に関する規制）
	成型加工	－	規制法 13 条～22 条の 7（加工の事業に関する規制） 核燃料物質の加工の事業に関する規制 核燃料物質の加工の請負に伴う外国人等の責任の免除に等に関する法律 核燃料物質の加工の請負に伴う外国人等の責任の免除等に関する法律施行令
	再処理	－	規制法 44 条～51 条（再処理の事業に関する規制） 使用済燃料の再処理の事業に関する規則
	使用済燃料中間貯蔵	コンクリートキャスク	－（規制法 43 条の 4～26 に「使用済燃料貯蔵設備（中間貯蔵）」が規定されているが、具体的なキャスクの基準は未定）
		金属キャスク	－（同上。ただし、「原子力発電所内の使用済燃料の乾式キャスク貯蔵について」（平成 4 年 8 月 27 日原子力安全委員会了承）がある。）
	その他	－	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令 核燃料物質の使用に関する規則 核原料物質の使用に関する規則
6.放射線防護	線量当量限度（公衆、従事者）	－	実用炉則９条（線量当量等に関する措置） 線量当量限度等の告示 2 条（周辺監視区域外の線量当量限度[1mSv/年]） 同５条（従事者の線量当量限度[50mSv/年]） 障防法
	表面密度限度	－	線量当量限度等の告示 4 条（表面密度限度） 障防法
	通知	－	実用炉則 24 条 1 項（報告の徴収） 線量当量限度等の告示９条（従事者の線量当量の報告）
	その他	－	労働安全衛生法 放射線障害防止上の技術基準に関する法律 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令 電離放射線障害防止法規則 放射性同位元素による放射線障害の防止に関する法律施行規則
7.廃棄物処分	高レベル廃棄物	－	規制法 51 条 2～7（廃棄の事業に関する規制）
	低レベル廃棄物	－	規制法 51 条 6～7（廃棄物埋設に関する確認）
	使用済燃料	－	－（我が国は再処理の方針）
	その他	－	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令 核原料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物埋設の事業に関する規則 核原料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則
8.廃止措置	－	－	規制法 65 条（事業の廃止等の届出） 実用炉則 21 条（運転の廃止の届出） 再処理規則 20 条の 2（事業廃止の届出） 加工規則 12 条（事業廃止の届出） 原子力発電施設解体引当金に関する省令等
9.輸送	陸上輸送	－	規制法 35 条（保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置） 同 59 条 2 項（運搬に関する確認等） 実用炉則 13 条（工場及び事業所における運搬） 事業所外運搬規則 車両運搬規則
	海上輸送	－	船舶安全法 28 条（航行上の危険防止）
	航空機輸送	－	－（航空法 86 条[爆発物等の輸送禁止]、航空法施行規則 194 条 9[輸送禁止の物件]）
	輸送容器	－	事業所外運搬規則４条（L 型輸送物） 同５条（A 型輸送物） 同６条（BM 型輸送物） 同７条（BU 型輸送物） 同８条（IP-1 型輸送物） 同９条（IP-2 型輸送物） 同 10 条（IP-3 型輸送物） 車両運搬規則
	その他	－	核燃料物質の運搬に届出等に関する総理府令 危険物船舶輸送及び貯蔵規則 核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則
10.品質保証	－	－	（民間基準）JEAG 4101（全般）、JEAG 4102（燃料検査のみ）

日本の法令キーワード表（３／３）

大分類	中分類	小分類	該当法令
11.安全防護（Safeguard）	計量管理	－	規制法 43 条 2（核物質防護規定） 同 61 条の 8（計量管理規定） 実用炉則 19 条の 2（核物質防護規定）
	物的防護（ＰＰ）	－	核物質の防護に関する条約
	サボタージュ	－	－
	その他	－	－
12.テロリズム	－	－	－
13.防災	防災管理者・専門官	－	原子力災害対策特別措置法（原災害特法）9 条（原子力防災管理者） 同 30 条（原子力防災専門官）
	組織	－	原災害特法８条（原子力防災組織）
	緊急事態宣言	－	原災害特法 15 条（原子力緊急事態宣言等）
	立入検査（防災）	－	原災害特法 32 条（立入検査）
	緊急時計画	－	原災害特法 25 条（事業者の応急措置） 同 26 条（緊急事態応急対策及びその実施責任）
	その他	－	災害対策基本法 大規模地震対策特別措置法 災害対策基本法施行令 大規模地震対策特別措置法施行令
14.賠償	－	－	原子力損害賠償法７条（損害賠償措置の内容[賠償額 600 億円]） 原子力損害賠償契約法 原子力損害の賠償に関する法律施行令 原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令 原子力損害の賠償に関する法律施行規則
15.電源開発	－	－	電源開発促進法 発電用施設周辺地域整備法 電源開発促進税法 電源開発促進対策特別会計法
16.環境保護	－	－	環境基本法 環境影響評価法
17.情報公開	－	－	情報公開法

アメリカの法令キーワード表（１／５）

大分類	中分類	小分類	該当法令
1.全般	－	－	1954年原子力法
2.研究開発	－	－	1954年原子力法３１条（研究助成） 1954年原子力法104条（医学治療と研究開発） 1982年核廃棄物政策法 1980年ウエストバレイデモンストレーションプロジェクト法
3.組織	－	－	1974年エネルギー再編法 1979年エネルギー省組織化法 1980年NRC歳出授権法 10CFR7（諮問委員会）
4.原子炉施設	立地	－	10CFR2Subpart F（早期立地許可申請手続き） 10CFR50App. F（再処理工場の立地指針） 10CFR50App. Q（立地適正事前審査） 10CFR52Subpart A（早期立地許可） 10CFR100（原子炉立地基準） Reg. Guide 1.132(敷地調査)
	公聴会	－	1954年原子力法 189条（聴聞会と司法審査） 1978年ウラン精練廃棄物放射線管理法111条（公衆の参加） 1982年核廃棄物政策法404条（サイトの環境評価） 10CFR2Subpart G,K,L,M（公聴会手続き） 10CFR50.58（公聴会） 10CFR50.91（公衆コメント） 10CFR52.21（公聴会） 10CFR52.51（行政上の審査） 10CFR52.85（申請書審査） 10CFR52.103（一括運転認可による運転） 10CFR54.27（公聴会）
	設計	自然現象（外部事象）	10CFR50 App. A（一般設計基準）-2（自然現象防護） 10CFR50 App. A（一般設計基準）-4（環境条件及び飛来物に対する設計基準） Reg. Guide 1.59(洪水) Reg. Guide 1.79(竜巻) (SRP2章ーサイト特性) (SRP3.5.1.6ー航空機ハザード)
		炉心	10CFR50App. A（一般設計基準）-10～16（多重障壁による核分裂生成物の放出防護） (SRP4章ー原子炉)
		燃料	10CFR50.44（可燃性ガス制御系基準） 10CFR50.46（ECCS承認基準） 10CFR50App. A（一般設計基準）-VI（燃料及び放射能の管理） (SRP4.2ー燃料系統設計) (SRP4.3ー核設計) (SRP4.4ー熱水力設計)
		工学的安全設備(ECCS、C/V)	10CFR50.44（可燃性ガス制御系基準） 10CFR50.46（ECCS承認基準） 10CFR50.55a(c)（原子炉冷却材圧力バウンダリのASMEとの適合） 10CFR50App.A（一般設計基準）-V（原子炉格納容器） 10CFR50App. J（格納容器漏えい試験） 10CFR50App. K（ECCS評価モデル） Reg. Guide 1.7（LOCA後の可燃性ガス濃度制御） (SPR6章ー工学的安全施設)
		原子炉冷却材圧力バウンダリ	10CFR50.55a(c)（原子炉冷却材圧力バウンダリのASMEとの適合） 10CFR50App. A（一般設計基準）-VI（燃料及び放射能の管理） 10CFR50App. G（破壊靭性） 10CFR50App. H（炉容器監視計画要件） Reg. Guide 1.45（漏洩検出系） (SRP5章ー原子炉冷却系統と接続系統)
		耐震	10CFR50App. A（一般設計基準）-2（自然現象防護） 10CFR50App. S（原子力発電所の地震工学基準）、 Reg. Guide 1.12（地震計装） Reg. Guide 1.29（耐震設計分類） Reg. Guide 1.60（耐震設計応答スペクトル） Reg. Guide 1.61（耐震設計におけるダンピング値） Reg. Guide 1.100（電気機器耐震性能保証） Reg. Guide 1.122（床応答スペクトル） Reg. Guide 1.132（敷地調査） (SRP2章ーサイト特性) (SRP3章ー構造物/設備/機器/系統の設計基準)

アメリカの法令キーワード表（２／５）

大分類	中分類	小分類	該当法令
4.原子炉施設（続き）	設計（続き）	事故評価	10CFR50.34（申請書の内容） 10CFR50.44（可燃性ガス制御系基準） 10CFR50.46（ECCS 承認基準） 10CFR50App.K（ECCS 評価モデル） Reg. Guide 1.3（BWR/LOCA 放射線影響評価条件） Reg. Guide 1.4（PWR/LOCA 放射線影響評価条件） Reg. Guide 1.5 （BWR/蒸気管破断事故放射線影響評価条件） Reg. Guide 1.7 （LOCA 後可燃性ガス濃度の制御） Reg. Guide 1.53（単一故障基準） Reg. Guide 1.25 （PWR/BWR 燃料取扱い事故時の放射線影響評価条件） Reg. Guide 1.70（SAR の標準様式と内容） Reg. Guide 1.77（PWR/制御棒飛び出し事故の評価条件） (SRP15 章－事故解析)
		その他	10CFR52Subpart B（標準設計証明） 10CFR52App.A(ABWR の設計証明規則) 10CFR52App.B(System80+の設計証明規則) Reg. Guide
	建設	設置許可（建設許可）	1954 年原子力法 103 条（商業用許認可、最長 40 年。更新可能） 1954 年原子力法 182 条（許可申請） 1954 年原子力法 184 条（許可証の譲渡不可） 1954 年原子力法 185 条（建設許可） 10CFR50.23（建設許可） 10CFR50.33（申請書の内容） 10CFR50.34(a) （申請書の内容、PSAR） 10CFR50.35（建設許可発行） 10CFR50.45（建設許可基準） 10CFR50.50（認可、建設許可の発行） 10CFR50.54（認可条件） 10CFR50.90（認可/許可の修正申請） 10CFR50.92（修正の発行） 10CFR50.100（認可/許可の取消/一時停止/変更/修正など） 10CFR52Subpart C（一括運転認可）
		工事認可	10CFR50.55a（規格と基準、ASME-III）［登録専門技術者による設計の審査］
		使用前検査	10CFR50.34(b)(6)(iii)（計画の提出） 10CFR50.55a（規格と基準、ASME-III）［公認検査機関による検査］ 10CFR50.70（検査） 10CFR52.99（建設中の検査） NRC 検査マニュアル 2500（原子炉検査計画）
		溶接検査（建設）	10CFR50.55a（規格と基準、ASME-III）［公認検査機関による検査］ 10CFR50.70（検査） 10CFR52.99（建設中の検査） NRC 検査マニュアル 5500（溶接） ASME Code SectionⅢ Division 1、2（原子力発電所設備の建設規則）
		その他	－
	運転	運転許可(認可)	1954 年原子力法. 192 条（一時運転許可） 10CFR50.34(b) （申請書の内容、FSAR） 10CFR50.50（認可、建設許可の発行） 10CFR50.56（許可から認可への転換または認可の修正） 10CFR50.57（運転認可の発行） 10CFR50.80（認可の移譲） 10CFR50.82（認可の終了） 10CFR50.90（認可/許可の修正申請） 10CFR50.92（修正の発行） 10CFR50.100（認可/許可の取消/一時停止/変更/修正など） 10CFR52Subpart C（一括運転認可） 10CFR54（認可更新）
		保安規定	10CFR50.34(b)(6)(vi)（技術仕様の提出） 10CFR50.36（技術仕様の内容） 10CFR50.36a（放射性物質放出に関する技術仕様） 10CFR50.54（認可条件） 10CFR50.59（変更/検査/試験） 10CFR52.47（申請書の内容） 10CFR52.79（申請書の内容） 10CFR52App. A（ABWR の設計証明規則） 10CFR54.22（申請内容） NUREG-1430(B&W-PWR 標準 TS) NUREG-1431(WH-PWR 標準 TS) NUREG-1432(CE-PWR 標準 TS) NUREG-1433(GE-BWR/4-BWR 標準 TS) NUREG-1434(GE-BWR/6-BWR 標準 TS)

アメリカの法令キーワード表（３／５）

大分類	中分類	小分類	該当法令
4.原子炉施設（続き）	建設（続き）	運転責任者(運転員)	1954年原子力法．107条（運転員認可） 1980年NRC歳出授権法307条（NRC職員の技術能力） 10CFR50.54(l)（主任運転員） 10CFR50.74（運転員変更通知） 10CFR50.120（要員の訓練と資格） 10CFR55（運転員認可）
		定期検査	10CFR50.34(b)(6)(iv)（設備の保守/サーベイランス/定期試験計画の提出） 10CFR50.55a(規格と基準、供用中検査(ISI)) 10CFR50.65（保守有効性、24か月以内：保守規則） 10CFR50.71（記録保持と報告書作成）［事業者は自主的な定期検査、ＮＲＣは監査］ ASME Section XI Division 1（軽水炉設備の検査/試験）
		溶接検査（運転）	10CFR50.55a（規格と基準、ASME-III）［公認検査機関が検査］ NRC検査マニュアル5500（原子炉検査計画） ASME Section XI Division 1（軽水炉設備の検査/試験）
		燃料検査	10CFR50App.B（品質保証）［事業者によるQA実施状況の監査］ 10CFR50App.K（ECCS評価モデル） (SRP4.2ー燃料設計審査)
		輸入燃料体検査	―
		改造	10CFR50.59（変更、検査、試験） 10CFR50.109（バックフィット）
		定期安全レビュー	―（10CFR54.21（プラント総合評価(IPA)の実施：認可更新時に審査)）
		その他	―
	事故・故障	報告	10CFR50.4（文書連絡） 10CFR50.71（記録保持と報告書作成） 10CFR50.72（即時通報要件） 10CFR50.73（設置者事象報告システム、LER）
		立入検査	1954年原子力法．161条ｉ(3)項（一般規定：NRCは本法律で受権された活動を統括ために必要な規定や命令を定める） 1974年エネルギー再編法206条(d)項（不適合） 1980年LLW政策法6条（緊急立入り） 10CFR50.70（検査） NRC検査マニュアル93800(拡大検査チーム（AIT)）実施手順） NUREG-1303Rev.2(事故調査マニュアル、事故検査チーム（IIT)）
	監査（Oversight）	―	NRC Regulatory Issue Summary 2000-08（パフォーマンス指標データの任意提出）［新しいパフォーマンス評価プロセス指標の通知］ NRC検査マニュアル2515（軽水炉検査プログラムー運転段階） （日本の制度としては無い）
	シビアアクシデント（SA）	―	SECY89-012（AM規制研究プログラムのNRCスタッフ案） (SRP19（ドラフト）ープラント固有のリスク情報に基づいた決定に際してのPRAの利用)
	火災防護	―	10CFR50.48（火災防護） 10CFR50App. A（一般設計指針）-3（火災防護） 10CFR50App. R（火災防護計画） Reg. Guide 1.120(火災防護指針)
	原子力保安検査官	―	1954年原子力法235条（原子力検査官の保護） 1980年NRC歳出授権法202条（原子力検査官の保護） 10CFR1.47（ＮＲＣ地域検査官事務所） 10CFR19（従事者への指示/報告） 10CFR50.70（検査） SECY-94-181（駐在検査官プログラムの変更） NRC検査マニュアル1245（検査官資格）
	申告制度	―	1974年エネルギー再編法211条（職員の保護） 10CFR19.11（従業員への通知の掲示） 10CFR21.21（不適合などの通知） 10CFR50.5（意図的な違法行為） 10CFR50.7（従業員保護） 管理指示(Directive)規定8.8 官報 61FR24336：政策声明書「原子力産業界の被雇用者が報復の脅威なしに安全問題を述べる自由」
	ヒューマンファクタ	―	10CFR26（職務適性） (SRP18章（ドラフト）ーヒューマン・エンジニアリング)
	その他	―	―
5.核燃料サイクル施設	精錬	―	1978年ウラン精錬廃棄物放射線管理法（鉱滓） 10CFR40（原料物質取扱い許可）
	転換	―	10CFR40（原料物質取扱い許可）
	濃縮	―	1954年原子力法193条（ウラン濃縮施設の許認可） 1954年原子力法27章（ウラン濃縮施設の許認可及び規制） 1954年原子力法28章（除染と廃止措置） 10CFR70（特殊核物質所有許可） 10CFR76（ガス拡散プラント（濃縮）の証明）
	成型加工	―	10CFR70（特殊核物質所有許可）
	再処理	―	10CFR50（生産施設許可） 10CFR50App. F（再処理工場立地指針） 10CFR70（特殊核物質所有許可）

アメリカの法令キーワード表（４／５）

大分類	中分類	小分類	該当法令
5.核燃料サイクル施設（続き）	使用済燃料中間貯蔵	コンクリートキャスク	1982年核廃棄物政策法5064条（ドライキャスク） 10CFR72Subpart L（SF貯蔵キャスク承認） Reg. Guide 1.13（SF貯蔵設計基準） Reg. Guide 3.48（乾式貯蔵システムSAR） Reg. Guide 3.60（乾式貯蔵システム設計） Reg. Guide 3.61（乾式貯蔵キャスクに関するトピカルレポートの標準形式と内容） NUREG-1536(乾式貯蔵システムSRP)
		金属キャスク	1982年核廃棄物政策法5064条（ドライキャスク） 10CFR72Subpart L（SF貯蔵キャスク承認） Reg. Guide 1.13（SF貯蔵設計基準） Reg. Guide 3.48（乾式貯蔵システムSAR） Reg. Guide 3.60（乾式貯蔵システム設計） Reg. Guide 3.61（乾式貯蔵キャスクに関するトピカルレポートの標準形式と内容） NUREG-1536(乾式貯蔵システムSRP)
	その他	－	－
6.放射線防護	線量等量限度（公衆、従事者）	－	10CFR20Subpart C（従事者の線量限度：50mSv/年） 10CFR20Subpart D（公衆個人の線量限度：1mSv/年）
	表面密度限度	－	－（アメリカには、この概念無し）
	通知	－	10CFR20Subpart M（報告、設置者からNRCへ）
	その他	－	
7.廃棄物処分	高レベル廃棄物	－	1982年核廃棄物政策法 1980年ウエストバレイデモンストレーションプロジェクト法 10CFR60（高レベル放射性廃棄物処分）
	低レベル廃棄物	－	1978年ウラン精練廃棄物放射線管理法 1980年LLW政策法 1985年LLW政策修正法 10CFR61（放射性廃棄物の地中処分）
	使用済燃料	－	1982年核廃棄物政策法 10CFR60（高レベル放射性廃棄物処分）
	その他	－	
8.廃止措置	－	－	10CFR20Subpart E（認可終了の放射能基準） 10CFR50.54（認可条件） 10CFR50.59（変更/検査/試験） 10CFR50.75（廃止措置計画） 10CFR50.82（認可終了） Reg. Guide 1.86（認可終了手順） Reg. Guide 1.159（廃炉費用確保） Reg. Guide 1.179（認可終了計画のフォーマットと内容）
9.輸送	陸上輸送	－	1982年核廃棄物政策法9条（輸送への適用）、134条（サイト間輸送）、137条(輸送) 10CFR71（放射性物質の梱包と輸送） 49CFR174（鉄道輸送） 49CFR177（高速道路輸送）
	海上輸送	－	1982年核廃棄物政策法9条（輸送への適用）、137条(輸送) 10CFR71（放射性物質の梱包と輸送） 49CFR176（船舶輸送）
	航空機輸送	－	1982年核廃棄物政策法5062条（航空機によるPu輸送） 10CFR71（放射性物質の梱包と輸送） 10CFR71.64（Puの航空機輸送） 49CFR175（航空輸送）
	輸送容器	－	10CFR71.4（定義） 10CFR71.33（輸送物の記述） 10CFR71 Subpart-E（輸送物の承認基準） 49CFR173.415～419（A型、B型、核分裂物質輸送パッケージ） 49CFR173.421（放射性物質量の制限） 49CFR173.425（放射能限度）
	その他	－	－
10.品質保証	－	－	10CFR21（欠陥と不適合の報告） 10CFR50.49（安全上重要な電気機器の耐環境性能保証） 10CFR50App. B（品質保証基準） 10CFR60 Subpart G（品質保証） 10CFR71 Subpart H（品質保証） 10CFR72 Subpart G（品質保証） Reg. Guide 1.28（品質保証要件／設計･建設） Reg. Guide 1.144（品質保証計画の監査）
11. 安全防護(Safeguard)	計量管理	－	10CFR50.78（計量） 10CFR74（核物質の物的管理と計量） 10CFR75（核物質の保障措置）

アメリカの法令キーワード表（５／５）

大分類	中分類	小分類	該当法令
	物的防護（ＰＰ）	―	1954 年原子力法 132 条（核物質防護条約） 1954 年原子力法 133 条（輸送/協定に関する国防省の調整） 1974 年エネルギー再編法 204 条（核物質安全保障措置局） 1978 年核不拡散法 10CFR50.34（申請書の内容） 10CFR50.54(p)（緊急時核物質防護計画） 10CFR72 Subpart-H（物的防護） 10CFR73（核物質の物的防護） 10CFR74（核物質の物的管理と計量）
	サボタージュ	―	1954 年原子力法 236 条（原子力施設や燃料のサボタージュ） 10CFR72 Subpart-H（物的防護） 10CFR73（核物質の物的防護）
	その他	―	―
12.テロリズム	―	―	1954 年原子力法 132 条（核物質防護条約） 1954 年原子力法 133 条（輸送/協定に関する国防省の調整） 1954 年原子力法 147 条（安全保障情報） 1954 年原子力法 149 条（犯罪歴記録点検のための指紋） 1986 年総括外交安全保障・反テロリズム法（501 条～913 条） 10CFR50.13（合衆国の敵による攻撃と破壊活動） 10CFR50.34（申請書の内容） 10CFR73（核物質の物的防護）
13.防災	防災管理者・専門官	―	10CFR50App. E（緊急時計画）-IV.A(組織) NUREG-0654(FEMA-REP-1)Rev.1（緊急時対応計画と対策の準備と評価に関する基準）-ⅡA（緊急時対応責任分担）
	組織	―	10CFR50.47（緊急時計画） 10CFR50App. E（緊急時計画）-IV.A(組織) NUREG-0654(FEMA-REP-1)Rev.1（緊急時対応計画と対策の準備と評価に関する基準）-ⅡB（サイト内緊急時組織）
	緊急事態宣言	―	10CFR50.72（使用済燃料と高レベル廃棄物の独立貯蔵） 10CFR50App. E（緊急時計画）-IV(緊急時計画の内容) NUREG-0654(FEMA-REP-1)Rev.1（緊急時対応計画と対策の準備と評価に関する基準）-II.D（緊急事態分類）、-App .1（緊急事態レベル発令指針）
	立入検査（防災）	―	NRC 検査マニュアル 82701（緊急時対応プログラムの運用状態）
	緊急時計画	―	1980 年 NRC 歳出授権法 304 条（国家不測事態計画） 10CFR50.33（申請書の内容：一般情報） 10CFR50.34（申請書の内容：技術情報） 10CFR50.47（緊急時計画） 10CFR50.54（認可条件） 10CFR50App. E（緊急時計画）-IV(緊急時計画の内容) 10CFR72.32（緊急時計画） NUREG-0654(FEMA-REP-1)Rev.1（緊急時対応計画と対策の準備と評価に関する基準） Reg. Guide 1.101（NPP の緊急時計画）
	その他	―	―
14.賠償	―	―	1954 年原子力法. 170 条（免責･責任範囲の限定） 1988 年プライスアンダーソン法（1998 年改定：賠償額 89.26 億ﾄﾞﾙ）
15.電源開発	―	―	―
16.環境保護	―	―	1969 年国家環境政策法 10CFR50.36a（放射性物質放出に関する技術仕様） 10CFR50.36b（環境条件） 10CFR51（環境防護基準） 10CFR54.23（申請内容－環境情報）
17.情報公開	―	―	1986 年情報公開法 10CFR9（公開記録） 10CFR10（機密データへのアクセス） 10CFR95（国家安全保障情報及び機密データの防護）

イギリスの法令キーワード表（１／４）

大分類	中分類	小分類	該当法令
1.全般	―	―	原子力法(AEA)1946 労働保健安全法(HSWA)1974 都市・地方計画法(TCPA)1990
2.研究開発	―	―	原子力公社法(AEAA)1954-2 条（公社の任務）
3.組織	―	―	原子力公社法(AEAA)1954、 1971、 1995 労働保健安全法(HSWA)1974-10 条（HSC/HSE の設立） 放射線防護法(RPA)（NRPB 設立） 原子力施設法(NIA)1965-1(1)項（HSE が原子力施設許認可当局）
4.原子炉施設	立地	―	原子力施設法(NIA)1965-1 条（敷地許可無しでの原子力施設の設置・運転の制限） 省令 SI1971/381（原子力施設（敷地の許認可と規制）規則 1971） 原子力施設法(NIA)1965-3 条（原子力敷地許可の交付） 原子力施設法(NIA)1965-4 条（許可条件の付帯） 原子力施設法(NIA)1965-5 条（許可の取消） 原子力施設法(NIA)1965-6 条（リスト保持） 都市・地方計画法(TCPA)1990 電力法(EA)1989-36 条（発電所建設の同意） 原子力施設安全評価原則(SAP)93～102（立地） 原子力施設安全評価原則(SAP)145～147 条（配置） 敷地許可申請者用ガイド 敷地許可の標準条件(LC)2(敷地境界の制限) 敷地許可の標準条件(LC)3(敷地利用制限)
	公聴会	―	都市・地方計画法(TCPA)1990-11～20 条(調査、開発計画の準備･採用、監督官庁大臣の権限) 省令 SI1997/796（都市地方計画（照会手続き）規則 1997） 省令 SI2000/1626（都市地方計画（公聴会手続き）規則 2000）
	設計	自然現象（外部事象）	原子力施設安全評価原則(SAP)172～179（外部・内部ハザード[航空機衝突含む]） 原子力施設安全評価原則(SAP)187～188（苛酷な気象条件） 原子力施設安全評価原則(SAP)192～194（洪水）
		炉心	原子力施設安全評価原則(SAP)332～347（炉心）
		燃料	原子力施設安全評価原則(SAP)342（炉心）
		工学的安全設備(ECCS 、C/V)	原子力施設安全評価原則(SAP)241～263(安全系) 原子力施設安全評価原則(SAP)288～292（格納と換気）
		原子炉冷却材圧力バウンダリ	原子力施設安全評価原則(SAP)220～222（供用前検査･供用期間中検査）
		耐震	原子力施設安全評価原則(SAP)182～185（地震）
		事故評価	原子力施設安全評価原則(SAP)6～15（安全評価） 原子力施設安全評価原則(SAP)16～19（リスク解析と技術原則） 原子力施設安全評価原則(SAP)28～92（安全解析） 原子力施設安全評価原則(SAP)264～287（安全関連計測）
		その他	原子力施設安全評価原則(SAP)69～83(PSA) 原子力施設安全評価原則(SAP)108～128(技術原則の主要原則) 原子力施設安全評価原則(SAP)205～211（設計） 原子力発電所のリスク容認性(TOR)1992
	建設	設置許可(敷地許可)	原子力施設法(NIA)1965-3 条～6 条（敷地許可） 敷地許可の標準条件(LC)14（安全文書） 敷地許可の標準条件(LC)19（新規プラントの建設又は設置） 敷地許可の標準条件(LC)20（建設中プラントの設計変更）
		工事認可	敷地許可の標準条件(LC)19（新規プラントの建設又は設置） 敷地許可の標準条件(LC)20（建設中プラントの設計変更） 敷地許可の標準条件(LC)21(営業運転開始)
		使用前検査	原子力施設安全評価原則(SAP)220～222（供用前検査・供用中検査） 原子力施設安全評価原則(SAP)148（据え付け前試験）
		溶接検査（建設）	原子力施設安全評価原則(SAP)148～153（保守･検査･試験）
		その他	原子力施設安全評価原則(SAP)212～215(製造、建設) 原子力施設安全評価原則(SAP)404（建設）
	運転	運転許可	敷地許可の標準条件(LC)21（営業運転開始）
		保安規定	原子力施設安全評価原則(SAP)406～409（運転制限） 敷地許可の標準条件(LC)23（運転規則）
		運転責任者（運転員）	原子力施設安全評価原則(SAP)141～144（ヒューマンファクタ） 原子力施設安全評価原則(SAP)402（運転員訓練） 原子力施設安全評価原則(SAP)409（有資格経験者） 原子力施設安全評価原則(SAP)414（事故時の職員訓練） 敷地許可の標準条件(LC)12（承認を受けた者･有資格経験者） 敷地許可の標準条件(LC)26（運転の制御と監視）

イギリスの法令キーワード表（２／４）

大分類	中分類	小分類	該当法令
4.原子炉施設（続き）	運転（続き）	定期検査	原子力施設安全評価原則(SAP)148～153（保守、検査、試験） 原子力施設安全評価原則(SAP)220～222（供用前検査・供用期間中検査） 原子力施設安全評価原則(SAP)410（検査頻度と保守計画） 敷地許可の標準条件(LC)28（検査、点検、保守、試験） 敷地許可の標準条件(LC)29（検査、点検、試験の実施義務） 敷地許可の標準条件(LC)30（定期的な停止）
		溶接検査（運転）	原子力施設安全評価原則(SAP)148～153（保守、検査、試験） 原子力施設安全評価原則(SAP)410（検査頻度と保守計画） 敷地許可の標準条件(LC)28（検査、点検、保守、試験） 敷地許可の標準条件(LC)29（検査、点検、試験の実施義務）
		燃料検査	原子力施設安全評価原則(SAP)342(燃料集合体への設計要求)
		輸入燃料体検査	－
		改造	原子力施設安全評価原則(SAP)366（機器除染） 敷地許可の標準条件(LC)22（既存プラントでの改造・試験）
		定期安全レビュー	敷地許可の標準条件(LC)15（10 年ごとに実施）
		その他	原子力施設安全評価原則(SAP)216～219(運転) 原子力施設安全評価原則(SAP)405（試運転）
	事故・故障	報告	原子力施設法(NIA)1965-22 条（危険事象に関する報告と照会） 省令 SI1999/3232(電離放射線規則(IRR)1999)25 条（過剰被ばくの調査と通知） 省令 SI1999/3232(電離放射線規則(IRR)1999)30 条（特定事象の通知） 省令 SI1965/1824（原子力施設（危険事象）規則 1965） 敷地許可の標準条件(LC)7（敷地内での事故）
		立入検査	原子力法(AEA)5 条（立入り及び検査の権限） 原子力施設法(NIA)1965-24 条（検査官） 放射性物質法(RSA)1993-31 条（立入り及び検査の権限）
	監査(Oversight)	－	－
	シビアアクシデント(SA)	－	原子力施設安全評価原則(SAP)65～68（シビアアクシデント） 原子力施設安全評価原則(SAP)175(外部・内部ハザード) 原子力施設安全評価原則(SAP)412～414（事故管理）
	火災防護	－	原子力施設安全評価原則(SAP)189～191（火災、爆発、ミサイル、有毒ガス） 原子力施設安全評価原則(SAP)195～197（火災防護） 原子力施設安全評価原則(SAP)309～312(換気)
	原子力保安検査官	－	原子力施設法(NIA)1965-24 条（検査官） 放射性物質法(RSA)1993-4、5 条（査察官及び統括査察官） 放射性物質法(RSA)1993-23、24 条（申請等に係る国務大臣の権限） 労働保健安全法(HSWA)1974-19 条（検査官の任命）
	申告制度	－	原子力施設法(NIA)1965-22 条（危険事象に関する報告と照会） 省令 SI1999/3242（労働保健安全管理規則 1999）14 条（従業員の義務） 公益開示法(PIDA)1998
	ヒューマンファクタ	－	原子力施設安全評価原則(SAP)141～144（ヒューマンファクタ） 原子力施設安全評価原則(SAP)396（安全文化） 原子力施設安全評価原則(SAP)397（組織・責任） 敷地許可の標準条件(LC)10(訓練) 敷地許可の標準条件(LC)12(適切な有資格者・経験者)
	その他	－	－
5.核燃料サイクル	精錬	－	原子力施設法(NIA)1965-1(1)(b)項（敷地許可が必要）
	転換	－	原子力施設法(NIA)1965-1(1)(b)項（敷地許可が必要）
	濃縮	－	原子力施設法(NIA)1965-2(1)(b)項（敷地許可が必要） 原子力施設法(NIA)1965-2(1A)項（濃縮許可が必要）
	成型加工	－	原子力施設法(NIA)1965-1(1)(b)項（敷地許可が必要）
	再処理	－	原子力施設法(NIA)1965-2(1)(a)項（敷地許可が必要） 原子力施設法(NIA)1965-2(1A)項（再処理許可が必要）
	使用済燃料中間貯蔵	コンクリートキャスク	放射性物質法(RSA)1993-14 条（放射性廃棄物の蓄積） 原子力施設安全評価原則(SAP)352（核物質の取扱制限） 原子力施設安全評価原則(SAP)384～388（放射性スクラップ） 敷地許可の標準条件(LC)4（敷地内核物質の制限） 敷地許可の標準条件(LC)25（運転記録） 敷地許可の標準条件(LC)32（放射性物質貯蔵） 敷地許可の標準条件(LC)33（放射性廃棄物処分） 敷地許可の標準条件(LC)34（放射性物質放射性廃棄物の漏えい・放出）
		金属キャスク	放射性物質法(RSA)1993-14 条（放射性廃棄物の蓄積） 原子力施設安全評価原則(SAP)352（核物質の取扱制限） 原子力施設安全評価原則(SAP)384～388（放射性スクラップ） 敷地許可の標準条件(LC)4（敷地内核物質の制限） 敷地許可の標準条件(LC)25（運転記録） 敷地許可の標準条件(LC)32（放射性物質貯蔵） 敷地許可の標準条件(LC)33（放射性廃棄物処分） 敷地許可の標準条件(LC)34（放射性物質放射性廃棄物の漏えい・放出）
	その他	－	省令 SI1971/381（原子力施設規則 1971）

イギリスの法令キーワード表（３／４）

大分類	中分類	小分類	該当法令
6.放射線防護	線量当量限度（公衆、従事者）	－	原子力施設安全評価原則(SAP)39～42（放射線防護） 原子力施設安全評価原則(SAP)156～165（放射線防護） 原子力施設安全評価原則(SAP)371（廃棄物取扱い時の放射性防護） 原子力施設安全評価原則(SAP)付録 1、2（運転時、事故時の許容線量） 省令 SI1999/3232(電離放射線規則(IRR)1999)8 条（被ばくの制限） 省令 SI1999/3232(電離放射線規則(IRR)1999)11 条（線量限度） 省令 SI1999/3232(電離放射線規則(IRR)1999)別表 4（線量限度） （許容被ばく線量：職業被ばく 20mSv/年（実施不能の場合は 100mSv/５年かつ最大 50mSv/年）、公衆被ばく 1mSv/年)）
	表面密度限度	－	－
	通知	－	省令 SI1999/3232(電離放射線規則(IRR)1999)25 条（過剰被ばくの調査と通知） 省令 SI1999/3232(電離放射線規則(IRR)1999)30 条（特定事象の通知） 省令 SI1992/2997（放射線緊急時公衆情報規則(PIRER)1992）
	その他	－	－
7.廃棄物処分	高レベル廃棄物	－	放射性物質法(RSA)2 条（放射性廃棄物の定義） 放射性物質法(RSA)13、14 条（放射性物質の処分、蓄積の許可） 放射性物質法(RSA)29、30 条（放射性物質に関連した国務大臣の権限） 敷地許可の標準条件(LC)4(敷地内核物質の制限) 敷地許可の標準条件(LC)32(放射性物質貯蔵) 敷地許可の標準条件(LC)33(放射性廃棄物処分) 敷地許可の標準条件(LC)34(放射性物質・廃棄物の漏えい･放出) 原子力施設安全評価原則(SAP)353（核物質の管理体制） 原子力施設安全評価原則(SAP)368～381（放射性廃棄物） 放射性廃棄物管理政策の検討(1995)91～93 条（高レベル廃棄物）
	低レベル廃棄物	－	放射性物質法(RSA)2 条（放射性廃棄物の定義） 放射性物質法(RSA)13、14 条（放射性物質の処分、蓄積の許可） 放射性物質法(RSA)29、30 条（放射性物質に関連した国務大臣の権限） 敷地許可の標準条件(LC)4(敷地内核物質の制限) 敷地許可の標準条件(LC)32(放射性物質貯蔵) 敷地許可の標準条件(LC)33(放射性廃棄物処分) 敷地許可の標準条件(LC)34(放射性物質・廃棄物の漏えい･放出) 原子力施設安全評価原則(SAP)353（核物質の管理体制） 原子力施設安全評価原則(SAP)368～381（放射性廃棄物） 原子力施設安全評価原則(SAP)382～388（放射性スクラップ） 放射性廃棄物管理政策の検討(1995)111～119 条（低中レベル廃棄物中間貯蔵、管理埋設）
	使用済燃料	－	放射性物質法(RSA)2 条（放射性廃棄物の定義） 放射性物質法(RSA)13、14 条（放射性物質の処分、蓄積の許可） 放射性物質法(RSA)29、30 条（放射性物質に関連した国務大臣の権限） 敷地許可の標準条件(LC)4(敷地内核物質の制限) 敷地許可の標準条件(LC)32(放射性物質貯蔵) 敷地許可の標準条件(LC)33(放射性廃棄物処分) 敷地許可の標準条件(LC)34(放射性物質・廃棄物の漏えい･放出) 原子力施設安全評価原則(SAP)353（核物質の管理体制） 原子力施設安全評価原則(SAP)368～381（放射性廃棄物） 放射性廃棄物管理政策の検討(1995)88～90 条（使用済燃料管理）
	その他	－	放射性廃棄物管理政策の検討(1995)
8.廃止措置	－	－	原子力施設安全評価原則(SAP)373～374（解体廃棄物） 原子力施設安全評価原則(SAP)411（廃炉） 敷地許可の標準条件(LC)35（廃炉） 省令 SI1999/2892（原子炉(廃止措置環境影響）規則 1999） 放射性廃棄物管理政策の検討(1995)120～131 条（廃止措置）
9.輸送	陸上輸送	－	放射性物質(道路輸送)法 1991 省令 SI1996/1350（放射性物質道路輸送規則 1996） 省令 SI1996/2090（放射性物質の梱包・標識・鉄道輸送規則） 省令 SI1999/303（危険物質の運搬（修正）規則 1999） 放射性物質の道路輸送に関する行動規範(CoP)1975（原文無し）
	海上輸送	－	省令 SI1993/3031（放射性廃棄物国際輸送規則 1993）［EURATOM 規則 92/3（放射性廃棄物輸送）を呼び込む］ EURATOM 規則 93/1493（放射性物質輸送）に準拠
	航空機輸送	－	省令 SI1985/1939（航空（危険物質）規則 1985）
	輸送容器	－	放射性物質の道路輸送に関する行動規範(CoP)1975（原文無し）B5～B9 原子力施設安全評価原則(SAP)385～388（敷地内貯蔵）
	その他	－	－
10.品質保証	－	－	原子力施設安全評価原則(SAP)139～140（機器性能保証） 原子力施設安全評価原則(SAP)398～401（QA） 敷地許可の標準条件(LC)17（QA） 英国規格 BS-5882（原子力施設の TQA プログラム）1990（原文無し）
11.安全防護(Safeguard)	計量	－	IAEA-INFCIRC/225/Rev.4（核物質と原子力施設の物的防護）1999 に準拠
	物的防護（ＰＰ）	－	IAEA-INFCIRC/225/Rev.4（核物質と原子力施設の物的防護）1999 に準拠 省令 SI1997/1765（引き渡し（核物質の保護）に関する命令 1997）
	サボタージュ	－	IAEA-INFCIRC/225/Rev.4（核物質と原子力施設の物的防護）1999 に準拠
	その他	－	－

イギリスの法令キーワード表（４／４）

大分類	中分類	小分類	該当法令
12.テロリズム	－	－	核物質（攻撃）法 1983 省令 SI1997/1765（引き渡し（核物質の保護）に関する命令 1997）
13.防災	防災管理者・専門官	－	敷地許可の標準条件(LC)11（緊急時計画）
	組織	－	敷地許可の標準条件(LC)11（緊急時計画）
	非常事態宣言	－	敷地許可の標準条件(LC)11（緊急時計画）
	立入検査（防災）	－	原子力施設法(NIA)1965-24 条（検査官） 放射性物質法(RSA)1993-31 条（立入りの権利）
	緊急時計画	－	省令 SI1999/3232(電離放射線規則(IRR)1999)12 条（不測事態計画） 原子力施設安全評価原則(SAP)93～102(立地) 敷地許可の標準条件(LC)11（緊急時計画）
	その他	－	－
14.賠償	－	－	原子力施設法(NIA)1965-16 条（賠償額最大 1400 万ポンド） 原子力施設法(NIA)1965-18 条～21 条（補償） 省令 SI1983/919（原子炉施設（指定施設）規則 1983）
15.電源開発	－	－	電力法(AEA)1989
16.環境保護	－	－	環境保護法(EPA)1991 都市・地方計画法(TCPA)1990 省令 SI1999/293（都市・地方計画（環境影響評価）規則 1999）
17.情報公開	－	－	政府情報へのアクセスに関する行動規範(CoP)1994

フランスの法令キーワード表（１／７）

大分類	中分類	小分類	該当法令
1.全般	－	－	法律 1917 年 12 月 19 日（危険・非衛生・不快施設） 政令 53-578 号（1917 年 12 月 19 日の法律の適用を受ける施設） 法律 61-842 号（大気汚染・悪臭防止） 政令 63-1228 号（基礎原子力施設） [基礎原子力施設と見なされる限度] 省令 1967 年 1 月 25 日（放射性物質の調整・製造、加工工場と放射性物質貯蔵、保管、利用施設） 省令 1966 年 12 月 6 日（放射性廃棄物の調整、製造、加工工場） 省令 1996 年 3 月 11 日（放射性物質の貯蔵、保管施設）
2.研究開発	－	－	[高レベル放射性廃棄物] 法律第 91-1381 号（放射性廃棄物管理研究） 法律第 91-1381 号（放射性廃棄物管理研究）4 条（研究の総括評価）、5 条（地下研究所）8 条（地下研究所） 政令 92-1391 号（国立放射性物質管理局） 政令 93-940 号（法律 91-1381 の適用及び地下研究所の設置許可） 省令 1979 年 11 月 7 日（国立放射性物質管理局の設立） 指導書簡 1983 年 3 月 18 日（使用済燃料の管理）再処理技術、長寿命核種の処分技術の研究開発 安全基本規則Ⅲ.2.f（地下処分研究施設の建設）（核燃料サイクル施設） 政令 81－300 号（原子力委員会及びコジェマの鉱物等の取扱許可
3.組織	－	－	[国会] 法律 83-609 号（国会：議会科学技術選択評議会） [諮問機関] 政令 73-278 号（安全及び情報上級評議会と原子力施設安全本部設置）（注：87-137 で改定） 政令 63-1228 号（基礎原子力施設）7～10 条（基礎原子力施設省間委員会） 政令 75-713 号（原子力安全省間委員会設置） [原子力施設安全本部] 政令 73-278 号（安全及び情報上級評議会と原子力施設安全本部設置）（注：87-137 で改定） 政令 91－431 号（産業及び国土開発省の中央行政府の組織） [産業・研究地方局] SIN 通達 1985 年 7 月 30 日 3531/85 号（工業及び研究地方局） 命令 1984 年 11 月 15 日（工業及び研究地方局の検査） CAB 通達 730MZ 号（工業及び研究地方局） [顧問会] 決定 1973 年 3 月 27 日（原子炉担当常設グループ（顧問会）設立：原子力施設安全本部の下部機関） [圧力容器中央委員会] 1996 年 12 月 30 日付圧力容器中央委員会内部規則 [原子力庁（CEA）] 政令 45－2563 号（CEA 設置） 政令 70-878 号（CEA に関する上記政令（45-2563）の改定） 政令 72－1158 号（CEA の業務、上記政令（70-878）の適用政令） 政令 94-451 号（CEA 業務、上記政令（70-878）の改定） 一般協定 1977 年 6 月 27 日（行政府と CEA） [原子力安全防護研究所] 省令 1976 年 11 月 2 日（原子力防護及び安全研究所の設立） [国立放射性物質管理局（高レベル放射性廃棄物）] 法律 91-1381 号（放射性廃棄物管理研究）12 条（公益グループ）、13 条（ANDRA の業務）、14 条（情報及び追跡調査地方委員会） 政令 92-1391 号（国立放射性物質管理局） 省令 1979 年 11 月 7 日（国立放射性物質管理局の設立） [電離放射線防護局] 政令 94-604 号（電離放射線防護局の設置） 政令 95-1029 号（危険物質輸送省問委員会） [各大臣他] 政令 97-710 号（経済・財政・産業大臣の権限） 政令 97-715 号（国土整備・環境大臣の権限） 政令 97-728 号（産業閣外大臣に委任される権限） 政令 69-724 号（工業・科学開発大臣の役割） 政令 70－394 号（工業・科学開発省の組織） 政令 77-1233 号（原子力発電情報会議）
4.原子炉施設	立地	－	政令 63-1228 号（原子力施設）3 条（設置許可申請書、アンケート調査） 政令第 95－540 号（放射性廃棄物の放出及び取水） 通達 1998 年 5 月 20 日（政令第 95－540 号に基づく認可申請の審理） 指導書簡 1979 年 9 月 3 日（1300MWe-PWR 安全）1.1（考慮すべき事象） 指導書簡 1983 年 10 月 6 日（1400MWe-PWR 安全）Ⅰ.1 項（考慮すべき事象）
	公聴会	－	[基礎原子力施設] 政令 63-1228 号（基礎原子力施設）3 条（設置許可申請書、アンケート調査）6 条 2b（アンケート調査の免除） 法律 83-630 号（アンケートの民主化、環境保護） 政令 85-453（法律 83-630 号（アンケートの民主化、環境保護）の適用政令） 1985 年 9 月 27 日付回状（政令 85-453（アンケートの民主化、環境保護）他の回状）

フランスの法令キーワード表（２／７）

大分類	中分類	小分類	該当法令
4.原子炉施設（続き）	公聴会（続き）	ー	[公開討論] 法律 95 - 101 号（環境保護強化、第２条：公開討論） 政令 96 - 388 号（法律 95-101 号（環境保護強化、第２条：公開討論）の政令） [公害規制適用施設] 政令 77 - 1133 号（法律 76-663 号（公害規制適用施設）の適用政令） 政令 67 - 964 号（公害規制適用施設のリスト） 1984 年 4 月 19 日付通達 SIN 第 2141/84 号 （基礎原子力施設の設備及び基礎原子力施設に区域内の公害規制適用施設手続き） [公益認定、収用決定] 政令 59-701 号（公益認定、収用決定） 政令 76-432 号（政令 59-701 号の改定） 指示 1976 年 5 月 14 日（政令 59-701 号（公益認定、収用決定）の解説） 1976 年 8 月 24 日付回状（指示（1976 年 5 月 14 日）の回状） 1982 年 7 月 31 日付回状（アンケート調査対象範囲の拡大） [公聴会（放射性廃棄物の放出）] 政令第 95 - 540 号（放射性廃棄物の放出及び取水）第 10 条（認可手続、公聴会） 省令 1976 年８月 10 日（気体状放射能の放出許可申請に関する予備研究実施条件） 省令 1976 年８月 10 日（気体状放射能の放出並びに公のアンケート調査の条件） 省令 1976 年８月 10 日（原子力施設からの液体状放射能の放出許可申請のための予備研究実施条件）
	設計	自然現象（外部事象）	指導書簡 1977 年 7 月 11 日（基本安全方針）8 項（燃料建屋） 指導書簡 1979 年 9 月 3 日（1,300MWe-PWR 安全）Ⅰ.2 項（外部事象）、Ⅱ.4（燃料建屋） 指導書簡 1983 年 10 月 6 日（1,400MWe-PWR 安全）Ⅰ.1 項（外部事象）、Ⅱ.4（燃料建屋） 安全基本規則 RFS Ⅰ.2.a（航空機落下） 安全基本規則 RFS Ⅰ.2.b（タービンジェット） 安全基本規則 RFS Ⅰ.2.c（地震） 安全基本規則 RFS Ⅰ.2.d（環境及び交通） 安全基本規則 RFS Ⅰ.2.e（浸水） 安全基本規則 RFS Ⅰ.3.b（地震計装） 安全基本規則 RFS Ⅰ.3. c（地盤調査） 民間基準 RCC-G（土木構築物） 民間基準 RCC-P（プロセス）
		炉心	指導書簡 1977 年 7 月 11 日（基本安全方針）11 項（内部機器） 指導書簡 1979 年 9 月 3 日（1,300MWe-PWR 安全）Ⅱ.3 項（燃料要素部と炉内機器） 指導書簡 1983 年 10 月 6 日（1,400MWe-PWR 安全）Ⅱ.3 項（燃料、炉内機器） 民間基準 RCC-C（核燃料） 民間基準 RCC-P（プロセス）
		燃料	指導書簡 1977 年 7 月 11 日（基本安全方針）4 項（燃料） 指導書簡 1979 年 9 月 3 日（1,300MWe-PWR 安全）Ⅱ.3 項（燃料要素部と炉内機器） 指導書簡 1983 年 10 月 6 日（1,400MWe-PWR 安全）Ⅱ.3 項（燃料要素） 安全基本規則 RFSⅤ.2.e（燃料集合体の製造） 民間基準 RCC-C（核燃料）
		工学的安全設備(ECCS、C/V)	指導書簡 1977 年 7 月 11 日（基本安全方針）6 項（格納容器）、16 項（一次冷却材喪失事故）、17 項（原子炉容器の破断） 指導書簡 1979 年 9 月 3 日（1,300MWe-PWR 安全）Ⅱ.7（格納容器）、Ⅱ.8（機器の配置等）Ⅱ.9 項（原子炉補助建屋等）Ⅱ.11 項（ECCS） 指導書簡 1983 年 10 月 6 日（1,400MWe-PWR 安全）Ⅰ.4（機器、設備の検定）Ⅱ.7（格納容器）、Ⅱ.8（機器配置）、Ⅱ.9 項（原子炉補助建屋等）Ⅱ.11 項（ECCS） 安全基本規則 RFSⅡ.2.2（格納容器スプレイ） 民間基準 RCC-P（プロセス）
		原子炉冷却材圧力バウンダリ	省令 1974 年 2 月 26 日（高圧容器） 回状 1974 年 2 月 26 日（高圧容器） 指導書簡 1977 年 7 月 11 日（基本安全方針）5 項（一次系）、12 項（蒸気発生器）、14 項（炉容器シャフト）、15 項（配官破断）、17 項（圧力容器の破断） 指導書簡 1979 年 9 月 3 日付（1,300MWe-PWR 安全）Ⅱ.5 項（一次系）、Ⅱ.10（原子炉冷却系） 指導書簡 1983 年 10 月 6 日（1,400MWe-PWR 安全）Ⅰ.4（機器、設備の検定）、Ⅱ.5 項（１次系）、Ⅱ.10（原子炉冷却系） 民間基準 RCC-P（プロセス） 民間基準 RCC-M（機械機器）
		耐震	指導書簡 1979 年 9 月 3 日（1,300MWe-PWR 安全）Ⅰ.2 項（外部事象） 指導書簡 1983 年 10 月 6 日付（1,400MWe-PWR 安全）Ⅰ.1 項（外部事象） 安全基本規則 RFSⅠ.2.ｃ（設計地震） 安全基本規則 RFSⅠ.3.ｂ（地震計装） 安全基本規則 RFSⅠ.3.ｃ（地盤調査） 安全基本規則 RFSⅤ.2.ｇ（土木構造物） 民間基準 RCC-G（土木構築物）
		事故評価	指導書簡 1979 年 9 月 3 日Ⅰ.1 項（考慮すべき事象） 指導書簡 1983 年 10 月 6 日Ⅰ.1 項（考慮すべき事象）、Ⅰ.3（設計再評価）、Ⅰ.5（建設及び運転経験） 安全基本規則 RFSⅠ.3.ａ（単体故障基準） 民間基準 RCC-P（プロセス）

フランスの法令キーワード表（３／７）

大分類	中分類	小分類	該当法令
		その他	指導書簡 1977 年 7 月 11 日（基本安全方針）7 項（一次回路の放射性物質濃度）、8 項（燃料建屋）、9 項（原子炉補助建屋）、10 項（電気室）13 項（一次ポンプの慣性ハンドル） 指導書簡 1978 年 3 月 16 日（上記書簡の補足） 指導書簡 1979 年 9 月 3 日Ⅱ.1 項（配置計画）、Ⅱ.2（建屋の高さ）等を規定 指導書簡 1983 年 10 月 6 日（1,400MWe-PWR 安全）Ⅰ.４（機器設備の検定）、Ⅰ.6（運転上の処置）等について規定 安全基本規則 RFSⅡ.3.8（二次系） 安全基本規則 RFSⅣ.1.ａ（機器、構築物等の分類） 安全基本規則 RFSⅣ.2.ａ（レベル２、３の機器設計） 安全基本規則 RFSⅣ.2.ｂ（電気的安全システム） 安全基本規則 RFSⅤ.2.ｂ（土木構造物） 安全基本規則 RFSⅤ.2.ｃ（機械的機器の一般規則） 安全基本規則 RFSⅤ.2.ｄ（電気的機器の一般規則） 安全基本規則 RFSⅤ.2.ｅ（燃料集合体の一般規則） 安全基本規則 RFSⅤ.2.ｈ（土木構造物の一般規則）
	建設	設置許可（建設許可）	政令 63-1228 号（基礎原子力施設）第 3、第 3 条 2、第 3 条 3、第 4、第 6 条（設置許可）、 命令 1973 年 3 月 27 日（上級評議会と原子力施設安全本部）Ⅰ章１条１（設置許可）、Ⅱ章（CEA の施設）、Ⅲ章（原子力施設安全本部の審査）、付録（安全報告書の参考プラン等）
		工事認可	1974 年 2 月 26 日付省令（圧力装置規制適用）5 条（設計・運転の書類）、6 条（設計書類の提出）、14 条（材料に関する書類の提出）、20 条（製造書類）、27 条（検査、安全装置の書類提出）、30 条（製造検査書類提出） 1974 年 2 月 26 日付回状（主１次系統への圧力蒸気装置規制）5 条（設計・運転の書類）、27 条（検査、安全装置の書類提出）
		使用前検査	政令 63-1228 号（基礎原子力施設）第 11 条（基礎原子力施設の監視） 命令 1973 年 3 月 27 日（原子炉の安全上級評議会と原子炉施設安全本部）第１章５項（施設の訪問及びフォローアップ）、第Ⅲ章 2 項（検査官等による監視） 省令 1974 年 2 月 26 日（高圧容器）34 条（水圧試験の実施）、35 条（書類審査） 回状 1974 年 2 月 26 日（高圧容器）34 条（水圧試験の実施）、35 条（書類審査） 決定 1992 年 3 月 31 日（圧力装置）第 1 条（規制そ適用及び追跡調査は原子炉施設安全局長の業務）
		溶接検査（建設）	1999 年 11 月 10 日付省令（1/2 次系運転監視）第 10 条Ⅲ（溶接員の資格認定）
	運転	運転許可（認可）	[運転許可] 命令 1973 年 3 月 27 日（原子炉の安全上級評議会と原子炉施設安全本部）Ⅰ章（開発実施許可（運転許可））Ⅱ章（CEA の施設） [放出許可] 政令第 95‐540 号（放射性廃棄物の放出、取水）第Ⅱ章（認可対象）、第Ⅲ章（届出対象） 通達 1995 年 11 月 6 日（政令第 95‐540 号の適用）認可（廃棄物の放出） 通達 1998 年 5 月 20 日（政令第 95‐540 号に基づく認可申請の審理）、Ⅳ項（認可申請の審理）、Ⅴ項（取水又は放出認可の変更） 命令 1973 年 3 月 27 日（原子炉の安全上級評議会と原子炉施設安全本部）第１章２（放射性流体の放出許可）
		保安規定	政令 63-1228 号（基礎原子力施設）第 4 条、第 5 条（一般的開発規則）
		運転責任者（運転員）	無し
		定期検査	[監視] 政令 63-1228 号（基礎原子力施設）第 11 条（基礎原子力施設の監視） 命令 1973 年 3 月 27 日（原子炉の安全上級評議会と原子炉施設安全本部）第１章５（施設の訪問及びフォローアップ）、Ⅲ章２（検査官等による監視） [定期検査（ISI）] 1999 年 11 月 10 日付省令（1/2 次系運転監視）第 9 条のⅠ（PSI：水圧検査）第 14 条（部分検査）、第 15 条のⅠ（総合的再品質認定）、第 15 条のⅢ（水圧検査）、第 15 条のⅣ（部分的再品質認定） [廃棄物の排出監視] 政令第 95‐540 号（放射性廃棄物の放出及び取水）第 19 条（放射性廃棄物の監視） 通達 1995 年 11 月 6 日（政令第 95‐540 号の適用）検査（廃棄物の放出） 省令 1976 年８月 10 日（原子力施設からの気体状放射能の放出の限度及び様態の決定並びに原子炉施設の環境の監視措置の選択及び電離放射線防護本部による原子力施設の検査方法の一般規則） 省令 1976 年８月 10 日（軽水炉原子力発電所からの気体状放射性廃棄物の放出の限度と様態、電離放射線防護本部による該発電所の環境の監視検査の方法） 省令 1976 年８月 10 日（原子力施設からの液体状放射能の放出の限界及び様態の決定並びに基礎原子力施設の環境監視方法の選択、及び電離放射線防護本部による基礎原子力施設の検査方法の一般規則） 省令 1976 年８月 10 日（軽水炉原子力発電所からの液体状放射能の放出の限度と方法、電離放射線防護本部による該発電所の環境の監視検査方法） [原子炉施設安全局長] 決定 1992 年 3 月 31 日（圧力装置）第 1 条（規制そ適用及び追跡調査は原子炉施設安全局長の業務）
		溶接検査（運転）	1999 年 11 月 10 日付省令（1/2 次系運転監視）第 10 条のⅢ（溶接員の資格認定）
		燃料検査	無し
		輸入燃料体検査	無し

フランスの法令キーワード表（４／７）

大分類	中分類	小分類	該当法令
4.原子炉施設（続き）	運転（続き）	改造	政令 63-1228 号（基礎原子力施設）５条Ⅰ項（施設の変更の通知） 省令 1999 年 11 月 10 日（1/2 次系運転監視）第 10 条のⅠ（補修及び改造） 命令 1973 年 3 月 27 日（上級評議会と原子力施設安全本部） Ⅰ章４（実施中の変更）
		定期安全レビュー	政令 63-1228 号（基礎原子力施設）５条Ⅱ項（安全性再検査）
		その他	無し
	事故・故障	報告	政令 63-1228 号（基礎原子力施設）５条Ⅲ項（事故の届出） 省令 1984 年 8 月 10 日（基礎原子炉施設の設計・建設・運転の品質）第 13 条（報告） 回状 1984 年 8 月 10 日（基礎原子炉施設の設計・建設・運転の品質）第 13 条（報告） 省令 1976 年８月 10 日（原子力施設からの気体状放射能の放出の限度及び様態の決定並びに原子炉施設の環境の監視措置の選択及び電離放射線防護本部による原子力施設の検査方法の一般規則）11 条（通報義務） 省令 1976 年８月 10 日（原子力施設からの液体状放射能の放出の限界及び様態の決定並びに基礎原子力施設の環境監視方法の選択及び電離放射線防護本部による基礎原子力施設の検査方法の一般規則）11 条（通報義務）
		立入検査	政令 63-1228 号（原子力施設）第 11 条（基礎原子力施設の監視） 命令 1973 年 3 月 27 日（上級評議会と原子力施設安全本部） Ⅰ章 5（施設の訪問及びフォローアップ）
	監査（Oversight）	－	政令 63-1228 号（原子力施設）第 11 条（基礎原子力施設の監視） 命令 1973 年 3 月 27 日（上級評議会と原子力施設安全本部） Ⅰ章 5（施設の訪問及びフォローアップ） 省令 1976 年８月 10 日（原子力施設からの気体状放射能の放出の限度及び様態の決定並びに原子炉施設の環境の監視措置の選択及び電離放射線防護本部による原子力施設の検査方法の一般規則） 省令 1976 年８月 10 日（軽水炉原子力発電所からの気体状放射性廃棄物の放出の限度と様態、電離放射線防護本部による該発電所の環境の監視検査の方法） 省令 1976 年８月 10 日（原子力施設からの液体状放射能の放出の限界及び様態の決定並びに基礎原子力施設の環境監視方法の選択及び電離放射線防護本部による基礎原子力施設の検査方法の一般規則） 省令 1976 年８月 10 日（軽水炉原子力発電所からの液体状放射能の放出の限度と方法、電離放射線防護本部による該発電所の環境の監視検査方法）
	シビアアクシデント（AM）	－	指導書簡 1977 年 7 月 11 日（基本安全方針）1.1 項（発生確率：10^{-6}以下）、1.2（個々の事象発生確率：10^{-7}以下） 指導書簡 1983 年 10 月 6 日（1400MWe-PWR 安全） Ⅰ.2 項（起こり得ない事故）
	火災防護	－	安全基本規則 RFSⅤ.2.f（火災防護の一般規則） 安全基本規則 RFSⅤ.2.j（火災防護の一般規則） 安全基本規則Ⅰ.4.a（火災防止）（核燃料サイクル施設） RCC-I（火災防護）
	原子力保安検査官	－	政令 63-1228 号（基礎原子力施設）11 条（基礎原子力施設の監視） 命令 1973 年 3 月 27 日（上級評議会と原子力施設安全本部） Ⅰ章 5（施設の訪問及びフォローアップ）
	申告制度	－	刑法 213-4 条（犯罪の共謀） 刑法 223-6 条（犯罪の共謀者への懲役と罰金） 刑法 223-7 条（犯罪の防止のための個人の介入） 刑法 322-14 条（告発）
	ヒューマンファクタ	－	指導書簡 1983 年 10 月 6 日（1400MWe-PWR 安全） Ⅰ.1 項（設計の一般基礎条件）、Ⅰ.6 項（施設運転上の処置）
	その他		[全般] 政令 63-1228 号（基礎原子力施設） 政令第 95－540 号（放射性廃棄物の放出及び取水） 政令 69-50 号（表面水の汚染度合） [その他] 政令 76-480 号（基礎原子炉施設の手数料）
5.核燃料サイクル施設	精錬 転換 濃縮 成型加工 再処理	－ － － － －	[立地] 指導書簡を除いて原子炉施設と同じ [公聴会] 原子炉施設と同じ [設計（自然現象（外部事象））] 安全基本規則Ⅰ.1.a（航空機落下）（核燃料サイクル施設） 安全基本規則Ⅰ.1.b（産業、交通）（核燃料サイクル施設） [設計（炉心、燃料、工学的安全設備、原子炉、冷却材圧力バウンダリ）] 無し（核燃料サイクル施設には無い施設） [設計（事故評価）] 安全基本規則Ⅰ.3.c（放射線防護の規則、臨界防止） [設計（耐震）] 無し [建設（設置許可）] 政令 63-1228 号（基礎原子力施設）第 3、第 3 条 2、第 3 条 3、第 4、第 6 条（設置許可） 命令 1973 年 3 月 27 日（上級評議会と原子力施設安全本部）Ⅰ章１条１（設置許可）、Ⅱ章（CEA の施設）、Ⅲ章１（原子力施設安全本部の審査）、附録（安全報告書の参考プラン等）

フランスの法令キーワード表（５／７）

大分類	中分類	小分類	該当法令
5.核燃料サイクル施設（続き）	精錬 転換 濃縮 成型加工 再処理 （続き）	ー ー ー ー ー	[建設（工事認可）] 無し [建設（使用前検査）] 政令 63-1228 号（基礎原子力施設）第 11 条（基礎原子力施設の監視） 命令 1973 年 3 月 27 日（原子炉の安全上級評議会と原子炉施設安全本部）第１章５項（施設の訪問及びフォローアップ）、第Ⅲ章２項（検査官による監視） [建設（溶接検査）] 無し [運転（運転許可、保安規定、運転責任者）] 原子炉施設と同じ [運転（定期検査）] 監視、廃棄物の放出監視、被ばく監視については、原子炉施設と同じ、その他は無し。 [運転（溶接検査、燃料検査、輸入燃料検査）] 無し [運転（改造）] 政令 63-1228 号（基礎原子力施設）5 条Ⅰ項（施設の変更の通知） 命令 1973 年 3 月 27 日（上級評議会と原子力施設安全本部）Ⅰ章４（実施中の変更） [運転（定期安全レビュー）] 原子炉施設と同じ [運転（その他）] 無し [事故・故障（報告）] 政令 63-1228 号（基礎原子力施設）5 条Ⅲ項（事故の届出） 省令 1984 年 8 月 10 日（基礎原子炉施設の設計・建設・運転の品質）第 13 条（報告） 回状 1984 年 8 月 10 日（基礎原子炉施設の設計・建設・運転の品質）第 13 条（報告） [事故・故障（立入検査）] 政令 63-1228 号（原子力施設）第 11 条（基礎原子力施設の監視） 命令 1973 年 3 月 27 日（上級評議会と原子力施設安全本部）Ⅰ章 5（施設の訪問及びフォローアップ） SIN 規則第Ａ4212/83 号（原子炉施設以外のサイトの気象観測方法） [監査（Oversight）] 原子炉施設と同じ [シビアアクシデント] 無し [火災防護] 安全基本規則Ⅰ.4.a（火災防止）（核燃料サイクル施設） [原子力保安検査官] 原子炉施設と同じ [申告制度] 原子炉施設と同じ [ヒューマンファクタ] 無し [その他] 原子炉施設と同じ、及び下記 指導書簡 1983 年 3 月 18 日（使用済燃料の管理）再処理技術、長寿命核種の処分技術の研究開発 安全基本規則Ⅱ.2　（空調換気系）（核燃料サイクル施設） 安全基本規則Ⅰ.2.b（イオナイザー）（核燃料サイクル施設）
	使用済燃料中間貯蔵	コンクリートキャスク	ー（フランスは独立した中間貯蔵施設は設置していない。）
		金属キャスク	
	その他	ー	政令 76-480 号（基礎原子炉施設の手数料）
６.放射線防護	線量当量限度（公衆、従事者）	ー	政令 66－450 号（放射線防護の総則） 政令第 66-450 号（放射線防護の総則）表題Ⅱ（総則及び制御可能な照射限度） ≪第 9 条（外部被ばく限度）、11 条（体内被ばく限度）、12 条（外部及び体内被ばく限度）、13 条（計画特別被ばく）、14 条（緊急時被ばく）、16 条（計画特別被ばく後限度）、17 条（一般大衆の被ばく限度）≫ （最大被ばく線量：職業人：0.05Sv/12 か月、公衆：5mSv/12 か月） 政令第 75-306 号（作業者の放射線防護）
	表面密度限度	ー	無し
	通知	ー	政令第 75-306 号（作業者の放射線防護）14 条Ⅰ（線量限度超過）、14 条Ⅱ（緊急時）20 条 bis 条（個人被ばく）、25 条Ⅳ項（作業当事者）
	その他	ー	政令 84－492 号（職業病表見直し） 政令 94－604 号（電離放射線防護局の設置） 安全基本規則Ⅰ.3.c（放射線防護の規則、臨界防止）（核燃料サイクル施設）

フランスの法令キーワード表（６／７）

大分類	中分類	小分類	該当法令
７.廃棄物処分	高レベル廃棄物	－	法律 91-1381 号（放射性廃棄物管理研究） 法律 91-1381 号（放射性廃棄物管理研究）１条（管理の考え方)、３条（輸入廃棄物)、４条（研究の議会報告） 政令 92-1391 号（国立放射性物質管理局） 政令 93-940 号（法律 91-1381 の適用及び地下研究所の設置許可）第１条（設置許可） 省令 1979 年 11 月 7 日（国立放射性物質管理局の設立） 指導書簡 1983 年 3 月 18 日（使用済燃料の管理）再処理技術、長寿命核種の処分技術の研究開発 安全基本規則Ⅲ.2.b（ガラス固化体）（核燃料サイクル施設） 安全基本規則Ⅲ.2.f（地下処分研究施設の建設）（核燃料サイクル施設）
	低レベル廃棄物	－	安全基本規則Ⅲ.2.c（アスファルト固化体）（核燃料サイクル施設） 安全基本規則Ⅲ.2.d（セメント固化体）（核燃料サイクル施設）
	使用済燃料	－	無し
	その他	－	[廃棄物一般] 法律 75－633 号（廃棄物除去及び物質の回収） [廃棄物の放出（公衆の被ばく防止）] 政令 66－450 号（放射線防護の総則） 政令 82－426 号（1972 年ロンドン条約の補足Ⅰ、Ⅱの追加条項の公示） 安全基本規則Ⅰ.2　（廃棄物貯蔵施設の地表構造物）（核燃料サイクル施設） 安全基本規則Ⅲ.2.a（再処理廃棄物）（核燃料サイクル施設） 安全基本規則Ⅲ.2.e（放射性廃棄物の地表処分前処理）（核燃料サイクル施設）
8.廃止措置	－	－	政令 63-1228 号（基礎原子力施設）6 条 3（最終停止の届出）
9.輸送	陸上輸送	－	[鉄道] 政令 67-880 号（鉄道による危険物の輸送に関する国際規則（RID）公布） 政令 68-1023 号（鉄道による危険物の国際輸送に関する欧州協定の付録Ａ、Ｂの公布） 省令 1996 年 12 月 6 日（鉄道による危険物輸送に関する省令（RID 省令） [鉄道（安全防護）] 省令 1986 年 6 月 12 日（鉄道輸送における使用済燃料と核物質の防護と管理） [道路] 省令 1996 年 12 月 5 日（道路による危険物輸送に関する省令（ADR 省令）
	海上輸送	－	[海上] 省令 1980 年 3 月 12 日（危険物の海上輸送安全規則） 省令 1987 年 11 月 23 日（船舶安全に係る省令） 省令 1996 年 1 月 8 日（船舶安全に係る 1987 年 11 月 23 日省令の改正） [海上（安全防護）] 省令 1988 年 11 月 17 日（海上輸送による核物質の防護と管理）
	航空機輸送	－	省令 1987 年 7 月 31 日（航空輸送における核物質の防護と管理）
	輸送容器	－	省令 1996 年 12 月 5 日（道路による危険物輸送に関する省令（ADR 省令）Ⅱ章５節 14 条（内務大臣への輸送通知)、Ⅲ章２節（輸送容器等の特別規定)、Ⅳ章 47 条（放射性物質用輸送物)、Ⅳ章 54 条（容器の承認証明書） 省令 1996 年 12 月 6 日（鉄道による危険物輸送に関する省令（RID 省令）Ⅱ章５節 15 条（内務大臣への輸送通知)、Ⅲ章２節（輸送容器等)、Ⅳ章 35 条（放射性物質用輸送物)、Ⅳ章 40 条（容器の承認証明書） 指導書簡 1977 年 7 月 11 日付（基本安全方針）第 8 項（燃料建屋及び照射済燃料の運搬）
	その他	－	[陸上、海上、航空輸送] 法律 42-263 号（危険物の鉄道、陸上、海上輸送管理） 政令 94－853 号（加盟各国間の放射性廃棄物の輸入、輸出、通過） 政令 95-1029 号（危険物質輸送省問委員会） [陸上、海上、航空輸送（安全防護）] 法律第 80-572 号（核物質防護・管理） 政令第 81-512 号（核物質防護・管理）6 章（輸送中の核物質の保護） 命令 1982 年 3 月 26 日（輸送中の核物質の防護と管理）
10.品質保証	－	－	省令 1984 年 8 月 10 日（基礎原子炉施設の設計・建設・運転の品質） 回状 1984 年 8 月 10 日（基礎原子炉施設の設計・建設・運転の品質）
11.安全防護（Safeguard）	計量管理	－	法律第 80-572 号（核物質防護・管理）4 条（核物質の管理） 政令第 81-512 号（核物質防護・管理）3 章（許可保有者の義務)、4 章（核物質の追跡調査及び会計管理） 1994 年 5 月 16 日付省令（計量管理の技術条件）
	物的防護（ＰＰ）	－	法律第 80-572 号（核物質防護・管理） 政令第 81-512 号（核物質防護・管理） 省令 1982 年 3 月 26 日（輸送中の核物質の防護と管理） 省令 1986 年 6 月 12 日（鉄道輸送における使用済燃料と核物質の防護と管理） 省令 1988 年 11 月 17 日（海上輸送による核物質の防護と管理） 省令 1987 年 7 月 31 日（航空輸送における核物質の防護と管理） 省令 1984 年 3 月 14 日（申告の必要な核物質）
	サボタージュ	－	無し
	その他	－	無し
12.テロリズム	－	－	無し
13.防災	防災管理者・専門官	－	無し
	組織	－	1989 年 6 月 13 日付省際ガイドライン SGSN 第 2202（事故時当局対応の調整）3 項（組織） 1991 年 7 月 1 日付省際ガイドライン SGSN 第 1444（民間原子力施設事故時の当局の組織）
	非常事態宣言	－	無し
	立入検査（防災）	－	無し

フランスの法令キーワード表（７／７）

大分類	中分類	小分類	該当法令
13.防災（続き）	緊急時計画	－	[サイト内緊急時計画（事業者）] 政令 63-1228 号（基礎原子力施設）4 条（内部非常計画書）、5 条Ⅰ（施設の変更） [サイト外緊急時計画（県）] 法律 87‐565 号（緊急時組織、大規模災害予防等） 政令 88‐622 号（緊急時計画） [国の緊急時対応] 1991 年 7 月 1 日付省際ガイドライン SGSN 第 1444（民間原子力施設事故時の当局の組織） 1989 年 6 月 13 日付省際ガイドライン SGSN 第 2202 号（事故時当局対応の調整）
	その他	－	[情報公開] 政令 89‐361 号（原子力事故時の通報に関する条約の公表）条約第 2 条（通告及び情報） 政令 89‐360 号（1986 年採択の緊急時支援に関する条約の公表）条約第 6 条（機密の保持及び公表） 1987 年 7 月 30 日付省際ガイドライン SGSN 第 5401 号（原子力事故時の情報公開及びメディアに対する情報の提供） 1989 年 6 月 13 日付省際ガイドライン SGSN 第 2202（事故時当局対応の調整）4.2 項（住民に対する情報提供） 1991 年 7 月 1 日付省際ガイドライン SGSN 第 1444（民間原子力施設事故時の当局の組織）第 4 項（一般の人々及びメディアへの情報提供） [国際協力] 政令 89‐360 号（1986 年採択の緊急時支援に関する条約の公表） 政令 89‐361 号（原子力事故時の通報に関する条約の公表）
14.賠償	賠償	－	法律 68-943 号（原子力における第三者賠償責任） 法律 90-397 号（パリ条約とブリュッセル補完条約の修正議定書の批准） 法律 90-488 号（法律 68-943 号の修正） 政令 91-355 号（法律 68-943 号の 4 条（事業者の責任限度額）危険性の低い施設の特性） 政令 69-154 号（パリ条約を公表） 政令 79-623 号（パリ条約適用施設から特定核種、少量の核物質を除外） 政令 73-322 号（原子力の危険性に関する保険・再保険）
	その他	－	無し
15.電源開発	－	－	無し
16.環境保護	－	－	[公聴会] 法律 83-630 号（アンケートの民主化、環境保護） 政令 85-453（法律 83-630 号（アンケートの民主化、環境保護）の適用政令） 1985 年 9 月 27 日付回状（政令 85-453（アンケートの民主化、環境保護）他の回状） [公開討論] 法律 95‐101 号（環境保護強化、第 2 条：公開討論） 政令 96‐388 号（法律 95-101 号（環境保護強化、第 2 条：公開討論）の政令） [公害規制適用施設] 政令 77‐1133 号（法律 76-633 号（公害規制適用施設）の適用政令） 政令 67‐964 号（公害規制適用施設のリスト） 1984 年 4 月 19 日付通達 SIN 第 2141/84 号 （基礎原子力施設の設備及び基礎原子力施設に区域内の公害規制適用施設手続き） [公益認定、収用決定] 政令 59-701 号（公益認定、収用決定） 政令 76-432 号（政令 59-701 号の改定） 指示 1976 年 5 月 14 日（政令 59-701 号（公益認定、収用決定）の解説） 1976 年 8 月 24 日付回状（指示（1976 年 5 月 14 日）の回状） 1982 年 7 月 31 日付回状（アンケート調査対象範囲の拡大） 法律 76‐629 号（自然保護） 政令 77-1141 号（法律 76‐629 号（自然保護）の第 2 条の適用政令）
17.情報公開	－	－	政令 77-1233 号（原子力発電情報会議） 1987 年 7 月 30 日付省際ガイドライン SGSN 第 5401 号（原子力事故時の情報公開及びメディアに対する情報の提供） 1991 年 7 月 1 日付省際ガイドライン SGSN 第 1444（民間原子力施設事故時の当局の組織）第 4 項（一般の人々及びメディアへの情報提供）

ドイツの法令類キーワード表（１／４）

大分類	中分類	小分類	該当法令
1.全般	―	―	原子力法(AtG) 原子力法手続令(AtVfV) 原子力法費用令(AtKostV) 専門審査組織基本指針(GMBl1984、S.21/RSH3.34)
2.研究開発	―	―	原子力法１条１項（平和利用のための原子力の研究、開発、利用の促進）
3.組織	―	―	原子力法第 22～24a 条（行政官署） 連邦環境・自然保護・原子炉安全省(BMU)設置公告 連邦放射線防護局設立法 原子炉安全委員会(RSK)設置公告 放射線防護委員会(SSK)設置公告 安全受任者・事故報告令 (AtSMV) 測定評価委託令 同第 2～4 令 専門審査組織基本指針(GMBl1984、S.21/RSH3.34)
4.原子炉施設	立地	―	原子力発電所サイト評価データ(環境 1975、No.43/RSH3.12) 原子力施設の許認可上必要な情報（BAnz1983、No.6a/RSH3.7.1）A（立地） RSK の PWR 指針第 2 節（立地）
	公聴会	―	原子力法手続令(AtVfV)第 4～7 条（第三者の参加）、8～13 条（聴聞期間）
	設計	自然現象（外部事象）	安全クライテリア(BAnz1977、No.206/RSH3.1)基準 2.6（外部事象の影響） 安全クライテリアの解釈(GMBl1979、S161/RSH3.50)：外部事象 安全クライテリアの解釈(GMBl1980、S90/RSH3.51)：外部事象 化学爆発防護指針(BAnz1976、No.179/RSH3.6) RSK の PWR 指針 18 節（自然現象[地震]） 同 19 節（人為的事象[航空機落下、化学爆発、毒・爆発ガス、第三者の攻撃]） KTA2103(化学爆発防護) KTA2206(雷) KTA2207(洪水)
		炉心	原子力施設の許認可上必要な情報（BAnz1983、No.6a/RSH3.7.1）D（炉心制御棒集合体） 同 F（原子炉圧力容器内部構造物） 安全クライテリア(BAnz1977、No.206/RSH3.1)基準 3.1～3.2（炉内構造物） RSK の PWR 指針第 3 節（炉心） KTA3101.1～2(炉心設計) KTA3204(炉内構造物)
		燃料	原子力法第 3～5 条 放射線防護令第 3 章（放射性物質の輸出入） 安全クライテリア基準 11.1(核燃料及びその他の放射性物質の取扱い及び貯蔵) 原子力施設の許認可上必要な情報（BAnz1983、No.6a/RSH3.7.1）I.燃料
		工学的安全設備 (ECCS、C/V)	安全クライテリア（BAnz1977、No.206/RSH3.1）基準 4.3（LOCA 後崩壊熱除去） 同基準 7.1（非常用電源） 同 8 章（格納容器） 全クライテリアの解釈(GMBl1979、 S161/RSH3.50)：基準 8.5 格納容器熱除去 同 基準 4.3LOCA 後崩壊熱除去 原子力施設の許認可上必要な情報（BAnz1983、No.6/RSH3.7.1）B（PWR 格納容器） 同 C（BWR 格納容器） 同 G（ECCS） RSK の PWR 指針 5 節（格納容器） 同 20 節（ATWS） 同 21 節（破断漏洩） 同 22 節（事故後崩壊熱除去系） KTA3401.1～4(格納容器)
		原子炉冷却材圧力バウンダリ	原子力施設の許認可上必要な情報（BAnz1983、No.6a/RSH3.7.1）E（冷却材圧力バウンダリ） RSK の PWR 指針 4 節（容器及び配管系）、 安全クライテリア（BAnz1977、No.206/RSH3.1）基準 4.1（原子炉冷却材圧力バウンダリ） KTA3201.1～4(圧力バウンダリ)
		耐震	RSK の PWR 指針 18 節（自然現象） KTA2201.1～5(耐震)
		事故評価	RSK の PWR 指針 2.2 節（事故時周辺環境の線量率評価上の仮定） 同 20 節（ATWS） 同 21 節（漏えい・破断） 同 22 節（事故後崩壊熱除去系） 同 24 節（水素制御） インシデントガイドライン(BAnz1983、No.245a/RSH3.33) KTA3413(事故時格納容器負荷の評価)

ドイツの法令類キーワード表（２／４）

大分類	中分類	小分類	該当法令
4.原子炉施設（続き）	設計（続き）	その他	安全クライテリア（BAnz1977、No.206/RSH3.1）基準 2.2(環境の放射線被曝) 同 基準 2.5(作業域、作業サイクル、作業環境の配置) 同 基準 2.8(立入制限、立入禁止区域) 同 基準 2.9(避難経路及びコミュニケーション手段) 同 基準 3.3(原子炉圧力容器内部構造物) 同 基準 4.2(所定通常運転中の残留熱除去) 同 基準 5.1(モニタリングと警報システム) 同 基準 6.1(原子炉保護系) 同 基準 9.1(換気及び空調ろ過系) 放射性物質放出規則に関する勧告(GMBl1984、S.327/RSH3.37) バックエンド指針(BAnz1980、No.58/RSH3.25) 安全クライテリアの解釈(GMBl1984、S208/RSH3.49)：単一故障基準 安全クライテリアの解釈(GMBl1980、S90/RSH3.51)：検査可能性、環境の放射線負荷、外部ハザード、火災・爆発防護、LOCA 後の崩壊熱除去 エミッション・イミッション指針(GMBl1993、No.29/RSH3.23) よう素フィルタ設計指針(GMBl1976、S.168/RSH3.14) KTA3203(炉容器ぜい化評価手法)
	建設	設置許可（建設許可）	原子力法第 7～7c 条（施設の許可、予備決定、第三者異議申立て） 同 9 条（許可義務のない施設での処理） 同 10 条（許可の不要な場合） 同 24 条(2)（州最高官署から下級官署への委託） 原子力法手続令(AtVfV)1 章（適用範囲、申請及び資料） 同 4 章（許可） 同 5 章（部分許可予備決定に対する特別規定） 放射線防護令 15 条（許可を要する施設） 同 18 条（許可の前提） 安全審査資料の構成(GMBl1976、S418/RSH3.5) 原子力施設の許認可上必要な情報（BAnz1983、No.6a/RSH3.7.1） 専門審査組織基本指針(GMBl1984、S.21/RSH3.34)
		工事認可	原子力法 7 条（施設の許可） 原子力施設の許認可上必要な情報（BAnz1983、No.6a/RSH3.7.1） 原子力施設の建築監督検査に必要な書類一覧（GMBl1981、S518/RSH3.7.2） 専門機関による下請け発注の基本原則(GMBl1981、S.517/RSH3.8) 原子力発電所の建設、運転、閉鎖における申請者／許認可保持者による技術資料作成の原則(BAnz1988、No.56/RSH3.9.1) 専門審査組織基本指針(GMBl1984、S.21/RSH3.34) 原子力発電所の場合の書類作成に関する要件（GMBl1982、S546/RSH3.9.2）
		使用前検査	原子力法 7 条（施設の許可）20 条（専門家） 原子力施設の許認可上必要な情報（BAnz1983、No.6a/RSH3.7.1） 原子力施設の建築監督検査に必要な書類一覧（GMBl1981、S518/RSH3.7.2） 原子力発電所の建設、運転、閉鎖における申請者／許認可保持者による技術資料作成の原則(BAnz1988、No.56/RSH3.9.1) 原子力発電所の場合の書類作成に関する要件（GMBl1982、S546/RSH3.9.2） 専門審査組織基本指針(GMBl1984、S.21/RSH3.34) RSK の PWR 指針付録 2（耐圧機器の基本安全）5 節（検査）
		溶接検査（建設）	
	運転	運転許可（認可）	原子力法 7～7b 条（施設の許可）、9 条（許可義務のない施設での処理） 原子力法手続き令第 1 章（適用の範囲、申請及び資料） 同第 4 章（許可） 放射線防護令 16 条（許可を要する施設） 同 17 条（届け出を要する施設） 同 19 条（許可の前提） 同 20 条（期限付き許可）
		保安規定	原子力発電所安全性仕様に関する要件の指針(GMBl1976、S199/RSH3.4) KTA1201(運転マニュアル)2(5)（定義）4.7（レイアウト）
		運転責任者（運転員）	安全受任者・事故報告令（AtSMV)2～5 条（安全受任者）
		定期検査	原子力法 7 条（施設の許可） 同 20 条（専門家） 原子力施設の許認可上必要な情報（BAnz1983、No.6a/RSH3.7.1） 原子力施設の建築監督検査に必要な書類一覧（GMBl1981、S518/RSH3.7.2） 原子力発電所の建設、運転、閉鎖における申請者／許認可保持者による技術資料作成の原則(BAnz1988、No.56/RSH3.9.1) 原子力発電所の場合の書類作成に関する要件（GMBl1982、S546/RSH3.9.2） RSK の PWR 指針付録 2（耐圧機器の基本安全）6 節（定期検査） KTA1202（検査マニュアル要件） KTA3401.4(格納容器の供用期間中検査)
		溶接検査（運転）	RSK の PWR 指針付録 2（耐圧機器の基本安全）6 節（定期検査） KTA1408.1～3（溶接材の品質保証：適正検査、製造、処理） KTA3211.1～4（圧力バウンダリ：材料、設計、製作、供用期間中検査）
		燃料検査	－（燃料検査に関して単独の基準は無く多数の関連基準が参照される）
		輸入燃料体検査	－
		改造	保守・改造手続き指針(GMBl1978、S342/RSH3.41) KTA1201(運転マニュアル)6.3(保守規制)
		定期安全レビュー	PSR 実施指針：基礎、安全状態解析、PSA（BAnz1997、No.232a/RSH3.74.1） PSR 実施指針：安全防護解析(BAnz1998、No.153/RSH3.74.2)

ドイツの法令類キーワード表（３／４）

大分類	中分類	小分類	該当法令
4.原子炉施設（続き）	事故・故障	報告	安全受任者・事故報告令（AtSMV)第３編（事象の報告） 事象通報基準(GMBl1982、No.4/RSH3.10) 核燃料分裂施設における通報対象事象の通報(Rsi5-14009/13、1993.5/RSH3.52.2) KTA1201(運転マニュアル)7.3(報告基準)
		立入検査	－
	監査(Oversight)	－	原子力法 19 条（国の監督） 同 20 条（専門家） 放射線防護令第２部（監視）
	シビアアクシデント(SA)	－	－(1987.10.21 付 RSK 勧告：プラント固有の緊急事防護) KTA1200 positional paper（AM） KTA1201(運転マニュアル)Fundamentals(5)(AM 手順書の取り扱い)
	火災防護	－	安全クライテリア（BAnz1977、No.206/RSH3.1）基準 2.7（火災・爆発防護） 安全クライテリアの解釈(GMBl1980、S90/RSH3.51)：基準 2.7 火災防護 RSK の PWR 指針第 11 節（火災防護） KTA2101.1（火災防護）
	原子力保安検査官	－	－（検査は各州の関連規則によるが具体的な規定は見当たらない。）
	申告制度	－	刑法 13、14、23、25、26、27、138、323c 条（不正行為の告発の義務と罰則）
	ヒューマンファクタ	－	原子力発電所員専門資格指針(GMBl1993、No.20/RSH3.2) 原子力発電所当直責任者指針(1994.10.10/RSH3.65) 当直責任者技術指針(GMBl1993、No.36/RSH3.38) 放射線防護専門知識指針(GMBl1982、S592/RSH3.40) 放射線防護担当者専門知識指針(GMBl1991、S56/RSH3.61) 当直責任者専門技術検定指針(GMBl1996、No.26/RSH3.39) 原子力発電所通常要員の知識指針(GMBl1980、S.652/RSH3.27)
	その他	－	－
5.核燃料サイクル施設（特有の規制）	精錬	－	無し
	転換	－	無し
	濃縮	－	燃料加工施設安全要件（BAnz1977、No.206/RSH3.11）第１部
	成型加工	－	燃料加工施設安全要件（BAnz1977、No.206/RSH3.11）第２～4 部
	再処理	－	再処理施設サイト予備選定基準（GMBl1981、S56/RSH3.28）
	使用済燃料中間貯蔵	コンクリートキャスク	－（ドイツでは金属キャスクのみ使用）
		金属キャスク	IAEA Safety Series ST-1、”Regulations for the Transport of Radioactive Material”、1996
	その他	－	原子力法第７条（施設の許可）９条（許可義務のない施設での処理） 原子力法手続き令第１章（適用の範囲、申請及び資料） 同第４章（許可） 燃料サイクル施設通報基準(GMBl1988、S414/RSH3.60) 核燃料物質の分裂に使用しない施設の通報対象事象の通報に関する解説(RSH3.52.3) UF_6 形減損、天然、濃縮ウランの中間貯蔵に関する許認可(GMBl1979、S.91/RSH3.18) 燃料製造施設専門知識指針(GMBl1996、No.2/RSH3.71)
6.放射線防護	線量当量限度（公衆、従事者）	－	放射線防護令 44 条[公衆](1.5mSv/年) 同 49 条、付録Ⅹ[職業]（50m Sv/年）
	表面密度限度	－	放射線防護令付録Ⅸ（作業場所及び物品の表面汚染の防護措置のための限度）
	通知	－	原子力法第 12c 条（放射線防護記録）
	その他	－	原子力法 12b 条（放射性物質の盗難・放出の防護）（放射線防護記録） 放射線予防防護法（StrlVG） 放射線防護令第１部（導入）第２部（監視）第３部（防護） レントゲン照射障害防止令(RöV) 安全クライテリア（BAnz1977、No.206/RSH3.1）基準 2.3 同 基準 2.4（プラント内部の放射線被ばく） 同 基準 10.1（放射線防護モニタリング） 同 基準 11.1（核燃料及びその他の放射性物質の取り扱いと貯蔵） 放射線防護令第４条４項１号 2e の解説(GMBl1979、S631/RSH3.21) 原子力発電所の遠隔監視に関する勧告骨子(GMBl1980、S577/RSH3.54) 原子力発電所の遠隔監視原子力費用令(AtKostV) 第 5 条による手数料の評価に関する勧告(GMBl1983、S146/RSH3.54.1) 体内線量評価のための物理的放射線防護の指針(GMBl1994、No.7/RSH3.42) 内部被ばく時の体内線量評価の指針（計算の原則）(BAnz1997、 No.122a /RSH 3.42.1) 保守時放射線防護指針（GMBl1978/81、S.418/363、RSH3.43/3.43.1） 原子力発電所からの放射能の自己監視の検査(GMBl1996、 No.9/10/RSH3.44) 安全クライテリアの解釈（GMBl1980、S.90/RSH3.51）基準 2.3「周辺の放射線負荷」の解釈 放射線防護令及びレントゲン令による個人線量測定場所についての要求指針(GMBl1994、No.33/RSH3.67) 環境放射能監視指針(GMBl1994、No.32/RSH3.69) 環境放射能監視指針(GMBl1995、No.14/RSH3.69.2) 放射線防護令第 20 条に基づく認可（基本認可）(GMBl1990、S848/RSH3.47) 電離放射線発生施設のための所定施設の監視のための基準検査報告(GMBl1995、No.21 /RSH3.70)

ドイツの法令類キーワード表（４／４）

大分類	中分類	小分類	該当法令
6.放射線防護（続き）	その他（続き）	－	合同計測場に関する要件指針(GMBl1996、No.46/RSH3.72) 非破 KTA1301.1～2(設計運転面の放射線防護) KTA1501～1506(放射線モニタリング)
7.廃棄物処分	高レベル廃棄物	－	原子力法第 9a 条第 3 項（廃棄物の中間貯蔵所、最終処分場の建設） 同 9b 条（計画確認手続き） バックエンド指針（BAnz1980、No.58/RSH3.25） 放射性廃棄物の州集積所の増設原則(GMBl1981、S511/RSH3.55.1)
	低レベル廃棄物	－	原子力法第 9a 条第 3 項（廃棄物の中間貯蔵所、最終処分場の建設） 同 9b 条（計画確認手続き） バックエンド指針（BAnz1980、No.58/RSH3.25） 低発熱廃棄物管理指針(BAnz1994、No.19/RSH3.59)
	使用済燃料	－	原子力法第 9a 条第 3 項（廃棄物の中間貯蔵所、最終処分場の建設） 同 9b 条（計画確認手続き） 鉱山における放射性廃棄物の最終貯蔵の安全基準(GMBl1983、S.220/RSH3.13) バックエンド指針（BAnz1980、No.58/RSH3.25）
	その他	－	原子力法第 9c 条（廃棄物の州集積所の建設） 放射線防護令第 4 部（放射性廃棄物の引き渡し） 放射性廃棄物の州集積所の基準利用令(GMBl1981、S163/RSH3.55)
8.廃止措置	－	－	原子力法７条（休止・廃止の許可） 最終貯蔵所設置前払令(EndlagerVIV) 安全クライテリア（BAnz1977、No.206/RSH3.1）2.10 項（廃炉） プラント停止指針（BAnz1996、 No.211a/RSH3.73） RSK の PWR 指針 16 節（閉鎖と撤去）
9.輸送	陸上輸送	－	IAEA Safety Series ST-1、”Regulations for the Transport of Radioactive Material”、1996 原子力法第 4 条（核燃料の運送） 放射線防護令(StrlSchV)第 8 条（許可を要する運送） 核燃料物質の道路輸送における安全防護(GMBl1996、 No.29+33/RSH3.64)
	海上輸送	－	IAEA Safety Series ST-1、”Regulations for the Transport of Radioactive Material”、1996
	航空機輸送	－	同上
	輸送容器	－	同上
	その他	－	原子力法第 4～4b 条（輸送） 放射線防護令 8～10 条（輸送）
10.品質保証	－	－	原子力法第 7 条 2 項（設置認可の条件） 安全クライテリア(BAnz1977、No.206/RSH3.1)2.1 項 KTA1401(QA 一般要件)
11. 安 全 防 護 (Safeguard)	計量管理	－	INFCIRC225（IAEA の核物質及び原子力施設に対する防護）
	物的防護(PP)	－	原子力法第 4～4b 条（核燃料輸送時第三者の攻撃からの防護） 同 6 条 2 項 4（核燃料保管時の第三者の攻撃からの防護） 防護担当者要件（GMBl1986、S242/RSH3.57） 原子力施設の信頼性レビュー指針：核燃料物質と大線源の輸送と利用に携わる人間の場合(GMBl1996、No.29/RSH3.57.1) 核燃料サイクル施設及びその他の原子力施設の妨害行動やその他の立入有資格者の行為に対する対策の指針(GMBl1991、S228/RSH3.62) 放射性物質輸送時の安全要員の要件(GMBl1996、 No.29+33/RSH3.64) EURATOM 条約 79 条 2 項に基づく防護措置分野での加盟国規制機関への通知(BAnz1991、No.158/RSH3.66) PSR 実施指針：安全防護解析（BAnz1998、No.153/RSH3.74.2）
	サボタージュ	－	RSK の PWR 指針 19.4（第三者の攻撃）
	その他	－	－
12.テロリズム	－	－	RSK の PWR 指針 19.4 節第三者の攻撃）
13.防災	防災管理者・専門官	－	－（原子力発電所周辺防災計画[1978 年 2 月 10 日付 BMU 方針(Umwelt No.61 /RSH 3.36)]によれば、緊急事管理センターの組織は各州の緊急時計画に関する規則に従う。）
	組織	－	
	非常事態宣言	－	
	立入検査（防災）	－	
	緊急事時計画	－	緊急時計画基本勧告(GMBl1989、S.71/RSH3.15(1)) 放射能放出事故時住民防護措置決定のための放射線学的基礎（GMBl1989、 S.71/ RSH3.15(2)） 運転者の緊急時計画に関する勧告（GMBl1977、S.48/RSH3.31）
	その他	－	災害防止推進法 民間防衛法（ZSG）
14.賠償	－	－	原子力法第 13～15、18 条、4 章（責任規定） 原子力法財務補てん令(AtDeckV) 放射線防護令 7a 条（補填準備義務の免除） Chernobyl 事故後原子力法に基づく補償請求の処理に関する指針(BAnz1986、No.95、No.105、No.140/RSH3.58.1～3.58.3)
15.電源開発	－	－	原子力法１条１項（平和利用のための原子力の研究、開発、利用の促進）
16.環境保護	－	－	原子力法 7a 条（施設の許可） 同 8 条（連邦イミッション防護法及び営業法との関係） 環境協調性監査法(UVPG)
17.情報公開	－	－	－

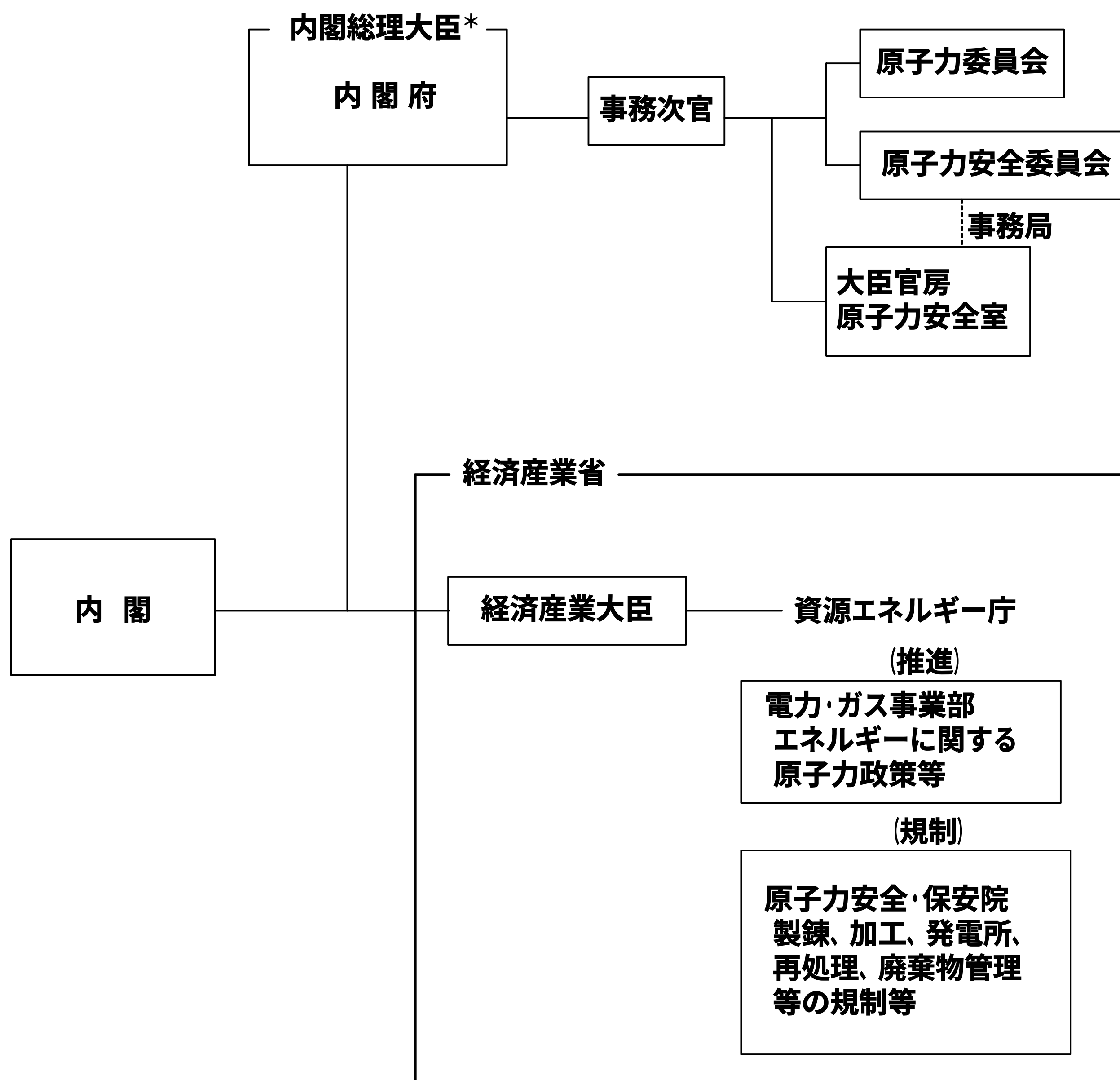
各国の規制のまとめ　日本（1/4）

日本の法令体系図

法律	・原子力基本法 ・原子炉等規制法 ・電気事業法 ・労働安全衛生法 ・放射線障害防止法 ・船舶安全法 ・原子力災害特別措置法 ・原子力損害賠償法など
規則	・原子炉等規制法施行令 ・電気事業法施行規則 ・実用発電用原子炉の設置、運転等規則 ・放射線障害防止の法令施行令 ・核燃料物質の運搬届出等総理府令など
告示	・発電用原子力設備に関する技術基準（省令 62 号） ・発電用原子力設備に関する構造等の技術基準（告示 501 号） ・電気工作物の溶接に関する技術基準（省令 81 号） ・線量当量限度を定める告示 ・核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示など
指針	・原子炉立地審査指針 ・発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針 ・発電用軽水型原子炉施設に関する安全評価審査指針など
民間基準	・日本電気協会電気技術指針及び規程（JEAG,JEAC） ・日本工業規格（JIS）など

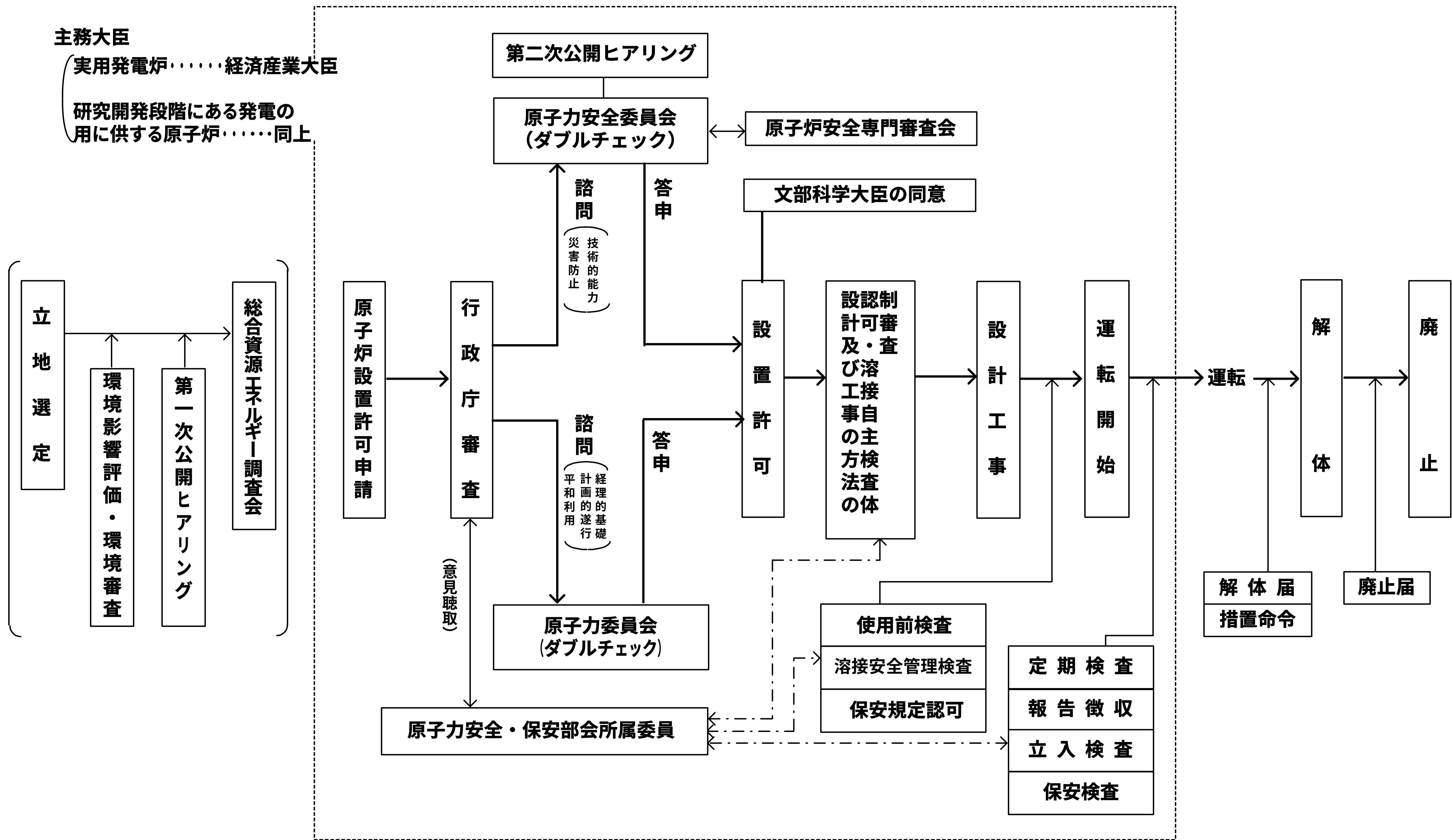
各国の規制のまとめ　日本（2/4）

日本の原子力行政組織（２００１年1月より）



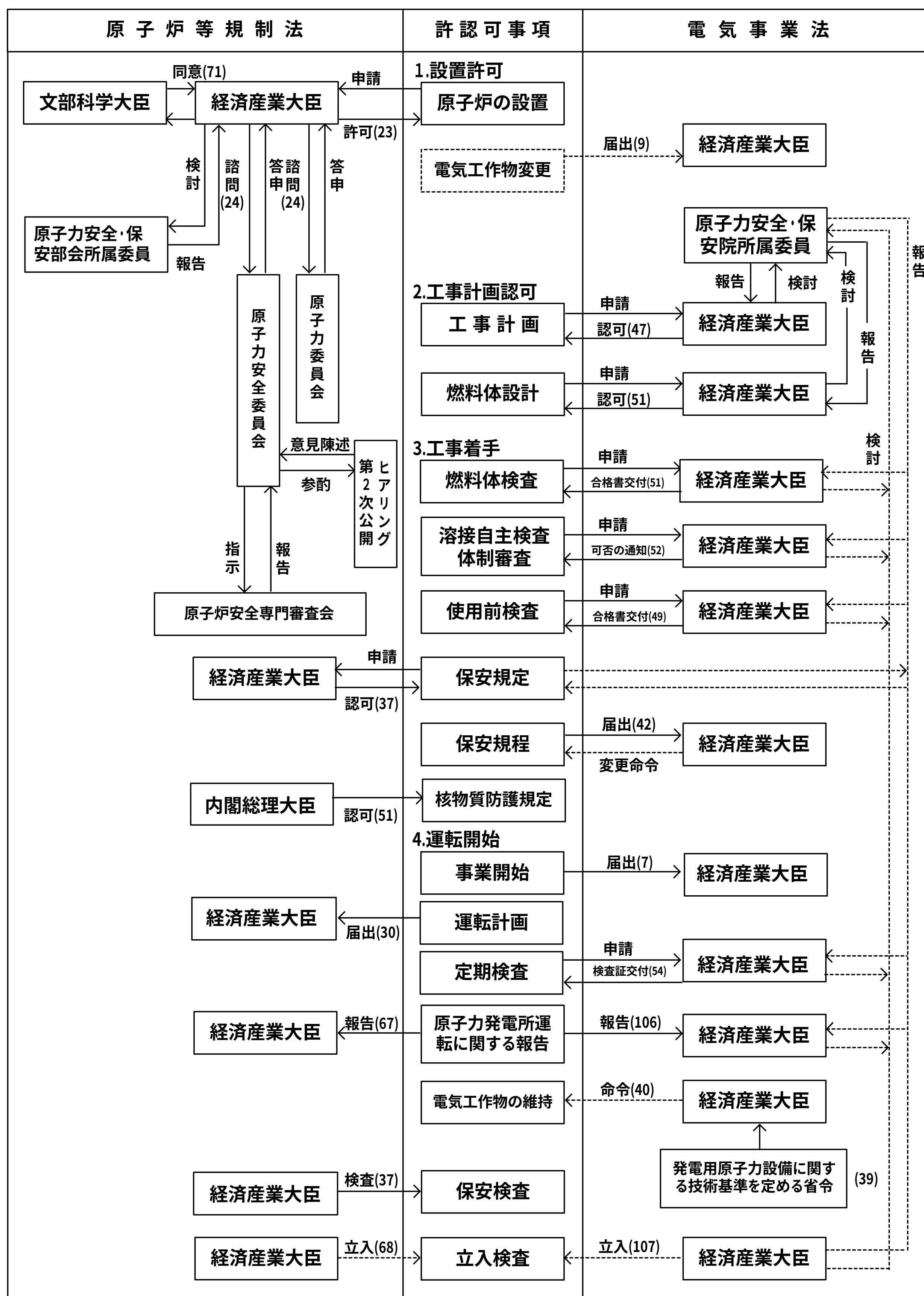
＊内閣府の長としての内閣総理大臣

各国の規制のまとめ　日本（3/4）



日本の原子力許認可プロセス

各国の規制のまとめ　日本（4/4）
日本の建設許認可プロセス（2001年1月より）



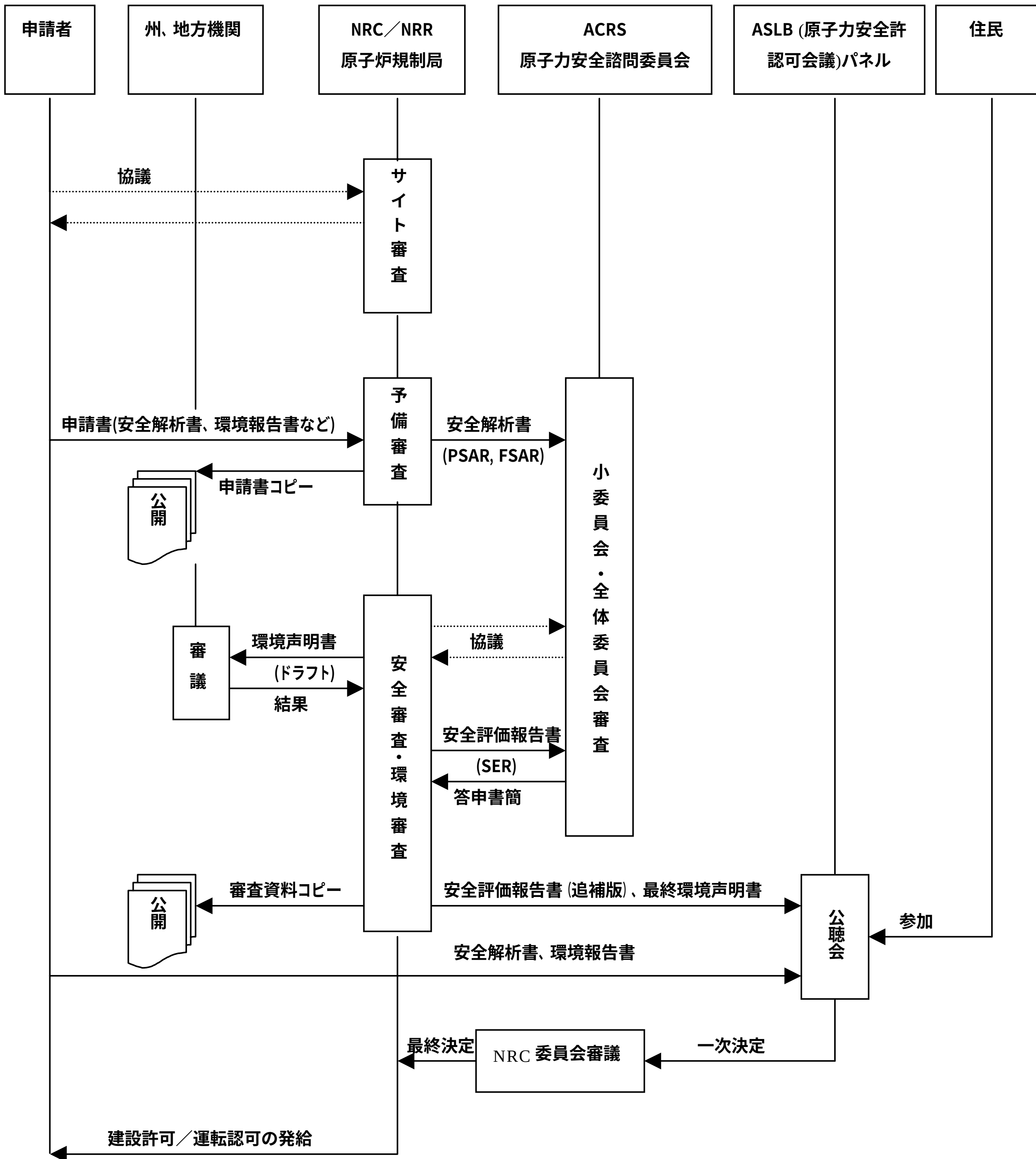
(注) 1.原子炉等規制法及び電気事業法による。( ) は当該条文。
2.原子力委員会に対しては、第24条第1項に掲げる許可基準のうち、第1号第2号及び第3号 (経理的基礎に係る部分) を、原子力安全委員会に対しては第3号 (技術的能力に係る部分) 及び第4号についてそれぞれ諮問。

各国の規制のまとめ　アメリカ(１/５)

アメリカの法令体系図

法律	・原子力法（1954 年） ・国家環境政策法（1969 年） ・エネルギー再編法（1974 年） ・核廃棄物政策法（1982、1987 年） ・低レベル放射性廃棄物政策法（1980、1985 年） ・外交安全保障・反テロリズム法（1986 年）など
規則	・１０ＣＦＲ０～１９９（Code of Federal Regulation)
行政指導等	・Generic Letter ・Bulletin ・Information Notice など
指針等	・Regulatory Guide ・Standards Review Plan(SRP) ・NUREG など
民間基準	・ASME Sec.III、XI ・IEEE、ANSI など

各国の規制のまとめ　アメリカ(３/５)

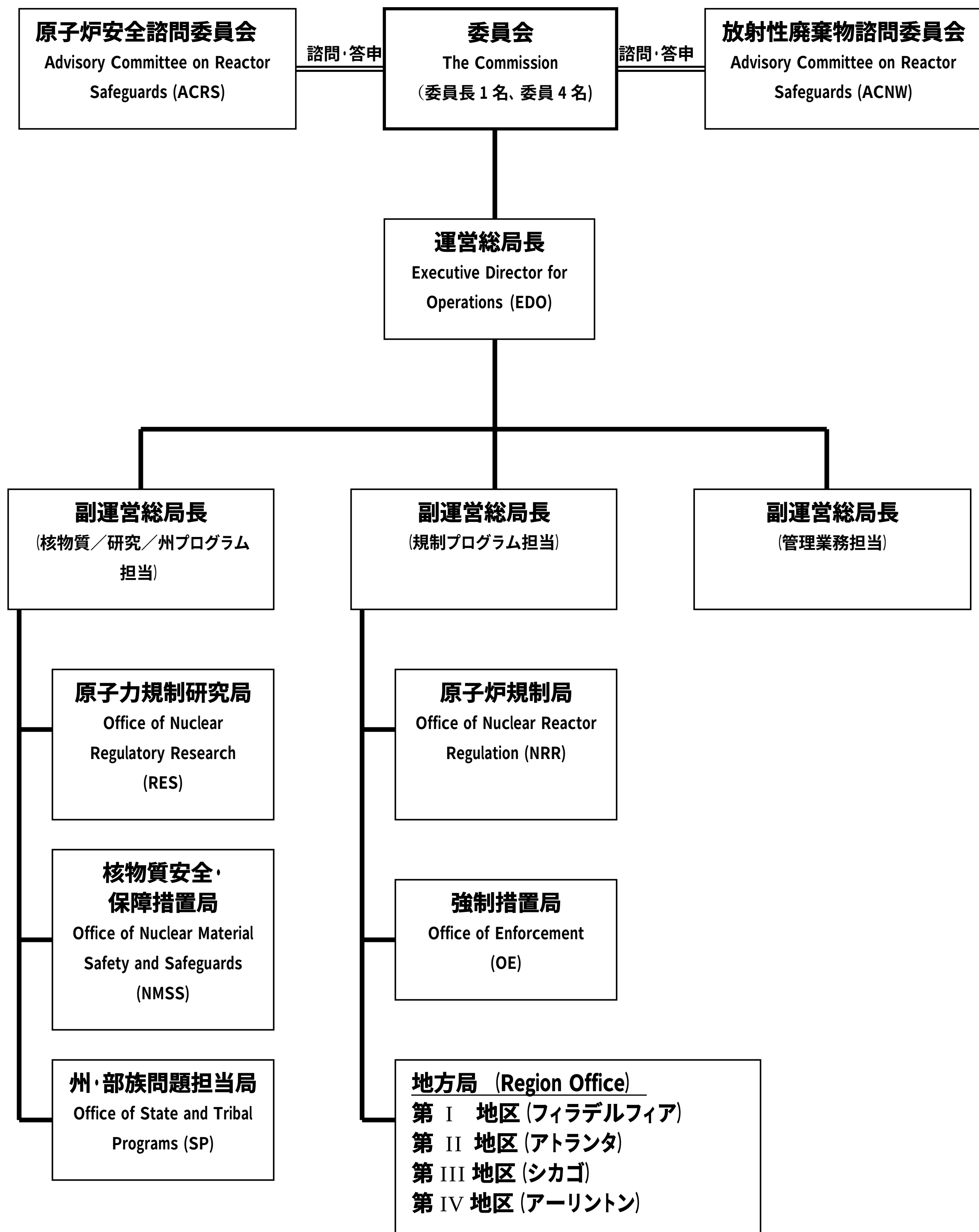


（注）　PSAR (Preliminary Safety Analysis Report) :予備安全解析書の意味で建設許可申請時に提出。
FSAR (Final Safety Analysis Report) ：最終安全解析書の意味で運転認可申請時に提出。
SER (Safety Evaluation Report)：安全評価報告書の意味で安全解析書の NRC 評価結果。

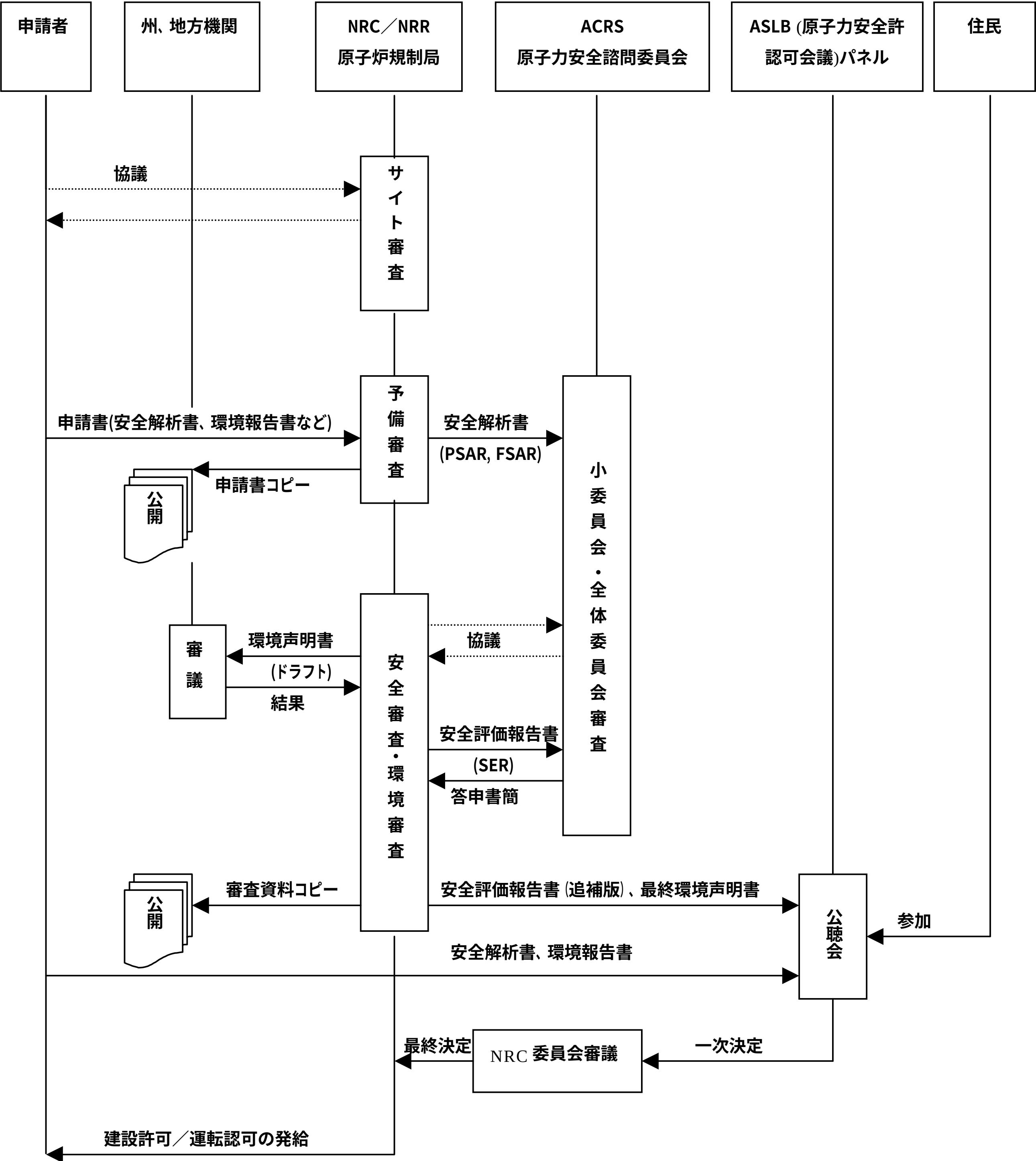
原子力規制委員会（ＮＲＣ）組織図

（２００１年４月現在）

(重要委員会／部局のみ)



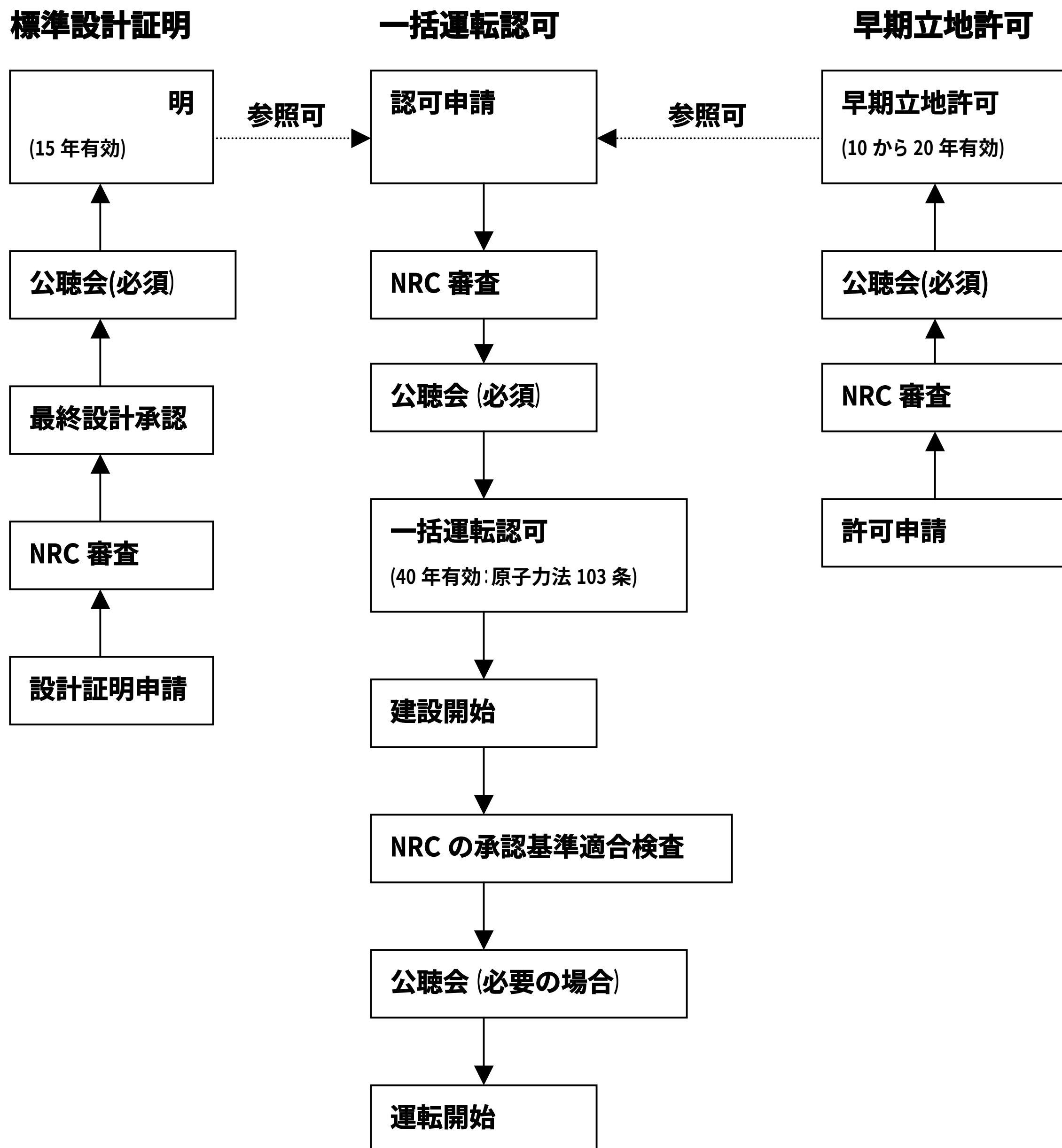
アメリカの原子力施設許認可プロセス
（１０ＣＦＲ５０に基づく）



(注)　PSAR (Preliminary Safety Analysis Report) :予備安全解析書の意味で建設許可申請時に提出。
FSAR (Final Safety Analysis Report) :最終安全解析書の意味で運転認可申請時に提出。
SER (Safety Evaluation Report):安全評価報告書の意味で安全解析書の NRC 評価結果。

各国の規制のまとめ　アメリカ(４/５)

アメリカの原子力施設許認可プロセス
（１０ＣＦＲ５２に基づく）



(注)

標準設計証明：具体的な建設許可の申請が無くとも設計部分のみを審査し単独承認。

早期立地許可：具体的な建設許可の申請が無くとも適地性のみを審査し単独承認。

一括運転認可：従来 (10CFR50) の建設許可と運転認可を合わせた認可。一括運転認可は、標準設計証明と事前立地許可を必ずしも取得しておく必要はないが、これらを参照する場合は審査が容易になる。

各国の規制のまとめ　　アメリカ（５／５）

工事認可（設計審査)、溶接検査、使用前検査、供用期間中検査など

１．　１０ＣＦＲ５０．５５ａによると、構造物／系統／機器は、安全機能の重要度に応じた品質基準に従って、設計、組立て、建設、試験、検査を実施しなければならない。特に、系統／機器は、１０ＣＦＲ５０．５５ａ　に規定するＡＳＭＥ　規格の要件に適合しなければならない。(参考１参照)
２．　ＡＳＭＥ規格との適合を要求される製品に対しては公認検査員による公認検査を受け、検査証明を受ける必要がある。(参考２参照)
３．　公認検査とは、製造業者が実施する品質に関する活動が、ＡＳＭＥ規格から逸脱していないことを検証することである。逸脱が発見されれば証明は発行されない。活動の内容は、立会い検査、書類審査、モニター、監査、検証その他である。検査員は、事業所内の検査に必要なすべての個所にアクセス可能である。(参考２参照)
４．　また、検査に必要な要員として原子力検査監督員と原子力検査員を雇用し、必要な教育訓練を行い、自分のＱＡ計画を確立しそれに従って管理することが義務づけられている。公認検査員には、機器やプラントの製造／建設段階の検査（工場製作ばかりでなく現地据付け検査も含む）を行う工場検査員と運転段階の検査（供用中検査）を行う現地検査員がある。(参考２参照)
５．　設計承認：設置者や設計者などは複数の登録専門技術者（設計者と独立している必要はない）を選任する義務がある。登録専門技術者は、金属製機器の設計仕様／設計報告書、コンクリート製機器の加圧防護報告書、荷重データシート、建設仕様／建設図書か設計報告書等の審査を行い間違いないことを証明する。(参考２参照)
６．　溶接検査、使用前検査、供用期間中検査：公認検査員による公認検査が実施され、ＡＳＭＥ規格からの逸脱が無いことを検証する。(参考２参照)
７．　ＮＲＣは、ＡＳＭＥ　規格適合の検査とは別に独自の放射線安全性に重点を置いた検査を実施している。
８．　燃料検査
(1) 燃料製造業者は、商品としての燃料の品質に関して責任を有する。燃料製造業者は電力会社と非常に密接に作業し、例えば、１０ＣＦＲ５０Ａｐｐ．Ｋ（ＥＣＣＳ要件）に適合するように、燃料製造を実施している。
(2) 工場操業の品質はＮＲＣにより頻繁に検査され、また電力会社（通常ＱＡ組織）による定期的な検査が実施される。この検査では燃料の濃縮度、密度など品質の試験や検査は行われない。製造業者のプロセス管理や製品検査などにより製品の品質が保証されている。検査では、この製造プロセスが主要な検査対象となる。
(3) ＮＲＣ検査は、駐在検査官により継続して、また地方局検査官により定期的（６週

間毎に約４日間）に実施される。検査の対象は工場の操業である。ＡＳＭＥ適合検査が実施されていること、適合検査内容が規則に適合していることも検査する。

例；１９９７年～１９９９年の３年間の実績

燃料工場名	検査（人・時間）	違反件数（件）
Paducah	５,１１１	１１４
Portsmouth	５,７４８	１２９

(4) 電力会社の検査は、購入予定燃料の製造時に実施される。検査のタイミングは製造プロセスの特定の時点（ＱＡ計画による。）に実施される。頻度は電力会社のＮＰＰ基数や燃料サイクル期間、各発電所ごとに検査するか、会社の燃料チームにより検査されるか等に依存している。

(5) ＮＲＣは、プロセス管理で何らかの問題が発見されると、その燃料を購入する電力会社への搬出の不許可、強制措置を執行する。電力会社が製造業者のプロセス管理上の問題を発見したり、製造業者がプロセス管理上の問題を発見すれば、それはＮＲＣに報告する必要がある。

(6) もし、装荷中の燃料に関連して問題が発生すれば、それら問題が規制限度にも公衆の健康と安全に影響がなければ、電力会社と燃料メーカーは経済的責任を誰が取るかにつき協議する（通常裁判所に持ち込まれる）。しかし、それら問題が規制限度に影響があるか公衆の健康と安全に影響を及ぼす場合には、ＮＲＣは電力会社に対して出力制限や運転制限を指示したり、プラント停止を命令したりする。

(7) なお、ＡＳＭＥコードが関与している工場設備に関連しては、公認機関によるＡＳＭＥ規格適合の検査が実施される。

参考１

ＮＲＣの規制の考え方

１．　原子力発電所の所有者に総括的な責任を持たせ、発電所の設計／調達／建設段階全体を、次いで運転段階全体をカバーする総合ＱＡ計画を確立する。これらＱＡ計画は認可終了まで保持する必要がある。このＱＡ計画の実施状況を評価するために各種の検査が行われ、強制措置が実施され、各種の罰則規定が設けられている。

２．　総合ＱＡ計画の一部を所有者、設計会社、建設会社、機器製造会社、部品製造会社、材料製造会社、外注業者などで分担し、総合ＱＡ計画と整合性をもって各組織がそれぞれの個別ＱＡ計画を確立する。

３．　原子力発電所の総合ＱＡ計画と個別ＱＡ計画はＮＲＣの膨大な安全要件を満たすように作られている。それらの要求の一部として機器の耐圧性能に関してＡＳＭＥのＢ＆ＰＶ規格への適合が指定されている。（例えば、１０ＣＦＲ５０．３４、１０ＣＦＲ５０．５５ａ）

１０ＣＦＲ５０．５５ａ：規格と基準

１．　構造物／系統／機器は、安全機能の重要度に応じた品質基準に従って、設計、組立て、建設、試験、検査を実施すること。系統／機器は、ＡＳＭＥ　規格の要件に適合すること。

２．　圧力冷却材圧力バウンダリ、品質グループＢ機器、品質グループＣ機器、供用期間中検査、安全保護系などはＡＳＭＥ基準その他適切な基準に従うこと。

３．　原子炉冷却材圧力バウンダリは、ＡＳＭＥ　Section III のクラス１機器の要件に適合すること。

４．　品質グループＢ機器（１９８４年5月１４日以降に建設許可を申請した場合。）は、ＡＳＭＥ　Section III のクラス２機器の要件に適合すること。

５．　品質グループＣ機器（１９８４年5月１４日以降に建設許可を申請した場合。）は、ＡＳＭＥ　Section III のクラス３機器の要件に適合すること。

６．　供用期間中試験要件

(1) １９７１年1月１日以前に建設許可申請した場合、ポンプと弁は下記要件に従うと。これらが原子炉冷却材圧力バウンダリを構成している場合は、ＡＳＭＥ　規格　第１種機器要件に、また、その他の安全関連のポンプや弁はＡＳＭＥ　規格　第２種、第３種機器要件に適合すること。

(2) ＡＳＭＥ　規格　第1、２、３種機器はその寿命期間中ＡＳＭＥ－ＸＩの規定に従うこと。

(3) 供用期間中試験計画は必要に応じて設置者が見直すこと。試験計画（改訂版）と Tech.

Spec.で矛盾が生じた場合は、ＮＲＣにTech．Spec.の修正を申請すること。

７． 供用期間中検査要件

(1) ＡＳＭＥ 規格 第１種機器は、供用期間中検査に必要な接近手段を設計し、設備すること。また、建設に適用されたＡＳＭＥ 規格改訂版に規定の使用前試験要件に適合すること。（ポンプ、弁についての同様規定あり。）

(2) ＡＳＭＥ 規格 第１種、第２種、第３種機器（支持物を含む。）は、施設の供用期間中を通じて、ＡＳＭＥ 規格 ＸＩの要求事項に従うこと。

(3) 供用期間中検査計画は、必要あれば、修正すること。供用期間中検査計画（修正版）がTech．Spec.と矛盾する場合は、ＮＲＣにTech．Spec.の変更を申請すること。

(4) ＮＲＣは、施設の信頼性をより高めるために、系統／機器のより厳しい供用期間中検査の実施を設置者に要求できる。

参考２

公認検査機関(Authorized Inspection Agency)

１．　公認検査機関は、州行政機関の検査部門により指定を受けた機関であり、ＡＳＭＥにより検査機関として認定されている。（ＮＣＡ５１２１（ａ））
［例えば、American Nuclear Insurers、Nuclear Electric Insurance、Factory Mutual Global 等］

２．　公認検査機関は、ＮＰＰ所有者や品質認定工場との検査契約の締結／解除があった場合、ＡＳＭＥと州検査部門にそれを通知しなければならない。（ＮＣＡ５１２１（ｂ））

３．　公認検査機関は、原子力検査員（Authorized Nuclear Inspector）を雇用すること。（ＮＣＡ５１２３）また、検査員を監督するための公認原子力検査監督員（Authorized Nuclear Inspector Supervisor）を雇用すること。（ＮＣＡ５１２２）

４．　監督員の主な義務は以下のとおりである。（ＮＣＡ５１２５（ａ）（ｂ））

・申請者のＱＡ計画のＡＳＭＥ審査への参加とＱＡ計画変更の審査と承認。
・検査員の勤務実態の監査（年２回以上）。
・検査チームの監督及びＡＳＭＥにて規定されている記録保持の実施。
・材料供給／製造を含め、認定工場のＱＡ計画の監査（年１回以上）。

公認原子力検査員（検査監督員、検査員）の義務

１．　工場検査員（工場製作、据付検査）（ＮＣＡ５２２０）

(1) 作業範囲の検証、認定工場（下請けも含む）のＱＡ計画の監視、認定工場の品質記録の審査、材料の検証
(2) 工場内組立／ＮＤＥ／試験などの書類審査と立会い
(3) 最終圧力試験の立会い
(4) データ報告書／建設報告書の審査と署名
(5) 図面の審査と適合状況の検査
(6) 所有者のＡＳＭＥ規格適合状況の監視
(7) 全ての使用前検査の検証、その他。

２．現地検査員（供用期間中検査）（ＩＷＡ２１２０）

(1) 供用期間中検査計画の詳細審査、同計画の改訂の審査、各種検査や水圧試験の検証、目視検査や系統圧力試験が実施され記録が保持されていることの検証、その他必要な調査の実施

(2) ポンプ、弁、支持物など機器類の供用期間中試験の実施の検証

(3) 非破壊試験がＡＳＭＥ指定の方法で認定済みの手順に従って実施されたことの検証。

(4) 問題があれば、いつでも手順や検査員の見直しの要求。

公認検査員の立入り

１．　認定工場は、公認検査員が自工場（材料製造／供給業者も含む）の関連作業場所へ随時立入り出来るように対応すること。認定工場は必要な試験検査の準備状況を事前に公認検査機関に通知すること。（ＮＣＡ５１３１（ａ））

２．　設置者は、公認検査員が検査契約に従って必要となる施設の随時立入り出来るように対応すること。（ＮＣＡ５１３２）

３．　設置者は、公認検査員が必要な供用期間中検査を行うためにプラント内のどこにでも立入れるよう対応すること。（ＩWＡ２１３０）

登録専門技術者（Registered Professional Engineer）

１．　所有者、設計者、N認定資格者は複数の登録専門技術者を選定すること。（ＸＸＩＩＩ－１２１０）

２．　専門分野（証明業務を行う専門分野として二つ以上）で４年以上の経験を有すること。ＡＳＭＥ規格につき常に現在の要件の知識を有し、自分の専門性を高めるための研鑽に励むこと。　所有者、設計者、N認定資格者は最低３年に１度はＰＥの資格が維持されているかを審査すること。（ＸＸＩＩＩ－１２２０）

３．　設計仕様、設計報告書（以上は金属製機器）、加圧防護報告書、荷重データシート、建設仕様／建設図書か設計報告書（以上はコンクリート製機器）等の証明作業を行う。（ＸＸＩＩＩ－１３００）

供用期間中検査計画

１．　使用前検査、供用期間中検査のための検査計画と工程を準備すること。（ＩWＡ２４２０）

２．　検査は３と４に示すとおり、計画Ａか計画Ｂの検査間隔に従って実施すること。間隔の短縮延長は１年を限度として実施可能。（ＩWＡ２４３０）

３．　検査計画Ａ：営業運転開始から３年間、次の７年間、１３年間、１７年間（ＩWＡ２４３１）

４．　検査計画Ｂ：営業運転開始から１０年間、その後も１０年ごと（ＩWＡ２４３２）

各国の規制のまとめ　イギリス(１／６)

イギリスの法令体系図

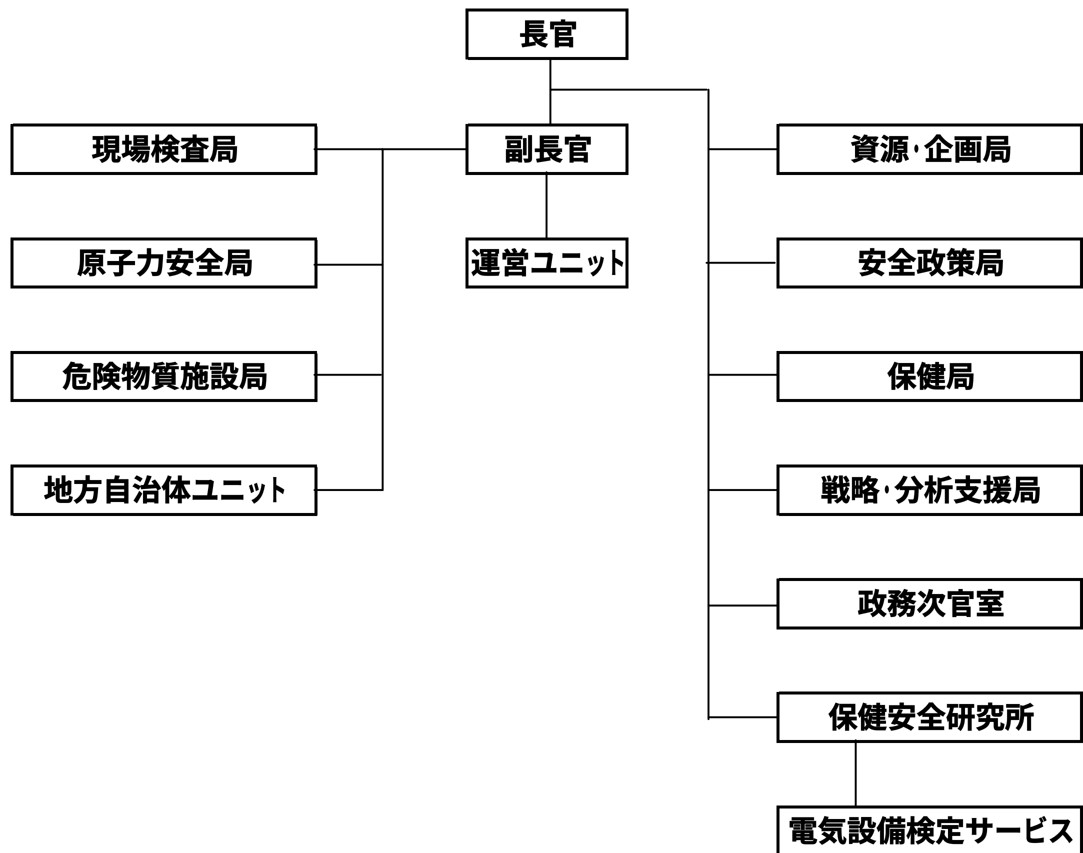
階層	内容
法律	・原子力法（AEA1946） ・労働保健安全法（HSWA1974） ・放射線防護法（RPA1970） ・原子力施設法（NIA1965） ・放射性物質法（RSA1993） ・原子力公社法（AEAA1971）　など
規則	・都市地方計画規則 ・電離放射線規則 ・原子力施設規則　など
指針等	・敷地許可申請者用ガイド(LC) ・原子力施設安全評価原則(SAP) ・原子力発電所からのリスク容認性(TOR) ・行動規範(Code of Practice)　など
民間基準	・ＢＳ規格など

注）英国の法令には簡単な規定しかなく法制度上は不備な点があるが、事実上の運用においては行政機関による厳密な規制が実施されている。

イギリスの原子力行政体制・開発体制

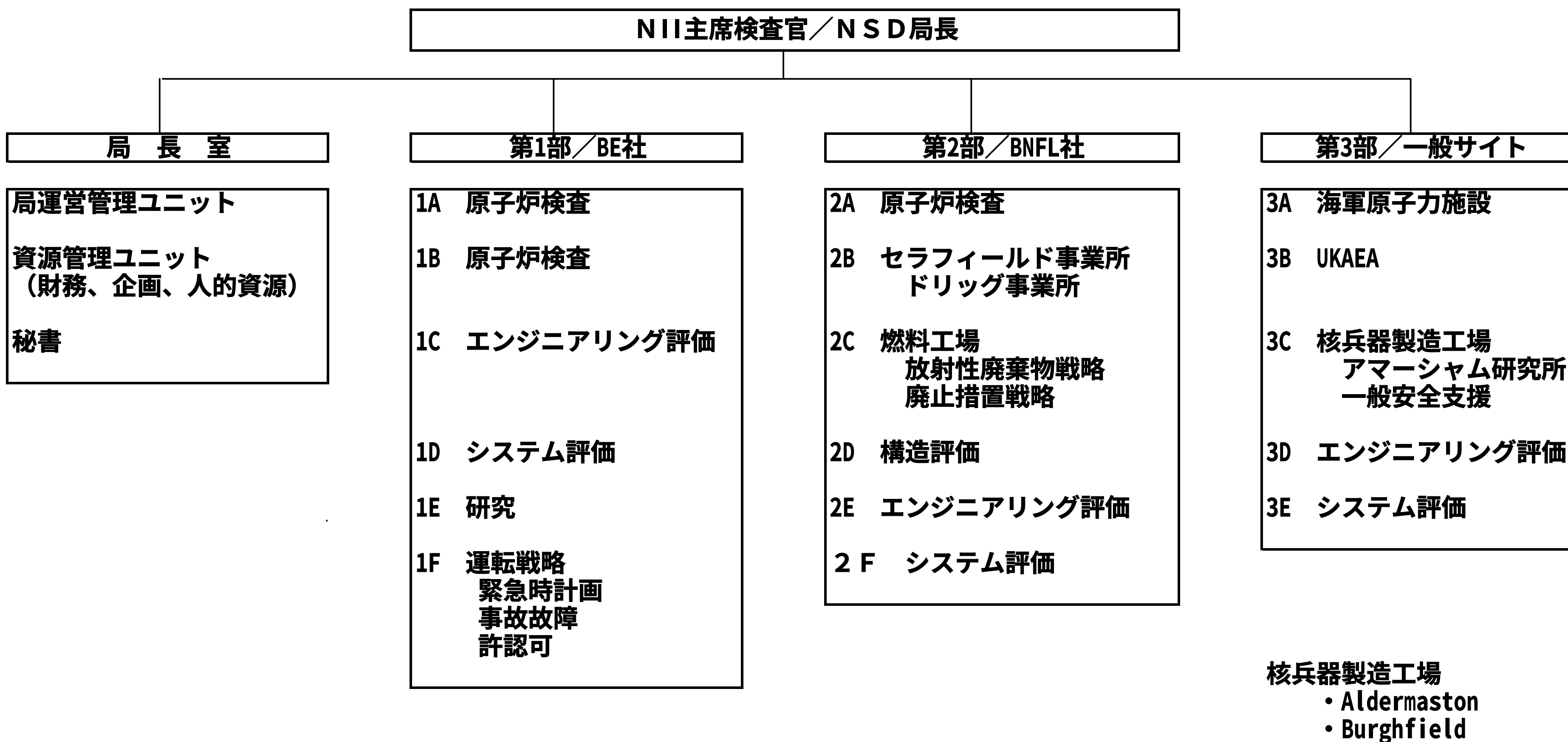
- 貿易産業省(DTI)
  - エネルギー局
    - 電力課 …… British Energy社 …… Scotish Nuclear社 / Nuclear Electric社
    - 原子力産業課
      - 英国原子力公社 (UKAEA)
        - ハーウェル原子力研究所
        - カラム研究所
        - ドーンレイ原子力研究所
        - リズリー原子力研究所
        - スプリングフィールド原子力研究所
        - ウィンズゲール原子力研究所
        - ウイ|ンスフリス原子力研究所
      - 英国燃料会社(BNFL)
        - スプリングフィールド燃料工場
        - カーペンハースト濃縮工場
        - セラフィールド再処理工場
        - Magnox Electric社
      - UK NIREX社
      - AEA Technology社
  - 科学技術院(OST)
    - 研究会議付属中央研究所審議会(CLRC)
    - 素粒子物理天文研究会議 (PRARC)
- 保健省 (DOH)
  - 国立放射線防護庁 (NRPB)
- 環境運輸地域省 (DETR)
  - 戦略・共同サービスGr
    - 保健安全委員会 (HSC)
      - 25の諮問委員会
        - イオン化放射線諮問委員会(IRAC)
        - 原子力安全諮問委員会 (NuSAC)
  - 鉄道・航空・船舶輸送Gr
  - 都市計画・道路・地域輸送Gr
    - 保健安全執行部 (HSE)
      - 原子力安全局 (NSD)
      - 安全政策局 (SPD)
      - 保健局 (HD)
      - 危険物質施設局
      - 科学技術局
      - 現場検査局
      - HM鉄道検査局
      - 保健安全研究所
      - 政策ユニット
      - 運営ユニット
      - 地方自治体ユニット／ＨＥＬＡ
      - 人事部
      - 電気設備検定サービス
      - HSE情報サービス
      - HSE翻訳サービス
  - 住宅・建設・再生・地方Gr
  - 環境保護Gr
    - 環境庁(EA)
    - 飲水検査局
  - 地方政府Gr
  - 財務Gr
  - 法務Gr

イギリスの保健安全執行部（ＨＳＥ）組織図



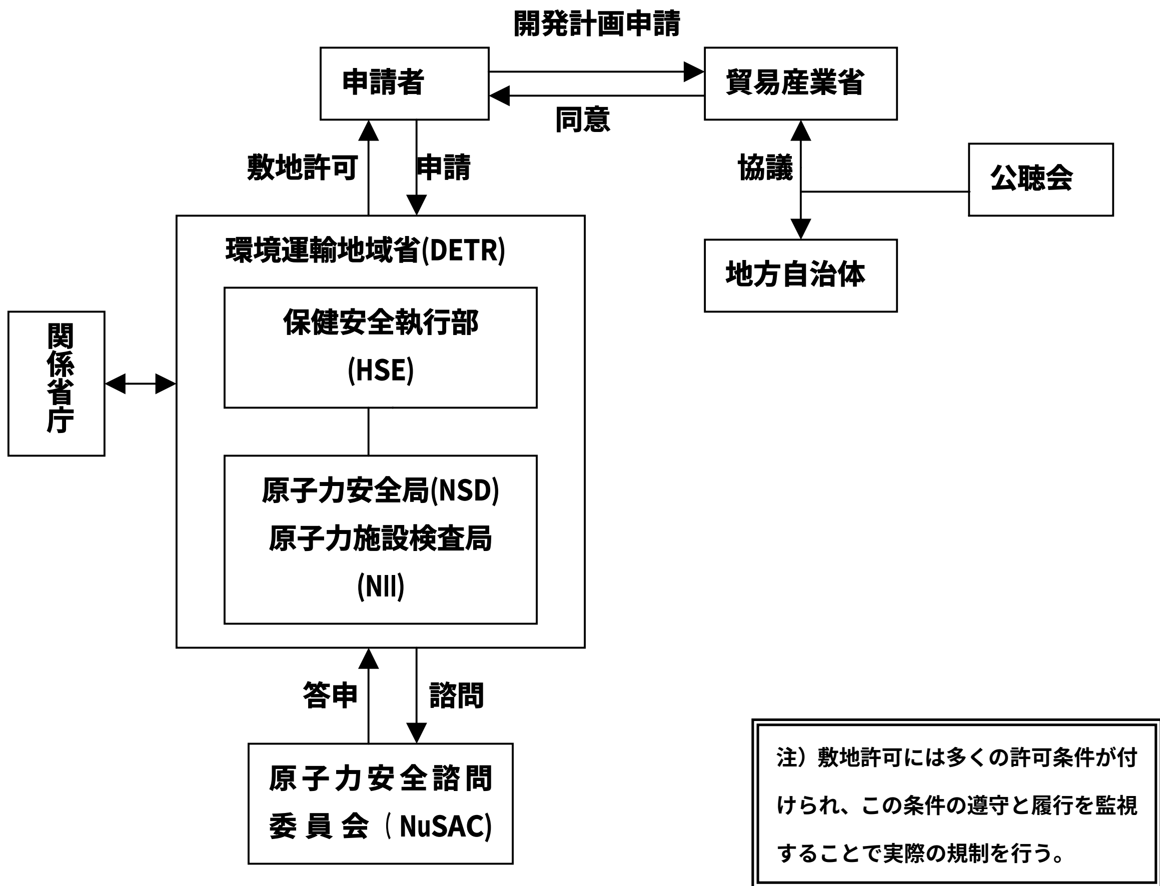
各国の規制のまとめ　イギリス(４/６)

原子力安全局（ＮＳＤ)組織図



各国の規制のまとめ　イギリス(５/６)

イギリスの原子力許認可プロセス



DETR：Department of Environment, Transportation and Regions
HSE：Health and Safety Executive
NSD：Nuclear Safety Directorate
NII：Nuclear Installations Inspectorate
NuSAC：Nuclear Safety Advisory Committee

各国の規制のまとめ　イギリス(６/６)

１．　敷地許可と許可条件

保健安全執行部(HSE)は、安全上必要であるかあるいは望ましいと判断される場合には、原子力施設法 1965 の第 4 条「許可条件の付帯」に従って、条件付きの許可を与える。すなわち、敷地許可には通常、明細として

1) 敷地の定義（敷地図面添付）、施設の許可対象部分の記述

2) 許可条件

が添付されている。この許可条件は 35 項目に標準化されている（付表１　原子力敷地許可：標準条件(LC：License Condition) 目次参照）が、詳細な要求事項の規定はせずに、単に「適切な計画を立て実行する」ことのみを規定している。特に、以下の条件が重要である。

1) 放射線の検出・記録のための効果的なシステムの維持

2) プラントの設計、配置、建設、設置、運転、改修、保守など

3) 事故及び緊急時の対策

4) サイト内外への放射性物質の放出制御

5) 放射性物質の取扱い、処理、処分

いったん、敷地許可が発給されると、許可条件に従って、設置者は摘出された安全問題の対応計画を立て、それを実行しなければならない（これは、標準許可条件の１、６に対応）。設置者は、安全性を適切に確保しつつ最適な事業遂行計画を作成できるが、計画とその実施状況は HSE の原子力施設検査官により定期的に検査される。

許可条件の中には、設置者が次の段階の活動に入る前に HSE の同意を必要とするものがある。また、HSE が設置者の提出した計画の内容を承認すれば、設置者はその内容を HSE の承認なしに変更することは出来なくなる。これらの HSE の同意あるいは承認と適合しなければ、それは許可条件との不適合であり法的な違反である。

したがって、許可としては一つの原子力敷地許可しか存在しないが、実質的には、複数の許可が必要な制度となっている。

２．　溶接検査

溶接検査は設置者の責任。検査方法、頻度を決めた規制はない。許可条件によって、設置者が設定した検査制度が最善の方法であり、規制当局の期待に従っていることを確実にする。全体としての検査制度を承認することに加えて、NII 検査官は溶接検査が充分に実施されたかを検証し、事故などがあった場合には追加の検査を要求する。この追加の検査は設置者あるいはその下請け業者が実施する。NII 自身が溶接検査をすることはない。

付表１　原子力敷地許可：標準許可条件（LC：License Condition）目次

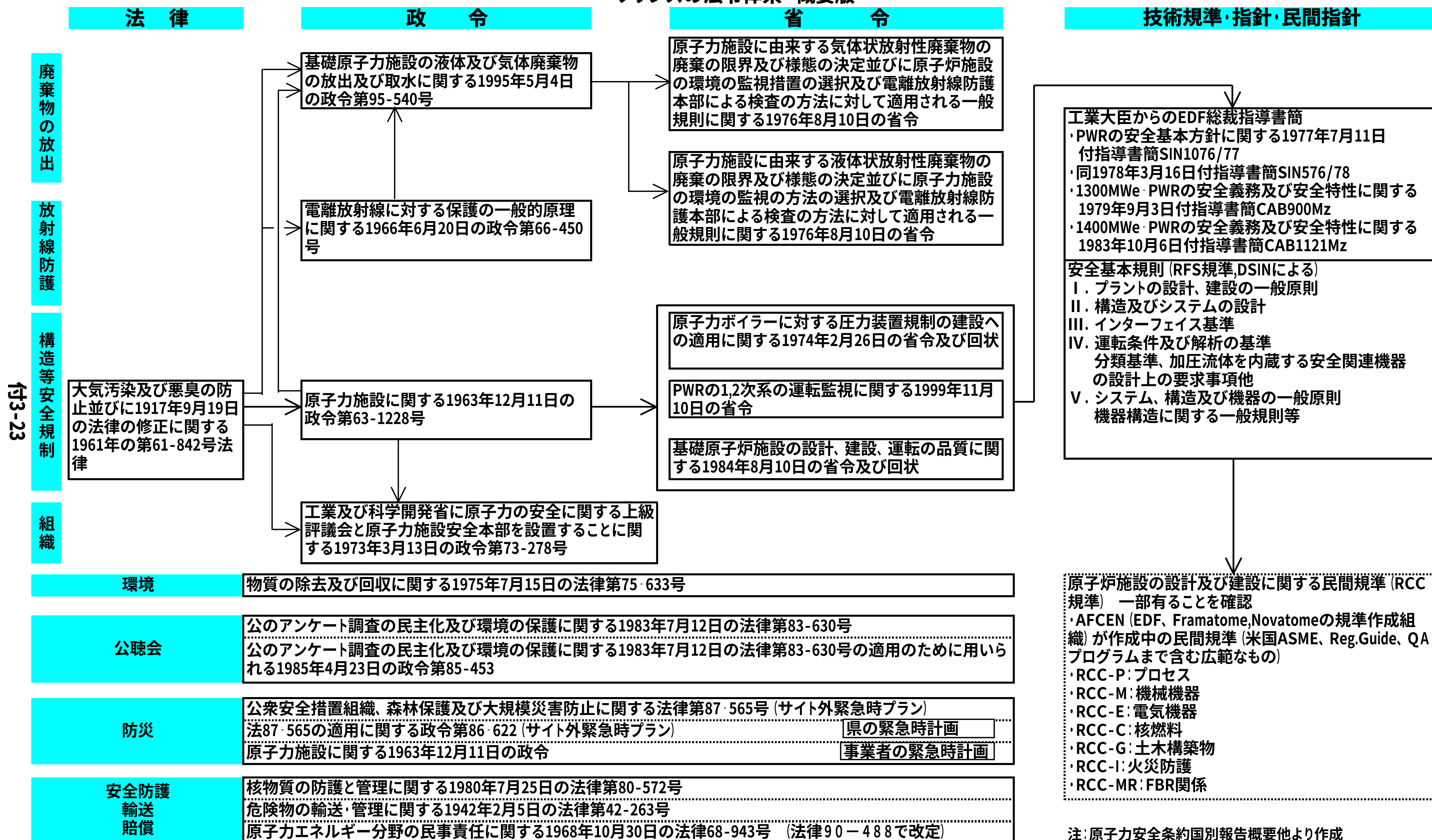
No.	原子力敷地許可：標準許可条件（LC：License Condition）目次
1	説明
2	敷地境界の記述
3	敷地利用に当たっての制限
4	敷地内核物質に関する制限
5	核物質の委託
6	文書、記録、当局の同意や証明
7	敷地内での事故
8	注意事項
9	敷地内職員への指示
10	訓練
11	緊急時計画
12	正式に承認された者あるいは適切な有資格の経験者
13	原子力安全委員会の設置
14	安全文書
15	定期安全レビュー
16	敷地内配置、設計、仕様
17	品質保証
18	放射線防護
19	新規プラントの建設あるいは設置
20	建設中プラントの設計変更
21	試運転
22	既存プラントの改造あるいは実験
23	運転規則
24	運転指示書
25	運転記録
26	運転の制御と監視
27	安全メカニズム、装置、回路
28	調査、検査、保守、試験
29	調査、検査、試験の実施義務
30	定期的な停止
31	指定された運転の停止
32	放射性物質貯蔵
33	放射性廃棄物処分
34	放射性物質・放射性廃棄物の漏えい・放出
35	廃止措置

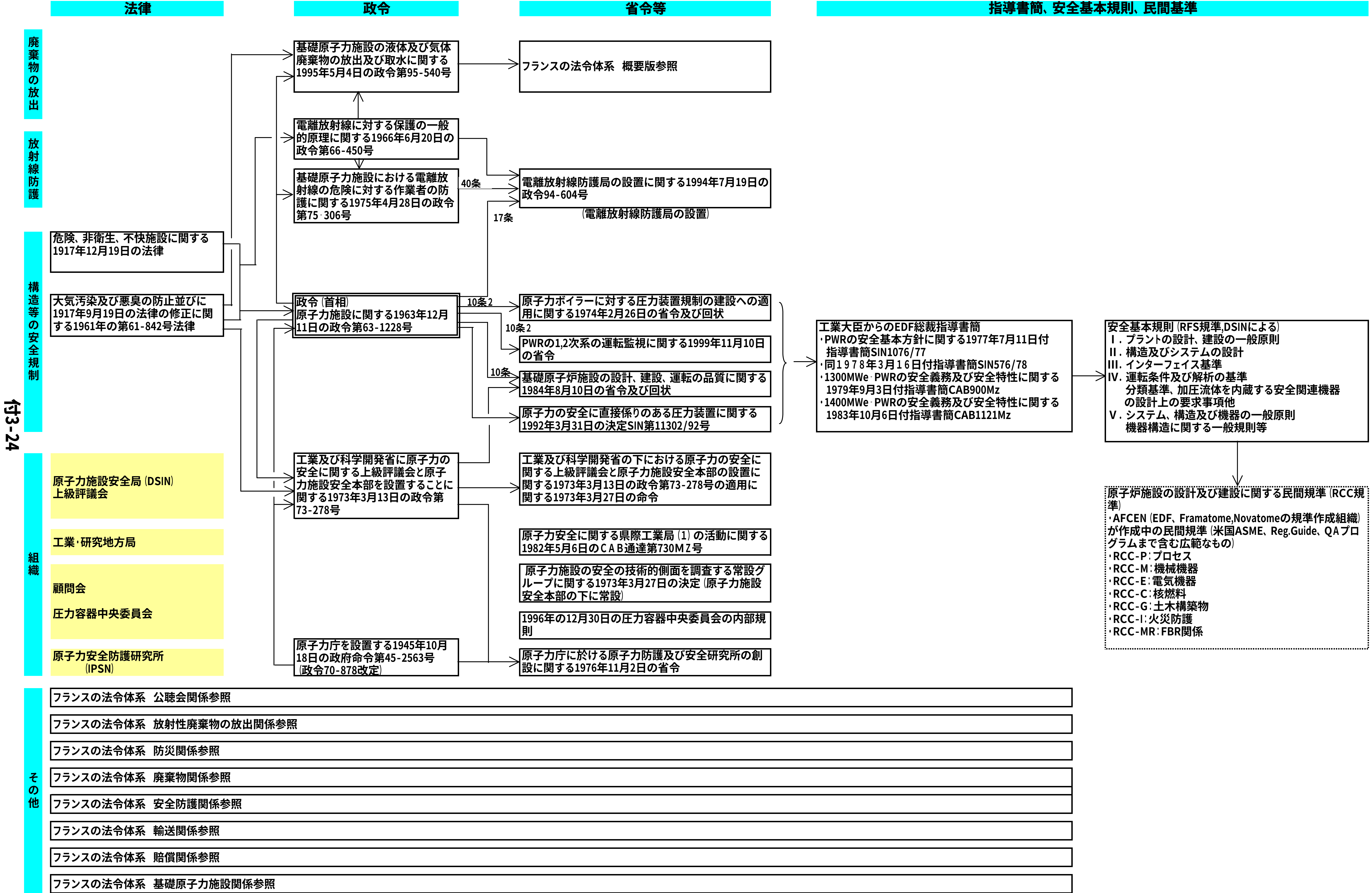
各国の規制のまとめ　フランス(１/１６)

フランスの法令体系図

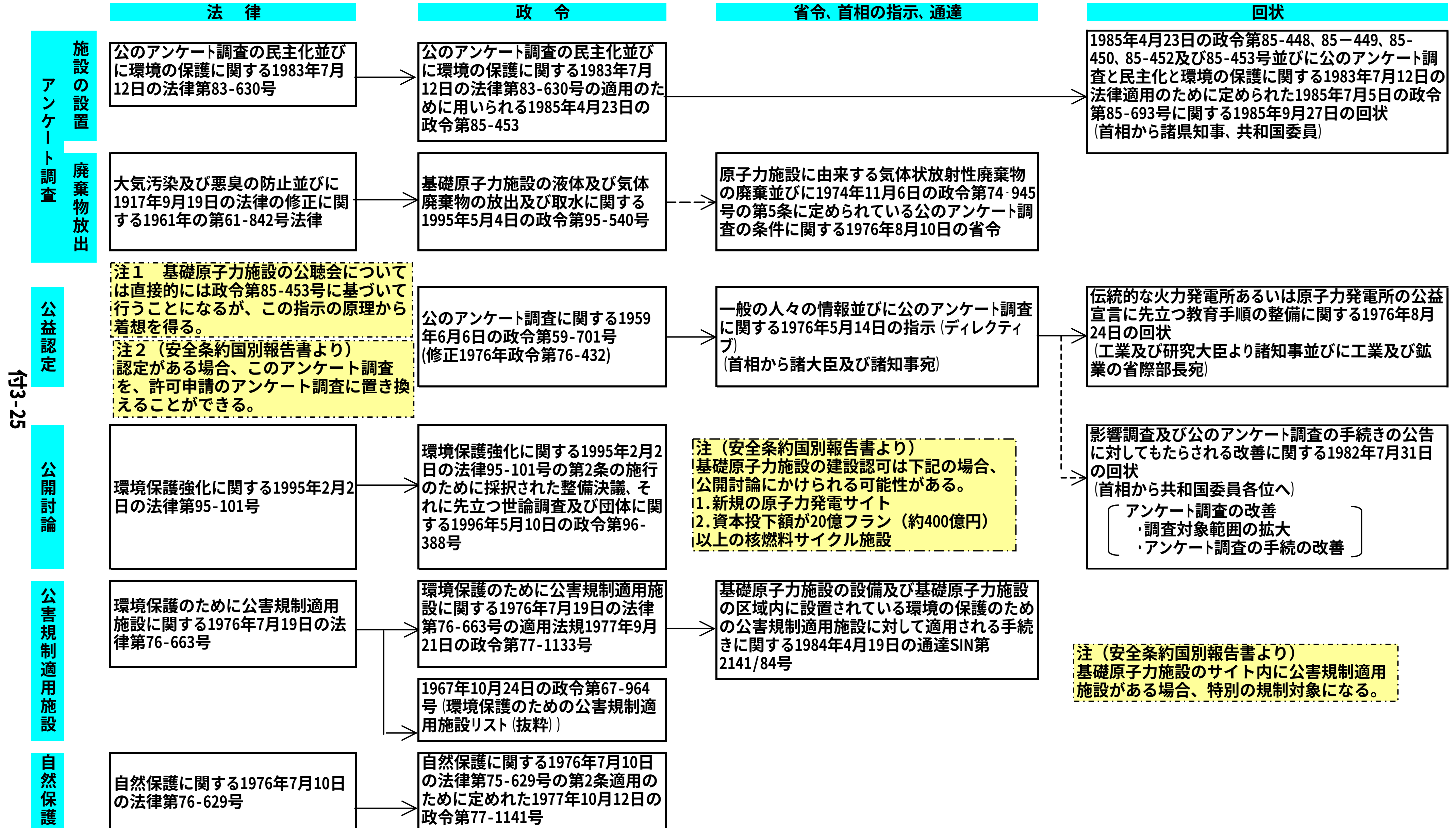
法律	・危険、非衛生、不快施設に関する 1917 年 12 月 19 日の法律 ・大気汚染及び悪臭の防止並びに 1917 年 9 月 19 日の法律の修正に関する 1961 年の第 61-842 号法律など
政令	・原子力施設に関する 1963 年 12 月 11 日の政令第 63-1228 号 ・電離放射線に対する保護の一般的原理に関する 1966 年 6 月 20 日の政令第 66-450 号 ・基礎原子力施設における電離放射線の危険に対する作業者の防護に関する 1975 年 4 月 28 日の政令第 75-306 号 ・基礎原子力施設の液体及び気体廃棄物の放出及び取水に関する 1995 年 5 月 4 日の政令第 95-540 号 ・工業及び科学開発省に原子力の安全に関する上級評議会と原子力施設安全本部を設置することに関する 1973 年 3 月 13 日の政令第 73-278 号など
省令	・原子力ボイラーに対する圧力装置規制の建設への適用に関する 1974 年 2 月 26 日の省令及び回状 ・PWR の 1,2 次系の運転監視に関する 1999 年 11 月 10 日の省令 ・基礎原子炉施設の設計、建設、運転の品質に関する 1984 年 8 月 １０日の省令及び回状など
指導書簡	・PWR の安全基本方針に関する 1977 年 7 月 11 日付指導書簡 SIN1076/77 ・1300MWe－PWR の安全義務及び安全特性に関する 1979 年 9 月 3 日付指導書簡 CAB900Mz ・1400MWe－PWR の安全義務及び安全特性に関する 1983 年 10 月 6 日付指導書簡 CAB1121Mz など
安全基本規則（RFS 規準）	・Ⅰ．加圧水型炉に関する安全基本規則 ・Ⅱ．原子炉以外の基礎原子力施設に関する安全基本規則 ・Ⅲ．研究用原子炉に関する安全基本規則など
民間基準（RCC 規準）	・RCC－P：プロセス ・RCC－M：機械機器 ・RCC－E：電気機器 ・RCC－C：核燃料 ・RCC－G：土木構築物 ・RCC－I：火災防護など

各国の規制のまとめ　フランス(2/16)

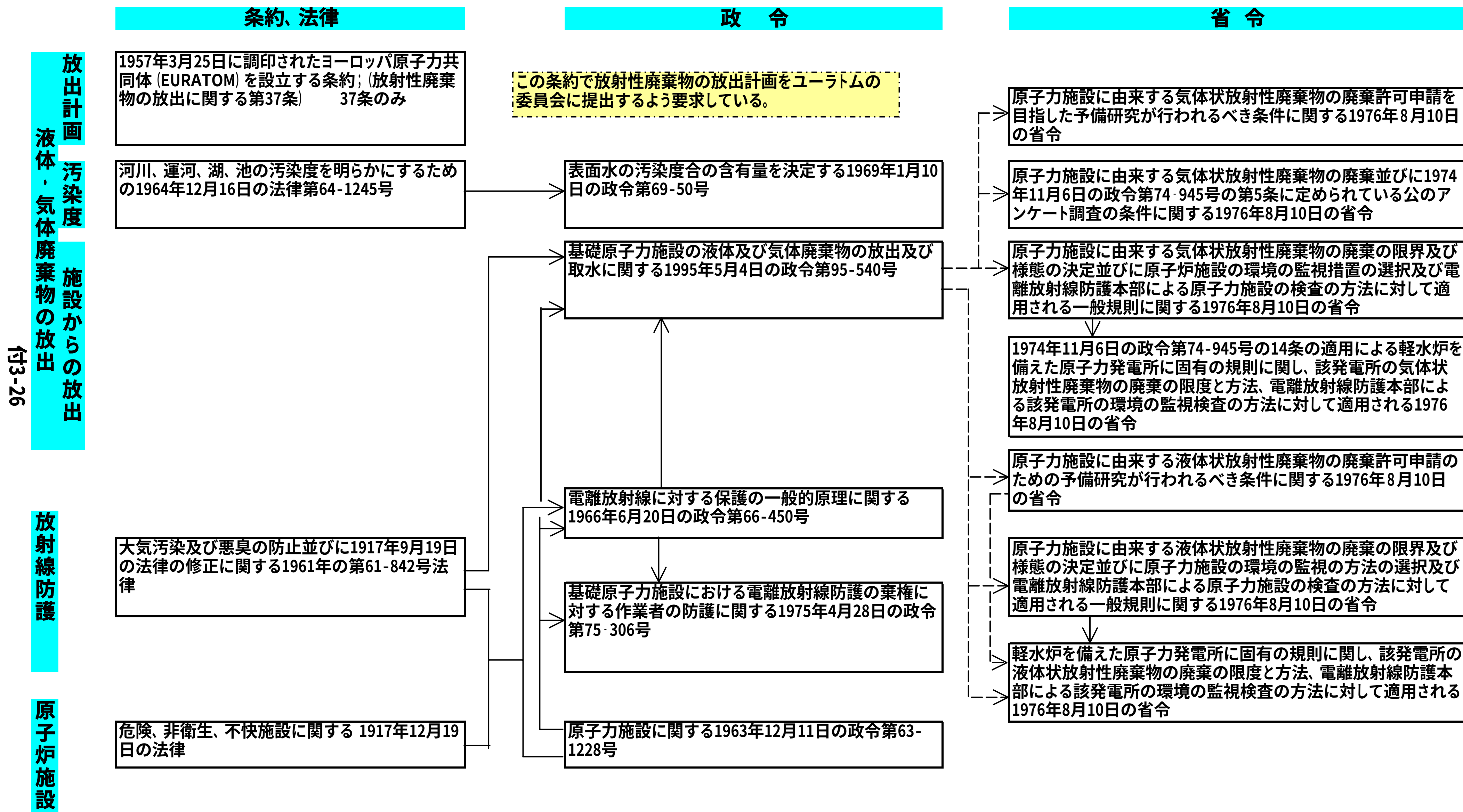



フランスの法令体系総括
法律
政令
省令等
指導書簡、安全基本規則、民間基準
廃棄物の放出
放射線防護
構造等の安全規制
組織
その他
基礎原子力施設の液体及び気体廃棄物の放出及び取水に関する1995年5月4日の政令第95-540号
フランスの法令体系　概要版参照
電離放射線に対する保護の一般的原理に関する1966年6月20日の政令第66-450号
基礎原子力施設における電離放射線の危険に対する作業者の防護に関する1975年4月28日の政令第75-306号
40条
17条
電離放射線防護局の設置に関する1994年7月19日の政令94-604号
(電離放射線防護局の設置)
危険、非衛生、不快施設に関する1917年12月19日の法律
大気汚染及び悪臭の防止並びに1917年9月19日の法律の修正に関する1961年の第61-842号法律
政令(首相)
原子力施設に関する1963年12月11日の政令第63-1228号
10条2
原子力ボイラーに対する圧力装置規制の建設への適用に関する1974年2月26日の省令及び回状
10条2
PWRの1,2次系の運転監視に関する1999年11月10日の省令
10条
基礎原子炉施設の設計、建設、運転の品質に関する1984年8月10日の省令及び回状
原子力の安全に直接係りのある圧力装置に関する1992年3月31日の決定SIN第11302/92号
工業大臣からのEDF総裁指導書簡
・PWRの安全基本方針に関する1977年7月11日付指導書簡SIN1076/77
・同1978年3月16日付指導書簡SIN576/78
・1300MWe PWRの安全義務及び安全特性に関する1979年9月3日付指導書簡CAB900Mz
・1400MWe PWRの安全義務及び安全特性に関する1983年10月6日付指導書簡CAB1121Mz
安全基本規則(RFS規準,DSINによる)
I. プラントの設計、建設の一般原則
II. 構造及びシステムの設計
III. インターフェイス基準
IV. 運転条件及び解析の基準
分類基準、加圧流体を内蔵する安全関連機器の設計上の要求事項他
V. システム、構造及び機器の一般原則
機器構造に関する一般規則等
原子力施設安全局(DSIN)
上級評議会
工業及び科学開発省に原子力の安全に関する上級評議会と原子力施設安全本部を設置することに関する1973年3月13日の政令第73-278号
工業及び科学開発省の下における原子力の安全に関する上級評議会と原子力施設安全本部の設置に関する1973年3月13日の政令第73-278号の適用に関する1973年3月27日の命令
原子炉施設の設計及び建設に関する民間規準(RCC規準)
・AFCEN(EDF、Framatome,Novatomeの規準作成組織)が作成中の民間規準(米国ASME、Reg.Guide、QAプログラムまで含む広範なもの)
・RCC-P:プロセス
・RCC-M:機械機器
・RCC-E:電気機器
・RCC-C:核燃料
・RCC-G:土木構築物
・RCC-I:火災防護
・RCC-MR:FBR関係
工業・研究地方局
原子力安全に関する県際工業局(1)の活動に関する1982年5月6日のCAB通達第730MZ号
顧問会
圧力容器中央委員会
原子力施設の安全の技術的側面を調査する常設グループに関する1973年3月27日の決定(原子力施設安全本部の下に常設)
1996年の12月30日の圧力容器中央委員会の内部規則
原子力安全防護研究所
(IPSN)
原子力庁を設置する1945年10月18日の政府命令第45-2563号
(政令70-878改定)
原子力庁に於ける原子力防護及び安全研究所の創設に関する1976年11月2日の省令
フランスの法令体系　公聴会関係参照
フランスの法令体系　放射性廃棄物の放出関係参照
フランスの法令体系　防災関係参照
フランスの法令体系　廃棄物関係参照
フランスの法令体系　安全防護関係参照
フランスの法令体系　輸送関係参照
フランスの法令体系　賠償関係参照
フランスの法令体系　基礎原子力施設関係参照

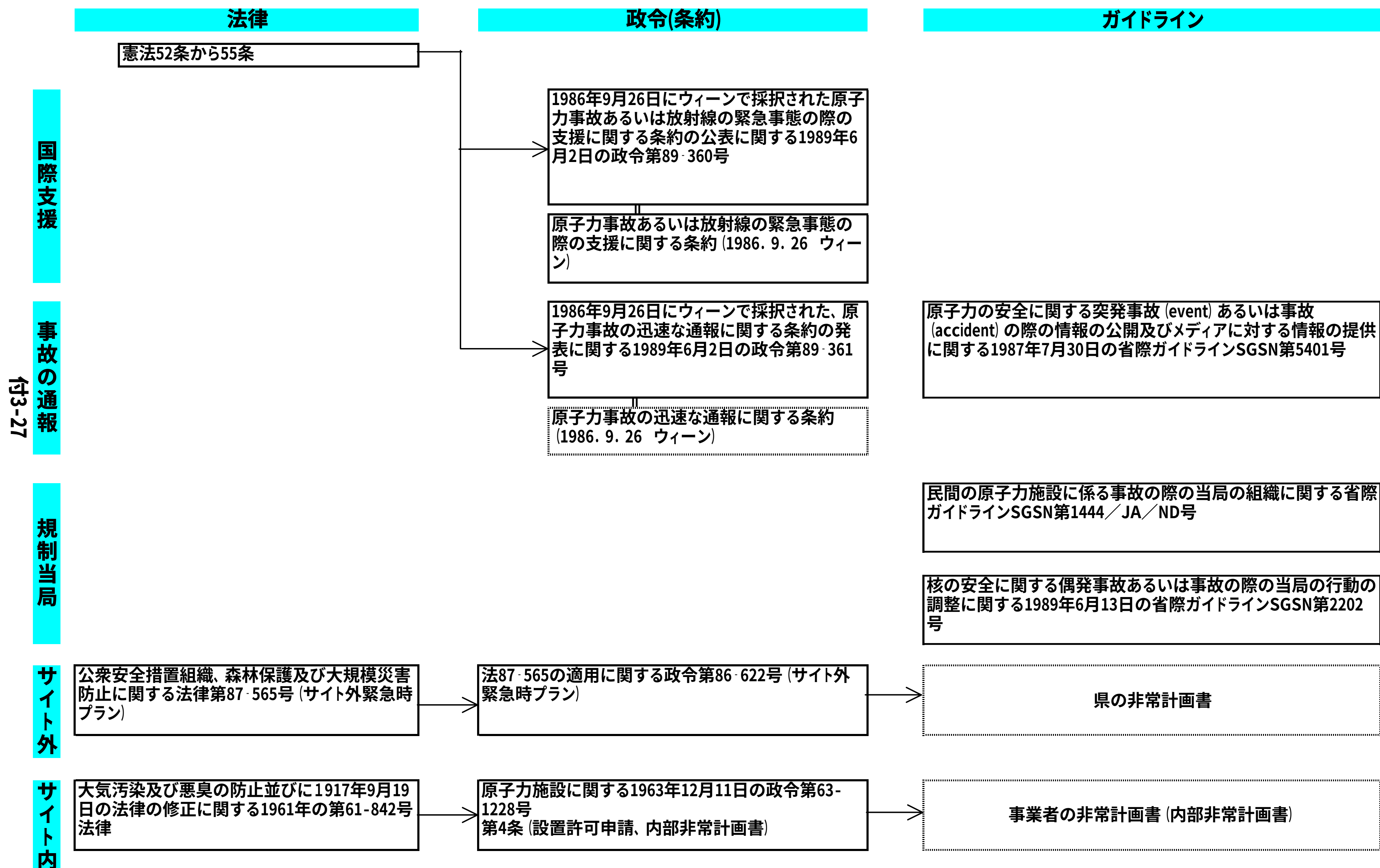
フランスの法令体系　公聴会関係



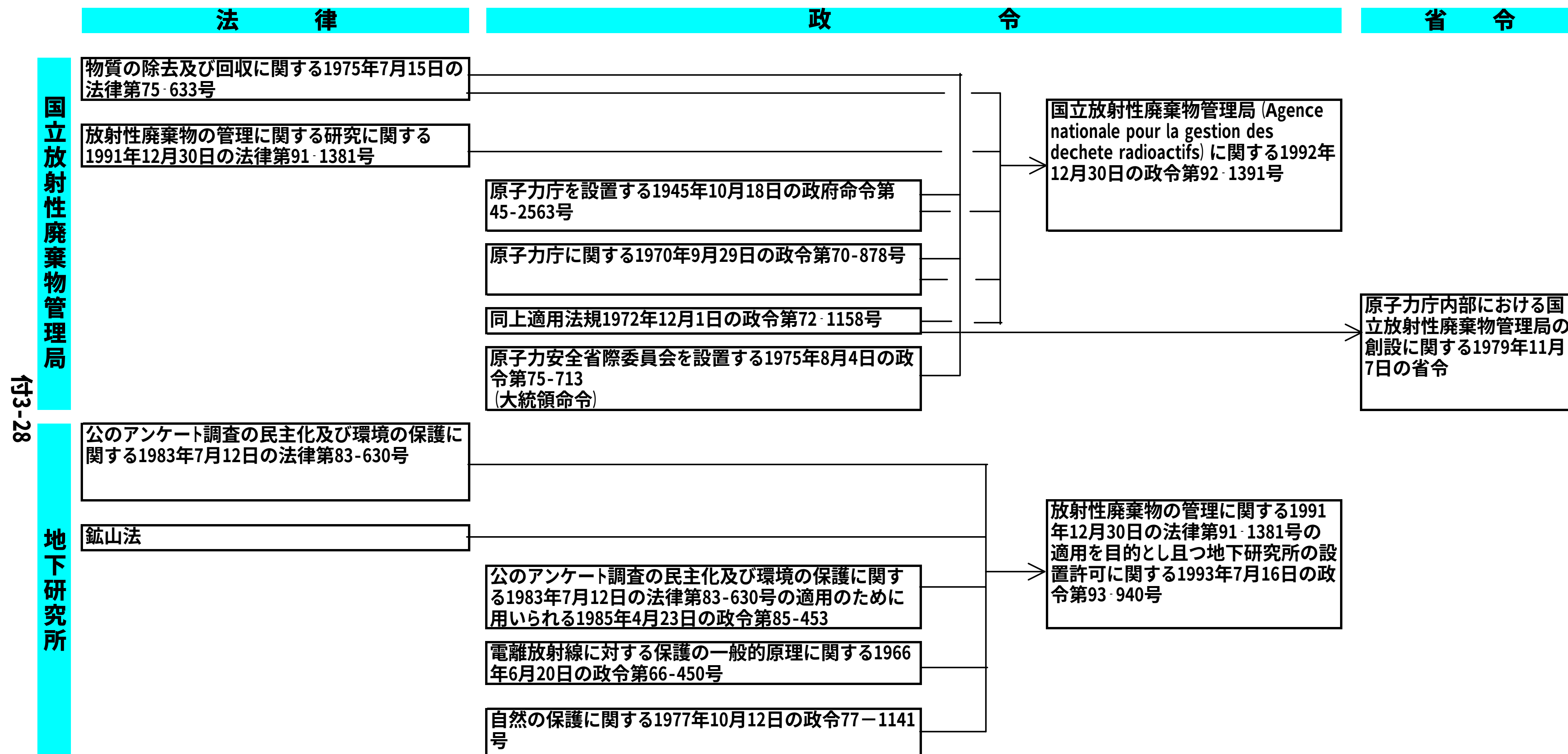
フランスの法令体系 放射性廃棄物の放出関係



フランスの法令体系　防災関係



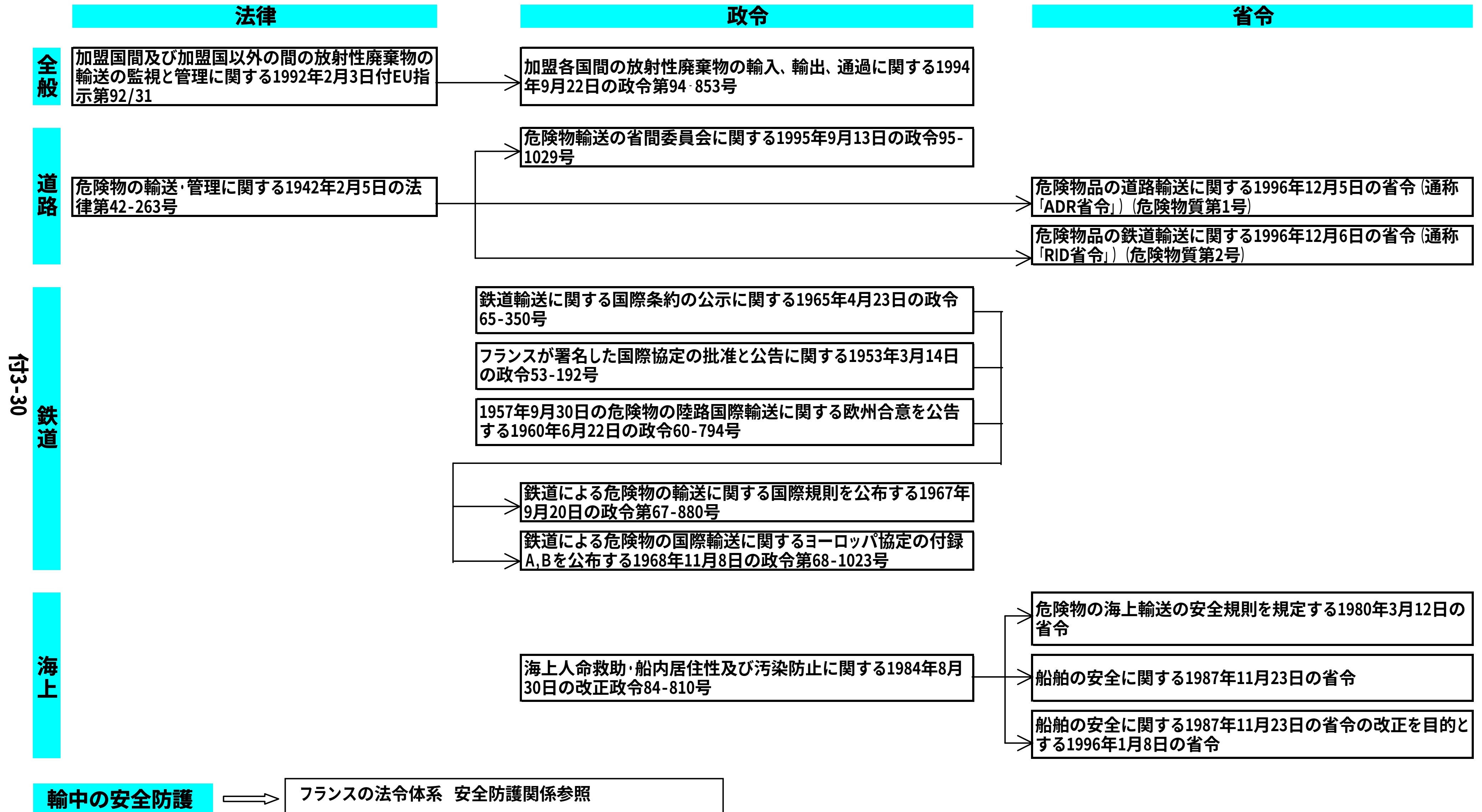
フランスの法令体系 廃棄物関係



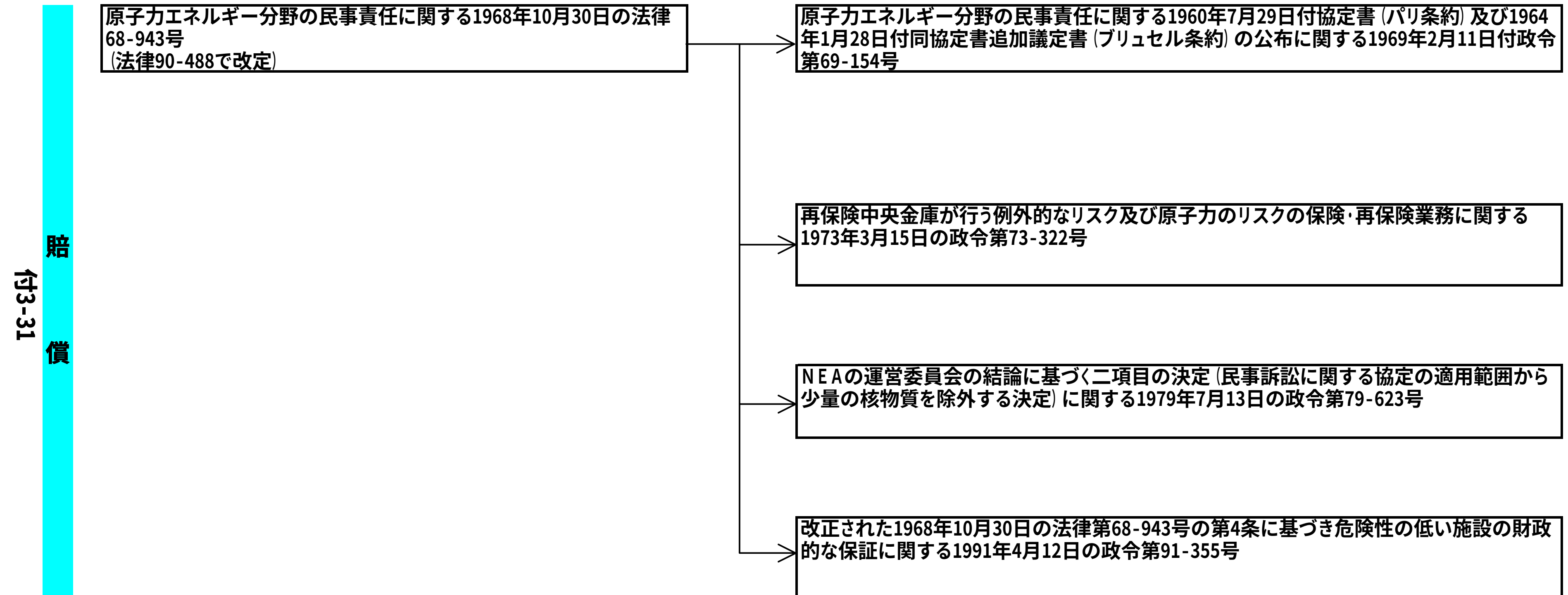
フランスの法令体系 安全防護関係



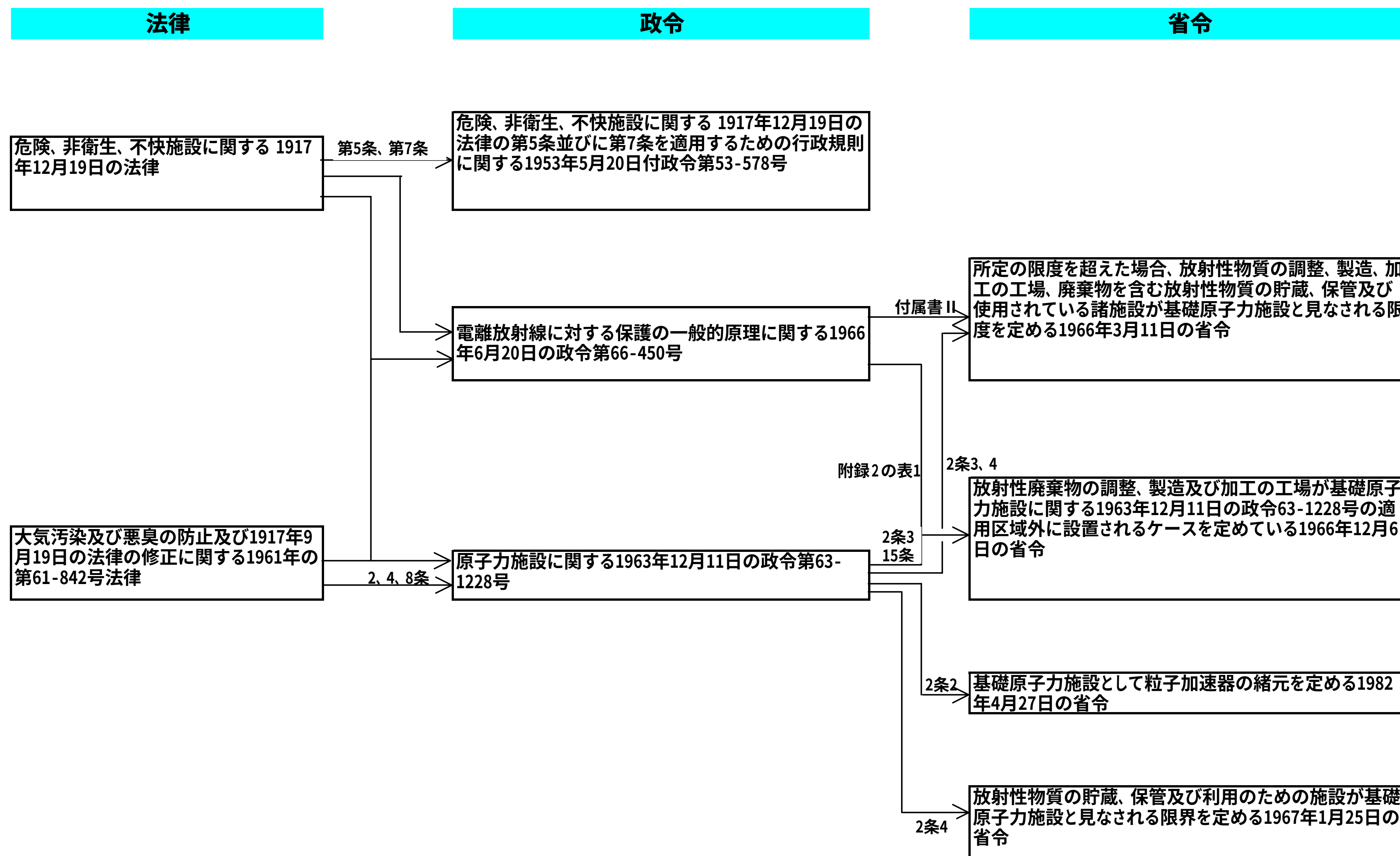
フランスの法令体系　輸送関係



フランスの法令体系　賠償関係

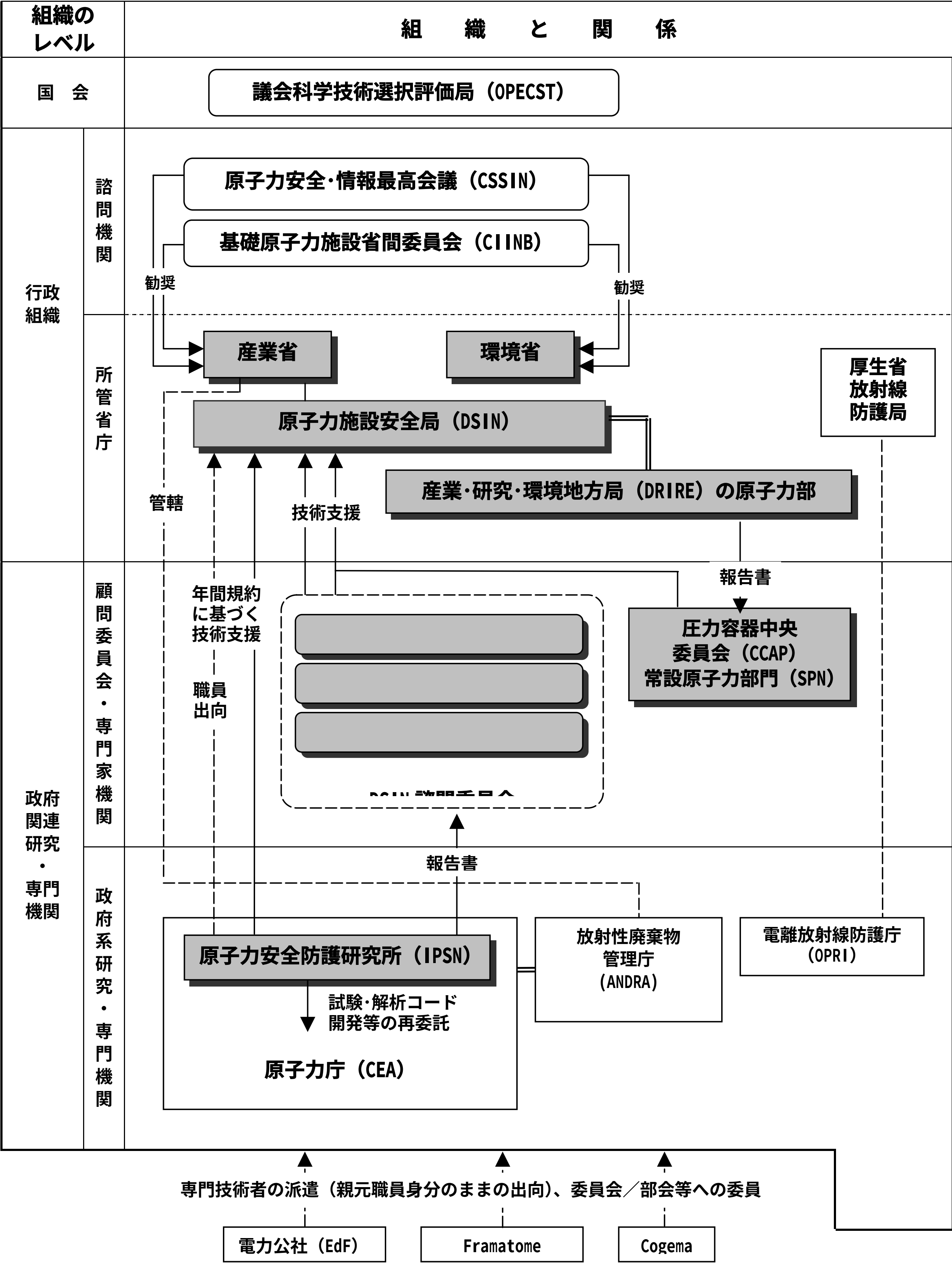


フランスの法令体系 基礎原子力施設関係

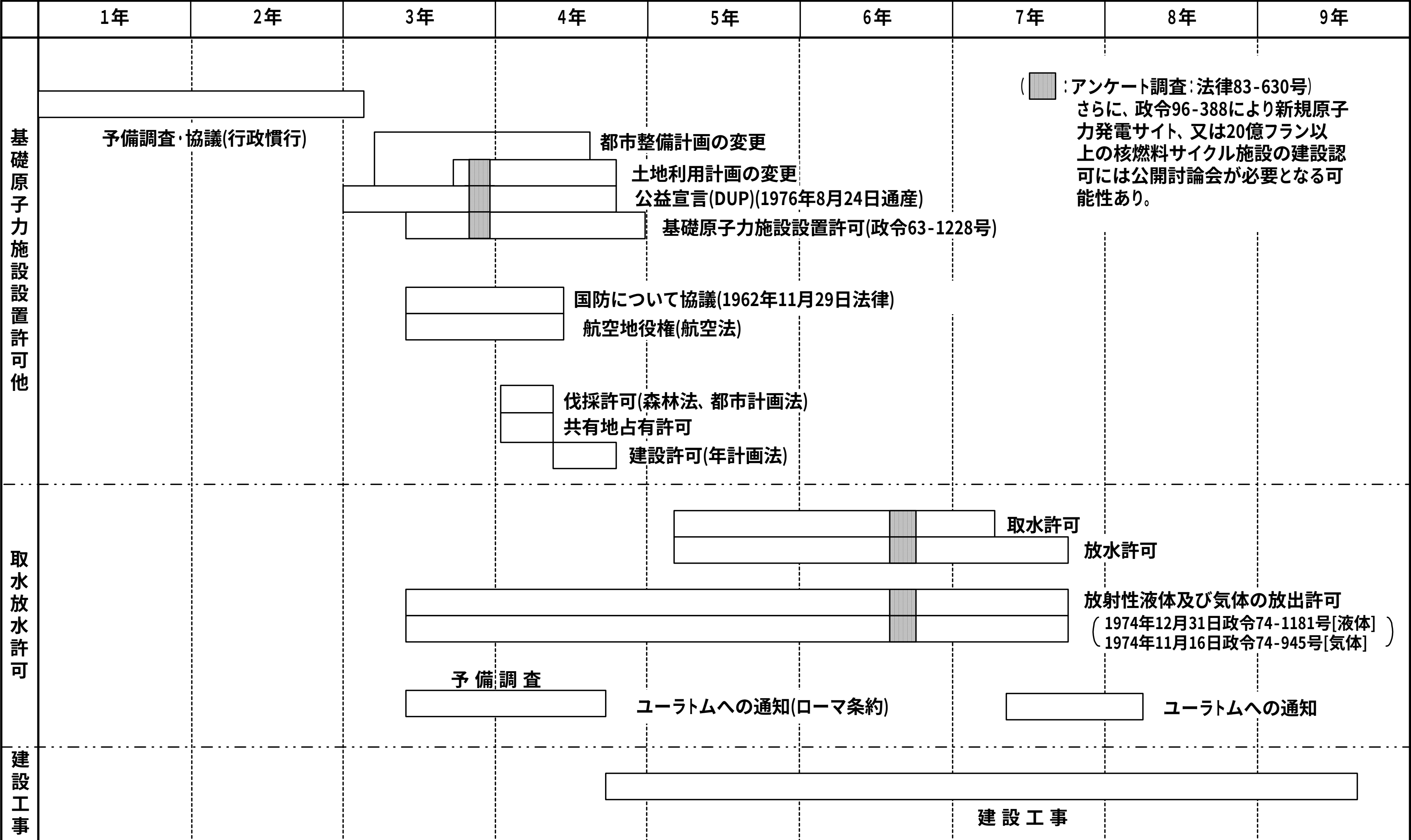


各国の規制のまとめ　フランス(12/16)

フランスの原子力規制組織

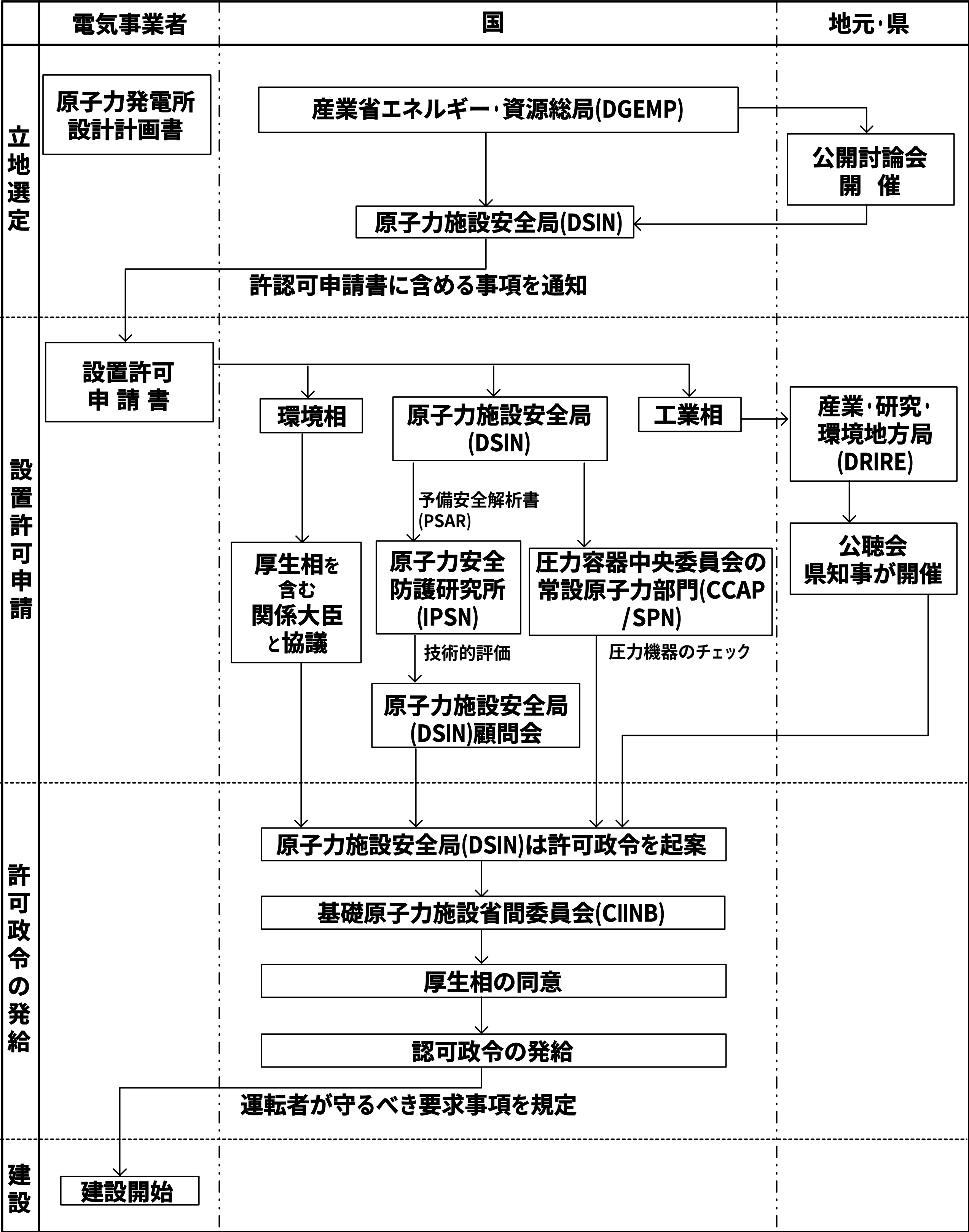


フランスの許認可手続きプロセス



各国の規制のまとめ フランス (14/16)

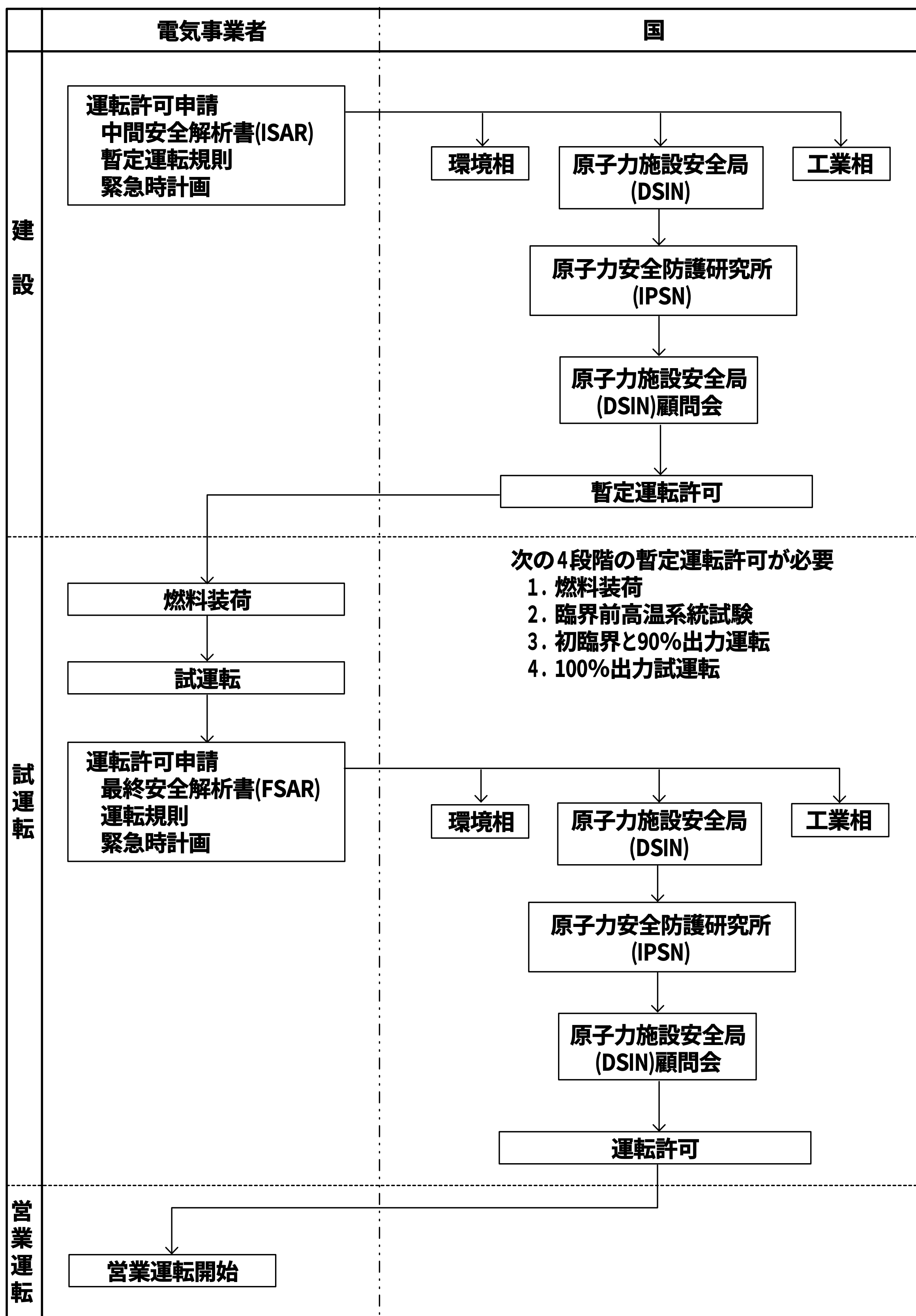
フランスの設置許可手続



(注記) 1.DSINは安全面を審議
2.DGEMPは安全面以外を審議
3.IPSNは立地評価解析
4.DSIN顧問会はIPSNの報告をベースに安全面を審議

(略語)
DGEMP:Direction General de l'Energie et des Matieres Premieres
DSIN :Direction de la Surete des Installations Nucleaires
IPSN :Institut de Protection et Surete Nucleaire
CCAP/SPN:Commission Centrale des Appareils a Pression/Section Permanente Nucleaire
PSAR :Preliminary Safety Analysis Report
DRIRE:Directions Regionales de l'Industrie,de la Recherche et de l'Environnement
CIINB:Commission Interministerielle des Installations Nucleaires de Base

フランスの運転許可手続



安全条約フランス報告書等より

(略語)　ISAR:Intermediate Safety Analysis Report
DSIN:Direction de la Surete des Installations Nucleaires
IPSN:Institut de Protection et Surete Nucleaires

各国の規制のまとめ　フランス(１６/１６)

１．工事認可（設計審査）

フランスでは原子力発電所、核燃料サイクル施設等一定規模以上の原子力関連施設を「基礎原子力施設」と称している。1963 年 12 月 11 日の政令 63-1228 号（基礎原子力施設に関する政令）では、基礎原子力施設に対して、アンケート調査、設置許可、運転許可、監視（監査)、廃止の届出等の審査、資料提出等について規定しているが、工事認可（設計審査）に相当するような審査は設置許可の一環として行われている。具体的には、加圧水型原子炉の 1 次系については、1974 年 2 月 26 日の省令（高圧容器関連規則の原子炉への適用に関する省令）の第 5 条で製造と運転条件に関する資料の提出を求めており、設計（第 6 条)、材料（第 14 条)、製造（第 20 条)、検査・調整・安全装置（第 27 条)、検査（第 30 条）に関する書類を提出することになっている。製造者はこれらの書類を建設の段階に応じて工業研究地方局（DRIRE）局長に提出し、DRIRE 局長の意見に答えるとともに、DRIRE 局長の要請に応じて補足書類を提出する。（第 5 条）

２．使用前検査及び溶接検査

２．１使用前検査

基礎原子力施設については、1963 年 12 月 11 日の政令 63-1228 号（基礎原子力施設に関する政令）の第 11 条で基礎原子力施設の監視を基礎原子力施設検査員が行うことを規定している。この監視は、施設訪問、建設運転のすべての段階においてあるいは特定の書類審査の際に行われることになっており（1973 年 3 月 27 日の命令（上級評議会と原子力施設安全本部))、日本の使用前検査、定期検査に相当するものであるが、検査というよりは監査に相当する。

また、工事認可と同様に、加圧水型原子炉の 1 次系については、1974 年 2 月 26 日の省令（高圧容器関連規則の原子炉への適用に関する省令）に基づいて、製造者は製造検査を実施し、書類を DRIRE 局長に提出（第 30 条）し、その後 DRIRE 局長代理の立会いの下に設計圧力の 1.25 倍以上で行う水圧試験を実施（第 34 条）する。最後に運転条件（第 36 条）を定めるこことしている。

２．２溶接検査

溶接検査に相当するものは見当たらないが、溶接員は圧力装置に関する規制によって資格認定の権限を付与された独立認定機関の資格認定を受けなければならない。（1999 年 11 月 10 日の省令（1/2 次系運転監視、第 10 条Ⅲ（溶接員の資格認定)))

３．燃料検査

燃料に関する設計要件は安全基本規則 V.2.e（燃料集合体の製造に関する一般規則）に概

略が定められているが、燃料検査については EDF とメーカ(Framatome)が策定した燃料設計製作基準 RCC-C、4～5 章（試験検査）に基づいて行われている。

４．定期検査

基礎原子力施設としては、政令 63-1228 号（基礎原子力施設に関する政令）に基づいて使用前検査と同様に監査型の検査を実施している。

１/２次系については、1999 年 11 月 10 日の省令（1/2 次系運転監視）の 3 章（第 8 条～第 １６条）で部分的検査（実施頻度　1 次系：2 年)、総合的検査（実施頻度 1 次系：10 年）等の検査、DRIRE 局長への検査結果の報告、判定等について規定している。

具体的な供用期間中検査の検査対象機器、検査方法、頻度は「PWR 原子力発電所の機械機器の供用期間中検査基準(RSEM)」に規定されている。RSEM は EDF と Framatome が策定したもので規制ではないが、BCCN や DRIRE に提出する検査計画のための技術便覧となっている。BCCN や DRIRE は検査官数が不足した場合、契約に基づいて第三者検査機関(APAVE 等の民間認定機関)の検査官に代行させることもある。

この他 1995 年 5 月 4 日の政令 95-540 号（放射性廃棄物の放出及び取水）に基づき、厚生大臣の管轄下で放射性廃棄物の放出監視を行うことになっている。（同政令 19 条）

各国の規制のまとめ　ドイツ(１/５)

ドイツの法令体系図

区分	法令
法律	・基本法（憲法）
規則	・原子力法(AtG) ・放射線予防防護法(StrVG)
告示	・放射線防護令(StrlSchV) ・原子力法填補準備令(AtDeckV) ・原子力法手続き令(AtVfV) ・原子力法費用令(AtKostV) ・最終貯蔵所設置前払令(EndlagerVIV) ・レントゲン令(RöV)
指針	・一般行政規定 ・規制指針 ・原子炉安全委員会(RSK)勧告 ・放射線防護委員会(SSK)勧告 ・原子力技術委員会(KTA)安全基準
民間基準	・ドイツ工業標準局(DIN)規格 ・国際技術基準

（略語）

AtG : Atomgesetz

StrlVG : Strahlenschutz vorsorgegesetz

StrlSchV : Strahlenschutzverordnung)

AtDeckV : Atomrechtliche Deckungsvorsorgeverordnung

AtVfV : Atomrechtliche Verfahrensordnung

AtKostV : Atomrechtliche Kostenverordnung

EndlagerVIV : Endlagervorausleistungsverordnung

RöV : Röntgen Verordnung

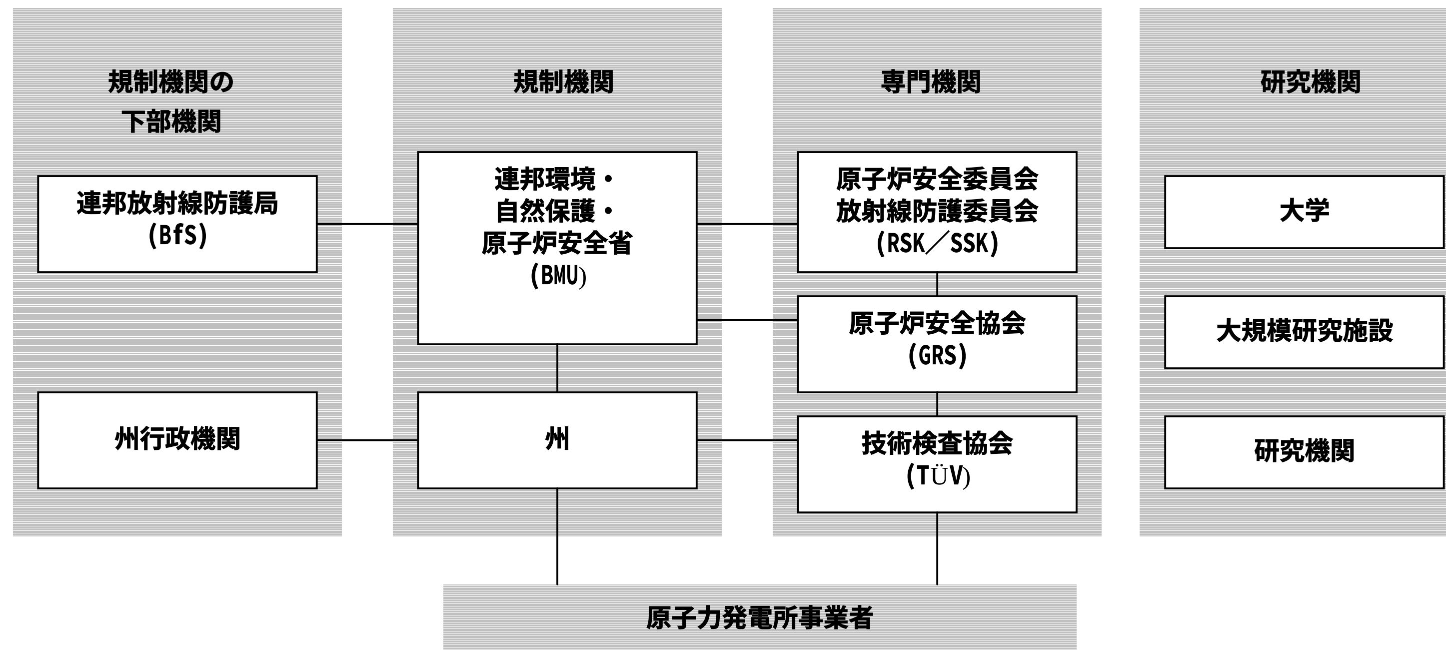
RSK : Reaktorsicherheitskommission

SSK : Strahlenschutzkommission

KTA : Kerntechnischer Ausschuss

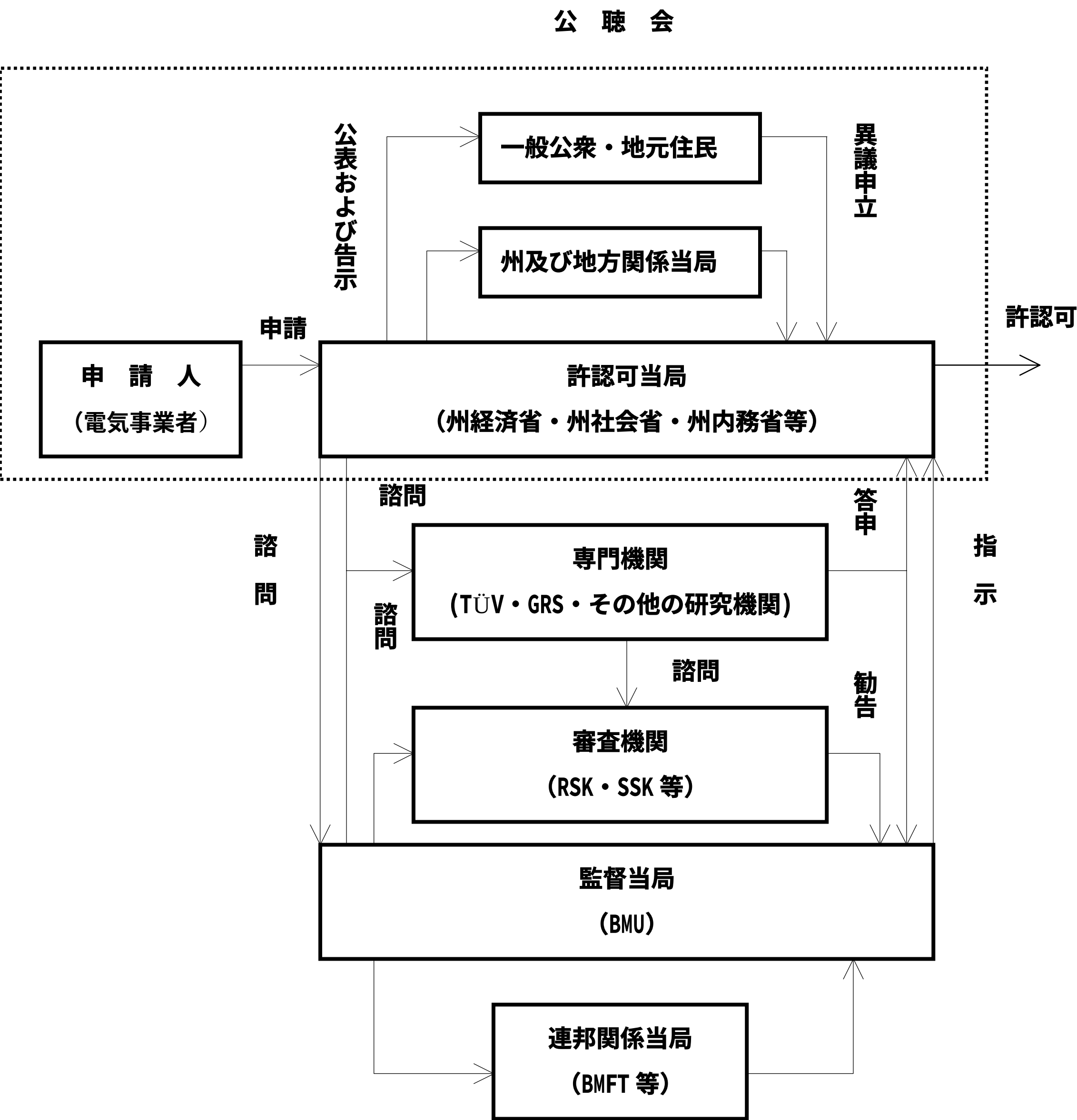
DIN : Deutsches Institute für Normung

ドイツの原子力規制組織



各国の規制のまとめ　ドイツ(３/５)

ドイツの原子力許認可手続き



（略語）

TÜV：技術検査協会

GRS：原子炉安全協会

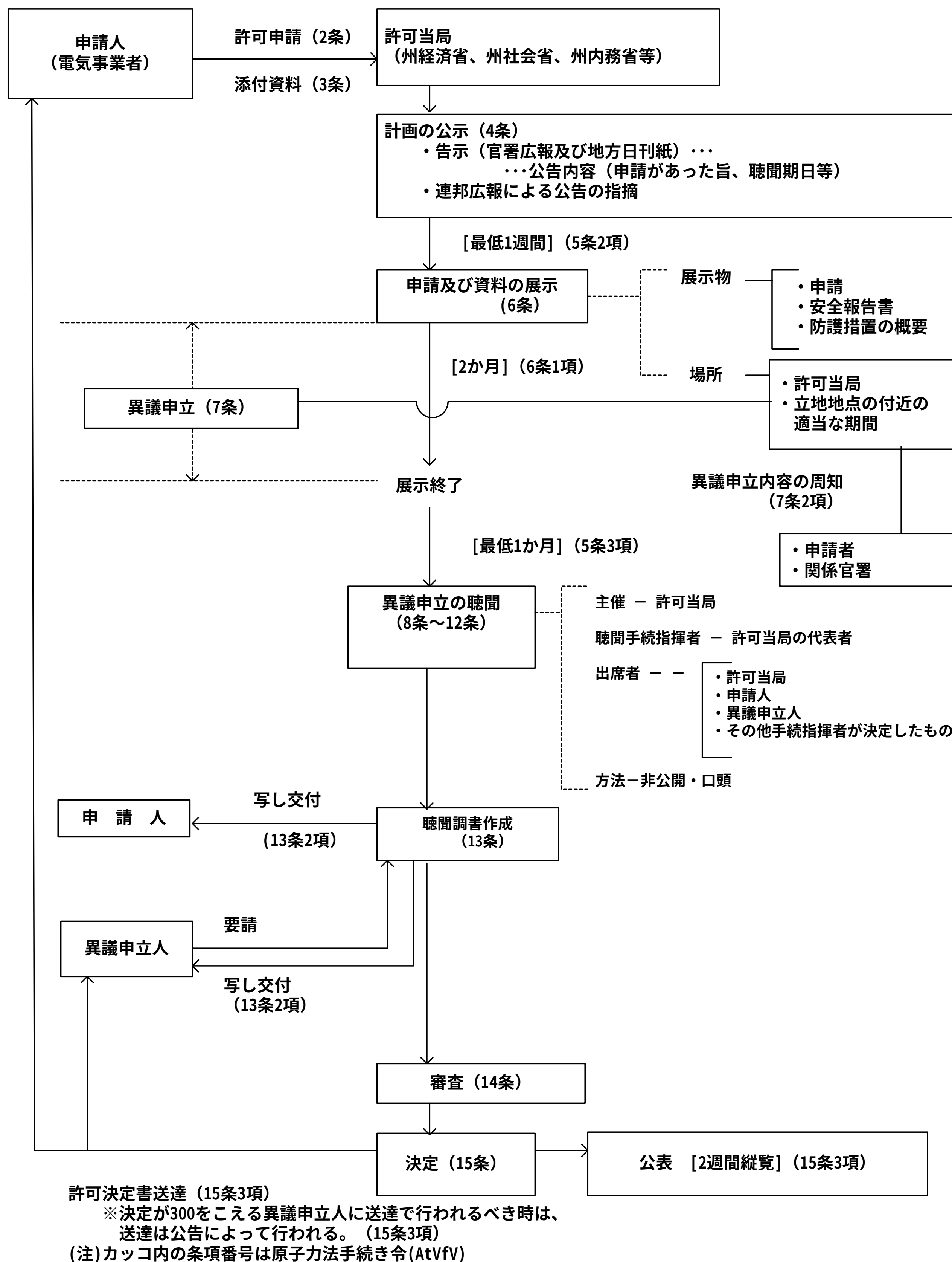
RSK：原子炉安全委員会

SSK：放射線防護委員会

BMU：連邦環境・自然保護・原子炉安全

BMFT：連邦研究技術省

ドイツの許認可手続きプロセス



各国の規制のまとめ　ドイツ(５/５)

１．工事認可（設計審査）

ドイツでは原子力法(AtG)24 条(2)の規定により、原子力施設の許認可（ここでいう原子力施設の許可とは、同法第 7 条から核燃料物質の製造、加工、消費、分裂施設の建設、運転、所有についての許可を指す。）の権限は連邦政府から州政府へ移管されている。

施設の安全性の評価は極めて技術的な内容であるため、州政府の規制当局はその作業を技術検査協会(TÜV)又は原子炉協会(GRS)に委託するが（原子力法第 20 条で委託が認められている)、その内容は大きく以下の 3 項目からなる。

(1)設計評価

(2)材料・建設工事及び耐圧検査

(3)受入検査、機能検査

このうち(1)項が工事認可（設計審査）に相当するものと考えられる。審査に当たり参照される主要な基準としては原子炉安全委員会(RSK)が定めた「PWR に関する指針」があるが、より具体的には原子力委員会(KTA)基準が適用される。

２．使用前検査及び溶接検査

州規制機関から委託された TÜV や GRS は設置許可申請書の審査及び建設中の検査を行う。建設中検査の立会検査は製造者の検査と独立に行われ材質、寸法、設計、機器組立状態、機能が申請書どおりかどうかの確認が行われる。これが使用前検査/溶接検査に相当すると考えられる（安全条約報告書による)。

具体的な検査の実施要領（参照される基準）は、RSK による PWR 指針の付録 2（耐圧機器の基本安全）5 章（検査）の項で規定されている。より具体的には KTA 基準が適用される。

また、系統機能試験についての詳細な規制指針は無く、プラントごとに KTA1202 (Requirements for the testing manual）に則って試験要領書が作成され、実施される。系統機能試験も独立検査機関の検査対象である。

なお、試験検査項目毎の立会区分を定めた統一的な基準や指針はなく、各サイトごとに決められているのが実情である。

３．燃料検査

燃料の設計、製造、検査について単独で策定された基準は無く、以下のような幾つかの KTA 基準の関連部分が参照される：

(1)KTA2502:燃料貯蔵プールの機械設計

(2)KTA3101.1:炉心設計－熱水力設計

(3)KTA3201.2:炉心設計ー中性子物理要件
(4)KTA3204:炉内構造物
(5)KTA3303:使用済燃料貯蔵プールからの熱除去
(6)KTA3602:燃料集合体等の貯蔵と取扱い
(7)KTA3902:吊上げ装置
(8)KTA3903:吊上げ装置
(9)KTA3905:吊上げ装置の試験検査及び運転
(10) KTA3906:荷重を受ける点の設計・試験検査

４．定期検査

定期検査についても原子力法第７条に実施が定められている。

運転開始後の試験検査としては、規制機関に代わって TÜV 等の認可専門機関が自ら又は運転者と共同で以下の分野について実施する。

(1)放射性物質放出
(2)個人及び環境の放射線モニタリング
(3)原子力発電所の構築物、系統、機器の供用期間中検査

安全上重要な機器の供用期間中検査は、KTA1202（試験マニュアル）に基づいて作成された検査マニュアルに則って行われる（安全条約報告書による)。

具体的な検査の実施要領は、前述の RSK の PWR 指針、付録２（耐圧機器の基本安全）６章（定期検査）の項で規定されている。

各国の収集法令リスト　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　添付4

日本の収集法令リスト（1/3）

No	収集法令名	原文ページ数	システムでの取扱い	備考
	法律			
1	原子力基本法	4	条文参照可	
2	日本原子力研究所法	8	同上	
3	核燃料サイクル開発機構法	2	同上	
4	原子力委員会及び原子力安全委員会設置法	6	同上	
5	通商産業省設置法	10	同上	
6	科学技術庁設置法	30	同上	
7	電気事業法	60	同上	
8	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	105	同上	
9	核燃料物質の加工の請負に伴う外国人等の責任の免除に等に関する法律	1	同上	
10	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	35	同上	
11	労働安全衛生法	3	同上	
12	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	27	同上	
13	放射線障害防止の技術的基準に関する法律	2	同上	
14	船舶安全法（抄）	1	同上	
15	航空法（抄）	1	同上	
16	核物質の防護に関する条約	6	同上	
17	災害対策基本法	28	同上	
18	大規模地震対策特別措置法	10	同上	
19	原子力災害特別措置法	26	同上	
20	原子力損害の賠償に関する法律	10	同上	
21	原子力損害賠償補償契約に関する法律	5	同上	
22	電源開発促進法	8	同上	
23	発電用施設周辺地域整備法	4	同上	
24	電源開発促進税法	4	同上	
25	電源開発促進対策特別会計法	5	同上	
26	環境基本法	11	同上	
27	環境影響評価法	36	同上	
28	情報公開法	15	同上	
	政令			
29	核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令	1	条文参照可	
30	日本原子力研究所法施行令	1	同上	
31	核燃料サイクル開発機構法施行令	2	同上	
32	原子力委員会及び原子力安全委員会設置法施行令	2	同上	
33	電気事業法施行令	9	同上	
34	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令	72	同上	
35	核燃料物質の加工の請負に伴う外国人等の責任の免除等に関する法律施行令	1	同上	
36	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令	6	同上	
37	核燃料物質の運の届出等に関する総理府令	7	同上	
38	災害対策基本法施行令	5	同上	
39	大規模地震対策特別措置法施行令	3	同上	
40	原子力損害の賠償に関する法律施行令	2	同上	
41	原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令	3	同上	

日本の収集法令リスト（2/3）

No	収集法令名	原文ページ数	システムでの取扱い	備考
	省令			
42	日本原子力研究所法施行規則	1	目次のみ	
43	核燃料サイクル開発機構法施行規則	6	同上	
44	原子力委員会議事運営規則	1	同上	
45	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	40	同上	
46	実用発電用原子炉以外の発電の用に供する原子炉の運転計画に関する規則	3	同上	
47	核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則	7	同上	
48	核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則	17	同上	
49	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	90	同上	
50	電気事業法施行規則	294	同上	
51	電気関係報告規則	29	同上	
52	電気事業法関係手数料規則	8	同上	
53	核燃料物質又は核原料物質の精錬の事業に関する規則	12	同上	
54	核燃料物質の加工の事業に関する規則	20	同上	
55	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	24	同上	
56	核燃料物質の使用等に関する規則	19	同上	
57	核原料物質の使用等に関する規則	7	同上	
58	電離放射線障害防止規則	14	同上	
59	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則	97	同上	
60	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物埋設の事業に関する規則	18	同上	
61	核燃料物質等車両運搬規則	9	同上	
62	核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則	2	同上	
63	危険物船舶輸送及び貯蔵規則(抄)	24	同上	
64	航空法施行規則(抄)	2	同上	
65	原子力損害の賠償に関する法律施行規則	3	同上	
66	原子力発電施設解体引当金に関する省令	3	同上	
	指針類			
	安全審査指針類		目次のみ	
67	(立地・耐震関係)		同上	
68	(安全設計審査関係)		同上	
69	(安全設計評価関係)		同上	
70	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量当量限度を定める告示	62	同上	
71	発電用核燃料物質に関する技術基準を定める省令	6	同上	
72	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき国際規制物資を定める件	2	取り扱わず	
73	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則第1条第二号及び第三号の規定に基づく管理区域に係る線量当量等	71	同上	
74	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則第6条第五項の規定に基づく放射線業務従事者に係る放射線管理記録の引渡し機関	1	同上	
75	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の十の規定に基づく指定情報処理機関	1	同上	

日本の収集法令リスト(3/3)

No	収集法令名	原文ページ数	システムでの取扱い	備考
76	運転責任者の認定を行う者の指定の手続等に関する規程	2	同上	
77	運転責任者の認定を行う者の指定の手続等に関する規程第2条の規定に基づく運転責任者の認定を行う者	1	同上	
78	工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示	2	同上	
79	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第7条第五項の規定に基づく放射線業務従事者に係る放射線管理記録の引渡し機関	1	同上	
80	核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する措置等に係る技術的細目を定める告示	1	同上	
81	核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第3条等の規定に基づく核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の規準に係る細目	24	同上	
82	核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示	8	同上	
83	核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示	3	同上	
84	放射性廃棄物の埋設施設の安全審査の基本的考え方について	4	同上	
85	廃棄物管理施設の安全性の評価の考え方について	1	同上	
86	発電用原子力設備に関する技術規準を定める省令	11	同上	
87	電気工作物の溶接に関する技術規準を定める省令	82	同上	
88	発電用原子力設備に関する放射線による線量当量等の技術基準	1	同上	
89	発電用原子力設備に関する構造等の技術基準	213	同上	
90	コンクリート製原子炉格納容器に関する構造等の技術基準	13	同上	
91	災害対策基本法第2条第三号の規定により内閣総理大臣が指定する指定行政機関	1	同上	
92	原子力発電所等に係る防災対策上当面とるべき措置につい	9	同上	
93	原子力発電所等周辺の防災対策について	27	同上	
94	緊急時環境放射線モニタリング指針	46	同上	
95	東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画	8	同上	
	民間基準			
96	日本電気協会指針及び規程（JEAG、JEAC）	-	取り扱わず	

注：各法令の出典は以下のとおり。
(1)平成12年度「電力小六法」、電力新報社
(2)'00年版「原子力実務六法」、電力新報社
(3)「原子力関連法規集」、大成出版

アメリカの収集法令リスト（1/1）

No	収集法令名	法令ページ数	システムでの取扱い	備考
	法律			
1	原子力法1954	177	条文参照可	TEXTファイル
2	国家環境政策法1969	5	条文参照可	
3	エネルギー再編法1974	24	条文参照可	
4	ウラン精練廃棄物放射線管理法1978	11	条文参照可	
5	核不拡散法(NPT)1978	10	条文参照可	
6	エネルギー省組織化法1979	4	条文参照可	
7	低レベル放射性廃棄物政策法1980	12	条文参照可	
8	低レベル放射性廃棄物政策・修正法1985	49	条文参照可	
9	NRC歳出授権法1980	7	条文参照可	
10	ウエストバーレイデモンストレイションプロジェクト法1980	3	条文参照可	
11	核廃棄物政策法1982	61	条文参照可	
12	総括外交安全保障・反テロリズム法1986	49	条文参照可	501条以降
13	情報公開法1986	6	条文参照可	和文
14	大統領令12958号「秘密区分の指定を受けた国家安全保障に関する情報」1995	19	条文参照可	和文
15	プライス・アンダーソン法1988	21	条文参照可	
	省令			
16	10CFR（エネルギー）	…	条文参照可	注NRC参照
	指針類			
17	NUREG-0654/FEMA-REP-1、Rev.1「原子力発電所の支援における放射性緊急時対応計画と対策の準備及び評価の基準」	158	目次のみ	
18	SECY-89-012、「アクシデントマネージメントの規制計画と研究計画に関するNRCスタッフ案」	17	目次のみ	

注：
NRC＝http://www.nrc.gov/NRC/CFR/index.html

イギリスの収集法令リスト（1/1）

No	収集法令名	法令ページ数	システムでの取扱い	備考
	法律			
1	原子力法（AEA）1946	19	条文参照可	
2	原子力公社法（AEAA）1954	14	条文参照可	和文
3	原子力公社法（AEAA）1971	23	目次のみ	
4	原子力公社法（AEAA）1995	40	目次のみ	
5	原子力施設法（NIA）1965	77	条文参照可	
6	放射線防護法(RPA)1970	17	条文参照可	
7	労働保健安全法（HSWA）1974	121	条文参照可	28条まで
8	核物質（攻撃）法1983	9	条文参照可	
9	電力法(EA)1989	169	条文参照可	64条まで
10	都市・地方計画法（TCPA）1990	373	条文参照可	28条まで
11	環境保護法(EPA) 1990	243	条文参照可	28条まで
12	放射性物質（道路輸送）法1991	9	条文参照可	
13	放射性物質法（RSA）1993	47	条文参照可	
14	公益開示法（PIDA）1998	10	目次のみ	注HMSO参照
	省令			
15	SI1965/1824（原子力施設(危険事象)規則1965）	4	条文参照可	
16	SI1971/381(原子力施設（敷地の許認可と規制）規則1971)	4	条文参照可	
17	SI1983/919(原子炉施設（指定施設）規則)	4	条文参照可	
18	SI1985/1939 （航空 （危険物） 規則 1985）	6	条文参照可	
19	SI1992/2997（放射線緊急時公衆情報規則(PIRER)1992）	6	条文参照可	
20	SI1993/3031 （放射性廃棄物国際輸送規則 1993）	12	条文参照可	
21	SI1996/1350 （放射性物質道路輸送規則 1996）	82	条文参照可	
22	SI1996/2090 （放射性物質の梱包・標識・鉄道輸送規則 199	55	目次のみ	
23	SI1997/1765 （引き渡し （核物質の保護）に関する命令 1997	11	目次のみ	注HMSO参照
24	SI1999/293（都市・地方計画（環境影響評価）規則1999）	40	目次のみ	注HMSO参照
25	SI1999/303（危険物質の運搬（修正）規則1999）	53	目次のみ	注HMSO参照
26	SI1999/2892（原子炉（廃止措置環境影響） 規則 1999）	18	目次のみ	注HMSO参照
27	SI1999/3232（電離放射線規則(IRR)1999）	68	目次のみ	注HMSO参照
28	SI1999/3242（労働保健安全管理規則1999）	17	目次のみ	注HMSO参照
29	SI1997/796（都市地方計画（照会手続き）規則1997）	13	目次のみ	注HMSO参照
30	SI2000/1626（都市地方計画（公聴会手続き）規則2000）	17	目次のみ	注HMSO参照
	指針類			
31	敷地許可申請者用ガイド1994	44	目次のみ	
32	敷地許可の標準条件（LC）1994	上記に含む	条文参照可	
33	原子力施設安全評価原則（SAP）1992	52	条文参照可	注HSE参照
34	原子力発電所からのリスク容認性(TOR)1992	65	目次のみ	
35	放射性廃棄物管理政策の検討(1995)	57	目次のみ	
36	放射性物質の道路輸送に関する行動規範(CoP) 1975	39	目次のみ	
37	政府情報へのアクセスに関する行動規範(CoP)1994	10	条文参照可	
	国際規定類			
38	EC諸国とメンバー国間の放射性廃棄物の輸出入の監視と管理に関する指令(92/3Euratom)	8	取り扱わず	
39	メンバー国間の放射性物質の搬出に関する指令(93/1493Euratom)	8	取り扱わず	

注：
HMSO＝ http://www.legislation.hmso.gov.uk/
HSE　＝ http://www.hse.gov.uk/nsd/saps.htm

フランスの収集法令リスト（1/5）

No	収集法令名	原文ページ数（言語）	システムでの取扱い	備考
	法律			
1	1917年12月19日付（危険・非衛生・不快施設）	4(仏) [要約有り]	要約参照可	
2	42-263号（危険物の鉄道、陸上、海上輸送管理）	1(仏) [要約有り]	目次のみ	
3	61-842号（大気汚染・悪臭防止）	3(日)	条文参照	
4	68-943号（原子力における第三者賠償責任）	3(仏) [要約有り]	目次のみ	
5	75-633号（廃棄物除去及び物質の回収）	19(日)	条文参照	
6	76-629号（自然保護）	2(仏)	目次のみ	
7	80-572号（核物質防護・管理）	2(日)	条文参照	
8	83-609号（国会：議会科学技術選択評議会）	1(仏)	目次のみ	
9	83-630号（アンケートの民主化、環境保護）	3(日)	条文参照	
10	87-565号（緊急時組織、大規模災害予防等）	2(仏) [要約有り]	目次のみ	
11	90-397号（パリ条約とブリュッセル補完条約の修正議定書の批准）	1(仏)	目次のみ	
12	90-488号（法律68-943号の修正）	2(仏) [要約有り]	目次のみ	
13	91-1381号（放射性廃棄物管理研究）	4(日)	条文参照	
14	95-101号（環境保護強化、第2条：公開討論）	2(日)	条文参照	
15	刑法	ー	取り扱わず	
	政令			
16	45-2563号（CEA設置）	2(仏)	目次のみ	
17	53-578号（1917年12月19日の法律の適用を受ける施設）	1(仏)	目次のみ	
18	59-701号（公益認定、収用決定）	3 (仏)	目次のみ	
19	63-1228号（基礎原子力施設）	8(日)	条文参照	
20	66-450号（放射線防護の総則）	16(日)	条文参照	
21	67-880号（鉄道による危険物の輸送に関する国際規則（RID）公布）	127(仏)	目次のみ	
22	67-964号（公害規制適用施設のリスト）	2(仏)	目次のみ	
23	68-1023号（鉄道による危険物の国際輸送に関する欧州協定の付録A,Bの公布）	147(仏)	目次のみ	
24	69-50号（表面水の汚染度合）	2(仏)	目次のみ	
25	69-154号（パリ条約を公表）	8 (仏) [要約有り]	目次のみ	
26	69-724号（工業・科学開発大臣の役割）	1 (仏)	目次のみ	
27	70-394号（工業・科学開発省の組織）	2 (仏)	目次のみ	
28	70-878号（CEAに関する上記政令（45-2563）の改定）	2(仏)	目次のみ	
29	72-1158号（CEAの業務、上記政令（70-878）の適用政令）	3(仏)	目次のみ	
30	73-278号（安全及び情報上級評議会と原子力施設安全本部設置）	3(日)	条文参照可	
31	73-322号（原子力の危険性に関する保険・再保険）	2 (仏) [要約有り]	目次のみ	
32	75-306号（作業者の放射線防護）	16(日)	条文参照	
33	75-713号（原子力安全省間委員会設置）	2(日)	条文参照	
34	76-432号（政令59-701号の改定）	6(仏) [要約有り]	目次のみ	

フランスの収集法令リスト（2/5）

No	収集法令名	原文ページ数（言語）	システムでの取扱い	備考
35	76-480号（基礎原子炉施設の手数料）	2(仏)	目次のみ	
36	77-1133号（法律76-663号（公害規制適用施設）の適用政	24(日)	条文参照	
37	77-1141号（法律76-629号（自然保護）の第2条の適用政令）	8(仏)	目次のみ	
38	77-1233号（原子力発電情報会議）	1(仏)	目次のみ	
39	79-623号（パリ条約適用施設から特定核種、少量の核物質を除外）	3(仏)	目次のみ	
40	81-300号（原子力委員会及びコジェマの鉱物等の取扱許可	1(仏)	目次のみ	
41	81-512号（核物質防護・管理）	4(仏) [要約有り]	目次のみ	
42	82-426号（1972年ロンドン条約の補足Ⅰ、Ⅱの追加条項の公示）	3(仏)	目次のみ	
43	84-492号（職業病表見直し）	1(仏)	目次のみ	
44	85-453号（法律83-630号（アンケートの民主化、環境保護）の適用政令）	22(日)	条文参照可	
45	88-622号（緊急時計画）	3(仏)	目次のみ	
46	89-360号（1986年採択の緊急時支援に関する条約の公表）	7(日)	条文参照可	
47	89-361号（原子力事故時の通報に関する条約の公表）	5(日)	条文参照	
48	91-355号（法律68-943号の4条（事業者の責任限度額）危険性の低い施設の特性）	2(仏)	目次のみ	
49	91-431号（産業及び国土開発省の中央行政府の組織）	1(日)	目次のみ	
50	92-1391号（国立放射性物質管理局）	5(日)	条文参照	
51	93-940号（法律91-1381の適用及び地下研究所の設置許	3(日)	条文参照	
52	94-451号（CEA業務、上記政令（70-878）の改定）	1(仏)	目次のみ	
53	94-604号（電離放射線防護局の設置）	5(日)	条文参照	
54	94-853号（加盟各国間の放射性廃棄物の輸入、輸出、通	3(仏)	目次のみ	
55	95-540号（放射性廃棄物の放出、取水）	7（日）	目次のみ	
56	95-1029号（危険物輸送省間委員会）	2（仏）	目次のみ	
57	96-388号（法律95-101号（環境保護強化、第2条；公開討論）の政令）	6（日）	条文参照可	
58	97-710号（経済・財政・産業大臣の権限）	2(日)	条文参照	
59	97-715号（国土整備・環境大臣の権限）	2(日)	条文参照	
60	97-728号（産業閣外大臣に委任される権限）	3(日)	条文参照	
	省令			
61	1966年12月6日付（放射性廃棄物の調整、製造、加工工場）	2(日)	条文参照可	
62	1967年1月25日付（放射性物質の調整・製造、加工工場と放射性物質貯蔵、保管、利用施設）	2(仏)	目次のみ	
63	1974年2月26日付（圧力装置規制適用）	15(日)	条文参照	
64	1976年11月2日付（原子力防護及び安全研究所の設立）	3（日）	条文参照	
65	1976年8月10日付（気体状放射能の放出許可申請に関する予備研究実施条件）	3(日)	条文参照可	
66	1976年8月10日付（気体状放射能の放出並びに公のアンケート調査の条件）	3(日)	条文参照可	
67	1976年8月10日付（軽水炉原子力発電所からの液体状放射能の放出の限度と方法、電離放射線防護本部による該発電所の環境の監視検査方法）	3(日)	条文参照可	

フランスの収集法令リスト（3/5）

No	収集法令名	原文ページ数（言語）	システムでの取扱い	備考
68	1976年8月10日付（原子力施設からの液体状放射能の放出の限界及び様態の決定並びに基礎原子力施設の環境監視方法の選択及び電離放射線防護本部による基礎原子力施設の検査方法の一般規則）	3(日)	条文参照可	
69	1976年8月10日付（原子力施設からの液体状放射能の放出許可申請のための予備研究実施条件）	3(日)	条文参照可	
70	1976年8月10日付（原子力施設からの気体状放射能の放出の限度及び様態の決定並びに原子炉施設の環境の監視措置の選択及び電離放射線防護本部による原子力施設の検査方法の一般規則）	4(日)	条文参照可	
71	1976年8月10日付（軽水炉原子力発電所からの気体状放射能の放出の限度と方法、電離放射線防護本部による該発電所の環境の監視検査方法）	3(日)	条文参照可	
72	1979年11月7日付（ANDRAの設立）	3(日)	条文参照	
73	1980年3月12日付（危険物の海上輸送安全規則）	1(仏)	目次のみ	
74	1982年3月26日付（輸送中の核物質の防護と管理）	3(仏)	目次のみ	
75	1984年3月14日付（申告の必要な核物質）	1(日)	目次のみ	
76	1984年8月10日付（基礎原子炉施設の設計･建設･運転の品質）	8(日)	条文参照可	
77	1986年6月12日付（鉄道輸送における使用済燃料と核物質の防護と管理）	1(仏)	目次のみ	
78	1987年11月23日付（船舶安全に係わる省令）	2(日)	条文参照	
79	1987年7月31日付（航空輸送における核物質の防護と管理）	1(日)	目次のみ	
80	1988年11月17日付（海上輸送による核物質の防護と管理）	1(日)	条文参照可	
81	1996年1月8日付（船舶安全に係わる1987年11月23日付省令の改正）	2(日)	条文参照可	
82	1996年3月11日付（放射性物質の貯蔵、保管施設）	2(日)	条文参照	
83	1996年12月5日付（道路による危険物輸送に関する省令（ADR省令）	26(日)	条文参照可	
84	1996年12月6日付（鉄道による危険物輸送に関する省令（RID省令）	15(日)	条文参照可	
85	1999年11月10日付（1/2次系運転監視）	11(英)	条文参照	
	指針類			
86	命令1973年3月27日付（上級評議会と原子力施設安全本部）	5(仏)	目次のみ	
87	決定1973年3月27日付（原子炉担当常設グループ（顧問会）設立：原子力施設安全本部の下部機関）	2(日)	条文参照可	
88	回状1974年2月26日付（高圧容器）	28(日)	条文参照	
89	1974年2月26日付回状（1次系統への圧力蒸気装置規制）	11(仏)	目次のみ	
90	指示1976年5月14日付（政令59-701号（公益認定、収用決定）の解説）	5(日)	条文参照可	
91	1976年8月24日付回状（指示（1976年5月14日）の回状）	8(日)	条文参照	
92	一般協定1977年6月27日（行政府とCEA）	2(日)	条文参照	
93	指導書簡1977年7月11日付（基本安全方針）	11(日)	条文参照	
94	指導書簡1978年3月16日付（上記書簡の補足）	3(日)	条文参照	

フランスの収集法令リスト（4/5）

No	収集法令名	原文ページ数（言語）	システムでの取扱い	備考
95	指導書簡1979年9月3日付（1,300MWe-PWR安全）	19(日)	条文参照	
96	命令1982年3月26日付（輸送中の核物質の防護と管理）	2(仏)	条文参照可	
97	CAB通達730MZ号1982年5月6日付（工業及び研究地方局）	3(仏)	目次のみ	
98	1982年7月31日付回状（アンケート調査対象範囲の拡大）	3(日)	条文参照可	
99	指導書簡1983年3月18日付（使用済燃料の管理）再処理技術、長寿命核種の処分技術の研究開発	5(日)	条文参照可	
##	指導書簡1983年10月6日付（1400MWe-PWR安全）	23(日)	条文参照	
##	1984年4月19日付通達SIN第2141/84号（基礎原子力施設の設備及び基礎原子力施設に区域内の公害規制適用施設手	3 (日)	条文参照可	
##	回状1984年8月10日付（基礎原子炉施設の設計･建設･運転の品質）	14(日)	条文参照可	
##	命令1984年11月15日付（工業及び研究地方局の検査）	2 (日)	条文参照	
##	SIN通達1985年7月30日3531/85号（工業及び研究地方局）	2(日)	条文参照可	
##	1985年9月27日付回状（政令85-453（アンケートの民主化、環境保護）他の回状）	5(日)	条文参照可	
##	1987年7月30日付省際ガイドラインSGSN第5401号（原子力事故時の情報公開及びメディアに対する情報の提供）	4 (日)	条文参照可	
##	1989年6月13日付省際ガイドラインSGSN第2202（事故時当局対応の調整）	7 (日)	条文参照可	
##	1991年7月1日付省際ガイドラインSGSN第1444（民間原子力施設事故時の当局の組織）	4 (日)	条文参照可	
##	決定1992年3月31日付（圧力装置）	2(日)	条文参照	
##	通達1995年11月6日付（政令第95-540号の適用）	2(日)	条文参照	
##	1996年12月30日付圧力容器中央委員会内部規則	2(仏)	目次のみ	
##	通達1998年5月20日付（政令第95-540号に基づく認可申請の審理）	5(日)	条文参照可	
##	安全基本規則 I.2.a（航空機落下）	省略	リストのみ添付	
##	安全基本規則 I.2.b（タービンジェット）			
##	安全基本規則 I.2.c（地震）			
##	安全基本規則 I.2.d（環境及び交通）			
##	安全基本規則 I.2.e（浸水）			
##	安全基本規則 I.3. c（地盤調査）			
##	安全基本規則 I.3.b（地震計装）			
##	安全基本規則Ⅰ.2.c（設計地震）			
##	安全基本規則Ⅰ.3.a（単体故障基準）			
##	安全基本規則Ⅰ.3.b（地震計装）			
##	安全基本規則Ⅰ.3.c（地盤調査）			
##	安全基本規則Ⅱ.2.2（格納容器スプレイ）			
##	安全基本規則Ⅱ.3.8（二次系）			
##	安全基本規則Ⅳ.1.a（機器、構築物等の分類）			
##	安全基本規則Ⅳ.2.a（レベル2，3の機器設計）			
##	安全基本規則Ⅳ.2.b（電気的安全システム）			
##	安全基本規則Ⅴ.2.b（土木構造物）			
##	安全基本規則Ⅴ.2.c（機械的機器の一般規則）			

フランスの収集法令リスト（5/5）

No	収集法令名	原文ページ数（言語）	システムでの取扱い	備考
##	安全基本規則Ⅴ.2.d（電気的機器の一般規則）	省略	リストのみ添付	
##	安全基本規則Ⅴ.2.e（燃料集合体の一般規則）			
##	安全基本規則Ⅴ.2.f（火災防護の一般規則）			
##	安全基本規則Ⅴ.2.g（土木構造物）			
##	安全基本規則Ⅴ.2.h（土木構造物の一般規則）			
##	安全基本規則Ⅴ.2.j（火災防護の一般規則）			
##	安全基本規則Ⅰ.1.a（航空機落下）（核燃料サイクル施設）			
##	安全基本規則Ⅰ.1.b（産業、交通）（核燃料サイクル施設）			
##	安全基本規則Ⅰ.2　（廃棄物貯蔵施設の地表構造物）（核燃料サイクル施設）			
##	安全基本規則Ⅰ.2.b（イオナイザー）（核燃料サイクル施設）			
##	安全基本規則Ⅰ.3.c（放射線防護の規則、臨界防止）			
##	安全基本規則Ⅰ.3.c（放射線防護の規則、臨界防止）（核燃料サイクル施設）			
##	安全基本規則Ⅰ.4.a（火災防止）（核燃料サイクル施設）			
##	安全基本規則Ⅱ.2　（空調換気系）（核燃料サイクル施設）			
##	安全基本規則III.2.a（再処理廃棄物）（核燃料サイクル施設）			
##	安全基本規則III.2.b（ガラス固化体）（核燃料サイクル施設）			
##	安全基本規則III.2.f（地下処分研究施設の建設）（核燃料サイクル施設）			
##	安全基本規則III.2.c（アスファルト固化体）（核燃料サイクル施設）			
##	安全基本規則III.2.d（セメント固化体）（核燃料サイクル施設）			
##	安全基本規則III.2.e（放射性廃棄物の地表処分前処理）（核燃料サイクル施設）			
##	安全基本規則III.2.f（地下処分研究施設の建設）（核燃料サイクル施設）			
	民間基準			
##	設計・製作基準RCC-M（機械）	省略	取り扱わず	
##	設計・製作基準RCC-E（電気）	省略	取り扱わず	
##	設計・製作基準RCC-C（核燃料）	190(英)	取り扱わず	
##	設計・製作基準RCC-P（プロセス）	97(英)	取り扱わず	
##	設計・製作基準RCC-G（土木構築物）	176(英)	取り扱わず	
##	設計・製作基準RCC-I（火災防護）	省略	取り扱わず	
##	EDFのISI基準(RSEM)	省略	取り扱わず	

注：各法令の出典は以下のとおり

⑴ "Sûrété des installations nucléaires en France : Législation et réglementation-Recueil de textes publié par la direction de la sûreté des installations nucléaires",3e édition, Janvier 1995（DSINによる原子力関連法令集、1995年版、日本語訳）

⑵ 同上、1999年版（原語）

⑶ CEA, "Recueil de legislation et de reglementation des activites nucleaires", Tome I/II, 1994（CEAによる原子力法令集）

ドイツの収集法令リスト（1/4）

No	収集法令名	法令ページ数（言語）	システムでの取扱い	備考
	法律			
1	原子力法(AtG)	39（日）	条文参照可	
2	災害防止推進法	2（独）	目次のみ	
3	放射線予防防護法（StrVG）	12（日）	目次のみ	
4	民間防衛法（ZSG）	11（独）	目次のみ	
5	連邦放射線防護局設立法	2（独）	目次のみ	
6	環境協調性監査法(UVPG)	13（独）	目次のみ	
7	刑法	ー	取り扱わず	
	政令			
8	原子力法手続令(AtVfV)	9（日）	条文参照可	
9	放射線防護令(StrlSchV)	114（日）	条文参照可	
10	原子力法費用令(AtKostV)	2（日）	条文参照可	
11	レントゲン照射障害防止令(RöV)	37（独）	目次のみ	
12	安全受任者・事故報告令（AtSMV）	9（英）	目次のみ	
13	原子力法財務填補令(AtDeckV)	11（日）	条文参照可	
14	最終貯蔵所設置前払令(EndlagerVlV)	5（独）	目次のみ	
15	測定評価委託令	10（独）	目次のみ	
16	測定評価委託令第2～4令			
17	連邦環境・自然保護・原子炉安全省(BMU)設置公告	8（日）	目次のみ	
18	原子炉安全委員会(RSK)設置公告	4（日）	目次のみ	
19	放射線防護委員会(SSK)設置公告	2（日）	目次のみ	
	省令			
20	安全クライテリア（BAnz1977、No.206/RSH3.1）	31（英）	条文参照可	
21	原子力発電所員専門資格指針(GMBl1993、No.20/RSH3.2)	8（独）	目次のみ	
22	原子力発電所安全性仕様に関する要件の指針(GMBl1976、S199/RSH3.4)	11（英）	条文参照可	
23	安全審査資料の構成(GMBl1976、S418/RSH3.5)	79（英）	条文参照可	
24	化学爆発防護指針(BAnz 1976、No.179/RSH3.6)	8（英）	目次のみ	
25	原子力施設の許認可上必要な情報（BAnz1983、No.6/RSH3.7.1）	154（英）	条文参照可	
26	原子力施設の建築監督検査に必要な書類一覧(GMBl1981、S518/RSH3.7.2)	7（独）	目次のみ	
27	専門機関による下請け発注の基本原則(GMBl1981、S.517/RSH3.8)	1（独）	目次のみ	
28	原子力発電所の建設、運転、閉鎖における申請者／許認可保持者による技術資料作成の原則(Banz、1988 No.56/RSH3.9.1)	7（英）	目次のみ	
29	原子力発電所の場合の書類作成に関する要件(GMBl1982、S546/RSH3.9.2)	23（英）	条文参照可	
30	事象通報基準(GMBl1982、No.4/RSH3.10)	1（独）	目次のみ	
31	燃料加工施設安全要件（BAnz1977、No.206/RSH3.11）	61（独）	目次のみ	
32	原子力発電所サイト評価データ(環境1975、No.43/RSH3.12)	26（英）	条文参照可	
33	鉱山における放射性廃棄物の最終貯蔵の安全基準(GMBl1983、S.220/RSH3.13)	15（英）	条文参照可	
34	よう素フィルタ設計指針(GMBl1976、S.168/RSH3.14)	9（英）	目次のみ	

ドイツの収集法令リスト（2/4）

No	収集法令名	法令ページ数(言語)	システムでの取扱い	備考
35	緊急時計画基本勧告(GMBl1989、S.71/RSH3.15(1))	75 (英)	条文参照可	
36	放射能放出事故時住民防護措置決定のための放射線学的基礎 (GMBl1989、S.71/ RSH3.15(2))	9 (独)	目次のみ	
37	UF6形減損、天然、濃縮ウランの中間貯蔵に関する許認可(GMBl1979、S.91/RSH3.18)	3 (独)	目次のみ	
38	エミッション・イミッション指針(GMBl1993、No.29/RSH3.23)	30 (英)	目次のみ	
39	バックエンド指針(BAnz1980、No.58/RSH3.25)	3 (独)	目次のみ	
40	原子力発電所通常要員の知識指針(GMBl1980、S.652/RSH3.27)	20 (英)	目次のみ	
41	再処理施設サイト予備選定基準 (GMBl1981、S56/RSH3.28)	23 (英)	目次のみ	
42	運転者の緊急時計画に関する勧告 (GMBl1977、S.48/RSH3.31)	38 (英)	条文参照可	
43	インシデントガイドライン(BAnz1983、	91 (英)	目次のみ	
44	専門審査組織基本指針(GMBl1984、S.21/RSH3.34)	2 (独)	目次のみ	
45	原子力発電所周辺防災計画1978年2月10日付BMU方針(Umwelt No.61 /RSH 3.36)	7 (英)	条文参照可	
46	放射性物質放出規則に関する勧告(GMBl1984、S.327/RSH3.37.1)	4 (英)	目次のみ	
47	当直責任者技術指針(GMBl1993、No.36/RSH3.38)	4 (英)	条文参照可	
48	当直責任者専門技術検定指針(GMBl1996、No.26/RSH3.39)	36 (英)	目次のみ	
49	放射線防護専門知識指針(GMBl1982、S592/RSH3.40)	21 (英)	条文参照可	
50	保守・改造手続き指針(GMBl1978、S342/RSH3.41)	22 (英)	目次のみ	
51	体内線量評価のための物理的放射線防護の指針(GMBl1994、No.7/RSH3.42)	32 (英)	目次のみ	
52	内部被曝時の体内線量評価の指針 (計算の原則)(BAnz 1997、No.122a /RSH 3.42.1)	29 (英)	目次のみ	
53	保守時放射線防護指針 (GMBl1978/81、S.418/363、RSH3.43/3.43.1)	51 (英)	目次のみ	
54	原子力発電所からの放射能の自己監視の検査(GMBl1996、No.9/10/RSH3.44)	5 (英)	目次のみ	
55	放射線防護令§20に基づく認可 (基本認可) (GMBl1990、S848/RSH3.47)	4 (独)	目次のみ	
56	安全クライテリアの解釈(GMBl1984、S208/RSH3.49)	9 (英)	目次のみ	
57	安全クライテリアの解釈(GMBl1979、S161/RSH3.50)	6 (英)	目次のみ	
58	安全クライテリアの解釈(GMBl1980、S90/RSH3.51)	3 (独)	目次のみ	
59	核燃料分裂施設における通報対象事象の通報(Rsi5-14009/13、1993.5 /RSH3.52.2)	20 (独)	目次のみ	
60	核燃料物質の分裂に使用しない施設の通報対象事象の通報に関する解説(RSH3.52.3)	10 (独)	目次のみ	
61	原子力発電所の遠隔監視に関する勧告骨子(GMBl1980、S577/RSH3.54)	18 (英)	目次のみ	
62	原子力発電所の遠隔監視原子力費用令(AtKostV)5条による手数料の評価に関する勧告(GMBl1983、S146/RSH3.54.1)	1 (独)	目次のみ	
63	放射性廃棄物の州集積所の基準利用令(GMBl1981、S163/RSH3.55)	22 (英)	目次のみ	

ドイツの収集法令リスト (3/4)

No	収集法令名	法令ページ数(言語)	システムでの取扱い	備考
64	放射性廃棄物の州集積所の増設原則(GMBl1981、S511/RSH3.55.1)	1 (独)	目次のみ	
65	防護担当者要件 (GMBl1986、S242/RSH3.57)	5 (英)	目次のみ	
66	原子力施設の信頼性レビュー指針：核燃料物質と大線源の輸送と利用に携わる人間の場合(GMBl1996、No.29/RSH3.57.1)	25 (英)	目次のみ	
67	Chernobyl事故後原子力法に基づく補償請求の処理に関する指針(BAnz1986、No.95、No.105、No.140/RSH3.58.1～3.58.3)	21 (独)	目次のみ	
68	低発熱廃棄物管理指針(BAnz1994、No.19/RSH3.59)	12 (独)	目次のみ	
69	燃料サイクル施設通報基準(GMBl1988、S414/RSH3.60)	12 (独)	目次のみ	
70	放射線防護担当者専門知識指針(GMBl1991、S56/RSH3.61)	5 (独)	目次のみ	
71	核燃料サイクル施設及びその他の原子力施設の妨害行動やその他の立入有資格者の行為に対する対策の指針(GMBl1991、S228/RSH3.62)	5 (独)	目次のみ	
72	核燃料物質の道路輸送における安全防護(GMBl1996、No.29+33/RSH3.64)	5 (独)	目次のみ	
73	原子力発電所当直責任者指針(1994.10.10/RSH3.65)	15 (独)	目次のみ	
74	EURATOM条約79条2項に基づく防護措置分野での加盟国規制機関への通知(BAnz1991、No.158/RSH3.66)	1 (独)	目次のみ	
75	放射線防護令及びレントゲン令による個人線量測定場所についての要求指針(GMBl1994、No.33/RSH3.67)	8 (独)	目次のみ	
76	環境放射能監視指針(GMBl1994、No.32/RSH3.69)	30 (独)	目次のみ	
77	環境放射能監視指針(GMBl1995、No.14/RSH3.69.2)	19 (独)	目次のみ	
78	放射線発生施設のための所定施設の監視のための基準検査報告(GMBl1995、No.21 /RSH3.70)	16 (独)	目次のみ	
79	燃料製造施設専門知識指針(GMBl1996、No.2/RSH3.71)	3 (独)	目次のみ	
80	合同計測場に関する要件指針(GMBl1996、No.46/RSH3.72)	11 (独)	目次のみ	
81	プラント停止指針 (BAnz1996、No.211a/RSH3.73)	28 (独)	目次のみ	
82	PSR実施指針：基礎、安全状態解析、PSA (BAnz1997、No.232a/RSH3.74.1)	23 (独)	目次のみ	
83	PSR実施指針：安全防護解析(BAnz1998、No.153/RSH3.74.2)	6 (独)	目次のみ	
	指針類			
84	RSKのPWR指針	182 (英)	条文参照可	
	民間基準			
85	KTA1200 positional paper (AM)	省略	KTA基準発行状況リストのみ添付	
86	KTA1201(運転マニュアル)			
87	KTA1202 (検査マニュアル要件)			
88	KTA1301.1～2(設計運転面の放射線防護)			
89	KTA1401(QA一般要件)			

ドイツの収集法令リスト (4/4)

No	収集法令名	法令ページ数（言語）	システムでの取扱い	備考
90	KTA1408.1～3（溶接材の品質保証：適正検査、製造、処理）	省略	KTA基準発行状況リストのみ添付	
91	KTA1501～1506(放射線モニタリング)			
92	KTA2101.1（火災防護）			
93	KTA2103(化学爆発防護)			
94	KTA2201.1～5(耐震)			
95	KTA2206(雷)			
96	KTA2207(洪水)			
97	KTA3101.1～2(炉心設計)			
98	KTA3201.1～4(圧力バウンダリ)			
99	KTA3203(炉容器脆化評価手法)			
100	KTA3204(炉内構造物)			
101	KTA3211.1～4（圧力バウンダリ：材料、設計、製作、供用期間中検査）			
102	KTA3401.1～4(格納容器)			
103	KTA3401.4(格納容器の供用期間中検査)			
104	KTA3413(事故時格納容器負荷の評価)			

注：各法令の出典は以下のとおり。

⑴ 原子力発電法制研究会、「欧米諸国の原子力法」、日本電気協会

⑵ BMU, "Handbuch Reaktorsicherheit und Strahlenschutz",Band 1/2, December 1998 (英訳 : "Handbook reactor safety and radiation protection", Vol.1/2)

⑶ Shiwy, "Strahlenschutz vorsorge gesetz(StrVG)", Band 1-3,Verlag R.S. Schulz, 1 May 2000(英訳 : "Precautionary radiation protection act", Vol.I-III)

海外法令データベース検索システム

１．目的・機能・動作環境

(1) 目的

海外主要国の原子力法令体系を統一的な体系に基づいて整備するとともに、所定のテーマに関する規制がそれらの国でどのようになっているか迅速かつ簡便に把握できる検索システムを構築する。

(2) 機能

① データの整備

法令一覧表に記載された海外法令原文、キーワードを付与した法令名条文目次及び補足説明の全体をデータベース化し、検索機能で利用できるようにする。

なお、データベースは運用段階においてデータのメンテナンスが行えるものとする。

② 検索機能の作成

指定したキーワードに該当する海外法令のリスト及び条文目次を簡便に検索し、必要に応じて法令又は条文の原文を表示する検索機能を作成する。

なお、運用段階においてデータの追加、修正等のメンテナンスに対応できる機能とする。その他、本検索機能はパソコン上のインターネット経由で利用できるものとし、アクセスには制限を設ける。

(3) 動作環境

サーバマシン	クライントマシン
OS：WindowsNT Server 4.0	OS：WindowsNt、Windows98
DBMS：SQL Server 7.0	Internet Explorer 4.0以上
周辺機器：CD、DAT、UPS	Adobe Acrobat Reader 4.0以上

海外法令データベース検索システム
（Web 画面）

2．Web 画面

2．１ログイン画面

[概　要]

ユーザ名とパスワードにより、ユーザクラスを自動判定し、メインメニュー画面へ移行する。

< 環境 >

・ Internet Explorer 4.0 以上が動作可能であること。

・ Adobe Acrobat Reader 4.0 以上が動作可能であること。

<起動手法>

・ NUPEC 海外法令データベース検索 URL をオープンする。

[画面]



<画面構成>

1：ユーザ ID を入力する。

2：パスワードを入力する。

3：海外法令データベース検索システムのユーザとして登録されているかチェックした上でメインメニュー画面へ移行する。

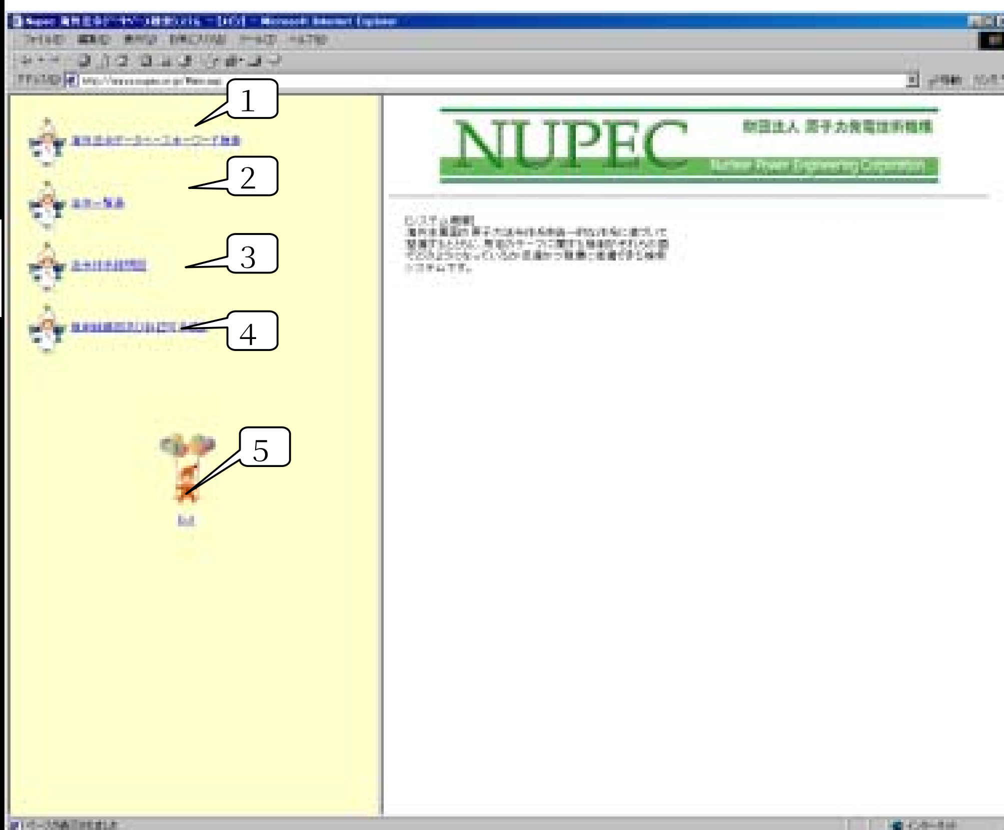
別—2

海外法令データベース検索システム
（Web 画面）

2．２メインメニュー画面

［ 概　要 ］	＜ 環境 ＞
各機能を起動するためのメニュー画面。	・ Internet Explorer 4.0 以上が動作可能であること。 ・ Adobe Acrobat Reader 4.0 以上が動作可能であること。
	＜起動手法＞ ・ ログイン画面の「実行」ボタンをクリックする。

［ 画面 ］



＜画面構成＞

1：検索キーワード設定画面へ移行する。
2：法令一覧表ファイル（PDF）を開く。
3：法体系説明図ファイル（PDF）を開く
4：許認可手続きファイル（PDF）を開く
5：ブラウザ画面を終了する。

海外法令データベース検索システム
（Web 画面）

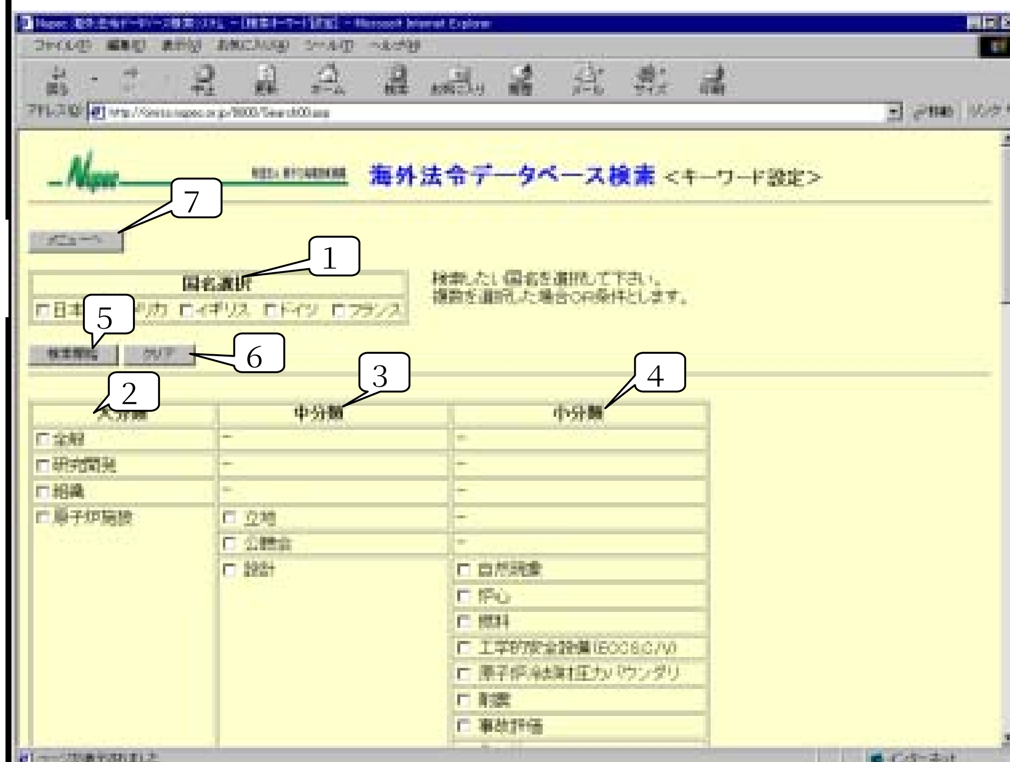
2．3キーワード検索画面

［ 概　要 ］
海外原子力関連法令データベースを検索するためのキーワードを設定する。

＜ 環境 ＞
・ Internet Explorer 4.0 以上が動作可能であること。
・ Adobe Acrobat Reader 4.0 以上が動作可能であること。

＜起動手法＞
・ メインメニュー画面の［海外法令データベースキーワード検索］クリックする。

［ 画面 ］



＜画面構成＞

1：検索対象の国名を選択する。
（複数選択が可能であり、複数選択した場合は、OR 条件で検索を行う）

2：大分類キーワードを選択する。
（複数選択が可能であり、複数選択した場合は、AND 条件で検索を行う）

3： 中分類キーワードを選択する。
（複数選択が可能であり、複数選択した場合は、AND 条件で検索を行う）

4：小分類キーワードを選択する。
（複数選択が可能であり、複数選択した場合は、AND 条件で検索を行う）

5：選択した国名及びキーワード分類に従って検索を行う、検索結果画面へ移行する。

6：選択した国名及びキーワード分類をすべてクリア（未選択状態）する。

7：メインメニュー画面へ戻る。

海外法令データベース検索システム
（Web 画面）

［ 概 要 ］	＜ 環境 ＞
検索結果を国別に表示し、検索内容に該当する法令ファイル(PDF ファイル)の一覧をする。	・ Internet Explorer 4.0 以上が動作可能であること。 ・ Adobe Acrobat Reader 4.0 以上が動作可能であること。 ＜起動手法＞ ・ キーワード設定画面の「検索開始」ボタンをクリックする。

［ 画面］



＜画面構成＞

1：キーワード設定画面へ戻る。

2：現在表示中の国の前の国の検索結果を表示する。
（国を複数選択した時、有効である）

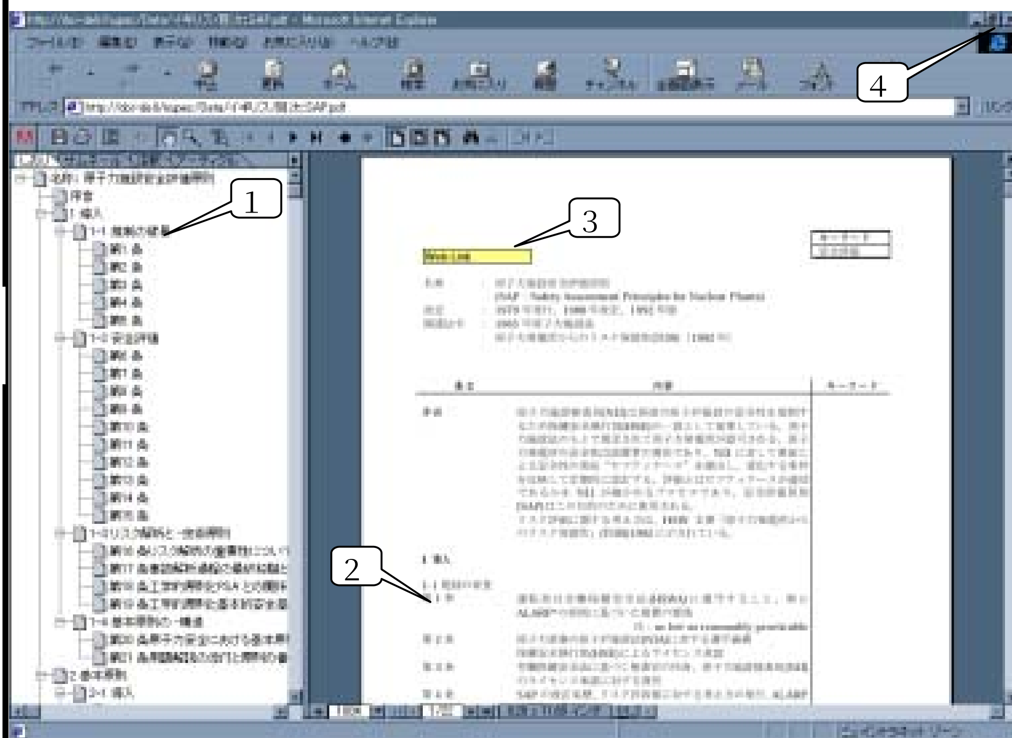
3：現在表示中の国の次の国の検索結果を表示する。
（国を複数選択した時、有効である）

4：該当する法令ファイル（PDF ファイル）の一覧を表示する。
（クリックすることにより PDF ファイルを開く）

海外法令データベース検索システム
（Web 画面）

［ 概 要 ］	＜ 環境 ＞
検索結果の該当 PDF ファイルを Adobe Acrobat Reader で開く。	・ Internet Explorer 4.0 以上が動作可能であること。 ・ Adobe Acrobat Reader 4.0 以上が動作可能であること。
	＜起動手法＞ ・ 検索結果画面から任意の法令ファイルをクリックする。

［ 画面 ］



＜画面構成＞

1：該当する目次の箇所を表示します。
2：原文を参照可能な箇所は文字が青くなっており、クリックする事で、原文の該当箇所を表示します。（別－7に移行します。）
3：原文の参照をウェブサイトを通して見る場合はここをクリックします。（別－8のウェブサイト画面に移行します。）
4：検索結果画面に戻ります。（別－5のキーワード検索結果画面より複数呼び出し可能です。）

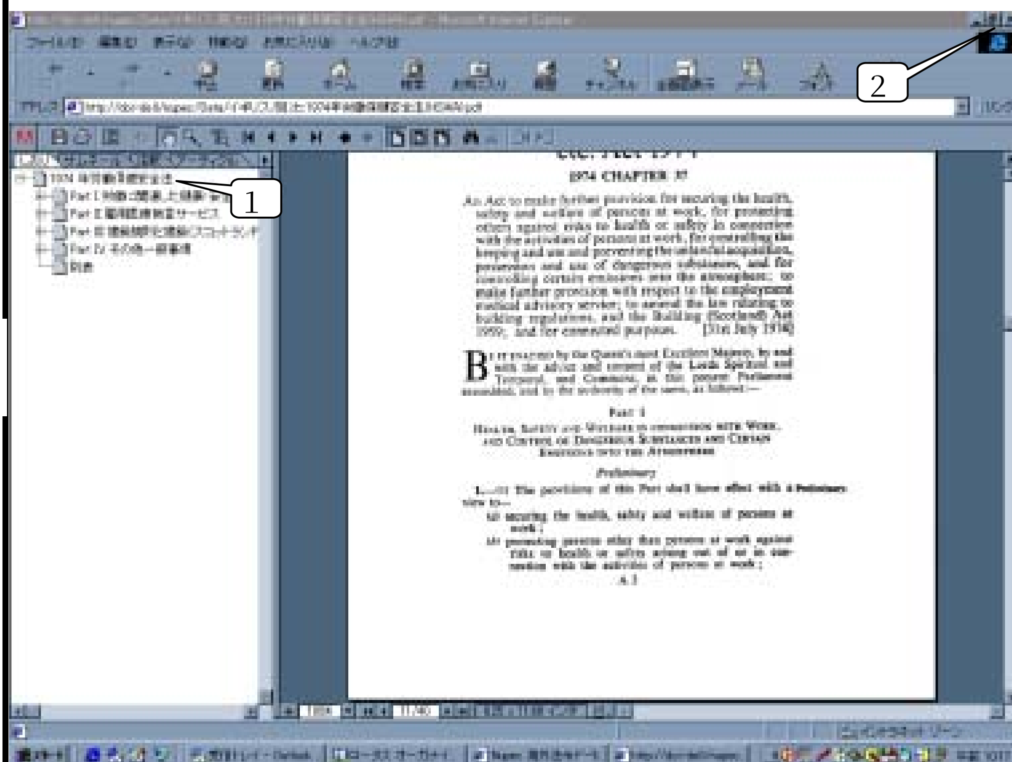
海外法令データベース検索システム
（Web 画面）

[概　要]
検索結果の該当 PDF ファイルから法令原文を開く。

＜ 環境 ＞
・ Internet Explorer 4.0 以上が動作可能であること。
・ Adobe Acrobat Reader 4.0 以上が動作可能であること。

＜起動手法＞
・ 目次画面(別 - 6 の 2 項の操作)より原文を表示する。

[画面]



＜画面構成＞

1：該当する目次の箇所を表示します。(別 - 6)
2：検索結果画面に戻ります。
　（別 - 5 のキーワード検索結果画面に戻ります。）

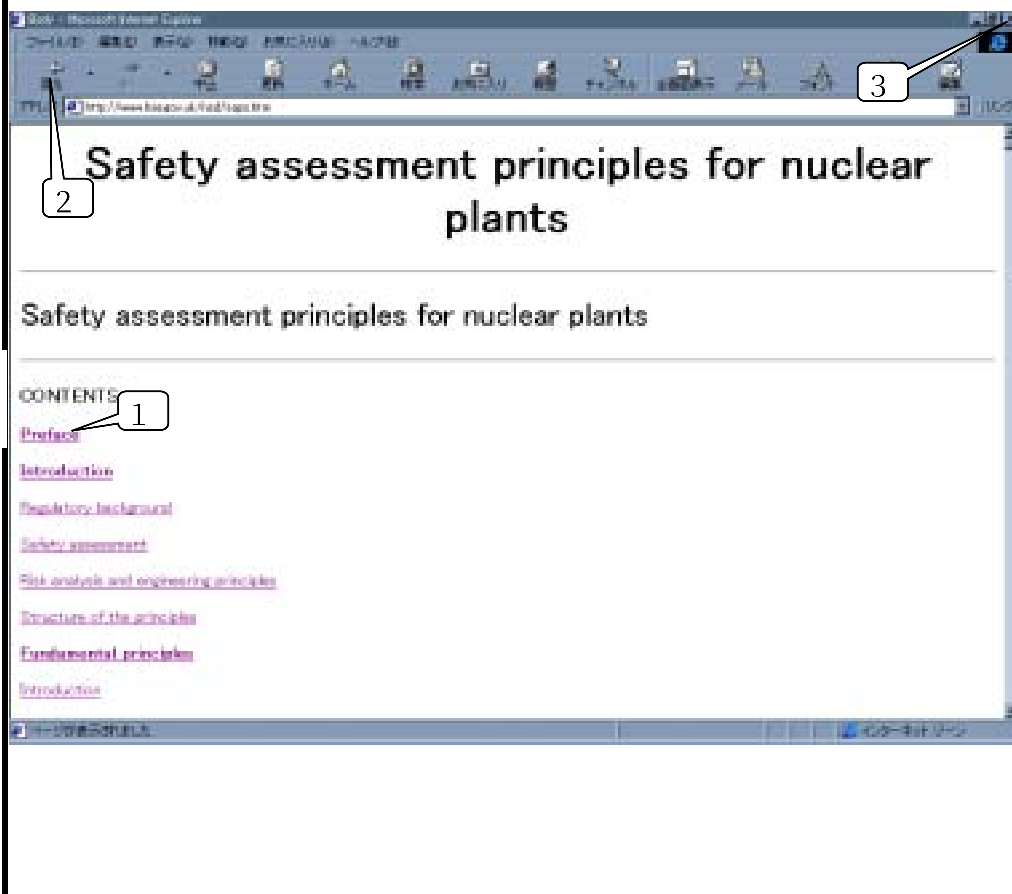
海外法令データベース検索システム
（Web 画面）

[概　要]
検索結果の該当 PDF ファイルからウェブサイト画面を開く。

＜ 環境 ＞
・ Internet Explorer 4.0 以上が動作可能であること。
・ Adobe Acrobat Reader 4.0 以上が動作可能であること。

＜起動手法＞
・ 目次画面(別 - 6 の 3 項の操作)より該当 URL を表示する。

[画面]

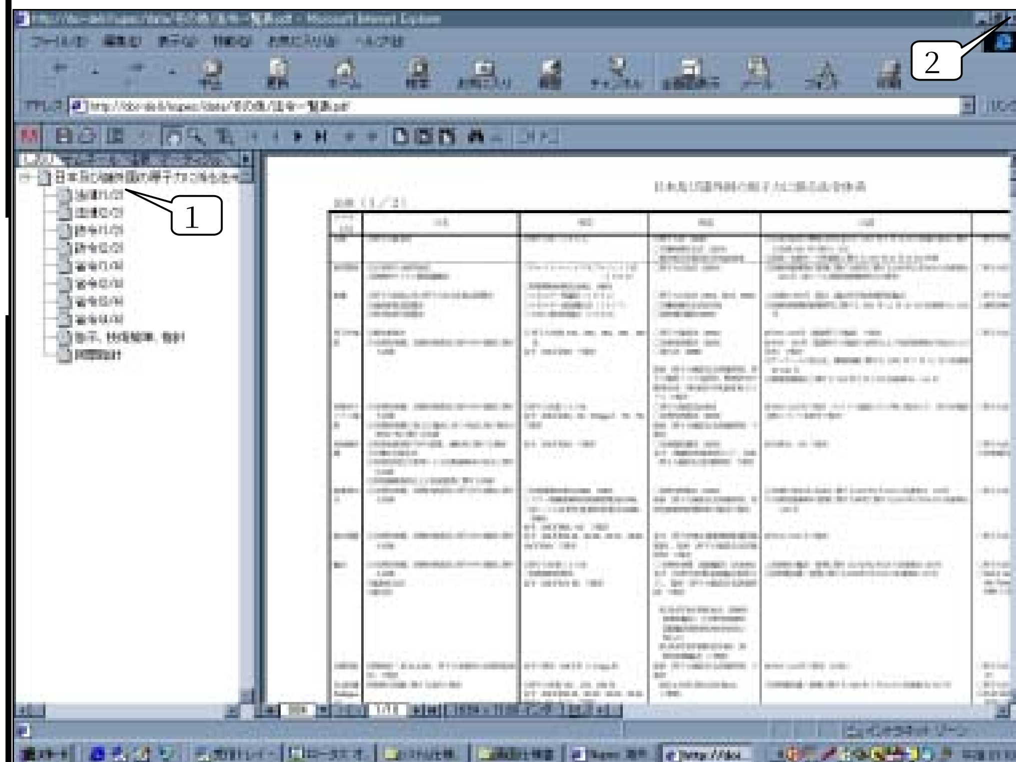


＜画面構成＞

1：該当する原文を表示します。
2：該当する目次を表示します。(別 - 6)
3：検索結果画面に戻ります。
（別 - 5 のキーワード検索結果画面に戻ります。）

海外法令データベース検索システム
（Web 画面）

2．４法令一覧表

［ 概 要 ］ 法令一覧表 PDF ファイルを Adobe Acrobat Reader で開く。	＜ 環境 ＞ ・ Internet Explorer 4.0 以上が動作可能であること。 ・ Adobe Acrobat Reader 4.0 以上が動作可能であること。 ＜起動手法＞ ・ メインメニュー画面の［法令一覧表］クリックする。
［ 画面］ 	＜画面構成＞ 1：該当する法令一覧のページを表示します。 2：法令一覧表示を終了し、メインメニュー画面に戻ります。

海外法令データベース検索システム
（Web 画面）

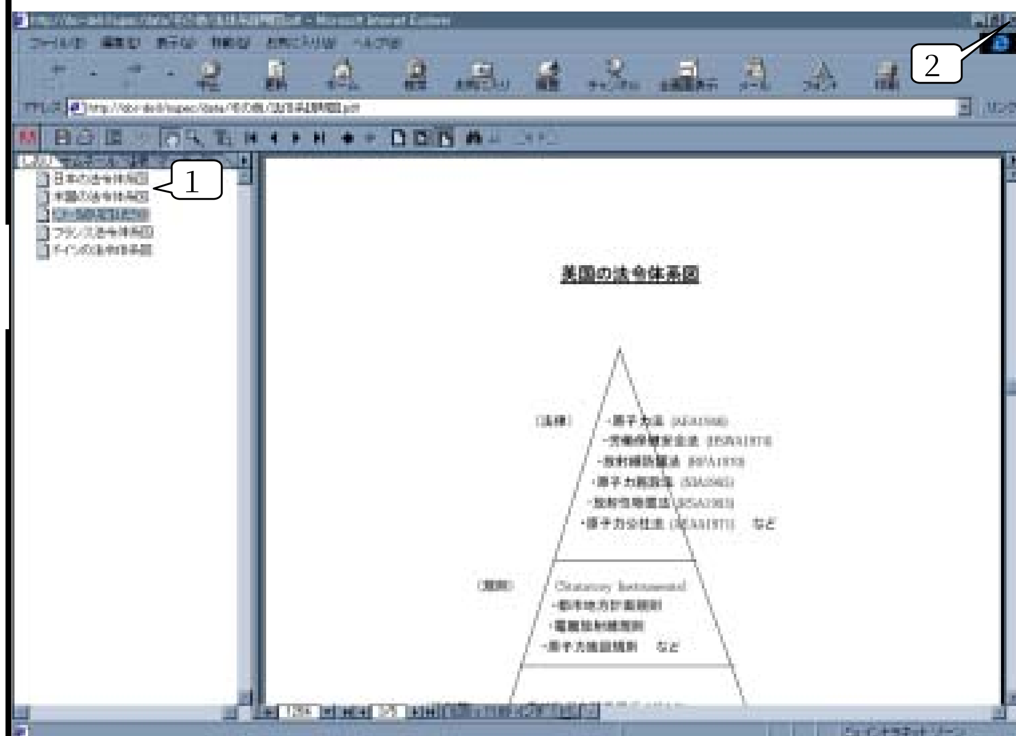
２．５法体系説明図

［ 概　要 ］
法体系説明図 PDF ファイルを Adobe Acrobat Reader で開く。

＜ 環境 ＞ ・ Internet Explorer 4.0 以上が動作可能であること。
・ Adobe Acrobat Reader 4.0 以上が動作可能であること。

＜起動手法＞ ・ メインメニュー画面の［法体系説明図］をクリックする。

［ 画面］



＜画面構成＞

1：該当する国の法令体系図を表示します。
2：メインメニュー画面に戻ります。

海外法令データベース検索システム
（Web 画面）

2．6許認可手続き手順

［ 概　要 ］ 許認可手続き手順 PDF ファイルを Adobe Acrobat Reader で開く。	＜ 環境 ＞ ・ Internet Explorer 4.0 以上が動作可能であること。 ・ Adobe Acrobat Reader 4.0 以上が動作可能であること。 ＜起動手法＞ ・ メインメニュー画面の［許認可手続き手順］をクリックする。
［ 画面］  	＜画面構成＞ 1：該当する国の組織図又は、許認可手続き図を表示します。 2：メインメニューに戻ります。

海外法令データベース検索システム
（メンテナンス画面）

３．メンテナンス画面
３．１メインメニュー画面

［ 概　要 ］
NUPEC 管理者のユーザ ID とパスワードをチェックする。

＜　環境　＞　・
・　Adobe Acrobat Reader 4.0 以上が動作可能であること。

＜起動手法＞　・　データベースメンテナンスプログラムを起動する。

［ 画面］

＜画面構成＞
１：ユーザ ID を入力する。
２：パスワードを入力する。
３：入力したユーザが NUPEC 管理者なのかをチェックし、メンテナンス操作を可能にする。
４：データベースメンテナンスプログラムを終了する。

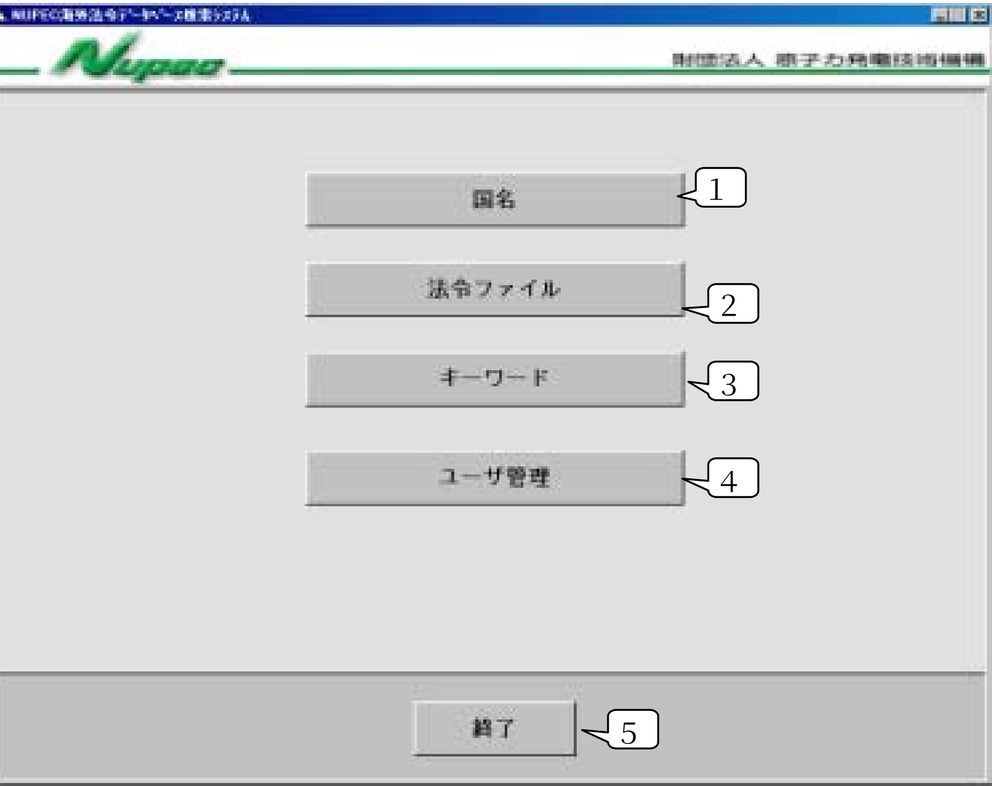
海外法令データベース検索システム
（メンテナンス画面）

［ 概 要 ］
データベースメンテナンスの各機能を起動するためのメニュー画面。

＜ 環境 ＞ ・
・ Adobe Acrobat Reader 4.0 以上が動作可能であること。

＜起動手法＞ ・ ユーザチェック画面の「OK」ボタンをクリックする。

［ 画面］



＜画面構成＞
1：国名メンテナンス画面へ移行する。
2：法令ファイルメンテナンス画面へ移行する。
3：キーワードメンテナンス画面へ移行する。
4：報告書メンテナンス画面へ移行する。
5：データベースメンテナンスプログラムを終了する。

海外法令データベース検索システム
（メンテナンス画面）

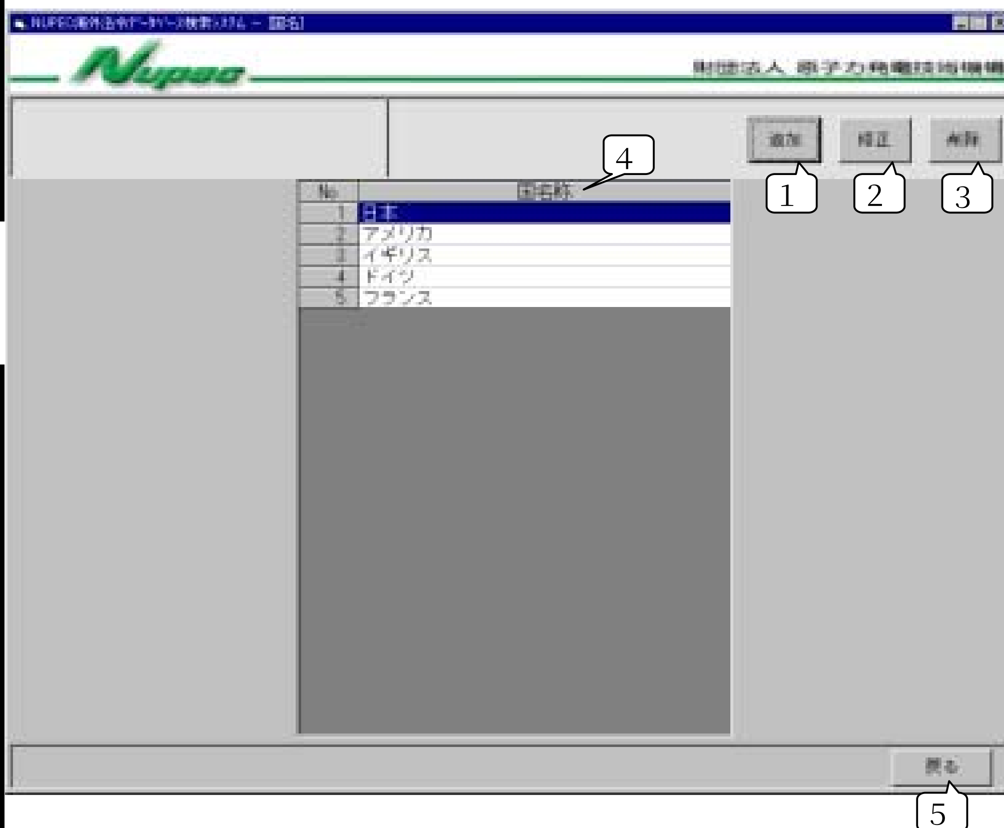
３．２国名メンテナンス画面

［ 概　要 ］
国名の追加・修正・削除を行う。

＜　環境　＞　・
・　Adobe Acrobat Reader 4.0 以上が動作可能であること。

＜起動手法＞　・　メインメニューの「国名」ボタンをクリックする。

［ 画面］

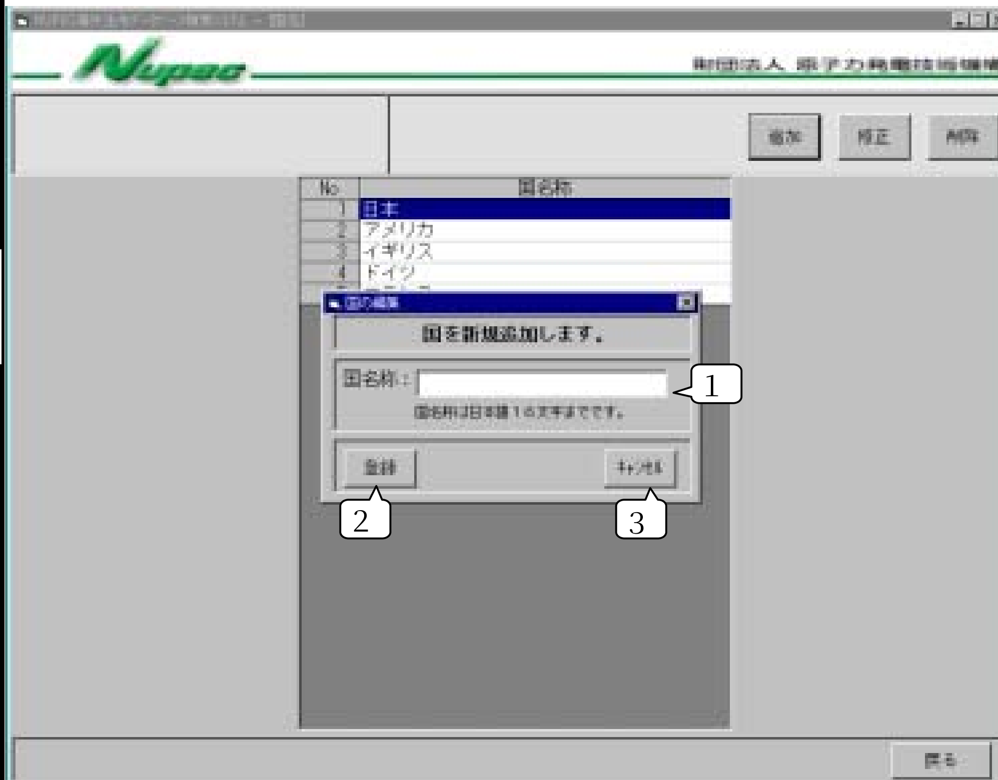


＜画面構成＞
1：国名の追加画面を表示する。
2：国名の修正画面を表示する。
3：国名の削除画面を表示する。
4：現在登録されている国を一覧表示する。
5：メインメニュー画面へ戻る。

海外法令データベース検索システム
（メンテナンス画面）

[概　要]	＜　環境　＞　・
国名の追加を行う。	・　Adobe Acrobat Reader 4.0 以上が動作可能であること。
	＜起動手法＞　・　国名メンテナンス画面の「追加」ボタンをクリックする。

[画面]



＜画面構成＞
1：国名を入力する。
2：入力した国名を登録し、本画面を終了する。
3：本画面を終了する。

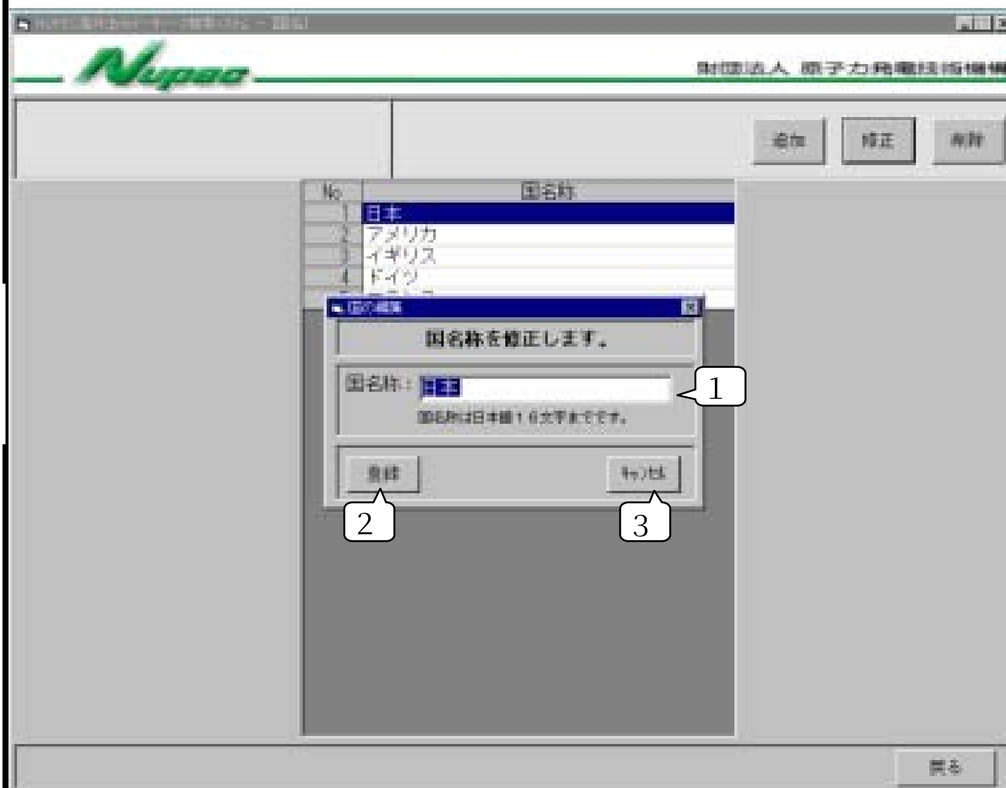
海外法令データベース検索システム
（メンテナンス画面）

［ 概　要 ］
国名の修正を行う。

＜ 環境 ＞ ・
・ Adobe Acrobat Reader 4.0 以上が動作可能であること。

＜起動手法＞ ・ 国名メンテナンス画面の「修正」ボタンをクリックする。

［ 画面］



＜画面構成＞
1：国名を修正する。
2：修正した国名を登録し、本画面を終了する。
3：本画面を終了する。

海外法令データベース検索システム
（メンテナンス画面）

［ 概　要 ］

国名の削除を行う。

＜ 環境 ＞

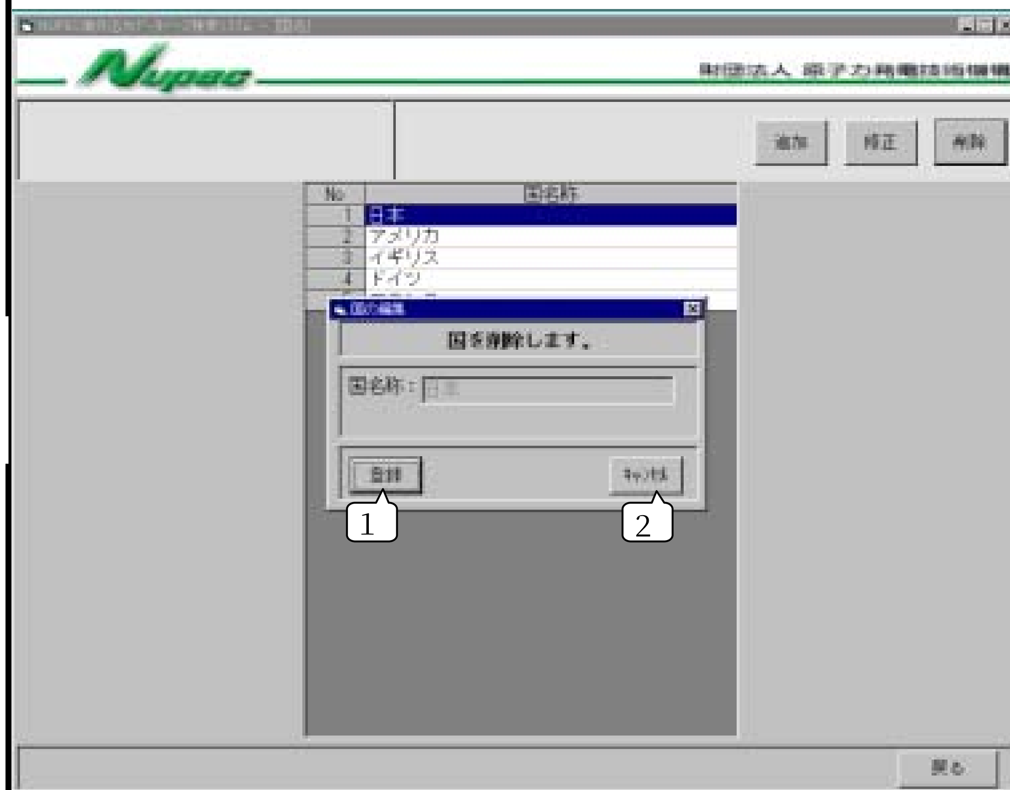
・

・ Adobe Acrobat Reader 4.0 以上が動作可能であること。

＜起動手法＞

・ 国名メンテナンス画面の「削除」ボタンをクリックする。

［ 画面］



＜画面構成＞

1：表示されている国名を削除し、本画面を終了する。

2：本画面を終了する。

海外法令データベース検索システム
（メンテナンス画面）

３．３法令ファイルメンテナンス画面

［　概　　要　］
法令ファイルの追加・修正・削除を行う。

＜　環境　＞　・
・　Adobe Acrobat Reader 4.0 以上が動作可能であること。

＜起動手法＞　・　メインメニューの「法令ファイル」ボタンをクリックする。

［　画面］

＜画面構成＞
1：国名を選択する。
2：現在選択している法令ファイル（PDF ファイル）を開く。
3：法令ファイルの追加画面を表示する。
4：法令ファイルの修正画面を表示する。
5：法令ファイルの削除画面を表示する。
6：現在選択している法令ファイルの項目名を表示する。
7：現在選択している法令ファイルの PDF ファイル名を表示する。
8：現在登録されている法令ファイルの項目名を一覧表示する。
9：現在登録されている法令ファイルのファイル名を一覧表示する。
10：法令ファイルに関連付けされたキーワード（大分類）を一覧表示する。
11：法令ファイルに関連付けされたキーワード（中分類）を一覧表示する。
12：法令ファイルに関連付けされたキーワード（小分類）を一覧表示する。
13：メインメニュー画面へ戻る。

海外法令データベース検索システム
（メンテナンス画面）

［ 概　要 ］
法令ファイルの追加及びキーワードの関連付けを行う。

＜ 環境 ＞ ・
・ Adobe Acrobat Reader 4.0 以上が動作可能であること。

＜起動手法＞ ・ 法令ファイルメンテナンス画面の「追加」ボタンをクリックする。

［ 画面 ］

［日本］の法令ファイル及び関連キーワードを新規追加します。

項目名称：
PDFファイル名：
項目名称及びPDFファイル名は、英数字の場合１２０文字まで、日本語の場合６０文字までです。

分類キーワード一覧

大分類	中分類	小分類
全般	－	－
研究開発	－	－
組織	－	－
原子炉施設	立地	－
	公聴会	－
	設計	自然現象
		炉心
		燃料
		工学的安全設備（ECCS,C/V）
		原子炉冷却材圧力バウンダリ

追加 ∨　削除 ∧

所属分類キーワード

大分類	中分類	小分類

登録　キャンセル

＜画面構成＞
1：法令ファイルの項目名称を入力する。
2：法令ファイルの PDF ファイル名を入力する。
3：キーワードの一覧を表示する（選択元）。
4：関連付けされたキーワードの一覧を表示する。（選択先）
5：選択元の現在選択しているキーワードを選択先へ追加する。
6：選択先の現在選択しているキーワードを削除する。
7：入力した法令ファイルの項目名、PDF ファイル名及び関連付けされたキーワードを登録し、本画面を終了する。
8：本画面を終了する。

海外法令データベース検索システム
（メンテナンス画面）

[概　要]	＜　環境　＞　・
法令ファイルの修正及びキーワードの再関連付けを行う。	・　Adobe Acrobat Reader 4.0 以上が動作可能であること。
	＜起動手法＞　・　法令ファイルメンテナンス画面の「修正」ボタンをクリックする。

[画面]

＜画面構成＞

1：法令ファイルの項目名称を修正する。
2：法令ファイルの PDF ﾌｧｲﾙ名を修正する。
3：キーワードの一覧を表示する（選択元）。
4：関連付けされたキーワードの一覧を表示する。（選択先）
5：選択元の現在選択しているキーワードを選択先へ追加する。
6：選択先の現在選択しているキーワードを削除する。
7：入力した法令ファイルの項目名、PDF ファイル名及び関連付けされたキーワードを登録し、本画面を終了する。
8：本画面を終了する。

海外法令データベース検索システム
（メンテナンス画面）

[概　要]	<　環境　>　・
法令の削除及びキーワードの再関連付けの解除を行う。	・　Adobe Acrobat Reader 4.0 以上が動作可能であること。
	<起動手法>　・　法令ファイルメンテナンス画面の「削除」ボタンをクリックする。
[画面]	<画面構成>
	1：表示されている法令ファイルを削除及び関連付けされているキーワードを解除し、本画面を終了する。
	2：本画面を終了する。

[日本]の法令ファイル及び関連キーワードを削除します。

項目名称：

PDFファイル名：

分類キーワード一覧

所属分類キーワード

登録

キャンセル

1

2

別―21

海外法令データベース検索システム
（メンテナンス画面）

３．４キーワードメンテナンス画面

［ 概　要 ］
キーワードの追加・修正・削除を行う。

＜　環境　＞
・
・　Adobe Acrobat Reader 4.0 以上が動作可能であること。

＜起動手法＞　・　メインメニューの「キーワード」ボタンをクリックする。

［ 画面］

＜画面構成＞
1：登録分類（大分類、中分類、小分類）を選択する。
2：選択した分類のキーワード追加画面を表示する。
3：選択した分類のキーワード修正画面を表示する。
4：選択した分類のキーワード削除画面を表示する。
5：現在登録されているキーワー（大分類）を一覧表示する。
6：現在登録されているキーワー（中分類）を一覧表示する。
7：現在登録されているキーワー（小分類）を一覧表示する。
8：メインメニュー画面へ戻る。

海外法令データベース検索システム
（メンテナンス画面）

［ 概　要 ］
キーワード（大分類）の追加を行う。

＜ 環境 ＞ ・
・ Adobe Acrobat Reader 4.0 以上が動作可能であること。

＜起動手法＞ ・ キーワードメンテナンス画面の登録分類を大分類に選択肢、「追加」ボタンをクリックする。

［ 画面］

＜画面構成＞
1：キーワード（大分類）を入力する。
2：キーワード（中分類）は、「－」を固定表示する。
3：キーワード（小分類）は、「－」を固定表示する。
4：入力及び表示されているキーワードを登録し、本画面を終了する。
5：本画面を終了する。

＊）登録時、中、小分類は、「－」として登録されるので、中、小分類は後で修正を行う。

海外法令データベース検索システム
（メンテナンス画面）

［ 概　要 ］
キーワード（大分類）の修正を行う。

＜ 環境 ＞ ・
・ Adobe Acrobat Reader 4.0 以上が動作可能であること。

＜起動手法＞ ・ キーワードメンテナンス画面の登録分類を大分類に選択肢、「修正」ボタンをクリックする。

［ 画面 ］

＜画面構成＞
1：キーワード（大分類）を修正する。
2：修正したキーワード（大分類）を登録し、本画面を終了する。
3：本画面を終了する。

海外法令データベース検索システム
（メンテナンス画面）

［ 概 要 ］

キーワード（大分類）の削除を行う。

＜ 環境 ＞ ・

・ Adobe Acrobat Reader 4.0 以上が動作可能であること。

＜起動手法＞ ・ キーワードメンテナンス画面の登録分類を大分類に選択肢、「削除」ボタンをクリックする。

［ 画面 ］

財団法人 原子力発電技術機構

登録分類： 大分類 中分類 小分類

追加 修正 削除

No	大分類名称	中分類名称	小分類名称
1	全般	−	−
2	研究開発	−	−
3	組織		
4	原子炉		
18			その他
19		運転	運転許可
20			保安規定
21			運転責任者（運転員）
22			定期検査
23			溶接検査（運転）
24			燃料検査
25			輸入燃料体検査

キーワードの編集

キーワード（大分類）を削除します。
なお、所属する中分類及び小分類も削除します。

大分類：全般

登録 キャンセル

1 2

戻る

＜画面構成＞

1：表示されているキーワード（大分類）を削除し、本画面を終了する。

2：本画面を終了する。

＊）大分類を削除した場合、所属する中、小分類もすべて削除される。

海外法令データベース検索システム
（メンテナンス画面）

[概　要]
キーワード（中分類）の追加を行う。

＜ 環境 ＞ ・
・ Adobe Acrobat Reader 4.0 以上が動作可能であること。

＜起動手法＞ ・ キーワードメンテナンス画面の登録分類を中分類に選択肢、「追加」ボタンをクリックする。

[画面]

＜画面構成＞
1：所属するキーワード（大分類）を表示する。
2：キーワード（中分類）を入力する。
3：キーワード（小分類）は、「－」を固定表示する。
4：入力及び表示されているキーワードを登録し、本画面を終了する。
5：本画面を終了する。

＊）登録時、小分類は、「－」として登録されるので、小分類は後で修正を行う。

海外法令データベース検索システム
（メンテナンス画面）

[概　要]
キーワード（中分類）の修正を行う。

＜ 環境 ＞ ・
・ Adobe Acrobat Reader 4.0 以上が動作可能であること。

＜起動手法＞ ・ キーワードメンテナンス画面の登録分類を中分類に選択肢、「修正」ボタンをクリックする。

[画面]

＜画面構成＞
1：所属するキーワード（大分類）を表示する。
2：キーワード（中分類）を修正する。
3：修正したキーワード（中分類）を登録し、本画面を終了する。
4：本画面を終了する。

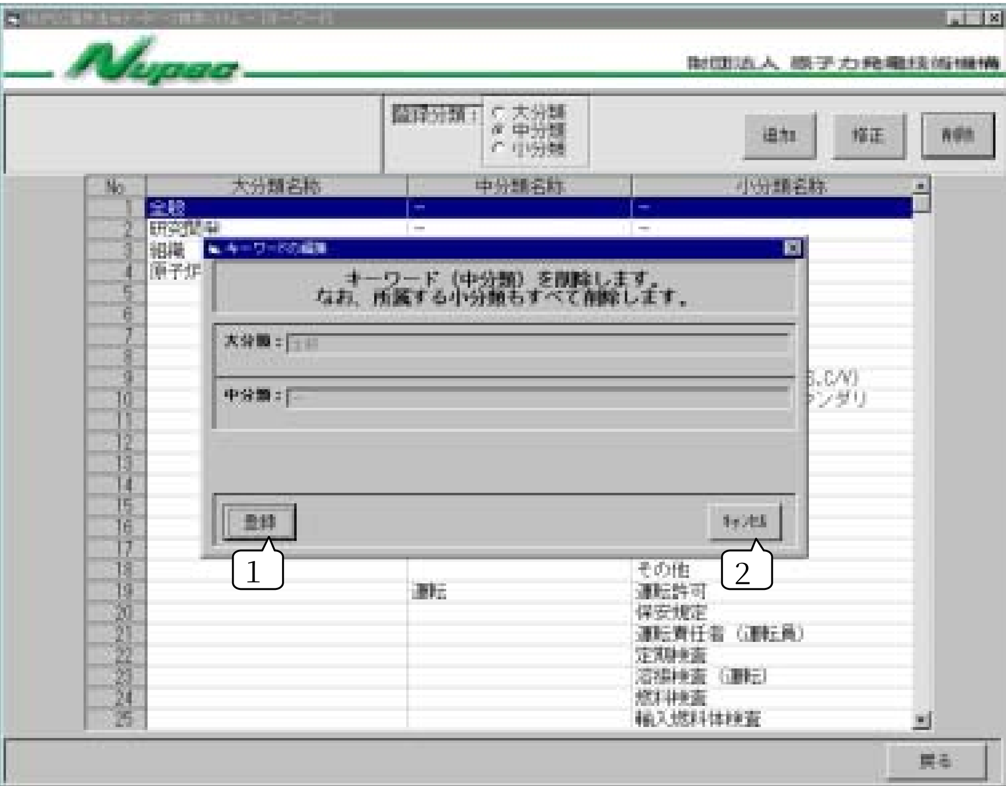
海外法令データベース検索システム
（メンテナンス画面）

[概　要]
キーワード（中分類）の削除を行う。

＜ 環境 ＞ ・
・ Adobe Acrobat Reader 4.0 以上が動作可能であること。

＜起動手法＞ ・ キーワードメンテナンス画面の登録分類を中分類に選択肢、「削除」ボタンをクリックする。

[画面]



＜画面構成＞
1：表示されているキーワード（中分類）を削除し、本画面を終了する。
2：本画面を終了する。

＊）中分類を削除した場合、所属する小分類もすべて削除される。

海外法令データベース検索システム
（メンテナンス画面）

[概　要] キーワード（小分類）の追加を行う。	＜　環境　＞　・ ・　Adobe Acrobat Reader 4.0 以上が動作可能であること。 ＜起動手法＞　・　キーワードメンテナンス画面の登録分類を小分類に選択肢、「追加」ボタンをクリックする。
[画面]	＜画面構成＞ 1：所属するキーワード（大分類）を表示する。 2：所属するキーワード（中分類）を表示する。 3：キーワード（小分類）を入力する。 4：入力及び表示されているキーワードを登録し、本画面を終了する。 5：本画面を終了する。

海外法令データベース検索システム
（メンテナンス画面）

[概　要]

キーワード（小分類）の修正を行う。

＜　環境　＞

・Adobe Acrobat Reader 4.0 以上が動作可能であること。

＜起動手法＞

・キーワードメンテナンス画面の登録分類を小分類に選択肢、「修正」ボタンをクリックする。

[画面]

＜画面構成＞

1：所属するキーワード（大分類）を表示する。
2：所属するキーワード（中分類）を表示する。
3：キーワード（小分類）を修正する。
4：修正したキーワード（中分類）を登録し、本画面を終了する。
5：本画面を終了する。

海外法令データベース検索システム
（メンテナンス画面）

[概　要]	＜　環境　＞
キーワード（小分類）の削除を行う。	・ ・ Adobe Acrobat Reader 4.0 以上が動作可能であること。
	＜起動手法＞ ・ キーワードメンテナンス画面の登録分類を小分類に選択肢、「削除」ボタンをクリックする。
[画面]	＜画面構成＞ 1：表示されているキーワード（小分類）を削除し、本画面を終了する。 2：本画面を終了する。

海外法令データベース検索システム
（メンテナンス画面）

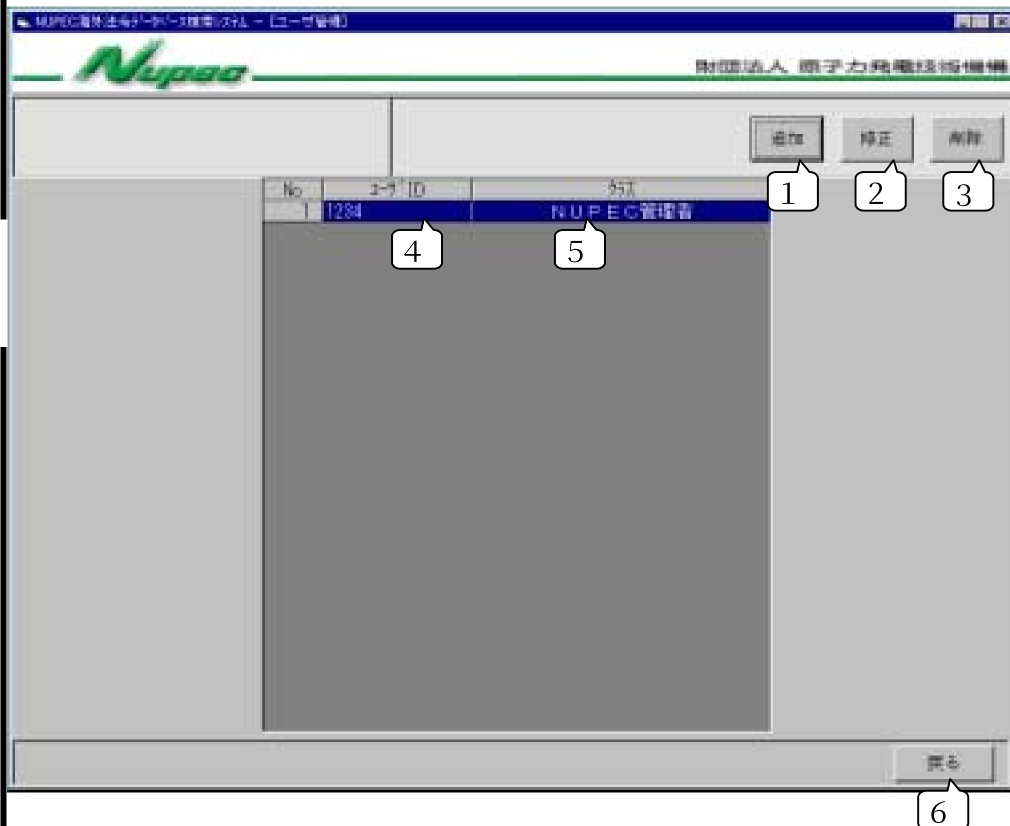
3．5ユーザ管理メンテナンス画面

［ 概　要 ］
ユーザの追加・修正・削除を行う。

＜ 環境 ＞ ・
・ Adobe Acrobat Reader 4.0 以上が動作可能であること。

＜起動手法＞ ・ メインメニューの「ユーザ管理」ボタンをクリックする。

［ 画面］



＜画面構成＞
1：ユーザの追加画面を表示する。
2：ユーザの修正画面を表示する。
3：ユーザの削除画面を表示する。
4：現在登録されているユーザの ID を一覧表示する。
5：現在登録されているユーザのクラスを一覧表示する。
6：メインメニュー画面へ戻る。

海外法令データベース検索システム
（メンテナンス画面）

[概　要]

ユーザの追加を行う。

＜ 環境 ＞

・

・ Adobe Acrobat Reader 4.0 以上が動作可能であること。

＜起動手法＞

・ ユーザ管理メンテナンス画面の「追加」ボタンをクリックする。

[画面]

＜画面構成＞

1：ユーザの ID を入力する。
2：ユーザのパスワードを入力する。
3：パスワードの確認のため、同一パスワードを入力する。
4：ユーザのクラスを選択する。
5：入力したユーザを登録し、本画面を終了する。
6：本画面を終了する。

海外法令データベース検索システム
（メンテナンス画面）

[概　要]

ユーザの修正を行う。

＜ 環境 ＞

・ Adobe Acrobat Reader 4.0 以上が動作可能であること。

＜起動手法＞

・ ユーザ管理メンテナンス画面の「修正」ボタンをクリックする。

[画面]

＜画面構成＞

1：ユーザの ID を修正する。

2：ユーザのパスワードを修正する。

3：パスワードの確認のため、同一パスワードを入力する。

4：ユーザのクラスを選択する。

7：修正したユーザを登録し、本画面を終了する。

8：本画面を終了する。

海外法令データベース検索システム
（メンテナンス画面）

[概　要]

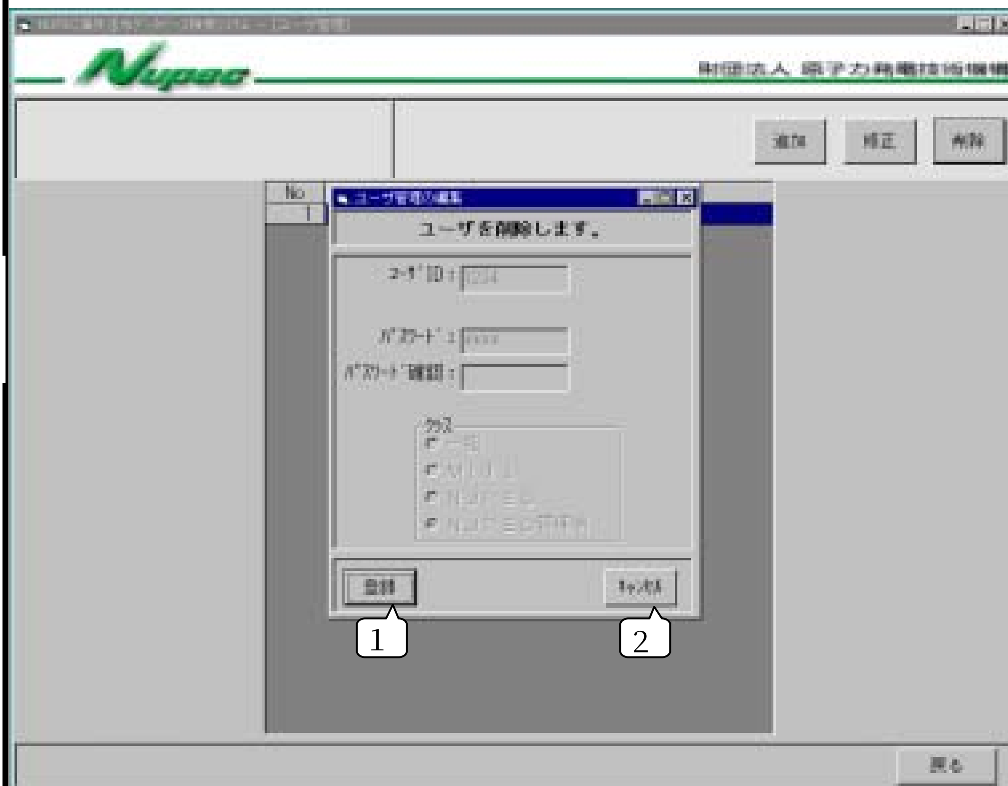
ユーザの削除を行う。

＜ 環境 ＞ ・

・ Adobe Acrobat Reader 4.0 以上が動作可能であること。

＜起動手法＞ ・ ユーザ管理メンテナンス画面の「削除」ボタンをクリックする。

[画面]

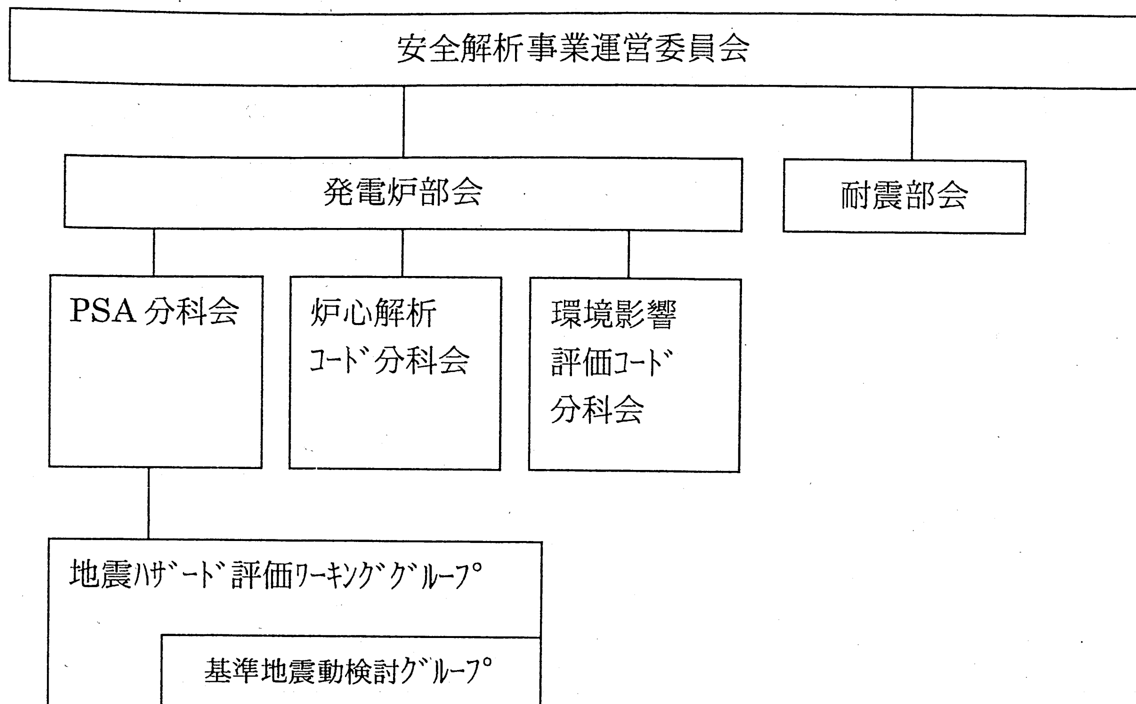


＜画面構成＞

1：表示されているユーザを削除し、本画面を終了する。

2：本画面を終了する。

平成 12 年度　安全解析所事業の実施体制



平成 12 年度委員会実施状況

○安全解析事業運営委員会

第 42 回安全解析事業運営委員会	平成 12 年 6 月 15 日
第 43 回安全解析事業運営委員会	平成 13 年 3 月 14 日

○発電炉部会

第 47 回発電炉部会	平成 12 年 5 月 30 日
第 48 回発電炉部会	平成 13 年 3 月 12 日

○耐震部会

第 40 回耐震部会	平成 12 年 6 月 8 日
第 41 回耐震部会	平成 13 年 3 月 9 日

○ＰＳＡ分科会

第 36 回ＰＳＡ分科会	平成 12 年 7 月 7 日
第 37 回ＰＳＡ分科会	平成 12 年 12 月 15 日
第 38 回ＰＳＡ分科会	平成 13 年 2 月 16 日

○地震ﾊｻﾞｰﾄﾞ評価ﾜｰｷﾝｸﾞｸﾞﾙｰﾌﾟ

第 23 回地震ﾊｻﾞｰﾄﾞ評価ﾜｰｷﾝｸﾞｸﾞﾙｰﾌﾟ	平成 12 年 8 月 2 日
第 1 回基準地震動検討ｸﾞﾙｰﾌﾟ	平成 12 年 9 月 7 日
第 24 回地震ﾊｻﾞｰﾄﾞ評価ﾜｰｷﾝｸﾞｸﾞﾙｰﾌﾟ	平成 12 年 10 月 17 日
第 2 回基準地震動検討ｸﾞﾙｰﾌﾟ	平成 12 年 11 月 9 日
第 25 回地震ﾊｻﾞｰﾄﾞ評価ﾜｰｷﾝｸﾞｸﾞﾙｰﾌﾟ	平成 12 年 12 月 14 日
第 3 回基準地震動検討ｸﾞﾙｰﾌﾟ	平成 13 年 1 月 23 日
専門家間の討議	平成 13 年 2 月 1 日
第 26 回地震ﾊｻﾞｰﾄﾞ評価ﾜｰｷﾝｸﾞｸﾞﾙｰﾌﾟ	平成 13 年 2 月 27 日
第 4 回基準地震動検討ｸﾞﾙｰﾌﾟ	平成 13 年 3 月 16 日

○炉心解析ｺｰﾄﾞ分科会

第 1 回炉心解析ｺｰﾄﾞ分科会	平成 12 年 8 月 23 日
第 2 回炉心解析ｺｰﾄﾞ分科会	平成 12 年 10 月 3 日
第 3 回炉心解析ｺｰﾄﾞ分科会	平成 12 年 11 月 2 日
第 4 回炉心解析ｺｰﾄﾞ分科会	平成 12 年 12 月 11 日
第 5 回炉心解析ｺｰﾄﾞ分科会	平成 13 年 2 月 27 日

○環境影響評価ｺｰﾄﾞ分科会

第 1 回環境影響評価ｺｰﾄﾞ分科会	平成 12 年 10 月 25 日
第 2 回環境影響評価ｺｰﾄﾞ分科会	平成 12 年 11 月 17 日
第 3 回環境影響評価ｺｰﾄﾞ分科会	平成 12 年 12 月 27 日
第 4 回環境影響評価ｺｰﾄﾞ分科会	平成 13 年 3 月 8 日

安全解析事業運営委員会

委員長	近藤　駿介	東京大学大学院	工学系研究科　システム量子工学専攻教授
委　員	青山　博之	東京大学	名誉教授
委　員	岡　　芳明	東京大学大学院	工学系研究科附属原子力工学研究施設 文部教官教授
委　員	柴田　明徳	東北文化学園大学	科学技術部　環境計画工学科教授
委　員	宮崎　慶次	滋賀職業能力開発短期大学校　校長	
委　員	吉川　榮和	京都大学大学院	エネルギー科学研究科教授
委　員	齋藤　伸三 （平成12.6まで）	日本原子力研究所	理事・東海研究所　所長
委　員	早田　邦久 （平成12.10から）	日本原子力研究所	東海研究所　副所長
委　員	朝田　泰英	（財）電力中央研究所	狛江研究所　研究顧問
委　員	三村　昌弘	（財）電力中央研究所	ヒューマンファクター研究センター所長
委　員	柴　公倫 （平成12.9まで）	核燃料ｻｲｸﾙ開発機構	特任参事
委　員	大森　勝良 （平成12.10から）	核燃料ｻｲｸﾙ開発機構	特任参事
委　員	辻野　毅	（財）核物質管理ｾﾝﾀｰ	理事・東海保障措置センター所長
委　員	矢川　元基 （平成12.12から）	東京大学大学院	工学系研究科　システム量子工学専攻教授

安全解析事業運営委員会

発電炉部会

部会長	岡　芳明	東京大学大学院	工学系研究科附属　原子力工学研究施設 文部教官教授
委　員	近藤　駿介	東京大学大学院	工学系研究科　システム量子工学専攻教授
委　員	斎藤　孝基	明星大学	理工学部教授
委　員	阿部　清治 （平成13.2まで）	日本原子力研究所	東海研究所　原子炉安全工学部　部長
委　員	石島　清見 （平成13.3から）	日本原子力研究所	東海研究所　原子炉安全工学部 原子炉安全工学部　次長
委　員	安濃田　良成	日本原子力研究所	東海研究所　原子炉安全工学部 熱水力安全研究室長
委　員	藤城　俊夫 （平成13.3から）	（財）高度情報科学技術研究機構	専務理事
委　員	池本　一郎	（財）電力中央研究所	狛江研究所　副所長
委　員	三村　昌弘 （平成13.2まで）	（財）電力中央研究所	ヒューマンファクター研究センター所長
委　員	松村　哲夫 （平成13.3から）	（財）電力中央研究所	原子力システム部部長・上席研究員
委　員	矢作　公利 （平成12.7まで）	東京電力（株）	原子力技術部安全ｸﾞﾙｰﾌﾟﾏﾈｰｼﾞｬｰ　課長
委　員	田中　治邦 （平成12.7から）	東京電力（株）	原子力技術部技術統括ｸﾞﾙｰﾌﾟﾏﾈｰｼﾞｬｰ 副部長
委　員	天野　正義	中部電力（株）	原子力計画部　計画グループ　部長
委　員	堀川　義彦 （平成12.8まで）	関西電力（株）	原子力・火力本部　副部長
委　員	森本　研次 （平成12.8から）	関西電力（株）	原子力事業本部　安全技術グループ チーフマネージャー
委　員	野本　健二 （平成12.8まで）	日本原子力発電（株）	発電技術部　安全グループマネージャー
委　員	近藤　敬介 （平成12.8から）	日本原子力発電（株）	安全グループマネージャー
委　員	小島　章	（株）東芝	原子力プラント計画部部長
委　員	山下　淳一	（株）日立製作所	電力・電機グループ　原子力事業部 主管技師長
委　員	澤田　隆	三菱重工業（株）	原子力事業本部　原子力技術センター 原子炉・安全技術部　部長

安全解析事業運営委員会

耐震部会

部会長	柴田　明徳	東北文化学園大学	科学技術学部　環境計画工学科教授
委　員	岡村　甫	高知工科大学	副学長
委　員	西川　孝夫	東京都立大学大学院	工学研究科　建築学専攻教授
委　員	岡村　弘之	東京理科大学	理工学部　機械工学科教授
委　員	原　文雄	東京理科大学	工学部　機械工学科教授
委　員	篠崎　祐三	東京理科大学	工学部　建築学科教授
委　員	箕輪　親宏	文部科学省	防災科学技術研究所流動研究官
委　員	平田　和太	（財）電力中央研究所	我孫子研究所　地盤耐震部上席研究員
委　員	野田　静男	東京電力（株）	原子力技術部　建築グループ 課長
委　員	久野　通也	中部電力（株）	土木建築部　原子力土建ｸﾞﾙｰﾌﾟ（建築）課長
委　員	松本　眞一	関西電力（株）	土木建築室　原子力地盤・耐震チーム 副長
委　員	加藤　宗明 （平成12.10まで）	日本原子力発電（株）	理事
委　員	田辺　公 （平成12.10から）	日本原子力発電（株）	開発計画室　耐震担当部長
委　員	平井　武	電源開発（株）	原子力部　建築ｸﾞﾙｰﾌﾟ　建築ｸﾞﾙｰﾌﾟﾘｰﾀﾞｰ （副部長）
委　員	高松　直丘	（株）東芝	原子力ﾌﾟﾗﾝﾄ設計部　ﾌﾟﾗﾝﾄ耐震総合技術担当課長
委　員	稲垣　政勝	（株）日立製作所	電力・電機ｸﾞﾙｰﾌﾟ　原子力事業部　原子力本部 主任技師
委　員	田中　和夫	三菱重工業（株）	原子力技術センター 軽水炉ﾌﾟﾗﾝﾄ技術部ﾌﾟﾗﾝﾄ配置計画課主務
委　員	伊庭　力	（株）大林組	原子力本部　技術部長
委　員	水野　淳	鹿島建設（株）	建設総事業本部原子力室　原子力設計部　副部長
委　員	渡辺　孝英	清水建設（株）	和泉研究室室長
委　員	萩尾　堅治	大成建設（株）	エンジニアリング本部　原子力部 シニアエンジニア
委　員	上田　眞稔 （平成12.6まで）	（株）竹中工務店	技術研究部　副所長
委　員	難波　秀雄 （平成12.6から）	（株）竹中工務店	原子力・火力本部　技術課長

安全解析事業運営委員会
発電炉部会
ＰＳＡ分科会

主　査	近藤　駿介	東京大学大学院	工学系研究科教授
委　員	亀田　弘行	京都大学	防災研究所教授
委　員	入倉　孝次郎	京都大学	防災研究所教授
委　員	衣笠　善博	東京工業大学大学院	総合理工学研究科教授
委　員	島崎　邦彦	東京大学	地震研究所教授
委　員	神田　順	東京大学大学院	新領域創成科学研究科環境学専攻　教授
委　員	翠川　三郎	東京工業大学大学院	総合理工学研究科教授
委　員	石田　瑞穂 （平成 12.7 まで）	科学技術庁	防災科学技術研究所 総括地球科学技術研究官
委　員	堀内　茂木 （平成 12.7 から）	文部科学省	防災科学技術研究所 地圏地球科学技術研究部　部長
委　員	橋本　和一郎 （平成 12.12 まで）	日本原子力研究所	東海研究所　原子炉安全工学部 炉心損傷安全研究室　室長
委　員	中村　秀夫 （平成 12.12 から）	日本原子力研究所	東海研究所　原子炉安全工学部 炉心損傷安全研究室　主任研究員
委　員	村松　健	日本原子力研究所	東海研究所　原子炉安全工学部 原子炉安全評価研究室　室長
委　員	蛯沢　勝三	日本原子力研究所	東海研究所　地震情報伝達研究特別チーム 主任研究員
委　員	三村　昌弘	（財）電力中央研究所	ヒューマンファクター研究センター所長
委　員	座間　俊行 （平成 12.7 まで）	東京電力（株）	原子力技術部安全グループ　副長
委　員	矢作　公利 （平成 12.7 から）	東京電力（株）	原子力技術部安全ｸﾞﾙｰﾌﾟﾏﾈｰｼﾞｬｰ　課長
委　員	成宮　祥介	関西電力（株）	原子力・火力本部　原子力安全技術課長
委　員	小島　章	（株）東芝	原子力プラント計画部 部長
委　員	山下　淳一	（株）日立製作所	電力・電機ｸﾞﾙｰﾌﾟ　原子力事業部 主管技師長
委　員	澤田　隆 （平成 12.8 まで）	三菱重工業（株）	原子力事業本部　原子力技術センター 原子炉・安全技術部　部長
委　員	藤本　春生 （平成 12.8 から）	三菱重工業（株）	原子力事業本部　原子力技術センター 原子炉・安全技術部　主席技師

安全解析事業運営委員会
発電炉部会
ＰＳＡ分科会

地震ﾊｻﾞｰﾄﾞ評価ﾜｰｷﾝｸﾞｸﾞﾙｰﾌﾟ

主　査	亀田　弘行	京都大学	防災研究所教授
委　員	近藤　駿介	東京大学大学院	工学系研究科　システム量子工学専攻教授
委　員	入倉　孝次郎	京都大学	防災研究所教授
委　員	鈴木　康弘 （平成 12.9 から）	愛知県立大学	情報科学部助教授
委　員	衣笠　善博	東京工業大学大学院	総合理工学研究科教授
委　員	石田　瑞穂 （平成 12.7 まで）	科学技術庁	防災科学技術研究所 総括地球科学技術研究官
委　員	堀内　茂木 （平成 12.7 から）	文部科学省	防災科学技術研究所 地圏地球科学技術研究部　部長
委　員	島崎　邦彦	東京大学	地震研究所教授
委　員	高田　毅士	東京大学大学院	工学系研究科　建築学専攻文部教官助教授
委　員	神田　順	東京大学大学院	新領域創成科学研究科　環境学専攻教授
委　員	翠川　三郎	東京工業大学大学院	総合理工学研究科　人間環境ｼｽﾃﾑ専攻教授
委　員	杉戸　真太 （平成 12.8 から）	岐阜大学	工学部土木工学科教授
委　員	松村　和雄 （平成 12.8 から）	鹿児島大学	工学部建築工学科教授
委　員	香川　敬生 （平成 12.9 から）	（財）地域地盤環境研究所	技術コンサルタント部 耐震防災動的グループ　リーダー
委　員	村松　健 （平成 12.8 から）	日本原子力研究所	東海研究所　原子炉安全工学部 原子炉安全評価研究室　室長
委　員	蛯沢　勝三	日本原子力研究所	東海研究所　地震情報伝達研究特別チーム 主任研究員
委　員	垣見　俊弘	元（財）原子力発電技術機構	特別顧問
委　員	加藤　宗明 （平成 12.10 まで）	日本原子力発電（株）	理事
委　員	田辺　公 （平成 12.10 から）	日本原子力発電（株）	開発計画室耐震担当　部長
委　員	野田　静男	東京電力（株）	原子力技術部　建築グループ課長
委　員	伏見　実 （平成 13.2 まで）	関西電力（株）	土木建築室　原子力地盤・耐震チーム副長
委　員	村上　洋介 （平成 13.2 から）	関西電力（株）	土木建築室　原子力建築ｸﾞﾙｰﾌﾟ　ﾏﾈｰｼﾞｬ
委　員	中川　進一郎 （平成 12.6 まで）	中部電力（株）	土木建築部　原子力土建グループ副長
委　員	尾之内　厚志 （平成 12.7 から）	中部電力（株）	土木建築部　原子力土建グループ副長

安全解析事業運営委員会
発電炉部会

炉心解析コード分科会

主　査	岡　芳明	東京大学大学院	工学系研究科附属原子力工学研究施設 文部教官　教授
委　員	井上　晃	岐阜大学	工学部　教授
委　員	久木田　豊	名古屋大学大学院	工学研究科　ｴﾈﾙｷﾞｰ理工学専攻　教授
委　員	橋本　憲吾	近畿大学	原子力研究所　助教授
委　員	藤城　俊夫	（財）高度情報科学技術研究機構　専務理事	
委　員	安濃田　良成	日本原子力研究所	原子炉安全工学部　熱水力安全研究室室長
委　員	新谷　文將	日本原子力研究所	ｴﾈﾙｷﾞｰｼｽﾃﾑ研究部　熱流体研究ｸﾞﾙｰﾌﾟ 副主任研究員
委　員	若林　利男	核燃料ｻｲｸﾙ開発機構	経営企画本部　事業計画部 ＦＢＲｻｲｸﾙｸﾞﾙｰﾌﾟ　研究主席
委　員	石川　迪夫	前　北海道大学工学部	教授
委　員	姉川　尚史	東京電力（株）	原子力技術部　炉心燃料ｸﾞﾙｰﾌﾟﾏﾈｰｼﾞｬｰ
委　員	浦田　茂	関西電力（株）	原子力事業本部　安全技術ｸﾞﾙｰﾌﾟ　ﾏﾈｰｼﾞｬ
委　員	吉田　博之	日本ﾆｭｸﾘｱ・ﾌｭｴﾙ（株）	ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ本部　技師長
委　員	藤田　茂	原子燃料工業（株）	ＢＷＲ燃料事業部　技術部　技師長
委　員	遠山　眞	三菱重工業（株）	原子力炉安全技術部　制御・保護技術課 課長

安全解析事業運営委員会
発電炉部会
環境影響評価コード分科会

主　査	藤城　俊夫	（財）高度情報科学技術研究機構　専務理事	
委　員	小佐古　敏莊	東京大学	原子力研究総合センター　助教授
委　員	秦　和夫	京都大学	工学研究科　原子核工学専攻　助教授
委　員	阿部　清治	日本原子力研究所	東海研究所　原子炉安全工学部　部長
委　員	石神　努	日本原子力研究所	東海研究所　施設影響評価研究室 主任研究員
委　員	本間　俊充	日本原子力研究所	東海研究所　原子炉安全評価研究室 副主任研究員
委　員	篠原　邦彦	核燃料サイクル開発機構	東海事業所　安全管理部長
委　員	可児　吉男	核燃料サイクル開発機構	大洗工学センター　ｼｽﾃﾑ技術開発部長